

第Ⅱ編 閣議・次官會議決定、審議會答申、民間団体建議編

昭和二〇年一月一六日

(二一) 閣議要望

厚生大臣要望事項

終戦ニ伴フ軍並ニ産業復員者海外引揚民ソノ他離職者ノ就職確保ニ関シテハ鋭意施策ヲ講ジツアルモ現在ノ如キ産業經濟並ニ国民生活ノ実情ヲ以テシテハ到底所期ノ効果ヲ挙ゲ得ザルノミナラズ此ノ儀徒ニ推移センカ民生ハ愈々逼迫頽廢シ新日本建設ノ前途ニ多大ノ障礙ヲ齎スニ至ルベキハ論ヲ俟タス仍テ政府ニ於テハ

- (一) 国民ノ生活並ニ之ガ基本タル道義生活ノ確立
- (二) 民需産業ノ自主的振興ノ促進
- (三) 戦後復興土木建築事業ノ急速実施
- (四) 農林水産開発ノ急速実施

ノ方途ヲ確立シ關係各省ヲシテ夫々ソノ所管ニ從ヒ概ネ左ニ依リ關係事業ノ急速実施ニ努メシメ以テ終戦ニ伴フ失業対策ノ遂行ヲ資セラルル様要望ス

一、内閣情報局

- (一) 国民ノ勤勞生活ノ確立特ニ勤勞意欲ノ振起並ニ之ガ基本タル道義生活ノ徹底ニ關スル輿論ノ積極的且自主的昂揚ヲ図ルコト
- (二) 各種文化、芸能事業特ニ地方文化ノ確立ヲ図ルコト

二、戦災復興院

戦災復興ノ為ノ住宅建設並ニ土木建設事業ヲ急速ニ実施スルコト

三、内務省

- (一) 河川改修上下水道等ノ公共事業ヲ急速実施スルコト
- (二) 市町村ソノ他末端行政機構ノ人的整備ヲ図ルコト

四、商工省

- (一) 民需産業ノ自主的振興ヲ促進スルコト
- (二) 水力発電工事ノ大規模ナル起工ヲ実施スルコト
- (三) 石炭増産対策ノ徹底的確立ヲ図ルコト
- (四) 廃休鉱山、工場商店ノ再開ヲ促進スルコト
- (五) 瓦斯電気等ノ公共的事業ノ振興ヲ促進スルコト

五、農林省

- (一) 農林水産ノ開發並ニ利用加工事業ノ劃期的促進ヲ急速ニ実効アラシムルコト
- (二) 農林水産關係ノ施設機具機械肥料等ノ整備増産ニ努ムルコト
- (三) 農林工事並ニ副業ノ振興ヲ図ルコト

六、運輸省

- (一) 戦災運輸施設ヲ急速復旧スルコト
- (二) 電化、複線工事港湾車輛ソノ他運輸施設ノ増強整備ヲ図ルコト
- (三) 迎送運搬機構ノ人的整備ヲ図ルコト

七、通信院

戦災通信機關ヲ急速復旧スルコト

八、文部省

- (一) 復員者補習教育施設ヲ整備スルコト
- (二) 学校修業年限ヲ旧ニ復スルコト
- (三) 国民学校義務教育年限ヲ延長スルコト

九、大藏省

- (一) 戦災専売事業ヲ急速復旧スルコト
- (二) 金融機關ノ人的整備ヲ図ルコト

一〇、ソノ他

- (一) 事業ノ復旧振興ニ要スル資金ノ融通、補償、起債及助成等ニ付テ特別ノ措置ヲ講ズルコト
- (二) 事業ノ復旧、振興ニ伴フ又ハ關係機關団体等ニ於ケル新規要員ノ採用ニツイテハ左ニ依リ措置スルコト

① 女子、高年令者、年少者ハ可及的ニ男子青壯年者ヲ以テ代替スルコト

② 新規要員ハ可及的ニ地元(庁府県)居住者ヲ以テ充ツルコト

③ 知識階級離職者ノ失業対策ニ付テハ行政整理ノ実施等ノ關係モアリ愈々困難ヲ加ウルニ至ルベキヲ以テ之ガ職業確保ノ為民間調査研究機關ノ拡充ヲ促進スルハ固ヨリ各省ニ於テ所管施設ノ人的整備強化ニ努ムル等ノ方途ヲ講ジ極力知識階級勞務者ヲ吸収スル様特段ノ措置ヲ講ズルコト

『行政二』

昭和二十二年二月九日

(二二) 中央失業対策委員会意見

失業対策として急速措置すべき事項に関する意見

- 一、失業解決ノ為メ民需産業ノ急速ナル振興ヲ図ル為メ速急採ルベキ措置
- 二、勞務者ノ勤勞意欲振起ノ為速急採ルベキ措置

三、知識階級失業対策 四、女子失業対策

序

失業ハ、必然ニ惜ラ勞力ヲ喪失スル一両失業者ヲシテ生活不安ニ陥レ、惹イテ社会不安ノ招来ヲ免レナイ、仮に、一人一ヶ月ノ平均勤勞価値ヲ百八十八円（昭和二十年十一月厚生省勞政局給与課調査ニ係ル年令三〇―三九勞務者全国平均賃金ニシテ百十二億八千万円トナル。国民総勤勞価値乃至ハ総生産価値ニ対スル、其ノ割合ノ、甚ダ、高率ノモノタルコトハ云フ迄モアルマイ。シカモ、今日ノ儘推移スルニ於テハ、失業者ノ數ハ益々増加スル。斯クシテ勤勞価値ノ喪失ノ上ニ口社会不安ニ因ル損失ヲ加算センカ、国民經濟ノ蒙ル総損失ハ蓋シ、測リ知ルベカラザル程ニ甚大ナルモノトナルノデアラウ。惟フニ、敗戦日本ニ於ケル經濟的再編成否ノ鍵ハ一ニ失業ニ依ル此ノ喪失勤勞ヲ再生産の二活カスカ、否カニ繫ツテ居ルト言ツテモ過言デアルマイ。失業対策ノ、今日、特ニ重要視セラル、所以ハ、実ニ、此処ニアルノデアアル。

而シテ、現下ノ失業ハ、従前ノ夫レノ如ク過剩生産ニ因ルモノニアラズ、現下ノ經濟ハ寧ロ反対ニ過少生産ノ間隙ノ為ニ困窮セシメラレテ居ルノデアアルガ、夫レニモ拘ラズ多數ノ失業者ヲ輩出シツ、アル所以ノモノハ要スルニ、主トシテ戦時生産ノ平和生産ヘノ切替ヘノ過渡期ニ於ケル産業ノ停頓ニ因ルモノニ他ナラナイ。既ニ原因ニ於テ異なる、等シク失業対策ト云フモ、現下ノ失業対策ガ、従前ノ夫レト異ナラザルベカラズハ贅言ヲ要シナイ。

一面ニ於テハ出来得ル限り、現下ノ多數ノ失業者ノ完全就業ヲ期シ、他面、過少生産ヲシテ、妥當ノ生産水準ニ迄昂ムベク、操業ノ停頓セル諸産業ノ再出發ト振興トヲ促進セシメルコトガ、失業対策ノ狙ヒトセラル、所デアアルガ、其ノ事ノ為ニハ、中間賠償報告ニヨル除去設備以外ノ残存生産設備ノ完全操業ヲ期サナレバナラナイ。而シテ、此ノ残存生産設備ノ有機的ナル完全操業ヲ達成スル為ニハ、各種ノ恒久的対策ノ樹立ヲ必要トスルモ、斯カル恒久的ノ失業対策ノ樹立ノ為ニハ藉スニ時日ヲ以テシナケレバナラナイ。而モ、現下ノ失業問題ノ緊急性ニハ、一日ト雖モ忽諸ニ附スベカラザルモノガアル。

応急失業対策トシテ、農地開墾、水力發電其ノ他土木建築事業ノ重要ナルことハ勿論デアアルガ、乍併、夫レト同時ニ或ハ夫レニ先行シテ停頓セル生産ノ回復乃至ハ振興ガ促進セラレナケレバナラナイ。此ノ事ハ、現下ノインフレ対策トシテモ亦極メテ緊切トセラレル。

尚、此ノ機会ニ一言附ケ加エタイノハ、産業指導理念ノ問題デアアル。確固タル指導

理念無クシテハ、如何ニ最善ノ失業対策ト雖モ、所期ノ効果ハ挙ゲ難イ。然ラバ如何ナル理念ヲ以テ失業対策ヲ一貫スル精神の原則トスルカ、曰ク、政府ト企業家ト勤勞者（知識階級者及筋肉労働者ヲ含ム）トヲ問ハズ、總ベテ經濟活動ニ従フ者ヲシテ勤勞ノ尊重スベキモノナルコト及協同心昂揚ノ必要ナルコトヲ自覺セシムコト之デアアル。

第一、民需産業振興ニ関スル一般問題

現在、我方国産業ノ振興ヲ汎ク阻害シツ、アル原因ハ、殆ド無數ニ存在スルガ、茲ニ就中最モ重要ナルモノヲ列挙スレバ、概ネ、次ノ如クデアアル

- (一) 食料ノ不足
 - (二) 石炭ノ不足
 - (三) 原料材料ノ不足
 - (四) 運輸力ノ不足
 - (五) 運輸機關ノ不信用
 - (六) 住居交通ノ不足不便
 - (七) 戦時中ニ起レル国民道義心ノ頹廢
 - (八) 勞働争議ノ簇出
 - (九) 貨幣価値ニ対スル信認ノ欠如
 - (10) 政府ノ弱体ト官僚ノ自信喪失
- 是等産業一般ノ振興ヲ阻害シツ、アル主要原因ガ同時ニ又、民需産業ノ振興防碍ノ原因タルコトハ言フ迄モナイガ、然シ、更ニ次ノ如ク民需生産業ニ特殊ナ不振原因モ相当數ヘ得ルノデアアル。
- (一) 価格政策ノ不徹底
 - (二) 統制ノ凸凹
 - (三) 政府ニ対スル生産者ノ不信用
 - (四) 民需産業ノ企業整備
 - (五) 軍需産業ノ馴致セル従業員ノ怠ノ癖
- 応急失業対策トシテ民需産業ヲ急速ニ振興セシムル為メニ、少クトモ先ヅ、以上ノ一般的諸障碍並ビニ特殊の諸障碍ヲ除去スルコトガ急務デアリ、更ニ他ニモ金融ソノ他猶ホ多クノ不振原因ヲ克服スルノ要ガアルガ、其ノ実行ニハ、極メテ細心ノ注意ガ払ハレナケレバナラナイ。而モ猶ホ我方国民性其ノ他ノ事ニ照ラシテ幾何ノ効果ヲ奏シ得ラルルカハ疑ハシク卒直ニ云ヘバ、真ノ解決ハ「時」ノ要素ノ重大性ヲ考慮ニ入レナケレバナラナイ。而シテ其ノ「時」ハ、大体、次ノ三点ニ帰着スル。

① 財政のニハ財産税等三税ニ関スル申告ガ終了シ、現在ノ極端ナル浮動購買力ガ抑制セラレ、通貨収縮ノ緒ニツイタ時（夫レハ幸ニモ近キ将来ニ迫ツテ居ル）

② 食料関係ニアツテ、今秋、国内ニ於テ本年度米ノ收穫見当ガツイタ時（此ノ時期ガ、一番明白ナ其ノ「時」デアルガ、幸ヒニシテ連合軍司令部ノ好意ニヨリ食糧ノ輸入ガ実現スルナラバ、三月デモ四月デモ此処ニ云ウ「時」ヲ意味スル）

③ 賠償問題ハ生産者ニ対スル大キナ（編注…「時」抜けか？）デアル。最近中間報告ニヨツテ、漸ク其ノ概貌ガ明ラカニサレタガ之ニ関連シテ国内ニ現存スル産業ノ種類及ビ一場ノ存廢ガ明示セラレタ時ガ、之又大キナ「時」ニ該当スル）

要スルニ民需産業ノ真ノ振興ハ時ニ俟ツニ非レバ奏功シ難イト考フルモノデアアルガ、然シ、個々ノ具体策ト云フナラバ、急速ニ次ノ諸方策ヲ実行スベキデアラウ。

第二、民需産業ノ振興ニ関スル緊急ノ問題

一、食糧ノ確保ト増産ノ問題
失業対策トシテノ食糧問題ハ、最モ基本的ノ問題ノ一ツデアアルガ、此ノ問題ハ、当面ノ食糧確保ト今後ノ食糧増産トノ二ツニ分ケテ施策セラレナケレバナライ。失業対策トシテノ食糧問題ト云ヘバ人々ニハ、直チニ、食糧増産政策、即チ農地開墾計画ニ想到セラレ勝デアアルガ、實際ニハ未開地ヲ開墾スル為ニ多数ノ失業者ヲ吸収シ得ラレルニシテモ、夫等ノ開墾労働者ヲシテ、勤勞セシムル為ニハ、先ヅ所要食糧ヲ供給スルコトガ第一ノ条件トナル。生産物ヲ獲得スル迄其ノ間、食フベキ食糧ヲ必要トシ、ソノ食糧ガ確保セラレナケレバナライ。此ノ事ハ、独リ開墾労働者ノミニ限ラズ、総ベテノ労働者ニトツテモ同様ニ重要ナ条件トセラレル。

現在ノ失業者ノ多クハ、敢ヘテ就職ニ焦慮セズ、甚ダシク勤勞意欲ニ乏シイ觀ガアルガ、之モ要スルニ食糧問題ニ帰着スル。大都会ニ就職シテモ食糧ノ保証ガ得ラレナイ。已ムナク、比較的ニ食糧ニ安全ナ田舎ニ疎開シタ儘デ居ルノガ現状デアアル。主食糧ノ供給サヘ適當ニ保証セラレラバ、失業者ノ多クガ、直チニ勤勞意欲ヲ燃エ上ラセ、民需生産ノ再出發ト振興ニ参加スルダラウコトハ、最近ノ石炭増産ノ經過ガ、十二分ニ之ヲ証明シテ居ルノデアアル。

乍併、實際ニ於テ、国全体トシテ食糧事情ニ不安ノアルノハ諸々ノ事情カラデハアルガ、主トシテ昨年ノ内地米ノ凶作ニ因ルモノニ他ナライ。従ツテ本年ノ需給關係ニ於ケル不足ハ、結局外米輸入ニ依存スルヨリ他ナインデアアル。国民生存ノ観点カラ、三百万噸ノ輸入計画ガ立テラレタノハ当然デアアルガ、更ニ失業対策トシテノ勤勞意欲昂揚ノ角度カラシテモ、コノ計画ノ完全ニシテ速急ナル遂行ガ要請セラレル。

失業対策ノ一トシテ、又、食糧自給ノ為ノ増産政策トシテ、政府ニ於テ農地ノ開墾、

開拓及土地改良等ノ事業五ヶ年計画ガ立案セラレタノハ、何人モ賛意ヲ惜シマヌ所デアラウ、唯ダ、併シテ、計画ノ内容ヲ一瞥スルニ、事業遂行ノ為、使用延人員二十億人、総経費予算七十億円トアルガ、此処ニ依リニコノ七十億円全部ヲ勞賃ニ充当スルトシテモ、延人員二十億ニテハ、平均一人一日ノ勞賃三円五十銭ニ過ギナイ。如何ニ山村ノ事ト云ツテモ、又、インフレ対策ガ若干奏功スルモノトシテモ、聊カ現状ニソグハザル感ガアルノデアアル。事業ハ中途ニシテ行詰リニ陥ルコトナキカガ懸念セラレル。須ラク再検討ヲ加エテ本計画ノ遂行ニ遺憾ナキヲ期セバナライ。

食糧問題解決ノ為ニハ、単ニ農作物ニ限ラズ、更ニ之ト併行シテ海洋魚類ノ大增獲ヲ促進スベキデアアル。現ニ一部汽船会社ガ実行シツ、アル如ク半バ失業シタル汽船会社ヲシテ、漁業ニ転向セシムルニ如クハナイ。勿論其ノ為ニハ連合軍司令部ニ対シテ遠洋漁業ノ許可ヲ得ナケレバナラマイガ、之ニ努力スルト同時ニ許可前ニ於テモ作業セシムベク、沖合漁業ニ当ラシムレバヨイ。資金トシテハ其ノ特殊預金ヲ利用セシムレバ足り、労働者トシテハ船員失業者及海軍艦船復員者ヲ採用シ、漁業技能ニ習熟シタル当業者ヲシテ之ヲ指導セシムル事ニシタイ。農地開墾ノ場合ニ比較シテ失業者ヲ就職セシムル分量ハ少イガ、然シ、早急ニ効果ヲ収メ得ラル、利益ガアルノデアアル。

二、石炭ノ増産問題
民需生産ノ振興ニトツテ、石炭ノ必要不可欠ノ基本資材タルハ、猶ホ労働者ニトツテ米ノ必要品タルコトト全ク同ジト云ツテ過言デナイ。失業対策トシテ石炭増産ノ演ズル役割モ實ニ茲ニアルノデアアル。炭鉱自体ニハ、将来ト雖モ多数ノ失業者ヲ收容スル事ハ、之ヲ期待出来ナイガ、民需産業ノ復興ノ為ノ所要石炭ガ何レノ日ニカ、ヨク充分ニ供給シ得ラル、カノ問題ハ、応急失業対策トシテ、主食糧ノ問題ト共ニ、特に重要視セラレル事トナルノデアアル。

民需産業ノ再出發ノ為ニハ、一ヶ月最少限二百万噸ノ石炭ガ必要トセラレル。之ヲ充足スル為ニハ二百万噸乃至二百五十万噸ノ出産力ヲ急速ニ回復シナケレバナライノデアツテ、其ノ遅速ハ、取不直、民需産業ノ再出發乃至ハ振興ノ遅速ヲ意味スルコトニナルノデアアル。

而モ、民需産業ガ、一度再出發ノ緒ニツクニ於テハ、一、二年ノ後二月額三百万噸乃至夫レ以上ノ石炭ガ所要セラル、ニ至ルダラウ事ガ予想セラレル。

然ラバ、如何ニシテ出炭力ノ急速回復ヲ図ルベキカ。惟ウニ、最近ノ出炭情況夫レ自体ガ実証スル如ク、其ノ為ニハ勞務、資材、輸送、經理等々生産条件ノ各々ヲ能ウ限り、良好ナル状態ニ置ク事ヲ第一義トセバナラヌコト絮説スル迄モアルマイ。従ツテ、今日ニ在ツテハ、是等ニ関スル国家ノ政策ヲ一先ヅ、優先的ニ石炭ニ集中シ、

一日モ速力ニ出炭力ノ回復ヲ図ル事ガ、応急失業対策ノ観点カラシテモ、極メテ肝要ナル措置トセラレル。

三、金融問題

民需産業ヲ急速ニ回復シ、再生産ヲ可能ナラシムル為ニハ、金融面ノ諸問題モ亦、取急ギ解決セラレナケレバナラナイ。戦災保険金、軍需会社補償金、在外資産及ビ賠償施設ニ対スル補償、等々ノ諸問題ガ、未ダニ未解決ノ儘、放擲セラレテ居ルガ、斯クテハ何レノ企業体ト雖モ、金融的ニモ操業再開ヲ期シ得ラレナイ。須ラク、即時、是等ノ諸問題ヲ解決シ、各企業体ノ資産負債ノ明確化ト信用トノ回復ヲ図ルベキデア。但シ戦災保険金、各種補償金ノ支払ニ当ツテハ、之ニ厳正ナル審査、査定ヲ加ヘ、荀クモ、不正、放漫ノ支出ニ流レザルヤウ、嚴重ナル監督ノ要アルハ言ウ迄モナイ。

而モ、斯クシテ各民需企業体ノ資産負債状況ガ明朗トナリ、信用ヲ取り戻シタトスルモ、猶ホ金融資金ノ枯渇セル今日ノ銀行ガ是等ノ企業ニ対シテ再出発ノ所要資金ヲ供給シ得ラル、カハ疑シイ。此ノ欠陥ヲ補フ為ニ此ノ際民需生産復興ノ為ニ何争力特別ノ途ガ開セラレル事ガ要請セラレル。

四、価格政策ノ問題

人々ノ中ニ、失業者ノ勤勞意欲ノ欠如ヲ指摘スル者ガアルト同時ニ、又、企業家ノサボタージユヲ攻撃スルモノガ少クナイ。

民需品ノ極端ナル過少生産ノ現状ニ於イテ、各企業体ガ猶、操業再開ヲ躊躇シツ、アル事実ノミヲ以テスルト一見、如何ニモサボタージユノ観ナキヲ得ナイガ、然シ、實際ニ於イテハ格別計画的ニ操業ノ再開ヲ延引シ居ルニハアラズ、一二客観的諸事情ニ妨ゲラレテノ結果ニ他ナラナイ。

然シテ上述セル食糧、石炭、金融ノ諸問題ハ何レモ其ノ客観的諸事情ヲ形成スルモノデア。更ニ其ノ重要ナル一トシテ現行公定価格政策ノ凹凸ノ不徹底トガ数ヘラレ。斯クテハ企業採算ノ見透シモ立たズ、活発ナル再生産的操業ノ再開シ得ラレルヤウ筈ハ無イデア。

此ノ故ニ、民需生産ノ再開ト其ノ振興トヲ期スルガ為ニハ、前記諸施策ト共ニ、価格体系ヲ整備シ、諸価格間ノ均衡回復、言葉ヲ換ヘテ云ヘバ、民需製品ニ於ケル現在ノ乱雑ナル価格関係ヲ整備シ、公定価格ノ引上ゲヲ必要トスルモノハ、急速ニ引上ゲルコト、其ノ引上ゲニ方ツテハ、中間ノ直接生産費、間接生産費ニ適正利潤ヲ加ヘタルモノヲ基準トスベキコト、更ニ反復引上ゲヲ予想セシムルガ如キ事無キヤウ、価格安定ニ就イテモ、凡ユル工夫ヲ凝スコト等ガ急務トセラレル。

又生活必需品中上食品ニ疑テハ生産者価格、諸費社価格ノ二本建テトシ、消費者価

格ヲ以テ、賃金算定ノ主要基準タラシムルト同時ニ、生鮮食品ニ就テハ、急速ニ集荷配給機構ノ整備ヲ図ルト共ニ公設小売市場ヲ設置シ価格ノ適正化ヲ期シ、消費者大衆ノ生活安定ニ努ムベキコトガ要請セラレル。

五、戦災住宅ノ復興ト木材統制ノ問題

労務者住宅ノ払底モ亦、民需生産復興ノ隘路ノ一タルコトハ、此処ニ繰返ス迄モアルマイ。従ツテ戦災住宅ノ復興ハ、民心安定ノ為ニ一日モ等閑ニ付スルコトガ出来ナイノミナラズ、此ノ労務者住宅問題ノ解決ノ為ニモ亦、緊急欠クベカラザル事業デア。ル。

夫レニモ拘ラズ、民需生産ノ中心地帯トモ云フベキ大都会ニ於テ戦災住宅ノ復興ガ遅々トシテ進捗シナイノハ何故カト云フニ、木材、建築関係労務者、食糧、建築資金、運搬、等々、諸々ノ事情ニ妨ゲラレテ居ルノデア。戦災住宅ノ復興、労務者住宅増加ノ為ニハ、是等ノ諸障害ガ急速ニ除去セラレナケレバナラナイ。

夫レニハ、建築関係労務者ニ対シテモ食糧ノ加配ヲナスコト、建築資金ノ融通ヨリ寧ろ、戦災保険金ニヨル特殊預金ヲ支払フコト、都市計画ノ決定ヲ急速ニナスコト、木材ノ出廻リヲ促進スルコト等々ノ諸措置ヲ要スルガ、分ケテモ木材ノ出廻リ促進ニ関シテハ少クとも木材統制方式ガ改正サレナケレバナラナイ。(付録、木材統制方式改正参考案参照)

六、企業許可令ノ廃止

失業対策トシテノ応急的諸措置ガ、急速ニ、且有機的連関ニ於イテ実施セラレ民需工業ガ、茲ニ再出発、振興ノ道程ニ上リ得ルニ於テハ、相当多数ノ失業者ヲ收容シ得ルコトハ疑ヒヲ容レヌ所デア。而モ猶、多数ノ失業者ノ残存スルダロウコトハ避ケラレナイ。

素ヨリ、所謂民需工業以外、準応急措置トシテ農地開墾、植林、各種土木ノ諸事業ニモ相当多数ノ失業者ヲ收容シ得ラル、コトハ架説スル迄モナイガ、夫レニシテモ猶ホ且、五百万ヲ算スル現下ノ失業ト今後ニ続ク失業者ヲシテ、最後ノ一人迄モ完全ニ就業セシムルコトハ、到底、之ヲ期シ難イ。茲ニ於テカ、前記ノ諸措置ト併行シテ、企業許可令ノ撤廃ガ要請セラレル。

戦争経済ニ在ツテハ、設備、資材、労務ノ一切ヲ挙ゲテ戦争目的ヘノ集中ヲ緊急トスル關係上、民需品ノ生産配給機構ヲ極度ニ圧縮スベク、企業整備ヲ断行スルト同時ニ其ノ新規開業ヲ制限スルノ必要カラ、企業許可令ノ施行セラレタノハ当然デア。終戦ト同時ニ、事態ハ全ク一変シタ。終戦ニ因ツテ失職シタ小工場工員、其ノ他労務者ノ一半ハ、法律モ規則モアラバコソ、此処ヲ先途ト民需雑品ノ生産若シクハ販売ヘ

ト轉向シタノデアアル。

關商人ト云ワレルガ、關行為ハ独り商人ノミニ限ラナイ。企業許可令ヲ無視シタ町工場其ノ他ノ生産モ亦、關生産者以外ノ何者デモナイノデアアル。全国ニ亘ツテノスカル生産者及ビ商人ノ數ハ蓋シ夥シイモノデアラウ。

斯クシテ、今ヤ企業許可令ハ、正ニ有名無実化シテ居ルノデアアルガ、此ノ際、無理ニ之ガ履行ヲ意図スルヨリハ、寧ロ、現実ニ即シテ之レヲ早急ニ撤廃スルコトガ、失業対策ノ上カラシテモ、又法ノ威信ノ上カラシテモ、蓋シ、賢明ナル措置トセラレ。

七、植林政策ノ問題

戰災住宅ノ復興促進ノ方策ニ關聯シテ、他面、是非トモ遂行セラレネバナラヌノハ植林政策ノ問題デアアル。

此ノ問題ハ単ニ、木材資源ノ確保ノミナラズ、失業対策トシテモ、亦、準応急措置ノ一面タルヲ失ハナイ。

蓋シ、戰時中、森林ノ伐採、年一億石以上ト概算セラレ、聊カ無鉄砲ノ感サヘシタノデアアルガ、今昭和二十一年度ニ於テモ、木材需要量ハ復興建築用約四千万石、パルプ材一千万石、其ノ他坑木、枕木、電柱、梱包材等ヲ合セテ總計八千万石ニ制限スル方針トカ伝エラレ。若シ夫レ自由放任スルニ於テ幾何ノ森林ガ濫伐セラル、カ、想像ニ絶スルモノガアルガ、假令八千万石ニ抑ヘタトシテモ結局、山肌ハ荒廢シ、一朝豪雨ニ遭ハンカ、洪水ヲ惹起シ、下流耕地ヲ襲ヒ、由々シキ大事ヲ惹起スル事必至デアラウ。

夫レニモ拘ワラズ、實際ニ於テハ、国有林ハ兎毛角、民有林ノ植林ハ等閑ニ附セラレテ居ルノデアアル。

苗木ノ不足モ一因デアアルガ、山林所有者ノ自覚ノ足ラヌコトガ一層大キナ原因トセラレ。

殊ニ、植林事業費ハ苗木ノ費用以外ハ、殆ド労力費デアツテ、失業対策トシテモ恰好ナ仕事ノ一ツデモアリ、政府ハ須ラク、山林所有者ヲシテ植林事業ノ確立ニ邁進セシムベキデアアル。

八、土木事業ノ問題

土木事業ガ現在ノ民需諸工業ノ場合ノ如ク、其ノ着手ニ於テモ、其ノ効果ニ於テモ、速急ヲ期シ難イ一面モアルガ、併シ、植林事業同様、準応急措置トシテ、見逃ガスベカラザル事業デアラウ、殊ニ事業ノ遂行ニ方ツテ、資材ヲ要スルコト比較的ニ少ク、労力ヲ要スルコト大ナル、此ノ右ニ出ヅルモノハ無イ。

政府ガ、失業対策ノ一トシテ土木事業ヲ取り上ゲタノハ当然デアアルガ、唯ダ事業ノ

遂行ニ方ツテハ、次ノ如ク、当面ノ実益ヲ優先的ニ考慮シ、経費ト効果トヲ睨合ハセ、失業救済ノ名ニ於イテ濫費ニ陥ラザルヤウ注意スルコトガ肝要トセラレ。

(一) 河川改修ニ方ツテハ、食糧増産關係ヲ優先的ニスルコト

(二) 港湾ノ修築ニ就テハ、水産増加ノ観点カラ、特ニ漁港ノ修築増加ヲ緊急トスルコト

(三) ダムノ建設ニ當ツテハ、土堰堤ダムニテ差支エナキ所ハ之ガ工事ヲ優先トスルコト

(四) 鉄道道路等交通網ノ改良整備

第三 知識階級失業対策

一般失業対策ニ就イテモ、以上ノ如ク適切ナル対策ノ樹立ハ、諸々ノ勘案工夫ヲ要シ必ズシモ容易トハ言ヘナイガ、知識階級ノ失業対策ニ至ツテハ、更ニ、難イモノガアル。

然シ之ヲ失業ノ儘放任スルニ於テハ、一般勞務者ノ場合ヨリモ一層、社会思想ノ惡化ヲ招致シ社会不安ヲ急角度ニ助長スル。

知識階級ノ失業ニハ、現実ノ失業ト潜在的失業トアリ、夫々別個ノ対策ガ施サレネバナラナイ。

一、現実ノ失業者ニ対スル措置

一般失業者ニ対シテノ応急諸対策ガ奏功シ、民需産業其ノ他ノ諸事情ガ其ノ回復、振興ノ可能性ヲ持ツテ於テハ、夫等ノ事務的部面、技術的部面ニ於テ自ら知識階級ニモ亦就職ノ機会ヲ与ヘルコト、決シテ少シトシナイモノガアルノデアアル。

此ノ意味ニ於テ、前記ノ一般の失業対策ハ、知識階級失業対策トシテモ其ノ急施ヲ要請セラレルノデアアルガ、然シ、之ノミニテ、知識階級ガ完全就職スルガ如ク樂觀スルコトハ許サレナイ。

現在ノ客觀的情勢カラ別断スルト、其処ニハ猶、多数ノ失業知識階級ノ残存スルコトヲ免レナイ。而シテ之ニハ将来ノ対策ガ必要トセラレルノデアアルガ、其ノ主タル対象トシテ労働行政部門ノ強化ガ挙げラレ。次ニハ各種ノ調査研究機關ノ設置ガアゲラレ。

従来我が国位^マ調査研究ノ輕視サレ勝ナ国ハナイ。折角、必要トナツテ着手セラレタ調査事業ガ、経費節約ノ局面ニ遭遇スルト、第一ニ犠牲ニセラルルノガ常デハナカッタカ。

科学研究ニシテモ同様デ、人々ハ当面ノ実用的研究ニ重キヲ置キ、原理的研究ハ机上ノ空論トシテ輕視シテ来タノデアアル。

斯クテハ、自ラノ国力ヲ判定スベキ正確ナ統計ノ無イノモ当然デアリ、一般産業ノ技術的水準ヲ昂ムベキ科学的原理ニ乏シイノモ之亦当然デアルガ、此ノ蒙昧ノ当然サコソ、今度ノ戦争ヲ惹起シ、更ニ敗戦ヲ招来シタ主要原因デハナカツタカ。

惟ウニ茲ニ到レバ、今日コソ国力再建ノ為ノ指導原理ノ母体トシテ、且又、知識者失業対策ノ一トシテ、各種ノ調査研究機関ヲ設置スルコトハ一石二鳥ノ緊急策トセラレナケレバナラナイ。

二、潜在的の失業者ノ対策

此処ニ潜在的の失業者トハ、現実ニ失業シテ居ル訳デハナイガ、大学及専門学校在学中若クハ応召ニヨル特殊卒業者デ、近キ将来ニ於テスルモ、到底、就職ノ望ニ乏シク、失業者ト同一ノ状態ニ陥ルレアルモノヲ云ウノデアル。

此ノ種ノ潜在失業者モ亦、相当多数ニ上ツテ居ルノデアルガ、之等ニ対シテハ次ノ施策ガ要請セラレル。

(一) 法文系統ノ学生ニシテ、戦時ノ特殊事情ニ依リ、修業課程半バニ於テ応召シ、学業ヲ不完全ノ儘卒業セシメラレタ者ハ、復員後其ノ母校ニ復帰セシメ、適当ノ補習教育ヲ施スコト

(二) 在学中及今後入学スル者ニ対シテハ、現在ノ短期学年制ヲ、戦前ノ旧制度ニ復帰スルコト

(三) 大学及専門学校ニシテ、戦前ノ特殊事情ニヨリ、定員数ヲ減少セシメラレタモノハ、少クトモ旧定員数ニ復帰セシムルコト

(四) 専門学校及大学ノ研究科大学院ノ制度ヲ拡充シ、希望者ニハ容易ニ就学シ得ラルル機構ヲ実施スルコト

第四 女子失業対策

臨時国民登録ノ結果ニ依ルト、女子ノ失業者総数ハ百四十九万ノ多キニ達シテ居ルガ、女子ハ必然ニ家庭ニ帰ルベキモノトシテ、此ノ儘放置スルニ於テハ、取り返しノツカ又悪結果ヲ招来スルコト無キヲ保シ難イ。

蓋シ、女子ノ中ニハ、特殊ノ生活事情ヲ持ツ者ガ少カラズアルカラデ、之ヲ一括スルコトナク夫々ニ応ジテ、次ノ如キ施策ガ必要トセラレル。

(一) 悪性インフレーションノ膨脹甚シキ今日、女子ト雖モ生活上、就職ヲ必要トスル者ハ能ウ限リ就職セシムルコト

(二) 賠償見返リ物資其ノ他ノ軽工業生産ニハ出来ル限リ多クノ女子ヲ使用スルコト。

(三) 今後、振興スベキ諸種ノ産業運営ニ於ケル事務の部面ニ於テモ、男子ヨリ女子ニ適切ナル業務ニハ女子ヲ使用スルコト

(四) 同一業務ニ対シテ男子ト同等ノ能力ヲ持ツ場合ニハ、男子ト同等ノ待遇ヲナスコト

付 録
木材統制方式改正参考案(編注…略)

『失対一』

昭和二十二年二月一日

(二一三) 閣議決定

緊急就業対策要綱

方針

現下ノ深刻ナル事態ニ対シテ平和日本建設ノ旺盛ナル気魄ヲ振起シ、自立自主ノ精神ノ下健全ナル職業ヲ確保シ以テ民生安定ノ徹底ヲ図ルハ極メテ緊要ニシテ之ガタメニハ各種民需産業ノ急速ナル振興ニ俟ツベキトコロ多ク大ナルモ差当リ左ノ就業措置ヲ講ズルモノトス。

措置

一、勤労生活ノ確立特ニ健全ナル職業ノ確保ニ関スル徹底的社会啓蒙宣伝ヲ実施スルモノトス。

二、各種土木建築事業ヲ推進スルモノトス。

(イ) 戦災地ノ徹底の整理

(ロ) 河川道路等ノ土木事業ノ推進

(ハ) 住宅建築事業ノ促進

(ニ) 電気事業ノ補強

(ホ) 農林業関係事業(山林業ヲ含ム)ノ施行

三、帰農計画ノ急速ナル施行ヲ図ルモノトス。

四、石炭、繊維、車輛、輸送ソノ他民需産業を振起シ当該勞務ノ充実ヲ図ルモノトス。

五、各種生活関係組織ヲ強力ニ整備スルモノトス。

(イ) 主要食糧及薪炭配給組織ノ整備

(ロ) 小運送、小運搬組織ノ整備

(ハ) 新聞配達組織ノ整備

(ニ) 通信関係組織ノ整備

六、徴税関係職員並ニ都道府県及市町村関係職員(統計)ノ拡充ヲ図ルモノトス。

七、政治経済社会等各般ニ亘ル調査研究並ニ社会啓蒙ヲ徹底のニ実施スルモノトス。

(イ) 与論調査施設ヲ整備スルコト

(ロ) 官庁並ニ民間ニ於ケル各種調査研究施設ヲ整備スルコト

(ハ) 国民文化水準向上ノため地方文化施設ノ整備ヲ助成スルコト

(ニ) 学校教育制度ノ充実ヲ図ルコト

(ホ) 医療施設ノ整備拡充並ニ公衆衛生ノ徹底ヲ図ルコト

八、前二項ニヨルノ外知識階級層ノ救済ノため、都道府県及市町村等ヲシテ国庫ノ助成ノ下ニ各種調査並ニ事務補助等ヲ内容トスル失業救済応急事業ヲ実施セシムルモトス。

九、授産内職施設(特ニ女子ヲ対象トシテ)ノ整備拡充ヲ行フモノトス。
備考

本案ノ実施ニ関シテハ

一、単ナル失業救済ニ随スルコトナク新日本建設ノため必要ナル諸事業ノ遂行ニ資スル如ク重点ヲ指向スルモノトス。

二、直チニ就職シ難キ者ニ対シテハ適切ナル職業輔導ヲ加ヘルモノトス

三、筋肉労務者ニ対シテハ食糧ノ加配ヲ考慮スルノ要アルモノトス

四、職業幹旋機構ノ整備拡充ヲ図ルモノトス

五、所用資材ニツイテハ極力ソノ最低限ノ確保ニ努ムルトトモニ、ソノ限度ニ於テ可及的就職者ヲ多数ナラシム如ク考慮スルモノトス。 『雇用』

昭和二十一年三月一八日

〔二一四〕政府、中央失業対策委員会へ

諮問

(イ) 失業と人口の調整に関し採るべき方策に関し其の会の意見を諮ふ。

理由

我国の人口は昭和二十年十一月一日現在に於て七一九九萬にして海外軍復員者外地邦人の引揚並に将来の我国人口の自然増加の趨勢を併せ考ふるとき数年後に於ては八千数百万の人口を擁するに至るべく我国食料並び農業の人口扶養能力と勘案し失業は愈々深刻化の一途を辿るべく斯かる状態を考慮するとき失業と人口の調整に関し採るべき方策を考究するは極めて緊要の事に属するに依る。

(ロ) 各種土木事業特に戦災地整理、道路河川の改修、農地の開発、干拓等に関し最少限度の資材を以て最大の失業者を收容する実効ある具体的方策に関し其の会の意

見を諮ふ。

理由

各種土木事業は失業者救済の爲極めて効果的方策にして之が推進を図ること極めて緊要なるも現下の資材不足の実情も併せ考慮するとき最小限度の資材を以て能ふる限り多数の失業者を收容すべき具体的実施方策を考究するの要あるに依る。

(ハ) 現下知識階級層失業者救済の爲速急措置すべき具体的方策に関し其の会の意見を諮ふ。

理由

現在、知識階級層失業者は龐大なる数に達し之が社会に及ぼす影響は深刻にして且知識階級層失業者の特殊性よりして之が失業対策は一般失業対策とは別個に考究し速急措置するの要あるに依る。 『失対二』

昭和二十一年四月二五日

〔二一五〕次官會議決定

定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱

海外同胞ニシテ内地ニ引揚ゲタル者ノ生活状況ニ鑑ミ左記要領ニ依リ緊急援護ノ方途ヲ講ジ以テ之等引揚者ヲシテ速ニ其ノ生活再建ニ邁進セシメントス

一、援護ノ対象

海外引揚者ハ国内ニ於ケル各種要援護者トハ其ノ援護ヲ要スル事情ヲ異ニスルヲ以テ内地陸後概ネ一ヶ年間ハ本要綱ニ依ル特別ノ援護ヲナスモノトス

二、援護ノ機関

(一) 援護ハ都道府県、地方事務所、支庁及市区町村ヲシテ之ヲ行ハシメ方面委員各種援護団体ヲシテ之ニ協力セシムルモノトス

(二) 都道府県ニ都道府県引揚者援護連絡本部ヲ設ケ関係各機関ノ援護事務ノ連絡調整ヲ図ルト共ニ都道府県、地方事務所、支庁、市区町村、其ノ他ニ引揚者相談所ヲ設置シテ生活ノ相談指導ニ当ラシムルモノトス

(三) 引揚者ノ発意ニ基ク互助的各種援護団体ニ対シテハ中央及地方ニ於テ連絡調整ノ方途ヲ講ジ政府ノ施策ト相呼応シテ引揚者ノ自主的活動ヲ促スモノトス

三、援護ノ方法

(一) 既存建物ノ転用ニ係ル集団收容宿泊施設ヲ設営シ又貸家、新設住宅等ノ優先的斡旋ヲナスモノトス

(二) 引揚民ノ既往ニ於ケル技能經驗ヲ活用シ其ノ生活再建ヲ容易ナラシムル為商工業ノ経営等ニ対シ積極的援助ヲ与フルモノトス

(三) 就農ヲ適当トスル特別ノ考慮ヲ為シ特ニ農林業従事者ニ付テハ優先入植セシムルト共ニ引揚者ノ為ニスル集団特定開墾地区ノ設定開拓建設隊及開拓増産隊ヘノ便宜加入等ヲ図ルモノトス

引揚者ノ北海道入植ニ付テハ特ニ農林省、内務省間ノ連絡調整ヲ図ルモノトス
引揚者ノ就農ヲ円滑ニ推進スル為關係各省及中央關係団体ヲ以テ構成スル海外引揚者就農対策委員会ヲ農林省内ニ設置スルモノトス

(四) 漁業ニ就カシムル適当トスル者ニ対シテハ就業漁業用物資ノ配給等ノ斡旋ニ努ムルモノトス

(五) 一般就職斡旋ニ付テハ勤労署ニ於テ優先的取扱ヲ為スト共ニ授産施設其ノ他ノ職業補導施設ノ利用並ニ副業ノ奨励等ニ依リ職業ノ補導斡旋ニ努ムルモノトス

(六) 引揚者ヲシテ生業ニ復皈セシムル為既存ノ金融機關ヲ活用シ生業資金融通ノ方途ヲ講ズルモノトス

(七) 家財ヲ購入シ能ハザル者ニ対シテハ家財ノ配給ヲ為スト共ニ生活必需物資ノ優先的配給ヲ為スモノトス

(八) 引揚者中ノ子弟ノ各種学校ヘノ就学、転学ノ優先的取扱イヲ為スト共ニ特ニ学童ニ付テハ学用品ノ購入困難ナル者ニ対シ無償配給ノ方途ヲ講ズルモノトス

(九) 引揚者ニ対シ教化、慰問、激励ノ方途ヲ講ズルト共ニ一般国民ニ対シ引揚者ニ対スル理解協力ニ努ムル様措置スルモノトス

(十) 引揚者ニ対スル医療、公課ノ減免、生活困難者ニ対スル生活援護、鰥寡、孤独者ニ対スル援護等ニ関シテハ既往ノ援護ノ強化徹底ノ方法ヲ講ズルモノトス

四、援護ノ経費

援護ニ要スル経費ハ既定経費ヲ本要綱ノ趣旨ニ即シ運用スルノ他尚必要ナル経費ハ此ノ際特ニ別途考慮スルモノトス

『デジ』

尚本要綱表の字句に關してはその内容を改変せざる限度に於いて当院に御任せ下され度

(別紙)

定着地に於ける海外引揚者援護要綱(編注…略)

『デジ』

昭和二十一年六月六日

(二一七) 次官会議了解

公共事業の実施に関する件

去る五月廿二日附連合軍司令部の指令に基いて、昭和廿一年度六十億の予算を以て各種公共事業を実施することになったのであるが、之が実施に付ては特に左記に依られたきこと。

記

一、公共事業は能ふる限り多数の失業者を有効に活用することを目的とするものであること、従つて之が決定に當りては充分厚生省と協議すると共に之に該当せざる事業は公共事業の予算に計上せしめざること。

二、而して公共事業は失業対策として実施せらるべきものなるも、単なる救済の為の救済事業に墮せしめることなく平和日本建設の復興計画の一環として生産的の事業、特に食糧、衣料、燃料(特に石炭)、及住宅等の基礎的必需物資の生産又は配給を増強促進する事業に重点をおいて考慮すべきこと。

三、公共事業の実施特に地域の選定に當りては、全国に於ける失業者の地域的分布状況を勘案し、失業者の雇用斡旋上効果的なる地域を優先的に取扱ふこととし、厚生省と充分協議の上共同通牒に依り關係地方機関に指令せられたきこと。

四、公共事業に使用せらるゝ労務者は、原則として勤労署の紹介に依り雇用することとし、この趣旨を關係地方機関に徹底せしめられたきこと。

『失対二』

昭和二十一年五月六日

(二一六) 引揚援護院次長、戦争調査会次長宛

定着地に於ける海外引揚者援護要綱次官會議決定に関する件

標記の件に關し昭和二十一年四月二十五日別紙の通次官會議決定相成りたるに付之が実施に當りては一層の御協力相煩度此段依頼申進す

昭和二十一年六月二一日

(二一八) 中央失業対策委員会答申

(イ) 諮問(ロ) に対する答申

序

失業者救済対策として極めて効果的な方策の一つは各種土木事業であつて之が推進を図るは至つて緊要であるが現下日本経済の実情を觀るに各種資材は極度に窮乏し資材を多量に要する事業は現在全く実現困難である。更に我国に於ては食糧の不足は總ての事業復興の最大隘路となつてゐるので吾々が茲に各種土木事業に就き最小限度の資材を以て而も多数の失業者を吸収し得る方策を考ふるに當りては食糧生産の線に沿ひ増産目標を達成せしむべき補助的役割を果すが如き事業に重点を置きたいと思ふ。斯る観点に立ちて左の如き土木事業を選定して答申する。政府は緊急之を実施せられんことを望む次第である。

第一 道路、河川の改修、特に河川堤防の修築補強。

(編注…中略)

(ロ) 諮問(ハ)に対する答申

我国現下の知識階級失業者の総数は、凡そ八〇萬人と推計せられ、之に今後帰還する復員軍人及海外引揚民の知識階級層と中等学校程度以上の新規卒業生の未就職者を加ふれば、其の数は更に増加するに至ることは明かであり、このまゝに放置するに於ては總て百萬人を突破するであらうことは想像に難くない所である。こり百萬人に垂んとする知識階級失業者の存在が国家社会に及す思想的、経済的影響の如何に深刻であるかは言を要しない所であつて、之が解決の焦眉の急なる所以である。固より現在の知識階級失業問題も我国全般の失業問題の一環として、今次終戦に因る我国政治経済体制の構造的轉換の結果として発生したるものであつて、之が対策の樹立に當りては、単に知識階級失業者を救済するといふ狭隘なる観点を脱却して日本を復興再建する爲の政治、経済、教育、文化等の総合的基本国策の一環として、之等との有機的聯繫を保持することに留意しなければならない。従つて知識階級失業問題の根本的解決は、日本復興の総合計画の実施と表裏するものであり、之が早急なる実現は、現在の国情よりして可能といふべきであるが、さし当り現下の急迫せる事態に対処して之を緩和し、或は根本的解決の基礎を築くために適切且有効なる対策として次の項目を実施することを希望する。

(一) 精神労働と肉体労働との価値に対する差別的觀念を是正すること。

従来我国に於ては精神労働のみを独り高尚として肉体労働を軽視する傾向が顕著である。斯くの如きは労働そのものに対する差別的見解を助成し、国民相互の融和提携を阻害するのみならず、知識階級の特殊の意識を助長して事務方面のみ集中せしめる爲に、一般肉体労働方向に於ては適當なる指導者を欠き、そり知的水準は

何時までも向上することなく健全なる勤労秩序の育成はいふべくして期し難い実情に在る。敗戦日本を復興する根本動力は、国民すべての健全なる勤労による協力提携であるのであるから、かくの如き労働に対する差別的觀念を是正して、知識階級と雖も其の健康の許す限り一般肉体労働にも喜んで従事する如く指導することは極めて緊要であり、特に現下事務的方面の職の少い実情に於ては一層其の必要性を痛感する。例へば会社工場に於ける職員と工員との差別的取扱を一掃し、其の能力に応じたる相互交流を可能ならしむる如き方法を講ずることが望ましい。

(二) 教育制度の改革

(イ) 学校教育と勤労とを結合すること

(一) に述べたことゝも関連するのであるが、我国従来の教育制度は、兎角机上の學門を偏重し、實際の勤労を閑却してゐる爲に、前述の如き事務偏重の知識人を形成することになると共に、社会の現実に疎く勤労の体験、勤労の勸喜を知らずに觀念的抽象的論議に走り易い。

今後に於ける眞の指導者は抽象的理論の学習と共に健全なる勤労を通じての現実の体得及体力の練磨を必要とし、之に加ふるに現在の経済状況とを併せ考慮するとき、従来の教育制度に根本的刷新を加へ、勤労と教育の結合に依る新教育制度を研究樹立することが必要である。

(ロ) 学級定員の制限及学校事務と教職の分離

学級定員を制限して教職員を増加すると共に、学校事務と教職とを分離して国民学校に至る迄専任の事務職員を置き、教職員は教職に専従せしめて教育内容の充実徹底を図ることが必要である。

尚戦時中制限した大学、高専校の文科系統の定員は現在の志願状況と勘案し、学校設備の復旧並びに拡充と相俟つて元の定員数に復帰すべきである。

(三) 総合的調査機関の設置並に各種調査研究機関の整備拡充

我国従来の政治、行政の一大欠陥は、政治、経済、社会、文化の総合的調査機関なく、従つて政治、行政運営の基礎資料たる国力全般に関する科学的統計資料の整備されてゐないことである。そこに独断的、恣意的政治、行政の行はれる所以がある。新しい平和日本、文化日本の建設の基本をなすものは、科学技術の發達、科学的、合理的調査研究の根本的刷新充実であらねばならない。

従つて内閣に、政治、経済、社会文化に亘る一大総調査機関を設置し日本復興の基本計画に必要な資料の整備、基礎的調査研究を行ふことゝし、有能な知識階級を

吸収し、其の知識技能を活用することが必要である。尚此の外に官庁、民間の各種調査研究機関をそれぞれ整備拡充し、内閣の総合調査機関を中心として重複せるものは統合する等相互間の緊密なる連絡協調を図ることが必要である。

(四) 中小工業技術指導所の設置

戦災其の他に因り荒廃せる中小工業の急速なる振興を図ることは、今後に於ける我国経済の構造及現下の経済危機克服の観点よりみるも極めて緊要なることであるので之が専門技術的な指導を加へ、其の復興を促進する爲に、国庫補助の下に全国主要なる中小工業都市に中小工業技術指導所を設置し、之に優秀且熟練せる技術者を配置して、常時又は必要に応じて実地指導又は技術相談を実施せしめることは、技術者の失業救済としても有効なる対策である。

(五) 知識階級専門の職業紹介機関の設置

我国の職業紹介機関は全国主要なる地区に設置されてはゐるが、其の沿革より日用労働者其の他の肉体労働者の紹介斡旋を主たる業務として発達して来たものであり、且其の職員の能力より見るも知識階級の紹介斡旋には不適当な点が多く、事実によつて見ても知識階級が職業紹介所の利用率は極めて低い。而して大学、専門学校に於ける卒業生の就職斡旋については、主として其の当該学校自身に於て甚だしき努力と時間を費して之に當つてゐるのが現状である。故に全国六大都市に知識階級専門の職業紹介所を設置して之に学識教養の高い職員を配置して、各大学専門学校と緊密なる連絡の下に其の職業の紹介斡旋をなすことは失業対策実施の観点よりも蓋し有益且適切なる施策といはねばならない。而して之には必ず固有の職業指導所と授産施設とを付設することとし、知識階級失業者の職業補導と翻訳、筆耕其他事務補助等の授産を実施すれば其の収むる所は甚大なるものがあると思ふ。

(六) 失業救済応急事業の実施

現在の如く人量の知識階級層失業者が存在し而も之を吸収する産業が再開の進捗せざる現状に於ては、之を一般肉体労働方面にふりむけるとしても当然之には一定の限度があり、且其の体力に於て到底一般肉体労働に適せざる者も相当数存在するとは明かであるので、之等の者に対しては一定の期間を限り国庫の補助の下に失業救済応急事業を実施することが必要である。但し其の場合其の事業種目はあく迄も現在最も緊要なる基礎的必需物資の生産増強を中心として其他日本復興に直接寄与する如きものに限定して実施することが必要であり、且之に依り応急事業に固着せしめざる様に配慮することが肝要である。

『失対二』

昭和二十一年七月九日

〔二一九〕 閣議了解

公共事業実施に関する件

今回の六〇億の公共事業は深刻なる失業問題に対する唯一の施策であり、従つて厚生省としては本公共事業の成否に対し、重大なる関心を持たざるを得ないわけであり、そこで私は本公共事業の実施について、各大臣に次の諸点につき了解を求むる次第であります。

(第一) は公共事業計画の策定についてであります(編注…中略)

(第二) は公共事業の実施地域の問題であります。(編注…中略)

(第三) は使用労働者の問題であります。(編注…中略)

(第四) は公共事業の実施主体の問題であります。(編注…中略)

(第五) に公共事業の使用労働者は、…勤労署に求職の申込をなしたる者…を優先的に使用すること(編注…中略)

(第六) 以上は各省に於て実施される公共事業についての要望を申述べましたが、最後に各省の計画的事業の進捗状況よりして速急に吸収されない失業者又は各省の計画的事業を以てしても尚之に吸収されない、いはゞ落ちこぼれた失業者の発生することは必至と考へられるのでありまして之をどうするかといふ問題があるのであります。これら計画事業の網の目から洩れた失業者と雖も苟も勤労の意思を有するものは固よりのこと勤労の意思を有せざる者に対しても、勤労の意欲を昂揚せしめて勤労の機会を与へる措置を講ずることは必要なことでありますので、之に対しては次の二つのことを考へて居る次第であります。

(其の一) は簡易な、いはゞ機動的な公共事業の実施であります。

現に大都市の勤労署に於いては、毎日相当な日雇的労働者のあぶれがみられるのでありまして、勤労署の窓口にはあらはれるその時々々の失業状況とにらみ合せて臨機応変に簡易な事業に従事せしめて、これらあぶれ失業者を活用する公共事業の計画を持つことが必要であらうと思はれるのであります。この為に一定の予算を計上して、参りたいと思ふのであります。

(其の二) は職業補導及授産内職施設の拡充であります。

これらの事業は夫々既定予算の下に実施中でありますが、何分その数が少ないのでありまして、現下の膨大なる失業者に対する施設としては、余りにも貧弱といはざる

を得ない実情であります。そこで今回その範囲を拡張しその数を増加し建築工の養成、見帰り物資の生産、その他地方的特産物の生産は勿論のこと広く民需品を中心とする生産的職業補導及授産内職施設を拡充し独り地方国体直営の分のみならず、広く民間の経営をも認め之に対して相当の応援を為して行く積りであります。(第七)(編注…中略)公共事業実施推進本部といふ如き組織を設置して参りたい(編注…中略)。(第八)最後に(編注…中略)凡ゆる方面に於て議会同人等の積極的な協力を期待するものであります。

『失対二』

昭和二十一年七月二二日

〔二一〇〕厚生大臣、労務法制審議委員会に諮問

労務保護法案の起草について

本日は業務ご多忙にも拘らず、御出席頂きまして誠に有難く存じます。本審議会に於きましては、昨年「労働組合法」案を立案審議せられ、その答申に基き「労働組合法」が制定施行されまして、労働組合の急速な結成を見現在活潑な運動が展開されて居る次第であります。又その後引続き、「労働関係の調整に関する法律」案を立案審議され、その答申を得まして、今議会上に「労働関係調整法案」を提出し、目下審議中であります。

斯様に、終戦後の新事態に即応すべき労働法制が着々整備充実されつつありますことは、我が国民主主義の復活強化のため誠に意義深く、慶賀に堪へない所でありまして、本審議会に負ふ所洵に絶大なものがありまして、衷心より敬意を表する次第であります。

扱て皆様既に御存知の様に、「労働関係調整法」案に関する本審議会の総会や公聴会、各種の労働組合の会合、新聞等で、「労働者に人たるに値する生活を保障するに足る労働条件を定める法律を制定すべきである」と謂ふ事が、盛に論議され、又目下議会で審議中の憲法改正草案にも、「賃金、就業時間その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定されて居ります。ところで、労働保護に関する既存の法規としては、工場法、鉱業法、労働者災害扶助法、商店法、工業労働者最低年齢法を始めいろいろの法律や規則がありますが、何れも終戦後の新たな情勢には即応しないように思はれます。

政府と致しましては、このやうな事情を考慮に入れて、次の議会に、新憲法附属法の一つとして、「労働保護に関する法律(仮称)」案を提出したい意向でありまして、その立案、審議方を御願ひするために、本日皆様の御参集を煩した次第であります。この法律は申すまでもなく、労働条件の実体をなすものでありますから、その重要性に鑑み、皆様に於かれましては、酷暑の砌り御多用中恐縮ながら、格段の御努力を頂き、なるべく速かに、御答申を得られますやう、希望致す次第であります。尚後程労政局長より本法律案に関係のある若干の点につき御説明致しまして、立案審議の御参考に供することと致して居ります。

『規定』

昭和二十一年九月三日

〔二一一〕閣議決定

公共事業処理要綱

- 一、経済安定本部は国費に依り行はるゝ一切の公共事業の計画及一般的監督の責に任ずる。
- 二、各省が公共事業を実施せんとするときは経済安定本部の認証を受けることを要する。
- 三、前号の認証に当つては経済安定本部は別表の順位表に依り順位を定め適当と認むるときは定められたる予算の範囲内に於て必要と認むる額を認証する。
- 四、第二に依り認証する金額は三ヶ月以内の分とし事業を継続せんとするときは認証後七十日以内に認証を受けたる事業の実施状況報告を添附し更に三ヶ月以内の継続を受けることを要する。

第二に依り認証を受けたる事業に付ては各省は前項の報告の外事業事業終了後又は会計年度終了後二ヶ月以内に実施状況報告を提出することを要する。

五、経済安定本部は既に認証したる期間に於ける事業の実施状況を考慮したる上事業継続に必要と認むる額を認証する。

六、経済安定本部に於て認証したる金額は大蔵省所定費目より配付する。

七、経済安定本部は事業実施方法適当ならずと認むるときは未だ使用又は契約せざる資金の返還を命ずることを得る。

八、本規定に依り認証を受けたる事業に於ける労働者の使用に就ては左の条項を遵守す

ることを要する。事業が所管省の監督下にある行政官庁公共団体、公益機関に依りて行はるゝ場合又は補助を受くる者が行ふ場合に於ても所管省は事業者をして左記事項を遵守せしめる責任がある。

- (1) 労働者の雇入は公立の職業紹介機関に依ること。
- (2) 労働者に対する賃金支払額及支払方法は事業の行はるる地方に於ける同様の作業に於て普通行はるる所に依ること。
- (3) 監督者は一定の俸給及事業の成績に依りて支給せらるる賞与の外報酬を受けるときを得ないこと。
- (4) 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言」の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く就業禁止、退官、退職等に関する件に依り公職に就き得ない者を監督者として使用せざること。
- (5) 事業者は労働者が作業怠慢にして充分の能率を發揚せずと認むるときは何時にても雇入を停止し又は解雇することを得ること。
- (6) 労働者に対する賃金は少くとも月二回作業終了後五日以内に之を支払ひ分類所得税、社会保険料その他法令の定むるものゝ外賃金より差引くことを得ないこと。
- (7) 事業場には賃金簿を備付け労働者毎に支払額を正確に記入しおくこと。
- (8) 労働者には作業の性質に応じ労務加配に関する規定に従ひ特別加配食糧を配給すること。
- (9) 配給物資が正確に直接に労働者に配給せられる様適當なる措置を講ずること。
- (10) 事業場には配給簿を備付け各人毎に配給品の種類及数量を正確に記入すること。
- (11) 賃金簿及配給簿は経済安定本部、所管官庁、関係労働組合又は労働者の要求あるときは何時にても閲覧に供すること。

九、経済安定本部は労働者の雇使、募集、物資配給、労働時間等につき必要なる事項を決定することを得ること。

一〇、公共事業を所管する官庁は各事業毎に経済安定本部の定むる所に従ひ經理に関する詳細な記録を保存し経済安定本部の要求あるときは之を提示することを要する。

政府が補助金にて行ふ公共事業に於ては補助を受けた事業者をして前項の事項を遵守せしめることを要する。

一一、経済安定本部は公共事業の監査を行う。

一二、鉄道特別会計及通信特別会計の資本勘定にて施行する事業計画の実施に付ては前各号を適用する。

(編注…以下略)

『失対二』

昭和二十一年一月一日

〔二一—二〕 政府発表

失業対策の概要

第一 昭和二十一年十二月三十一日迄に於ける失業者数概要(昭和二十一年八月五日調査)

一 失業者数

本年十二月三十一日迄に直ちに失業対策の対象として考慮すべき失業者の総数は約四、一六〇、〇〇〇人なり。

(編注…以下中略)

第二 失業対策の基本方針

現下の失業対策の根本は膨大なる失業群に対応し能ふ限りの多数の失業者を救済することは勿論のことながら、この救済を単なる救済の為の救済に墮せしめることなく失業者を充分活用し飽く迄必需物資の増産並びに生産の促進に直結する如く措置するにある。即ち

(一) 失業対策の第一段の措置としては石炭、繊維、肥料其の他生活必需物資生産促進の方途を講じ速急に民需産業を振興せしめ、ここに可及的多数の失業者を吸収活用せしむる。

(二) 然し乍ら之を以てしても失業者を全面的に吸収すること困難なる実情に鑑み失業対策の第二段の措置として政府自ら戦災地に於ける復興土地区画整理事業、上下水道の復旧、開拓、道路、河川港湾の改修等の土木工事、森林事業、職業補導及び授産施設、共同作業場の設置、知識階級失業応急の救済事業等を実施する。併して公共事業の実施に当たっては、全国に於ける失業者の地域的分布の状況を勘案し失業者の雇用斡旋上効果的なる地域を優先的に選定し能ふ限り多数の失業者を最も有効に活用する如く措置する。

(三) 尚之等公共事業の実施と併せて進駐軍関係兵舎、住宅、道路等の事業、賠償物件の撤去作業等の実施により失業者を活用する。

(四) 以上民需産業の振興公共事業等の実施により猶活用不可能な、生活困窮者に対しては生活保護法により最低生活を保障する措置を講ずる。

第三 失業対策の構図

失業対策は次の二段階に分ち之を行うこととする。

第一段階 失業者吸収の各種事業の実施

失業者は次に述べるが如き各種事業に能ふる限り吸収活用することとする。

(1) 民需産業の振興

石炭、繊維、肥料、日用品工業、その他中小工業並に商業、土建業、運輸業等の急速なる振興を促進し之に失業者を吸収活用することとする。

(2) 進駐軍住宅、兵舎及道路の建設

進駐軍家族住宅の建設、兵舎建設、進駐軍関係道路の建設に失業者を吸収活用する。

(3) 地方的公共事業の実施

農山漁村の地方に於ては開墾、干拓、土地改良等の農業土木事業、造林及林道、災害防除林道造成事業、漁港施設の整備並に道路、河川、砂防工事等の公共事業を実施する。

(4) 都市に於ける公共事業の実施

都市に於ては戦災地に於ける復興、土地区画整備事業、上下水道の復旧及住宅の建設其の他道路の河川、港湾の改修等の公共事業を実施する。

(5) 簡易なる公共土木事業の実施

前掲の計画的公共事業のみを以てしては失業者を救済し得ない高度の失業ある大都市及失業多数存在する地域に於て謂はゞ落ちこぼれの失業者を救済する為其の時々の失業状況を睨み合わせ路面補修、戦災地取片付け、溝梁、緑地帯の清掃等の簡易なる土木事業を臨機応変に実施する。

(6) 賠償施設の撤去、兵器破壊工事の実施

賠償の実施に伴う賠償指定施設の撤去及各種兵器の破壊工事に失業者を吸収活用する。

(7) 職業補導施設の拡充

海外引揚者、復員軍人又は産業離職者等にして直ちに就業し得ざる者に対し、建築、建具、機械器具修理、手工業、和洋裁等職業補導施設を整備拡充する。

(8) 共同作業施設（授産施設を含む）設置

海外引揚者、復員軍人又は産業離職者等に対し適當なる職場を提供し、生活の安定を期せしむる為、府県又は職業補導協会に於て既存の遊休施設を借受け又は買収し之に所要の設備を施し之等共同作業施設を失業者の共同作業を組合又は事業経営者にして生活必需品其の他適當なる事業を営まんとする者に貸与し利用せし

むると共に授産施設を拡充する。

(9) 知識階級救済応急事業の実施。

知識階級失業者を救済し勞々其の有する知識経験を産業経済の復興促進に寄与せしむる為府県又は適當と認むる民間公益団体に経費を補助し知識階級失業者を使用せしめて、戦災復興、中小商工業振興、その他直接間接の生産に寄与する事務的（統計調査事務を含む）技術的事業に従事せしめる。

第二段階 生活保護の徹底

第二段階の措置としては生活保護の徹底を図り国民の最低生活を保障することである。即ち民需産業の振興、公共事業の実施等に依り尚救済し得ない生活困難者に対しては左に依り社会福祉費三〇億円を以つて之が生活保護の措置を講ずることとする。

(1) 社会福祉費中三億円を庶民金融庫に融資し之を補償として庶民金融庫は約一〇億円の資金を以て生活困難者にして生業を営まんとする者に対し三千円の範圍内に於て生業資金の貸出を行ふ。

(2) 生活困難者にして就労せんとするものに対し生業扶助として一人当たり平均四百円の程度に於て就労助成を行ふ。

(3) 其の他一般的生活保護として一世帯平均月約三百円の生活費を支給するの外、必要に応じ保護収容の施設を整備し之が保護を行ふものとす。

第四 昭和二十一年度内に於ける失業者雇用可能人員数の推定

(1) 民需産業方面に於て新に約一、四一〇、〇〇〇人を雇用可能と推定す。

(編注…中略)

第五 公共事業の実施に伴う労務者配置に関する件

(編注…以下略)

『通信』

昭和二十一年一月七日

(二一一三) 大蔵大臣経済安定費支出補充についての上奏書

職業補導施設費補助

右送付するにつき上奏方取計はれたい

なほ別紙は勅裁済の上返戻せられたい

一 職業補導施設費補助

七九、二〇五、〇〇〇円

失業者に対し適當なる職業補導を加へると共に適當なる職場を提供するため、公共事業として職業補導所並に共同作業施設の整備拡充を図るのに必要とする経費
右の経費を昭和二十一年度経済安定費から支出補充するについて別紙のとほり厚生大臣から請求があり、審査致しましたところ必要と賜りたく臣湛山謹んで上奏致します。

昭和二十一年十一月七日

大蔵大臣 石橋 湛山

(編注・別表は不明)

『デジ』

昭和二十一年一月二日

〔二一四〕閣議決定

公共事業に失業者を優先雇用するの件

公共事業の実施に當つては能う限り多数の失業者を活用すること。したがつて工事の受益者たる地元農民等が工事に就労を希望する場合にあつても、失業者が雇用を希望している場合には、これ等の者を優先して使用すること。

閣議決定説明案要旨 (厚生大臣)

公共事業については去る九月三日の閣議決定に基いて、第三、四半期分の認証を新
規要求以外は全部完了し、目下全国的にこれが実施を進めている次第であります
ある地方に於ては工事の受益者たる地元農民等が工事に就労を希望するため、稍も
すれば失業者が就労の機会を得られない場合もあります。

然し、今回の公共事業は現下の深刻なる失業問題に対処する重要な失業対策の一
として実施されるのでありますから、事業の実施にあつては能う限り多数の失業者
を活用することとし、これ等を優先雇用することにより失業救済の実効を挙げるこ
に致したいのであります。

之がため事業によつては収容施設の設備をなし、失業者の吸収を図る等の必要もあ
り、又、賃銀も地元農民を使用する場合に比し高額を要する等に因り事業費の増額を
来し、所期の事業量の減少となることがありましても已むを得ないと思ひます。

『年鑑』

昭和二十二年三月四日

〔二一五〕厚生大臣説明

労働基準法に関する国会(衆議院)説明

只今議題となりました「労働基準法案」の提案理由を説明致します。

終戦以来労働組合法と労働関係調整法の制定によりわが国の労働法制は漸次整備さ
れて来たのであります。これ等の労働法制は、労働条件の決定を公正ならしめる為
に如何なる方法をとるか的手段を規定するものでありまして、未だ労働条件その物の実
体を規定する法律は制定されていなかったのであります。工場法、商店法、労働者災害扶
助法、工業労働者最低年齢法等の従来の労働保護法は、特定の労働者を対象とし、特
定の事項について断片的に労働条件の内容を規定しておりますが、そのねらいは女子
及び年少者の保護或いは産業災害の犠牲者に対する生活の扶助ということが目的であ
りまして、全面的に労働条件の基準を定めることを目的とした法律ではないのであり
ます。

新憲法は、その第二十七条第二項において、「賃金、就業時間、休息その他の勤勞
条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定しております。凡そ契約の自由が
絶対の原則であると前提すれば、労働条件の決定は、団体協約によると個人契約によ
るとの別なく、労働関係の当事者の自由委さるべきでありまして、その関係は労働
組合法と労働関係調整法の規定する方法と範囲内においては専ら力の問題として解決
されることになるのであります。新憲法は労働条件についてはかかる契約自由の原
則を修正し、法律が労働条件について一定の基準を設くべきことを義務づけて居るの
であります。御承知の如く近時における労働不安につきましては、その原因は一にし
て止まらないのであります。若し労働条件が労働者の最低生活を保障するに足るも
のであるならば、かかる労働不安の原因を解消するに貢献する所少なからざるもの
があると断定されるのであります。

政府は、諸般の情勢と新憲法の趣旨に鑑み、ここに労働基準法案を作成し本議公に
提出することとなつたのであります。

この法案の作成に当り特に政府が考慮した事項の第一点は、労働条件の決定に関す
る基本原則の闡明ということでありまして、既に労働条件について契約自由の原則を修
正し国家が基準を決定する以上、その基本原則が定めらるべきは当然であります。こ
れを法律に闡明することにより労使双方にとつてそい趣くべきところを示さんとす
るものであります。本法案第一条に労働条件の原則として「労働条件は、労働者が人

たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものたることを規定し、以下労働憲章的な規定を設けたのはかかる趣旨に基くものであります。

第二点は、労働関係に残存する封建的遺制の一扫ということであり、労働契約締結の結果として労働者、使用者の間において使用従属という特別関係が設定されるのは当然のことではありますが、かかる特別関係はややもすれば労働関係の当事者間に身分的な拘束関係を惹起し易いのであります。所謂強制労働に類するが如き極端な事例は暫く措くとするも長期労働契約、前借金、強制貯蓄、寄宿舎制度等の所産として現存しつつある封建的な遺制は労働条件の基準設定に当って蔽にこれを一扫すべしと考えるのであります。

第三点は、一九一九年以来の国際労働会議で最低基準として採択され、今日広くわが国においても理解されている八時間労働制、週休制、年次有給休暇制の如き基本的な制度を一応の基準として、この法律の最低労働条件を定めたことでもあります。

戦後わが国の労働条件が他の文明国に劣っていたことは国際的にも顕著なものであります。敗戦の結果荒廢に帰せるわが国の産業は、その負担力において著るしく弱体化していることは否めないものであります。政府としては尚日本再建の重要な役割を担当する労働者に対して国際的に是認されている基本的な労働条件を保障し、以て労働者の心からなる協力を期待することが、日本の産業復興と国際社会への復帰を促進する所以であると信ずるのであります。

今日の労働情勢は誠に憂うべきものがあります。今日までの政府の施策の必ずしも充分でないものがあつたことも率直に認めねばならぬが何分敗戦国の国情として万事意の如く参らぬ客觀的事態に在ることも事実である。又一方思想の轉換期において労働者とその権利の主張に急にして義務と責任を怠り、規律と自覚とに欠けるところがあつたという事実も否定する訳には行かぬのであります。しかし一切の過去をして過去たらしめよ。今回の労働基準法制定を機とし労働者も、経営者も、はた又一般国民も心機一転御互に兄弟として手を携えて日本再建の為、民族の平和的發展の為、立ち上らんことを希望して止まぬのであります。

以上の如き理由と考慮に基づいて政府は労働基準法案を本議院に提案した次第であります。同卒御審議の上御協賛あらんことを希望致します。

昭和二年三月十七日

〔二一六〕厚生大臣説明

労働基準法に関する国会（衆議院委員会）説明

労働基準法案の概要について説明致します。

本法案は労働条件の最低基準を定める法律であります。憲法第二七条の趣旨並に現下の労働情勢に鑑み、労働者の基本的権利と目すべき最低労働条件を法律で規定することは我国の再建にとつて必要欠くべからざる所であります。本法案はかかる要請に基いて提出されて居るのであります。その規定するところの概要は次の通りであります。

（編注…中略）

第七章は技能者の養成に関する規定であります。従来徒弟制度は我が国に於ける劣悪労働の一事例とされて居るのであります。ここには其の弊害を除去すると共に労働の過程に於て技能者を養成する特殊の必要がある場合には技能者養成委員会に諮つて特別の規程を作りこの規程に於て技能者養成の爲の必要と、この法律の最低基準との調整を図ることと致しました。而してこの規程によつて技能者たらんとする者を使用する場合には行政庁の認可を要することとして、産業の必要を充足すると共に弊害の防止に遺憾なからんことを期したのであります。

（編注…後略）

『行政二』

昭和二年三月二十七日

〔二一七〕貴族院労働基準法希望条件

希望条件

一、本法の施行期日を定めるに當つては経済労働の実情、特に本法運営のため多くの準備施設を要すべき事情に鑑み十分の余裕を存するようとくと考慮すること。
二、本法施行のための命令規則の制定に當つては経済労働に知識経験のある委員に諮問して行ふこと。

三、本法の運営に當つては徒に取締り乃至罰を旨とすることなく、指導斡旋につとめ、且つこの方針を行政の末端に徹底せしめること。

四、本法の施行と併行して社会保険及び公的医療機関の整備充実をはかること。

『行政二』

昭和二十二年六月一日
〔二一八〕政府発表

経済緊急対策

積極的失業対策

- 1 公共職業安定所の効率的運営
- 2 職業補導施設の拡充強化
- 3 輸出産業その他民需産業の振興による雇用量の拡大強化
- 4 公共事業への失業者の吸収
消極的失業対策
- 5 失業保険制度及び失業者手当制度の創設

『年鑑』

昭和二十二年六月一六日

〔二一九〕労働省設置準備委員会（第二回）了解

労働省設置要領

政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て産業の興隆と民生の安定に寄与するために、左の要領により労働省を設置するものとする。

一 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働条件及び労働者の保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を所掌すること。

二 労働省の部局及びその所掌事務は、概ね左の通りとすること。

労働局

- 一 労働組合に関する事項
- 二 労働委員会に関する事項
- 三 労働争議調停その他労働関係の調整に関する事項
- 四 労働協約に関する事項
- 五 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの

労働基準局

- 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項

二 産業安全及び労働者災害補償に関する事項

三 労働衛生に関する事項

四 労働能率の増進に関する事項

五 労働者の福利厚生に関する事項

六 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項

七 その他労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの
婦人少年局

一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する事項

二 婦人及び年少労働者の労働条件及び保護に関する事項

三 児童の使用禁止に関する事項

四 労働者の家族問題に関する事項

五 家族労働問題及び家事使用人に関する事項

六 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

職業安定局

一 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関する事項

二 失業対策に関する事項

三 その他職業に関する事項

労働統計調査局

一 労働組合、労働争議その他労働関係に関する定期統計及び刊行に関する事項

二 労働条件に関する定期統計及び刊行に関する事項

三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行に関する事項

四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行に関する事項

五 職業に関する定期統計及び刊行に関する事項

六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行に関する事項

七 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済的問題に関する調査及び刊行に関する事項

三 労働省の省務に参与させるために参与を、専門の事項を調査させるために専門の委員を置くことができるものとする。

四 工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめるため、労働省に産業安全研究所を置くこと。

五 船員の労働に関する重要事項について労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に労働省及び運輸省の関係官をもって組織する船員労働連絡会議を置くこと。

(備考)

労働省設置は第一回国会に法律案を提出して之を行うものとする。

『行政二』

昭和二十二年七月二十九日

〔二二一〇〕厚生省職業安定局

(経済緊急対策に関する具体的方策)

職業補導施設の拡充に関する事項(案)

第一 方針

一、経済緊急対策の一環として職業補導事業の拡充発展を図り失業者の就職促進を推進する。

二、補導人員の対象としては引揚者今時食糧取締の強化に伴う女子失業者及び企業整備に伴ふ失業者の職業転換の補導に重点を置くの外戦争中殆ど技能訓練の機会を得ざりし青少年失業者未就職者を考慮する。

第二 要領

一、補導事業の拡大

(1) 人員

公共職業安定所に於ける年間求人総数約二百五十万に對し紹介数約百万人の現状なるに鑑み、未充足需要百三十万の一割十五万人程度は技術補導を為せば当然充足し得るものと看做し、これに企業整備等による男女失業者中約□万人を吸収し、合せて新に年間二十万人に對して補導を行ふを要する。

(2) 種別と分類

(一) 補導所の種別並びにその分布に當っては地方産業の特殊性、失業者の実情及び通勤の便等を勘案し広く全国的に補導所網を張る。

(二) 補導所を概ね左の三つの型に分け地方の実情に應じて配置する。

① 総合補導所

都道府県の中心的施設として原則として宿泊施設を付設する。

全国に約四〇ヶ所(定員三百―百人)を設け補導期間は原則として一年以上とする。本施設に併せて研究施設を付設すると共に指導員の再教育を行ふこととする。

㊸ 長期補導所

定員五〇名期間一年とし各安定所毎に一ヶ所を標準として全国に概ね五百ヶ所とする。

㊹ 短期補導所

定員五〇名短期養成を目的とし、期間は三ヶ月乃至六ヶ月とするも労働市場の変化に即応してパートタイム制、夜間制をも考慮する。

深く地域的特殊性を考慮して委託制度を採用し、或は独立に又は他の補導所と組合せて適正なる配置を全国に千五百ヶ所を設ける。

(3) 職種

(一) 産業状況の推移に適應する職種を選定する。

(二) 輸出産業並に地方特殊産業の復興に重点を置く。

(三) 独立自営業を為し得る□き職種を選ぶ

(四) 中小商工業の如き組織の後継者養成方法を持たない業種を考慮する。

(五) 企業整備及び料飲食店廃止による離職者に対する互換職種を考慮する。

(六) 繊維石炭産業等募集方法の変更に伴ひ供給不足なる職種を考慮する。

二、内容の充実

(1) 補導手当の給与

補導期間内失業手当又は補導手当を支給する。

(2) 資材の確保

指導員の確保

(3) 指導員の確保
指導員の重要性に鑑み、その資格の向上を図り、再教育を実施すると共にその身分を確立する措置を講ずる。

(4) 補導教程

職業別に時間数その他教課基準を定め、必要な教材を作成配置する。

(5) 随時入所

教程を科目単位として編成し随時入所可能な様措置する。

(6) 補導修了者の格付制度の実施

修了者の検定制度を定め格付を実施して本事業の社会的生産的位置を確立す

る。

(7) 需要口委員会の設立

補導内容の改善求人条件の協定等を結ぶ

三、その他

(1) 普及宣伝

職業補導事業の周知を図り之を通じて技能に依る産業再建の意欲の昂揚を為す。

① 常設即売所（即売、作品展示を含む）の設置

② 定期的製品展示（即売）会の開催

③ 巡回実演巡回指導講演等の実施

(2) 補導援護

(一) 就業に必要な道具、及支度金貸与の制度を設ける

(二) 補導所と共同作業所との関連及び系統化を明確ならしめる

(附) 共同作業施設の拡充に関する事項

経済緊急対策第一ノ七（料理店、飲食店等の営業停止）及び第五ノ四（企業の配置転換）第六ノ三（産業振興、公共事業による失業者吸収）の実施に際し、共同作業施設を増設する。

(一) 熟練失業者に対する大共同作業施設

筋肉労働を主とする公共事業に不適當な熟練技能者については組合組織による共同作業施設約二百ヶ所増設する。

(二) 女子、傷痍者等に対する小共同作業施設

傷痍者、料理店、飲食店、従業者其他通常の雇用関係に入り難いもの其他適當なるものに対しては、小規模の共同作業場千ヶ所増設する。

(附表)

種目別補導計画一覧表

鉱山関係	二〇、〇〇〇人
建築木工関係	四〇、〇〇〇人
織維関係	三〇、〇〇〇人
手工業（含和洋裁）	三〇、〇〇〇人
自営業	一五、〇〇〇人
電気器具其他（精密機械）	二〇、〇〇〇人

車両其他産業機械

窯業

食料品関係

事務

計

二〇、〇〇〇人
五、〇〇〇人
五、〇〇〇人
二〇、〇〇〇人
二〇、〇〇〇人
計 二〇〇、〇〇〇人

経済緊急対策に基づく職業補導施設等予算案

一 職業補導所

1、四〇ヶ所分（府県庁所在地に置く一ヶ所

計三〇〇人―一〇〇人平均二〇〇人）

一ヶ所当

初度調便費	三〇〇、〇〇〇円
経常費	七〇〇、〇〇〇円
計	一、〇〇〇、〇〇〇円

合計	四〇、〇〇〇、〇〇〇円
----	-------------

2、五〇〇ヶ所分（職業安定所所在地に置く

一ヶ所五〇人平均）

一ヶ所当

初度調便費	一五〇、〇〇〇円
経常費	三五〇、〇〇〇円
計	五〇〇、〇〇〇円

合計	二五〇、〇〇〇、〇〇〇円
----	--------------

3、一五〇〇ヶ所分（1、2以外の場所に置く

一ヶ所五〇人―一三〇人平均四〇人）

一ヶ所当

初度調便費	一〇〇、〇〇〇円
経常費	二〇〇、〇〇〇円
計	三〇〇、〇〇〇円

合計	四五〇、〇〇〇、〇〇〇円
----	--------------

右の合計金額

七四〇、〇〇〇、〇〇〇円

二、失業手当

一人当月 七〇〇円 年 八、四〇〇円
 二、四半期以降九ヶ月分 六、三〇〇円
 右の 人分 一、二六〇、〇〇〇、〇〇〇円

三、共同作業施設

1、大共同作業施設 二〇〇ヶ所新設

一ヶ所当 五〇〇、〇〇〇円

計 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

2、小共同作業施設 一、〇〇〇ヶ所新設

一ヶ所当 五〇、〇〇〇円

新設費補助 一〇〇、〇〇〇円

經常費補助 一五〇、〇〇〇円

計 一五〇、〇〇〇、〇〇〇円

合計 二五〇、〇〇〇、〇〇〇円

1、2の計 二五〇、〇〇〇、〇〇〇円

予算要求総額 二、二五〇、〇〇〇、〇〇〇円

(編注：厚生労働省図書館所蔵)

昭和二十二年七月(日不詳)

〔二―二二〕 職業教育並びに職業指導委員会意見具申

各種工業に於ける見習い工教育計画基準案(意見具申)

意見具申

本委員会に於ては本年初頭以来職業教育並びに職業指導の問題に関し各方面に亘つて研究審議致して居りますが差当つて左記の問題に就いて別紙の通り成案を得ました。我が国現下の諸情勢から観てこの問題は産業復興再建の基盤として極めて重要な事項と信じますので篤くと御検討の上実際施設に採択具現下さるよう本委員会の総意として具申致します。

各種工業に於ける見習工教育計画基準案

工場事業場に於ける職業教育の範囲は極めて広般で、その実施について問題となる事

項は多々あるが、本案では刻下特に重要度を加えつゝある中堅多能工の見習の教育に重点を置いた。

1 教育の目標

職業教育の内容としては左の三項を適当に包含せしめること。

イ 技術教育 技術水準の向上と勤労意欲の昂揚

ロ 社会教育 社会常識の涵養と勤労文化の振興

ハ 労働教育 労働問題の認識と労働者自覚の促進

2 教育の方針

イ 教育の計画並びに実施に関し労資協力の体制を確立すること。

ロ 学校式教育を避けなるべく現場中心の教育を実施すること。

ハ 画一的な天下り教育の弊を打破し、自主性、特殊性、創造性を尊重すること。

ニ 勤労と学習を両立せしめるためなるべくパートタイムの制度を採用すること。

ホ 個性を尊重し、その特性を啓培伸張せしめること。

ヘ 自学自習の習慣を涵養し、生活指導、安全、保健に留意すること。

ト 六三三四制との関連を考慮し、また委託教育、学校教育通信教育等をも利用すること。

3 教育施設経営の主体

イ 単独の事業主

ロ 中小事業主の共同体

ハ 事業主又は事業主紹介と学校との共同体

ニ 事業主と労働組合との共同体

従来イに重点が置かれたが、今後の日本の産業動向に鑑み、特にロ、ハ、ニに考慮を

払ひ、その指導助成奨励に留意すべきこと。

4 教育の対象

イ 多能工又は基幹的熟練工

長期間、広範囲に亘る組織的技能訓練を要し、且つその徳性教養に於いて中堅工

たるに値いする技能者

職種により差異あれども概して三年内外の訓練を要す。

ロ 単能工、分業工又は半熟練工

特定の職種に対する一応の経験を有する技能者

数ヶ月乃至一ヶ年の訓練を以つて足る。

従来両者の間に屢々混同を来たし、養成の目標が必ずしも明確でなかつたのに鑑み、

主力をイに置き口の訓練課程を通じて選抜教育するものとす。

5 対象となる工業

イ 一般機械的諸工業

ロ 精密機械工業

ハ 一般手工業

ニ 工芸的手工業

従来競争目的を主眼とせるイに重点が置かれたが、今後は資源関係、貿易関係及び我が産業の特色等により従来比較的顧みられざりしロハニに見習工教育の重点を置くものとす。

6 職能資格の附与

イ 各職種に於いて定められた訓練期間を修了した多能工に対しては、試験の結果職能資格を附与するものとす。

ロ 試験は実技並びに関係学科について行ひ、本人の素行並びに一般教養をも併せ考查すべきものとす。

ハ 試験は別項に掲ぐる委員によつて行はるるものとす。

ニ 職能試験合格者は、国、公共団体又は産業団体の定むる職能資格簿に登録さるるものとす。

ホ 本資格取得者は其の経済的並びに社会的地位に於て新制高等学校卒業者と同等又はそれ以上の待遇を受けしむるものとす。

7 新制高等学校との関係

見習工教育の形態には、A学習実習共に工場直営のもの。B学習は公私立学校、実習は工場に於て分担するもりとあり夫々実情に応じ特色を活かすことによつて効果的な教育が行はるべきであり、強いて之を新制高等学校の型にはめる要はないが、若しその型式を採用するを適切とする場合には、特に左の点につき考慮が払はるべきである。

イ 学習年限、設置学科、授業時間、教材、教師の任用、教育方法その他については、事業の特殊性に鑑み、経営者の自主創意を尊重し、画一的取扱をさくること。

ロ 職能資格取得と学校の修業年限、卒業資格とを併行せしめること。

8 教育の方式

イ 大工場の場合

A 教育委員会

労資双方の委員より成る工場教育委員会を常置し、事業場内に於ける教育方針、教育計画、資格試験、教育予算、教育設備、教材の整備、教育担任者の銓衡並に教育実施状況の監査に当らしめること。

B 教育課

工場内に教育課を特設し、従業員に対する教育の実施、教育施設の管理に当らしめること。

C 指導員

指導員の待遇を改善し、身分を向上し、職員、工員、組合中より広く人材を求めること。

指導者の資質を向上するため大学、ティーチャースコース、指導員講習会等の

教育的機会を与へ、正規の職業教員資格を備へしめること。

ロ 中小工場の場合

同業関係事業主を中心とし、これに労働組合、官公庁関係者その他を以つて構成する「教育委員会」を設置する。

「教育委員会」の機能は左の如し。

A 同業関係見習工教育計画の作成

B 本教育に関する重要事項の審議

C 本教育に関する自治的監督並びに奨励援助

D 学校と工場との連絡

E 職能資格試験の施行並に証書の発行

9 法制及び行政的措施

イ 見習工教育については合理的にして完全なる単行の新徒弟法の制定を目的とし、暫定的には教育基本法、学校教育法、労働基準法、労働組合法等の中に於て、またその関連に於て教育の徹底を期すること。

ロ 本教育実施については、中央並に地方官民より成る職業教育委員会を置き、その監督指導に当らしむること。

10 優秀技能者表彰制度

技能に対する一般の関心を高め、見習工の誇を増すため国家又は団体に於て優秀技能者表彰の方途を講ずること。

11 実施につき一般的に考慮を要すべきこと。

イ 教育責任者及び代理者

見習工教育の成果はその責任者及び代理者の人物、熱意の如何にかゝることが多いので、その資格を教育委員会に於て審査すること。

ロ 保護及び教育の徹底

見習工保護関係の法規を遵守するのみならず積極的にその養護教育についての方途を講ぜしむること（例へば見習工員数、労働時間、作業、賃金、保健、生活指導等につき）

ハ 職業科担任教師の資格

職業科担任教師は実地経験を不可欠とすること。

ニ 実習訓練順序

実習訓練順序はイ基礎訓練（入職訓練を含む）、ロ単能訓練、ハ総合訓練の順序を以つてす。

但し単能工についてはイ及びロを以つて足る。

ホ 職場の構成及び実習指導者の配置

職場を教育的に構成し、実習指導者を教育的目的に合致するより合理的に配置すること。

ヘ 連絡指導者

工場と学校との協同によつて教育する場合には、連絡指導者の活動を重視し、綿密なる計画による協同を図ること。

ト 作業教範の作成

各職種別に実習指導の手引書を作り、訓練に介理性を与へ且つその速成を期すること。

12 手工業につき特に考慮を要すべきこと。

イ 国、公共団体、同業組合等による手工業的職業学校の設置の気運を醸成すること。

ロ 職業補導所、工芸指導所、産業博物館、公民館その他社会教育施設との緊密なる連絡提携を図ること。

ハ 各種職能の秘伝を公開して之を科学的基礎の上に立脚せしめて技能指導に資せしめること。

ニ 特殊技能に対する奨励保存のため、実習教材、指導者の保護その他教育上の便宜を与ふること。

工場教育施設

備考	計画	工場教育施設				
		入職訓練 1ヶ月内外	単能工養成 1ヶ年内外			
	連日制 フルタイム	1 技術教育	技術学初歩 職種別基本実習 40—50% (現場ニ於ケル教育的指導)	中堅工養成 3—5年	職長養成 6ヶ月内外	
		2 社会教育	公民常識 公民教育 勤労文化 社会法規	専門学科 専門実習 (実験室又ハ教育工場ニ於テ実施スルコト) 公民教育 社会政治問題	管理技術 作業研究 技術指導法	
		3 労働教育	就業規則 労働組合ノ概況 工員心得	労働法規 労働運動 職業衛生及安全	経済政策 社会政策 産業事情	技術指導法
		4 生活指導	生活科学・勤労文化・スポーツ・社会問題研究・其ノ他	組合ノ運営ニ 関スル事項 労働問題研究	産業事情	研究協議会・視察見学
備考	就業準備 職場見学 職場配置 組合加入手続き	学級編成	集同指導	研究協議会・視察見学		

昭和二十二年八月一五日

〔二一―二二〕厚生大臣国会提案理由

職業安定法案説明

職業安定法案を審議せられるにあたり、本法案の提案理由を御説明申し上げます。

終戦以来、職業行政においても大きな転換を致して参りました。終戦迄の職業行政は、一言にして申せば、労務の動員配置を目的として行なわれたのでありまして、現行職業紹介法も亦この精神によつて一貫せられていたのであります。しかし職業行政本来の目的は、国民に対して奉仕することであり、特に憲法の改正をみて基本的人権の尊重が確立せられた今日におきましては、従来の労務の統制配置を目的とした現行の職業紹介法を廃止して、あらたに新憲法の精神に則る法律を制定する必要があるためでありまして、本法案制定の主旨もここにあるのであります。

本法案の目的とするところは、その第一条に明かな如く、公共職業安定所その他の職業安定機関が、憲法第二十二條の職業選択の自由の趣旨を尊重しつつ、各人の有する能力に適當な職業に就く機会を与えることによつて産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに、經濟の興隆に寄与することにあるのであります。

思うに、再建途上にあるわが国において我々の先ず努むべきところは、国民のもつその豊富な労働力を有効に發揮することでありまして、国家再建に必要な産業労働力を充足し、各人についてその職業の安定を得させるとともに、国家の經濟を興隆せしめることが、現下最も喫緊を要するところであり、本法案制定の趣旨とするところも亦右の目的を実現することに存するのであります。

本来職業行政は、全国に亘る労働力の需要供給による人の流れを基調として行われべき性質を有するものでありますから、ここに他の一般行政とは異なる行政組織及び人事の取扱ひが必要となつてくるのであります。先ず組織の方面について申し上げますと、職業行政の組織は、全国に亘る労働力の需要供給の適正な調整を図るために、中央から第一線機関に至るまで全国を一貫した系統で運営することを理想とするのであります。一方地方自治の本旨を尊重し、都道府県知事に対し、公共職業安定所の業務の指揮監督を掌らしめることとしたのであります。しかしこれに伴い、都道府県知事がこの法律の規定によつてその行ふべき職務に違反した場合においては、労働大臣は、当該都道府県知事に是正命令を發し、当該都道府県知事が是正命令に従わないときは、労働大臣は更に高等裁判所に向つて是正命令を請求して、代執行を行い得ることと定めたのであります。かかる規定を設けた所以のものは、裁判所の介在によ

つて本法案の目的を確実且つ迅速に遂行しようとするものに外ならないのであります。次に職業行政に従事する職員の仕事につきましては、職業行政の特殊性に鑑み、全国の職業安定機関を通じて安んじてこの道に精進し得るような措置を講じた。

先程も申し述べましたように、職業行政は、全国的の人の流れを基調として行われべきものでありますから、労働大臣が、労働力の需要供給の状況に応じ、二以上の都道府県に亘る業務の連絡に当らせるため又は都道府県の職員に対する技術指導を行うために必要があると認めるときは、重要産業地区に本省の出張所として職業安定事務所を設置することができるとしました。又職業行政の民主的運営を図るために、公共職業安定所の業務の補助として、市町村との連絡にあたるべき連絡員を設けるとともに、中央、都道府県及び特別地区に、労働者、雇用主、及び公益を代表する者で組織する職業安定委員会を設置し、必要があるときは地区にもこれを設置することができることとし、以て公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項を審議させることと致しました。

公共職業安定所の行う職業紹介に関しては、求人求職の申込の取扱、紹介の原則、争議行為に対する不介入等について規定し、職業指導については、その原則及び職業の適性検査の実施に関し規定を設け、又職業補導につきましては、都道府県知事が主体となつてこれを行なうことを原則と定めた外、都道府県知事に対する労働大臣の援助の義務について規定を設けてあります。

次に政府以外のものを行う職業紹介事業、労働者の募集につきましては、現行法ではその規定は多く命令に委任しておりますが、その国家統制の建前から、或いはこれを禁止し、あるいは嚴重な制限を加えているのであります。本法案におきましては、新憲法の趣旨に則り、できるだけ個人活動の自由を尊重し、弊害のない限りひろく職業紹介事業、労働者の募集活動を認めるとともに、弊害あるものに対しては、従来に比して罰則を強化したのであります。これは労働者の保護を図ろうとする趣旨に外ならないのであります。同様の趣旨によつて、本法案は他人の勤労の上に存立する労働者供給事業を禁止しようとするものであります。即ち本法案の規定によつて認められる労働組合法による労働組合が労働大臣の許可を受けて行ふもの外、従来多く行われてきた労働者供給事業は、中間搾取を行い、労働者に不当な圧迫を加える例が少くないのに鑑み、労働の民主化の精神から全面的にこれを禁止しようとするものであります。

本法案の規定に違反した者に対する罰則につきましては、労働者に対する保護の見

地から検討を加え、必要な者については体刑を科するとともに、違反行為をした者が法人又は人のために行爲した代理人、使用人等である場合においても、その軽過失及び重過失の場合について罰則を設けてあります。

最後に、本法案の規定によつて禁止される有料、営利の職業紹介事業及び労働者供給事業については、附則において三箇月の猶予期間を置くことと致しました。

右の説明で明らかのように、職業安定法案の全体を通じてその骨子をなす精神は、憲法の趣旨に則り、個人の基本権を尊重し、労働者の保護を図ることによつて、現在の情勢に即応した労働の民主化を促進しようとするところにあるのであります。

以上職業安定法案制定の趣旨及びその内容の大綱について御説明申し上げたのでありますが、何卒御審議の上可決あらんことをお願い申し上げます。 『安定』

昭和二十三年二月二十八日

〔三一二三〕 教育刷新委員会第一三回建議

労働者に対する社会教育について

労働者に対する社会教育について(第五八回総会採択)労働者に対する社会教育の実施に際し、特に左の諸点が要望せられる。

一 労働者に対する社会教育としては、労働問題並びに労働関係諸法規に関する理解の促進と職業的知識及び技術的熟練の修得と、更に社会的、文化的教養を高め人格の陶冶を期する教育とを有機的総合的に実施すること。

二 その実施に際しては、一定のイデオロギーに囚われず、広く客観的、歴史的事実を資料として、社会思想一般に関する公正な理解と、社会問題に対する自主的科学的判断の習慣を養うようつとめること。

三 労働者のための技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育施設に対しても、前記の趣旨の普及及び徹底を図ること。

右の場合、教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校、更に大学へ進みうるために、単位制クレディットを与える措置を講ずること。

四 この種の教育においては、労働組合の自発性を尊重して、その積極的参加を求め経営者ならびに学校図書館、公民館その他の公共施設は、これに協力する体制を作り、国及び地方はこれに対し必要なあつせんと援助を与えること。

五 文部、労働両者は相互の了解を進め、労働者教育における所管事務の限界を明らかにし、それぞれ責任において、担当分野の教育を遂行するのみならず、

具体的に協力事項を定めて両省はもとより、地方関係部局においても積極的に相互協力をなし得る方法と組織を設けること。

これ等協力の妨げとなる予算経理その他制度上の不備については、これが改善につとめ運用を適切ならしめること。 『近代』

昭和二十三年五月一四日

〔二一二四〕 閣議決定

国際労働機関への復帰について

我国における労働条件その他の労働問題の取扱について社会的正義を基礎として世界の文明諸国家と提携し、相互の諒解を深め、これと同一歩調を保持し、平和的且つ文化的国家に値する労働者の処遇の適正化を図るため、講和条約締結前ではあるが、速かに国際労働機関への復帰を希望し、これが実現のため、先ず労資双方と内協議を開始すること。

備考

労資双方の意見を纏めた上は連合国最高司令部に対し本件の実現に関し援助方懇請するものとする。 『行政二』

昭和二十三年五月二五日

〔二一二五〕 閣議決定

国際労働機関への復帰について

国際労働機関への復帰については、さきに「これが実現のため労資双方と、内協議を開始す」べき旨を閣議において決定したが、その後労資双方と内協議の結果は今日迄のところ

(イ) 使用者側(日経連及び日商)は全面賛成

(ロ) 労働者側(概ね組合員数五万以上の全国的組合)は今日迄のところ、既に参加賛成又は賛成見込確実なるもの約六五%であり、すなわちわが国労資の大勢は参加を希望すると認められるにつき、速かに連合国最高司令部に対し、本件の実現に関し、援助方懇請する等所要の手續を講ずること。 『閣議』

昭和二十三年一〇月二十八日

〔二二二六〕日本経営者団体連盟「第一回日経連失業対策意見」

生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和の方策

第一回失業対策委員会

委員長 河 田

インフレーションの克服、外資導入、国際経済加入に対処するために企業経営は整理、合理化されねばならないが、この整理、合理化は不可避免的に失業を齎らす。したがって、企業経営の合理化を日本経済の現段階に即して合理的かつ実際的に実施するためには、慎重な考究を必要とする。企業経営の整理、合理化は日本経済の再建のために絶対に必要であるが、しかし過小生産の現段階では当面これを機械的全面的に行うことは妥当ではないであろう。それは過小生産の緩和その他の合理化を実施せしめ得る外的条件の進展と呼応しながら、漸進的に行われることが望ましいのであって、現段階では明瞭に過剰な設備、明らかに不健全な企業がその対策の中心になるべきであろう。他方、基幹産業であつて、近い将来生産を増大し得る展望のあるものについては、現在の過小操業の下における整理はこれを避け、近く合理化を行い得る条件の生じた際にたゞちにこれを実行することの出来る準備をとゞえておくことが望ましい。当面の経済整理、合理化は右のような方針の下に漸次的に行われねばならぬのであるが、しかし、この場合においてもなお、相当の失業発生は不可避である。

この失業対策はもとより国家的施設にまたねばならない面もあるが、しかし政府による直接の失業対策は主として失業救済乃至土木口治水等の公共事業等による社会政策的対策である。しかるに、現下の過小生産の下における失業対策は社会政策的対策のみならず、生産政策的な対策がとくに必要である。ところで、この生産政策的な対策は、政府のこれに対する能力に限界があるのであって、企業経営者をまたねばその効果をおさめ得ないものである。企業経営者は企業経営の合理化を遂行する責務があると同時に、失業を生産的に解決する社会的責任と能力を有する。

一般的には企業経営者による生産の拡大、新企業の創設は結果として雇用の機会を増大し、それだけ失業者を吸収することになる。しかしながら、企業経営者はさらにすゝんで、生産的な失業対策を目的としてその推進的な担手となり、失業を生産的に防止乃至解決することが、現下の過小生産下においてとくに必要である。

そのためには、以下の如き(1)新職場の発見による雇用機会の拡大、(2)待機訓練、技能養成、技術移民の送出等による失業緩和、(3)一般失業者の職業補導等

の方策がとらるべきである。

これらの方策だけで、現下の失業問題を全面的に解決することが出来るわけでは勿論ないけれども、政府の施策と相まって、失業問題を生産的に打開する点に重要な寄与をなし得るものと信ずる次第である。

第一、生産的職場開発による雇用機会の拡大

(1) 経営者の創意により未利用資源の活用その他企業の可能条件を開拓発見し、新事業を開発し、その新職場に対しては、合理化によつて生ずる過剰人員を経営技能者を中心として団体的組織的に吸収せしめる。過小生産下の経済計画の下においても計画と実際との齟齬、非計画分野の存在、計画の不均衡によつて、物的並に資本的条件においてなお動員し得る余地は相当にあると考えられる。他方、企業の機会は今下の供給不足の下では大であり、かつ戦後のあらたに生じた分野もある。したがって、新職場の開発は、これを促進する条件さえあたられば相当に可能である。この新職場の開発を、直接失業対策の一環として織り込み、公共事業には動員出来ないところの都市失業者、とくに職員層の失業者を吸収せしめる。この場合、経営技能者を中心に団体的組織的に行うことが必要である。しかし、この新事業が成立し得るためには親会社が種々の積極的援助をあたえることが必要であつて、子会社、下請工場の形態をとることが實際的である。

以上の方式を実現するためには左の措置がとられねばならない。

- ① 独占禁止法その他の法的障害が存在するから、その法的障害を早急に除去する措置が必要である。
- ② 資材割当計画、資金計画に右の新事業団のためのものを織り込む。
- ③ 金融機関を特定し、適当な企業計画に対しては、所要資金を簡易迅速に融資出来る方法を確立する。この金融助成に関して企業の適否査定を行う委員会を設ける。委員会の構成は金融機関、政府、経営者団体、民間企業現場経験者各代表を持って構成する。政府又は日銀は右産業融資□□□特別基金の枠を与える。他方経理使途に対しては厳重に監査を行う。
- ④ 当該業種別経営者団体又は地方別団体は、助成金融に対する斡旋、規格統一指導、参考資料の整備等につき必要な活動を行う。
- (2) 新職場開発の形態として家内工業、中小企業（中略）重要であるからこれを前者との関連において合理的に進行する。そのためには規格を統一し以て家内工業、中小企業の形態で合理的に経営し得る条件を拡大するとともに業種の選定についても

合理的な指導をする必要がある。

第二、待機訓練、技能養成、技術移民の送出等による失業緩和

- (1) 復興拡充の見透しあきらかな基幹産業の企業その他貿易関係重要産業においては、重要職場の合理化につとめ、完全合理化の準備を進めると共に、過剰人員は当面整理せず将来の再動員に備えて待機訓練等の方法を講ずる。訓練口成については、技術養成と共に科学的な管理科目に重点を置く。
- (2) 技術移民の送出を考慮する。そのためには米国のコンサルティング・エンジニアース・ユニオンの如き組織を中心として総合的に行われるように計画指導する。

第三、一般失業者の就職補導

- (1) 一般の失業者に対しては家内工業、中小企業の振興によつて、これが吸収を合理的に行うため職業補導施設の拡充改善をはかる。
職業補導にあつては、比較的短期間に技能を習得することが出来、これによつて独立職業の開拓乃至中小企業への就職を容易にし、かつ産業界の振興、施設の補修整備に寄与し得る如き職業技能に重点をおき、その運営には企画への参画、民間企業への委託等により企業経営者を直接に活用する方法を講ずる。
- (2) 一般失業者を配給業務、サービス部門業務に吸引する措置を講ずる。

第四、財源

失業対策基金の設置

総合財源として、失業対策基金の如きものを特別会計に設置し、すべての失業対策に対して相互的かつ弾力性ある支出方法を講ずる。さしあたりの財源左のごとし。

(1) 予算面よりの捻出、転用

予算支出に対し、生産的雇用増大の志向をあらゆる部面に滲透せしめ、機動的運用の措置を講ずる。主要目標となるもの左の如し。

公共事業、価格調整費、物資及物価調整事務取扱費、政府出資金、終戦処理費、賠償施設処理費、同胞引揚費、懲罰及没収金（歳入）。

(2) 行政改革、行政整理による予算圧縮。

(3) 新財源の拡大、統制を合理化し闇を合法化して新税源の拡大をはかる。

- (4) 対日経済再建基金（イロア）その他の外資導入の懇請
- (5) なお不足の場合は、公債発行による。

以上

失業対策委員会委員（第一回）

特別委員	稲葉秀三	安本経済復興委員会事務局長
〃	美濃口時次郎	東京商大講師
〃（主査）	高宮晋	運輸省運輸調査局調査部長
委員長	河田重	日本鋼管株式会社社長（中央職業安定委員）
委員	佐藤武三郎	芝浦共同工業社長
〃	永野重雄	日鉄常務
〃	今里廣記	日本精工社長
〃	中村隆一	株式会社社長 日立製作所取締役（中央職業安定委員）
〃	青木均一	品川白煉瓦社長
〃	藤本輝夫	東京光学機会社社長
〃	羽仁路之	三菱鋳業社長
〃	麻生太賢吉	麻生鋳業株式会社社長（中央職業安定委員）
〃	山本為三郎	大日本麦酒専務
〃	工藤昭四郎	復興金融金庫副総裁
〃	二宮善基	興銀理事
〃	黒部貞雄	日産化学社長
〃	新開廣作	東京芝浦社長
〃	武藤絲岩	鐘紡社長
〃	小幡庄次	大日本紡績株式会社社長常務（中央職業安定委員）
〃	大塚萬丈	日本特殊鋼管社長
〃	森田良雄	通信工業連盟専務理事
〃	吉本熊夫	日本硝子株式会社社長（中央職業安定委員）
〃	服部正次	服部時計店社長
〃	加藤徳衛	利権工業社長
〃	黒板駿策	月島機械社長
〃	北岡寿逸	東宝取締役

事務局側 前田 一 日経連専務理事

〃 鹿内 信隆 〃 専務理事

〃 佐藤 正義 〃 専務理事事務局長

(順序不同) 『意見』

昭和二十四年二月一六日

(二一七) 中央職業安定委員会(答申)

目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に関する答申

経済九原則の強力な実施は終局的に大量失業者の発生が予想されるので、本委員会は失業者の発生をできるだけ最小限度に止めるよう所要の措置を講ずると共に、官民一致、大規模な公共事業を振起し、これに失業者を吸収活用することを骨子として左記の失業対策を強力に推進することを要望する。

記

(一) 失業の発生を最小限度に止むべき措置を講ずること

① 産業振興の方策を確立し企業の操業度を向上し雇用量の維持を図ること

② 民間企業の便乗的人員整理を行わないよう措置を講ずること

③ 人員整理に当りては徐々に行うと共に一定の待機期間を設け、その間の給与を保証し再就職の途を開くこと

(二) 建設的公共事業に失業者を吸収すべき特別の方途を講ずること

① 産業再建の基礎となる電源開発、道路の建設、港湾の修築、治水工事、鉄道建設、観光事業及び不燃住宅建設等の事業を積極的に行ない、公共事業の拡大を図る、これがため国内資本で不足する場合は外資導入を極力懇請すること

② 公共事業に失業者をでき得る限り多数使用できるように公共事業に対し失業者を一定率優先的に使用せしめる法律的措施を講ずること

③ 不測に発生する失業に対処し直ちに事業を実施し、応急的に失業者を就労せしめるため国庫に一定の金額の予備費を計上すること

④ 貿易資金特別公計の黒字は輸出入物資価格調整の補給金のみを使用しないで、公共事業にも積極的に投資する処置をすること

(三) 配置転換を円滑ならしむべき措置を講ずること

① 住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現状に鑑み失

業保険、厚生年金等の積立金を労働者用住宅建設のために長期低利資金として活用する方途を講ずること

② 労働者の配置転換に関し公共職業安定所に活発なる活動をなさしめるべく安定所の管轄区域毎に労資協議会を設けること

③ 現行の職業補導事業を刷新拡充し民間業者に協力を求め委託補導制度或は協同養成制度を実施して熟練工の養成を行うこと

④ 失業保険制度の急速なる改善拡充を図ること

⑤ 失業保険制度の給付率を引上げる

⑥ 保険料率の検討を行い、これを或る程度引上げること

⑦ 失業保険の適用範囲を拡張すると共に失業の機会の多い日雇労働者に対する失業保険制度を新たに設けること

⑧ 失業者の就職結合機能を刷新整備すること。

⑨ 大量失業発生に備え職業安定機関を労働市場と有機的に結合せしむべく労働市場を中心とする地方中間職業安定機関を設け中央地方を一本とする職業安定行政の強力なる運営を図ること

⑩ 職業安定機関の設備の拡充とその所員の資質向上待遇改善をなし更に活発なる活動をなし得るよう措置すること

⑪ 将来の失業者の就職の円滑促進を図るため官庁の公共職業安定所を活用せざる現状にかんがみ政府は率先して公共職業安定所を利用し、更に一般にも公共職業安定所を活用するよう国民に大々的宣伝を行うこと

(六) 其他

① 近き将来起るべき新規学校卒業者の就職難及び知識層の失業について政府は深甚なる考慮をなし必要なる対策を講ずること

② 技術、技能移民の対策を樹立し、その実施につき関係方面に懇請すること

③ 前各項の失業対策によりなお失業し生活困窮せる者に対しては生活保護法を適用せしめること

付記 目下予想される失業状況に対処すべき当面の失業対策の大綱は前期の通りであるが、本委員会は将来更に細部に亘り数個の専門部会を作り、その具体策を樹立して答申または建築する必要がある。之と並行して、其の将来長期に亘る根本対策の樹立並びに之に基づく関係法規の改正等の答申が予想される実情にかんが

み、今後各種の専門委員会の活動便ならしめるため調査期間の設立並びに議事進行のための事務量増加の必要等が痛感せられるので、政府は之に対し本委員会直属の事務局を設けられ、至急そのための予算的、法律的措置を講ずることを要望する。

『通信』

昭和二四年三月四日

〔二二二八〕閣議決定

現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件

経済九原則の強力なる実施に伴い近き将来に大量の失業者の発生をみることは必至である。更に潜在失業の顕在化、引揚民の失業等は愈々深刻化しつつある。

これらの失業者に就労の機会を與え雇用の安定を得るには輸出産業を中心とする民間企業を急速に振興し雇用量の可及的拡充を図ることが根本的解決であることは勿論であるが産業の振興には時間的経過を必要とし当面離職者を直ちに吸収するに足る雇用の拡大は困難であると認められる。かかる情勢に対処し失業の深刻化が社会不安の原因となり、ひいては経済九原則の圓滑なる推進を妨げることのないよう次の如く失業対策を急速に確立整備するものとする。

第一、人員整理の実行を適正ならしめるよう必要な措置を講ずること。

イ、政府は各種産業別に労務の実態調査を行い生産との関連における所要労務量の測定と過剩労務の調査をなすこと。

ロ、民間企業においては整理のやむを得ない場合においては整理の人員、時期等の整理基準、将来における優先的再雇用等につき十分に考慮のうえこれを行うよう指導する。

ハ、行政整理の実施に当つては必要に応じ一定の持機期間を設け再就職の圓滑化を図ると共に、民間企業の人員整理に当つても同趣旨により適当な勧奨を行うこと。

ニ、人員整理の圓滑化を図るため退職金等の整理資金の供給に特別の考慮を拂うこと。

第二、公共事業に失業者を吸収すべき特別方途を講ずること。

イ、公共事業量の拡大を図り、これに失業者をできうる限り多数使用するよう関係官公廳の協力により公共職業安定所の全面的活動を強化すること。

ロ、公共事業に失業の情況に応じて失業者を一定数以上優先的に雇用せしめること

としこれがため必要な場合は法律的措置をすること。

ハ、公共事業における失業者吸収の現況に鑑み失業者救済を主たる目的とする失業対策事業費を公共事業費とは別途に設けること。

第三、配置転換を圖滑ならしむべき措置を講ずること。

イ、住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現状に鑑み、労働者用住宅建設のための措置を講ずること。

ロ、労働者の配置転換に関し公共職業安定所の活動を援助するため公共職業安定所の所在地を中心として労資協議会を設けること。

第四、失業保険制度の整備拡充。

企業合理化による失業者及び日雇労働者についてはその失業中の生活は失業保険により保障することを原則とし、そのため左の如く失業保険制度の整備拡充を行うこと。

イ、給付期間の延長。

現在の給付日数百八十日に對し緊急措置として暫定的に更に九十日（三ヶ月）給付日数を延長し得る措置を講ずること。

ロ、適用範囲の拡充。

現在の適用事業の外に土木建築業映畫の製作映寫その他興業の事業及び旅館、飲食店等の事業を適用事業とすること。

ハ、日雇労働者に対する失業保険制度の創設。

日雇労働者に対して失業保険を適用し、その保護を図ること。

第五、職業補導事業を整備拡充すること。

技能工の不足している現況に鑑み現行の職業補導事業を整備拡充し以て失業者に對し短期技能訓練を行い、その就業を促進すると共に民間業者の協力を求め職場補導を実施し技能工の養成を行うこと。

第六、その他。

イ、新制中學校卒業者の就職難については関係学校当局と公共職業安定所とが愈々緊密な協力をなし、これが打開に努めるの措置を講ず。

ロ、前各號の対策によるもなお失業し生活困難せる者に対しては生活保護の適用により保護すること。

『時報』

昭和二四年三月一日

〔二二二九〕中央職業安定委員会、内閣官房長官・行政管理長官宛建議

行政整理及び失業対策について

建議書

本委員会は失業の深刻化を予想さるゝ今日の状況に鑑み、去る二月十六日『当面の失業対策』の大綱を労働大臣に答申して以来、真剣に其の具体案を研究中のところたまゝ今回行政管理庁の行政整理試案の発表を見たので、それを検討の結果、職業安定行政に関する限り、正に時代逆行的なものなりと信ずるので、之に対し絶対反対をなすと共に、更に職業安定行政の効率的運営に依り国民の職業安定を期する為、職業安定法第十二條の規定に基づき次の建議をなす。

(一)職業安定行政関係職員に就いては絶対、今次行政整理の対象となさざること

(二)公共職業安定所は絶対これを都道府県に移行せざること。

(三)職業安定行政の本質に鑑み、中間安定機関をして労働市場と有機的且つ機動的に活動をなさしめる可く都道府県の管理を離脱させ、地方職業安定局の設置をなすこと。

理由

(一)に就いて

経済九原則の実施に伴ひ、二百萬近くの大量の失業者発生が予想される。この時に当り失業対策の強力な遂行と、失業保険制度の拡充運営に当る職業安定機関のもつ重要性は、その頂点に達していると云はねばならない。

一方現在いくたの公共職業安定所において、本来紹介を受けるべき者が職員数の不足から、紹介を受け得ずしてやむなく去る状態が激増していることは周知の事実であり、かゝる時において職業安定行政関係職員を今次行政整理の対象とする時は奔流する失業者群に対し職業安定機関は全くその機能を果し得ない状態となり、その結果は失業者の生活不安、延いては思想の悪化をも招き、且つ又、封建的な労働ボスの跋こにより再建途上の国民経済と国民生活は全く壊滅するにいたり、経済九原則の要請に即応し得ぬことになることは明らかである。

(二)及び(三)に就いて

本来職業安定行政は全国的な労働市場の操作という国家的見地から運営されるべきものであつて、一般の行政区割に拘束された地方自治行政に委ねられるべきものではない。職業安定行政機構の世界的趨勢も亦茲にあることは過去の国際労働条約等においても明らかである。即ち、中間機関として都道府県を離れた地方職業安定局を設置することが、現下の実態に即応し、最も望ましいことであつて逆に現在の公共職業安定所を府県當に移行する案の如きは叙上の趣旨に反し、時運に逆行するものであり、今次予想される大

量の失業者群の就労斡旋の第一線機関たる公共職業安定所の機能の遂行は、これを期し得ないものと考え。

昭和二十四年三月十一日

中央職業安定委員会

会長 淡路圓次郎

内閣官房長官

行政管理庁長官 殿

労働大臣

『通信』

昭和二十四年三月二三日

〔二二三〇〕次官會議決定

行政整理による離職者に対する失業対策

行政整理によつて離職する者に対する措置は、一般失業対策の一環として、これを行うも特に次の諸点に留意し措置するものとする。

一、一時に大量の失業者が発生する結果は、徒に労働市場を圧迫し就職条件の悪化と失業期間を長びかせる虞が多いから行政整理は本年四月以降九月迄の六ヶ月間に逐次に行うものとする。

二、官公庁は原則として当分の間新規採用は差控えるものとし、解雇者数は、最小限度に止めるよう努めること。

前項新規採用の基準等必要な事項は別途これを定めること。

三、官公庁は、解雇予定者につき就業希望の有無、希望職種及び就職希望地を調査し、これが関係書類を整備して所轄公共職業安定所に送付すること。

四、公共職業安定所は、前項の通知に基づき整理実施前に当該官公庁と打合せの上公共職業安定所の紹介による就職希望の解雇予定者に対し、求職中迄の受理と職業相談を実施し適職の紹介に努めること。

五、公共職業安定所は、行政整理による離職者の就職のあつ旋につき全機能を集中し速やかに再就職の機会を得せしめるよう努力すること。

六、離職者に対しては、生産の増大に伴う民間企業関係の求人開拓を積極的に行ひ就職あつ旋に務めることを第一とするが、希望により知識層失業応急事業その他の公共事業に対し就労あつ旋を行うこと。

七、政府は、事業主に対しては、現下の失業時勢に鑑み、公共職業安定所の紹介する求

職者を優先採用するよう勧奨すること。

八、離職者の民間企業への就職を円滑にする為、官公吏の民間企業就職制限に関する現実の円滑な運用を図る特段の措置を講ずること。

九、前各項の外、職業補導施設の入所につき便宜を与え適當なる技能を習得せしめ就職の機会を増大するよう処置すること。

十、今回の行政整理による退官又は退職者に対する退官退職手当は、能うかぎり適正な額を確保すると共に失業保険法の改正と相まち失業保険給付期間の延長が実施されるときは、それに応じて昭和二十二年法律第八十七号「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急処置に関する法律」による給与支給準則第十四条によつて支給すべき差額の算定基準となる失業日数最高者八十日を二百七十日に改める等官公庁職員に対する失業保険の運用につき整備すること。 『デジ』

昭和二十四年六月一日

〔二一三二〕教育刷新審議会（建議）

職業教育振興方策

あらゆる国民は、職業によつて各自の生活を営むとともに、社会国家の要請に寄与してゆかなければならないから、職業教育の重要なことは言をまたない所である。ことに産業を復興し、わが国経済の自立を期することは、新日本建設の上に最も肝要であつて、職業教育振興の要、真に今日より急なるはない。

しかるに新教育制度の実施により、一般教育の点に於いては画期的刷新が行われ、進歩改善の跡を見るが、職業教育に関しては大いに見劣りせられるものがあり、職業教育軽視の風潮すら生じつつあるのは甚だ遺憾とする所である。

新制中学に於いては職業科の教育は混乱を来し、新制高校に於いては普通科教育に偏して職業教育は衰微の傾向を示している。定時制高校並びに技能者用の制度も一般に利用されるに至らず、職場に於ける教育もまた不振を極めている。

さらに戦災校に於ける実習実験施設はいまだ復旧せられず、新設校における設備は不完全の域を脱しない。特に憂うべきは、職業学科担任教員及び実業高校普通科担任教員の能力不足と意気沮喪とであつて急遽、再教育の要がある。新教育制度の一環として職業教育振興のために、左記の事項につき、積極的方策を講ずることを要望する次第である。

一 新制中学に於ける職業科の教育は、その普通教育機関たるの使命に鑑み、職業生活

に関する理解と、勤労愛好の精神とを養うことに主眼を置き、専ら職業人たるの根幹を培うことに力めること。

上級学校に於ける生徒並びに父兄の普通教育偏重の傾向に鑑み、特に新制中学に於いて、職業指導の徹底を期すること。

二 新制高校の画一化を避け、職業教育に重点を置く単独校を多数設置すること。

総合高校に於いても、職業科目を軽視することなく、教科内容を充実し、必要な施設を整備すること。

新制高校に一年乃至二年の専攻科設置を奨励すること。

戦災高校に於ける実習実験設備を速かに復旧すること。

三 新制高校に於ける職業教育を効果ならしめるため、企業又は産業団体との共同教育組織を設ける途を拓くこと。

四 定時制高校の教育をして完成教育の実を挙げしめるため、実情に即し職業科目中心の教科課程を編成すること。

定時制高校分校設置基準を緩和し、容易にこれを設置し得るよう改めること。

定時制高校と技能者養成所との提携を密にし、労働省は定時制高校の課程を技能者養成の一部と認め、文部省は技能者養成に対し、単位制クレジットを与える措置を講ずること。

五 企業又は産業団体に於ける職業教育に協力するため、学校は聴講制度、委託学生制度、特別開放講座、巡回講師制度等を設け、また実習場及び実験室を公開利用せしめること。

六 文部省は新制高校並びに新制中学の職業科教員の養成並びに確保につき至急根本計画をたてること。

職業科教員の現職教育のために、研究制度を完備し、長期講習、通信教育、公開講座等の施設を講ずること。

七 政府は、職業教育の振興につき、実業教育に関する国庫補助を強化し、その他必要な法律的並びに予算措置を講ずること。 『産業』

昭和二十四年九月一日

〔二一三三〕内閣総理大臣、失業対策審議会へ諮問

諮問第一号

失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める。

『時報』

昭和二十四年九月九日

〔二一三三〕 失業対策審議会答申

答申第一号

昭和二十四年九月一日諮問第一号に対し、本審議会は別紙の通り答申致します。なお右答申中の施策に関し、重要事項については、必要に応じ引継ぎ審議の上答申致します。

昭和二十四年九月九日

失業対策審議会々長 藤林敬三

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

昭和二十四年度均衡予算の実施と為替レートの決定は、インフレーションの抑制に一応の成功を収め、且つ企業の合理化を相当強力で推進しつつあるが、この反面企業の人員整理、行政整理の強行等による離職者の増加、農林部門に於ける人口吸収力の減退、闇市場の縮小等に伴い就労機会の減少と生活の窮乏化を招きつつある。

現在の失業状況は、総理府統計局の労働力調査報告によれば、六月に於て完全失業者三十六万人に過ぎないが、この他に雇用面及び生活面に安定性を欠くと考えられる部分就業者が多数存在していることを示している。さらに公共職業安定所の窓口における未就業者は六月には四十七万に達し、失業保険受給者も七月には十六万人を超え、しかもこれ等の数字は毎月飛躍的に増加しつつある状況である。

しかるに最近海外市況の悪条件の累積によつて輸出産業及びその関連産業の伸張による雇用量の増加は望み難い状態にあり、且つ一般産業における金詰り及び有効需要の減退は顕著であつて、現状のまま推移すれば右の雇用状況は益々悪化し、ここに重大な社会不安を招く虞なしとしない。

思うに失業問題解決のためには生産活動の興隆に伴う雇用量の増大を図ることを以て第一義とすべきであるから、政府においてはこのため概ね左記により急速且つ強力に雇用増大策を実施すると共に已むを得ざる失業者に対する所要の緊急施策を実施せられたい。

記

第一 失業の防止と雇用の増大

一、貿易の振興

最低ドル値制度の運用の改善、輸出補償制度の実施、協定貿易拡大促進、パートナー

取引の実現、輸出C・I・F、輸入F・O・Bの確立、自国船自国保険の活用、その他貿易条件の改善等貿易振興に強力な措置を講ずること。

二、金融対策の実施

日銀の公開市場の操作及び割引政策の活発化、長期金融の円滑化、金利の引下げ、繋ぎ資金の有効な供給等の措置を講ずると共に、預金部資金の公共事業体に対する融資を拡大し、且つ新規に農中債、商中債の引受けの途を拓くこと。

三、見返り資金の活用

対日援助見返り資金融資の条件を低利且つ長期たらしめ、その手続を簡易且つ迅速にするの非同資金に依る国債の買入を当分延期し、之を産業資金に振り替えると共に公共事業へ出資する途を拓くことを極力懇請すること。

四、産業の振興

資材並に資金入手の円滑且つ迅速化、無用な統制の撤廃、補給金の急激なる撤廃の回避、滞貨に対する適切な措置、資産の再評価、税制改革等による企業負担の軽減等の方法を講じ企業の基礎を強化し、企業活動を活発化すると共に適度の企業の閉鎖、企業整備を防止すること。

五、中小企業の振興

中小企業の協同化その他経営の改善、中小企業金融の強化拡充、中小企業金融機関の確立、信用保証制度の活用、損失補償融資の実施等国民経済上有意義な中小企業を奨励育成し、その活動を促進すること。尚この為め中小企業指導機関を急速に強化拡充すること。

六、公共事業及び長期建設事業の拡充

前年度剰余金、初給金削減分、民間資金等により電源の開発、鉄道の電化、道路の整備、港湾の修築、災害の復旧、治山治水、開墾、干拓、土地改良、住宅の建設、環境衛生の整備等経済復興の基盤の育成、国内資源の有効利用等に資する公共事業、長期建設を拡充実施すること。

第二 失業者の保護

一、緊急失業対策事業の強化拡充

失業者の発生とその吸収との間に於ける時間的、地域的ズレを調整するため、緊急失業対策事業の実施に付き、本年度予算を繰上げ支出すると共に全額国庫補助による相当額の予算を増加すること。

尚、婦女子及び知識層の失業者を対象とする失業対策事業の実施については特に考慮すること。

二、職業安定機関の整備拡充

公共職業安定所の機能を最高度に発揮せしめる為、職員の増加及び予算の増額を図ること。尚、業務の運営については、窓口業務の外巡回業務を強化し、併せて失業保険業務の運営に遺憾なからしめること。

三、職業補導施設の拡充

職業補導施設を整備拡充して、貿易の振興を中心とする産業の再編成に即応した職業補導を行い以て雇用の配置転換を円滑ならしむること。

四、失業保険の拡充

失業保険の政府負担金の支払を準備するの外、失業の情勢に応じて失業保険制度の整備改善について、検討を加えると共に受給手続の簡易化を考慮すること。

第三 失業状況の把握と失業対策実施の推進

一、失業状況を把握する為、労働人口の就労並に家計状況について精密なる調査を全国的規模に於て実施すること。

二、失業対策実施推進機関の設置

失業対策の実施を調整推進する為中央に適當なる機関を設けること。

『時報』

昭和二十四年九月二二日

〔二一三四〕中央職業安定審議会（建議）

建議書

本審議会はさきに「目下予想さるゝ失業状態に対処すべき失業対策」につきその大綱を答申したのであるが、経済九原則の実施に伴う行政整理企業整備及びソ連地区からの引揚等による「現下の失業情勢に対処し労働大臣の処置さるべき当面の必要対策」につきその具体策を引続き審議の結果、次の結論を得たので職業安定法第十二条の決定に基づき次の通り建議する。

第一 失業対策の□□

民間企業における雇用の増加、経済復興のためにする公共事業の拡充実施、あるいは失業保険によつてもなお、救済し得ない失業者に対しては失業者の発生する地域に失業対策事業を機動的に拡充実施し失業者を就労せしめるため次のように失業対策事業の拡充を図る必要がある。

(1) 昭和二十四年度第三、第四四半期分の緊急失業対策事業費を大幅に増額すると

ともに昭和二十四年度失業対策事業費既定予算八億八百二十六万円は追加予算の成立まで、当初の規定計画に携わらず必要に応じ繰上支出の方途を講じて実情に即した事業の実施をなすとともに失業者の吸収を充分ならしめる措置を講ずること。

(2) 地方財政の窮迫と他面地方起債の困難な現状にかんがみ本事業費（労力費及び資材機材事務費）は全額国庫負担し地方財政に携われない本事業の実施を図り、もつて失業の緊迫性に十分対処するよう措置すること。

(3) 失業対策の企画運営及び失業対策事業の拡大に伴う指導監督の緊急性にかんがみ労働省職業安定局の組織を拡充すること。

第二 公共事業の全面的な早急施行と失業者の吸収を有効且つ十分に

措置を講ずること

公共事業における事業開始の遅延と失業対策□□□□において失業者の吸収を著しく過重にしその結果失業者のあぶれが益々増加する傾向にある現状に鑑み公共事業を早急に開始して公共事業労働者のあぶれがある場合失業対策事業に吸収する体制を整備確立すること。なお公共事業における失業者の吸収活用については要すれば吸収率の設定について実情に即した改訂を行う等有効適切な措置を講じ吸収を容易且つ十分にすること。

第三 職業補導施設の整備拡充

輸出産業の振興を中心とする産業の再編成と失業者の配置転換を円滑にするため左による就業に必要な知識技能を与える職業補導事業の拡充強化を図る必要がある。

(1) 輸出産業振興対策の一環として輸出産業に必要な技能者を養成補充するための職業補導所を新設すること。

(2) 知識層労働者の配置転換を促進するため統計経理（簿記珠算を含む）関係を中心とする事務的職業補導所を新設又は拡充し巡回機動的に実施すること。

(3) 未亡人を中心とする婦人の就業を促進するために職業補導所を新設又は拡充すること。

(4) 既設公共職業補導所の施設設備を整備拡充するとともに重要種目の拡充を図ること。

(5) 補導生の技能の訓練と就業を円滑にするため要すれば民間の協力を得て民間の工場事業場の施設を補導生の実習施設として活用する方法を講ずること。

(6) 補導生の募集選考、就職斡旋の円滑化を図るため補導所、公共職業安定所間の

連絡を強化するのに必要な措置を講ずること。

第四 失業保険の拡充

企業合理化等によって生ずる失業者の生活の保障に万全を期するため失業保険事業において次の事項を実施する必要がある。

- (1) 一般失業保険の充実及び運営の改善
 - イ、勤労所得税等の減額により手取賃金が上昇する場合において手取り賃金に対する失業保険額の調整が破れるので保険給付額を上げる措置を講ずること。
 - ロ、受給資格者の保険金受給方法手続に検討を加え、失業認定回数減少及び認定基準の緩和等の方途を講ずるとともに特に遠隔地居住者に対しては保険金の受給を容易にするための措置を講ずること。
- (2) 日雇労働者失業保険制度の運営に関する改善
 - イ、現行の受給要件の緩和待期間の短縮保険金受給手続の簡易化等につき再検討を加え日雇労働者の就労の実態に即した所要の改正を行うこと。
 - ロ、公共事業及び失業対策事業に雇用される日雇労働者を被保険者とし、できるだけ広く受給要件を満たさせる措置を講ずること。
 - ハ、現行の保険金額については一般職種別賃金との関係を考慮してその増額を図ること。
- (3) 失業保険特別会計の剰余金を活用すること。

受給資格者を雇用して公共事業又は失業対策事業を行う地方公共団体に対して失業保険特別会計の剰余金のうち当該受給資格者に支給すべき失業保険金額の範囲内において労力費の補助を行うこと。

第五 公共職業安定所の整備拡充

公共職業安定所の業務量の増加に伴い業務を刷新し、その機能の発揮を完うさせるため次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 安定所の廃置分合及び業務の刷新を断行すること。

都市失業労働力の激増する趨勢に鑑み都市重点主義による安定所の廃置分合を断行し重点的な人員配置をなすとともに大都市地域安定所の業務の連絡調整を有効に実施するため必要な措置を講ずること。
- (2) 職員の増置および施設の拡充を行うこと、

前記の措置を実施してもなお失業者の激増に伴う求人開拓の強化紹介斡旋の増加、行政整理による離職者に対する失業証明、保険給付の増加、日雇労働者の保険

制度の実施に伴う業務量の増加は職員の絶対数の不足を招くことが必然の結果であるのに鑑み業務量に即応した職員の増員を図るための緊急的措置を講ずるとともに、都市地域安定所の待合所、寄場等の施設を拡充して窓口業務の整備強化を図り、業務の運営にいささかも支障渋滞を来たさせないこと。

- (3) 職員の諸給与及び事務費を増額すること。

安定所の業務の激増に対処し、業務運営上必要な職員旅費、通信費並びに超過勤務手当その他事業費の増額を図ること。
- (4) 大都市所在の安定所業務の効率的運営について具体策を審議させるため大都市所在安定所の管轄区域毎に地区職業安定審議会を設置させること。
- (5) 安定所利用率を向上させること。

求人減少の著しい現状に鑑み、全国的な雇用調整運動を展開するとともに雇用主に対し安定所の周知宣伝活動を積極的に実施し、安定所利用率の向上につとめること。なお安定所の利用不便な地域の求人者に対しては巡回職業安定業務を拡充すること。
- (6) 求職者に対し適職検査、身体検査を実施し、就労配置につき適正を期すること。

附 記

現下の失業情勢に対処し労働大臣の処置さるべき当面の失業対策は前記の通りであるが、巷に奔流する失業者群は日を追って益々激増する現状にある。これをこの儘放置するときは失業者の生活不安による思想の悪化を招き、延いては社会不安を醸成するに至り、経済九原則の実施による国民経済の再建と国民生活の安定に到底期し得られないところである。このような実情に鑑み、本建議は必要最少限度の対策であると信ずる。よろしく政府は速かに本対策実施の完璧を期して失業による社会不安を払拭し、国民の職業生活の安定を確立されることを強く要望するものである。

『通信』

昭和二十四年九月三〇日

〔二―三五〕 日本経営者団体連盟、総理、内閣官房、安本、大蔵、通産、建設、労働各
政府当局、国会、失業対策委員会宛具申

失業対策に関する意見

わが国現下の失業発生の状況は、経済の整理合理化と相俟って、輸出の不振、国内有

効需要の減退によるデフレ的傾向によって益々深刻化しつつある。もとより経済の整理合理化は、この際積極的、徹底的に実行されることが必要であるが、今日われわれの行うべき企業合理化は、劣悪な技術、老朽損耗の設備をそのまま放置して、人員縮減のみを重視するが如きものではなく、先ず資本設備の改善更新をはかつて、眞に将来の自立復興に備える積極的な合理化である。これによって始めて輸出の振興と共に雇用の増大は期せられ、また技術高度化の過程における生産財有効需要の喚起を通じても雇用機会が拡大が齎されるのである。

更に企業経営者は、企業の合理化を遂行する責務と共に、失業を生産的に解決する社会的責任をこの際強く自覚するが故に、進んで生産的失業対策を推進する担い手となり、新職場の発見、雇用機会の拡大に最善の努力を傾注するものである。

しかし、現下の失業増勢が、内外有効需要の減退による不況化現象によるところ大である点に鑑みて、経済対策の面からデフレ打開の対策が一日も早く有効に講ぜられることは極めて必要である。そのためには公共事業投資よりもより直接的に輸出の拡大を中核とする生産的産業投資によって失業者を吸収し、また消費財に対する購買力を直接に喚起する方法でなく、生産財に対する有効需要の喚起を通じて失業を打開する生産的方法が採用されるべきである。

当面の問題である統制の廃止、補給金の撤廃は當然の方向ではあるが石炭の統制廃止、鉄鋼、銅等の補給金の急激な削減撤廃が、今後の失業問題の一段の悪化を予想せしめている事態に対しては、当面再雇用が極めて困難の状況下において、特に慎重なる考慮が経済社会の全体的見地から払われなければならない。特に礦鉱山労働者の失業は、労働の性格、地理的環境等より、配置転換等の対策も極めて困難なるが故に、その失業発生に対しては萬全の対策がなければならない。

なお生産政策的対策による雇用の維持増大は、結局資本投資の拡大によらなければならないが、このために財源の確保、特に長期設備資金融資の積極的方策が、現下の経済安定政策と併行して確立されることが必要である。

これを要するに経済再建過程におけるわが国現下の失業対策は、社会政策的対策以上に生産政策的対策が重要であって、生産政策的な基調は失業対策の全面に滲透し、且つそれが経済対策とともに統一されることが特に肝要である。

生産政策的対策によっても、なお解決し得ない失業に対しては、公共事業、失業保険、その他の社会政策的対策によって萬全を期すべきである。失業者救済のための公共事業は、生産財に対する有効需要の喚起を通じて、さらに積極的な失業打開の効果を發揮せしめると共に礦鉱山労働者の失業の如き、困難な性質をもつ失業に対しては、特に直接

的な連繋をもつて、その吸収に十分な配慮が加えられるべきである。

なお現在の失業累積、労働需給関係の内容において、一般に失業の増大は、不熟練労働者、無技能職員層に多く、熟練技能者は寧ろ不足の傾向さえあるところより見て職業補導、技能養成等を通じて、これが質的均衡調整をはかることは、重要な失業緩和対策となり得る。

さらに根本的な問題として、わが国失業問題は窮極において人口、食糧問題に帰結し、これが解決なくして到底完全な解決を期し得ないのは明白である。これに対しては、わが国人口食糧問題の国際的解決に同情ある理解が得られるよう絶えずあらゆる努力の払われることが極めて重要である。

第一、経済産業対策（編注…中略）

第二、社会政策的対策

一、公共事業による失業者吸収

事業の選定は能う限り生産財の有効需要を促進し、又事業それ自体直接生産的効果ある事業を優先せしむべきであるが、特に治山、治水、港湾、農地の改良開拓、道路、住宅建設並に都市建築物の不燃化の事業には重点を置き且つ失業発生に対する地域的考慮を払うこと。特に住宅建設に対しては雇用の配置転換の面より十分配慮せらるべきこと。

なおこれが実施運営について民間労資代表を加えた公共事業対策審議会の如き機関を設け計画、運営に関与せしめること。

なお公共事業への失業者吸収に対しては、就業者の生活安心感、作業能率の向上、将来の生活再建等に対して十分の考慮を払うこと。

二、一般失業者の就職補導

(1) 現在の公営職業補導施設を拡充改善し、その運営を一層民主的能率的ならしめるため、その運営につき民間適任者を加えた審議会をして運営方法、補導種目の選定等に与らしめ、努めて産業界の要求実情に副わしめること。なお民間に適任者ある場合委託経営の方法をも採用し、その監督制度を考慮すること。

(2) 労働要具貸付機関の設置

労働用具さえあれば、独立職業の開拓見込あるものに対して、労働用具を低料貸付する機関を公共団体その他により各所に設置すること。

なおこれが実施については低利資金の融資について特別の施策配慮を行うこと。

(3) 一般失業者を配給業務、サービス労務に吸引する措置を講ずること。

(4) 知識層の配置転換、雇用促進について特別の技能養成、就職斡旋の措置を講ずること。(例えば通訳、労務管理、能率管理、経理、統計の技能者養成並に就職斡旋等)

三、失業保険制度及び生活保護法の取扱改善

潜在失業者の顕在化を進め国民経済の合理化と失業対策の徹底を期するため、失業保険並に生活保護法の利用向上を図ること。このため両制度の給付率(額)、取扱手続、窓口業務について一層の改善を加えること。

第三、移民対策(編注：以下略)

『意見』

昭和二十五年二月一日

〔二一三六〕職業安定局

職業補導事業の拡充

現在の社会、経済情勢は、職業安定の面よりも、又産業界の面よりも、職業補導事業の強力な推進が要望せられている。従って、昭和二十五年においてこれが形式的にも、実質的にも一応完備の域にまで到達せしむべき重大な使命が果せられている。しかし、その量的、質的拡充を図る前提には、実施中の補導所について、各般に亘る検討を加え、非効率的なものは、これを廃止、又は統合等の措置を講じ、その整理の上に、新しい構想を以って、充実したものを打樹てなければならない。

現在、一般補導所は、三〇四箇所、その外身体障害者補導所、五箇所、計三〇九箇所、その補導定員は、年間を通じて約三五、〇〇〇人であるが、補導の必要性が倍加され、且つ、産業界の要請に応じ、一般的に補導期間が延長された結果この定員にては到底労働市場の要求を充たし得ない現状にある。特に輸出産業を中心とする産業界の要求する新たな技能者の確保、又国際通商に直結する結果、商品の品質の向上を図るため優秀な技能者を養成する必要上、補導所の内容を急速に充実することが要望せられる。

昭和二十五年において、新設三五箇所、臨時費(施設設備費)六、八〇〇万円をもつて、最少限度の拡充を図らんとするものである。

しかし、補導所の新設は数種目をもつて、構成する総合補導所を設置することを原則として、単一補導所の設置は必要欠くべからざるものに限定し、既設補導所については、これが内容の整備充実を図ることとし、特に施設設備の改善充実を努めんとするものである。

新設、又は転換する場合において最も留意すべきことは、補導種目の選定である。職業補導本来の目的よりみて、職業補導の成否を決するものは、一にその補導種目が、労働市場における産業界の要請に適合しているか、否かによる。従ってこれが選定にあつて、労働市場の現状を正確に把握するとともに将来への透徹せる判断が必要である。現在における、社会、経済情勢よりみて、左のものに重点を置いて考慮しなければならぬ。

(イ) 輸出産業振興対策の一環として輸出産業に必要な技能者を養成補充するための補導種目、

(ロ) 知識層労働者の配置転換を促進するため、統計、経理関係を中心とする事務的補導種目、

(ハ) 未亡人を中心とする婦人の就業を促進するための補導種目、

(ニ) 地方特殊産業の振興に寄与する補導種目、

なお、現在全国的にみて、過多と考えられる建築、木工、洋裁については、その補導対象、入所率、就職状況等を勘案し、廃止、又は補導種目の転換を図る。

一、総合補導所の設置
人的、物的要素の総合的、効率的活用を図るため、特に交通の便利な都市に、既設の補導所を母体として、三種目以上一種目補導定員三〇名乃至五〇名、一個所一〇〇名乃至三〇〇名位の総合的補導所を設置することとし、従来の小規模補導所の分散は、これを漸次排して行く考えであるから、各都道府県においてはかかる方針に則り、中央、左、右の三地域に総合補導所を設置することが望ましい。

なお、補導種目は、できるだけ相関連するものを選定し、労働市場の推移に応じ補導種目を転換するような場合において、指導員、設備等が直ちに転用されるように工夫することも必要なことである。

二、簡易補導所の設置

簡易補導所の設置は、昭和二十五年に始めて採り上げられるもので、労働市場の状況に応じて機動的に実施するものである。即ち或る場所から他の場所に転々と移動するもので、総合補導所の間隙を埋めんとするものである。

補導種目は、その性質から、主として簡易な事務関係の補導種目に制約せられる。従つて、設置場所は事務関係者を必要とする都市に限られ、又補導期間も三ヵ月乃至六ヵ月として、その回転数を多くして、多数のものを補導せんとするものである。

三、単一補導所の設置

原則として、単一補導所の設置は認めないが、総合補導所の設置が困難で、なお労働

市場の状況よりみて、その設置が絶対必要となる場合に限り認められることにしている。

四、既設補導所の整備

補導所の設置は、都市中心主義としていて、地方特殊産業の種目を実施している場合の外は、都市、又は安定所在地に設置されていない補導所については、漸次検討を加え、適切な措置を講じ同一都道府県に、同一種目が三以上ある場合は、できるだけ統合することとしている。

なお、産業界の要求に応じて、充実した補導を実施するためには、当然施設設備の充実に前提要件であるので、施設設備の基準に照して、これが充実に努めんとする。

『時報』

昭和二五年五月九日

〔二一三七〕 日本経営者団体連盟発表

新労務管理に関する見解

終戦後の社会的経済的混乱と労働組合運動の勃興、さらに諸労働法の相次ぐ制定等の諸原因によって、わが国企業における労務管理が過去三、四年に亘る長い混乱時代を経過したことは、洵に己むを得ないものがあつた。しかしこれら諸事情も昨年来の財政経済のデイス・インフレ政策・組合運動における極左偏向の是正、労組法の改正等によって漸次正常化安定化の方向を辿りつゝあると同時に、企業自体としても労働組合運動の嵐の前にもすれば混乱し勝ちであつた経営権を明確化し、さらにいま国内のみならず、国際的な自由競争のもとに、急速に経営の健全合理化を達成すべき重大な時期を迎えるに至つたのである。

かくして企業は、新情勢に対応する労務管理方策の確立を急務としており、もはや従来の如く労務管理を混乱のままに放置することは許されない。しかし現段階において、要請せられる労務管理は如何なる内容を持ち如何に実施されるかは決して容易簡単な問題ではない。蓋しすでに民主的労働関係の基本原則が闡明された現在においては、従来と異つた基盤の上に経営者は経営権と労働権の調整を図り、真に労使関係の安定を得て経営の合理化能率化の要請に応えるという極めて困難な課題を荷つているからである。しかしこの問題を一々具体的に検討することは余りに広汎複雑に過ぎ、且つ業種業態の相違によつて一律に採上げることも当を得ないであらう。

右の如き観点より当委員会としては労務管理に対する基本的な考え方を検討することの方針とし、課題の対象を重点的に採り上げ一応の結論を出すこととした。

即ち後述労務管理の「基本方針」に従つて、検討対象を労働組合関係と従業員関係とに分ち主として左記項目に限定した。

(一) 労働組合関係――(1)労働協約、(2)労使協力機関

(二) 従業員関係――(1)非組合員、(2)職階制度、(3)従業員の教育訓練、(4)給与方式
右項目の中最後の「給与方式」については、昨年八月関係協定で決定せる「企業合理化に伴う賃金制度と能率給」と題する意見によつて一応の結論が出されているので、本委員会としては、これに譲ることとし、その他の項目について検討した結果左の如き結論を得た。

一、基本方針

(一) 労務管理の立場と理念

経営者は企業を管理運営する責任と権限とをもち資本の所有者によつてこれを信託されていることにその本質がある。従つて企業における具体的な労働の管理は経営者の権利であり義務である。

勿論企業経営はそれ自体社会的存在として多くの制約をうけ、殊に労務管理の面については、労働条件の最低限界と労働者の団結権及び団体行動権が法によつて保障されている現在では、経営権の行使についても会つての如く労働関係を一方的に決定する自由は制限をうけているが、経営責任が経営者に帰属するという建前が否定されない限り、労務管理によつて立つ基盤と主体制が不明確にされることは避けられねばならない。他方企業における労働の地位の過大評価から労務管理は経営者と労働組合との共同管理なりとする見方があるが、これは根底において所謂資本と経営の分離論にたち経営協同体の思想に繋るものであつて、到底われわれの立場と相容れないものである。

しかし労働はその価値並びに機能において人間性に深く根ざすものであり、かつ経営の重要な構成要素である点に鑑みて、労働権尊重すると共に労働の役割を正當に評価し、進んで労働者の協力を得ることが必要である。

然し、労働者の協力態勢を得んがために徒らに権利義務を不明確にし、或は安易な温情主義に墮することは厳に避けねばならない。即ち労務管理は労使の権利義務関係を基盤とするものであり、これを軸心として労働の近代合理化能率化を図ると共に相互の信頼関係と協力関係を確立することが労務管理の理念でなければならぬ。

(二) 労務管理の対象と方向

現在企業における労働関係は労働協約や、就業規則によつて規律されつゝもその根幹は従属労働関係を内容とする労働契約にある。従つて労務管理の基礎は労使間の権

利義務関係におかれねばならず、その対象は当然従業員としての労働者である。しかし現実には従業員の大多数は同時に労働組合員であるからかゝる組織的集団関係を考慮しなければならぬことはいうまでもない。よつて労務管理の対象は(一)対労働組合関係、(二)対従業員関係の二つの分野に分けて考察されねばならない。

右の二つの分野において採り上げべき労務管理の具体的問題としては差当り次の如きものが考えられる。

(1) 対労働組合関係においては労働協約は労働組合の統轄する労働力につき労働組合と使用者との間で取引条件を定めるものであると同時に他面労務管理上の準繩となすべきものであるから労務管理の建前から検討すべき重要課題でなければならぬ。

(2) 対従業員関係においては労働協約、就業規則並びに労働契約に基いて企業経営の組織的統一の中に織り込まれる具体的な労働の態様が中心課題となる。従つて従業員の服務、能率等に関する具体的管理方針が検討されねばならない。

以下右の項目に従つて順次われわれの見解を述べることとする。

二、労働協約について(編注・中略)

三、労使協力機関について(編注・中略)

四、非組合員の処遇について(編注・中略)

五、職階制について(編注・中略)

六、従業員の教育訓練について

従業員の教育訓練は労務の質的向上を図り、かつ日常の業務が円滑に遂行されるよう従業員の間に生産組織の一環として有機的に結合し職業人としての意識を昂めることがその目的でなければならぬ。

従業員の教育訓練の問題は労務管理の最も本質的な重要課題であるにも拘らず、従来企業内外の諸原因によつて労働組合の組合員教育のみが盛行し、労務管理の立場からは軽視しないまでもこれを顧る遑なき状態であった。このため組合運動の行過ぎと相俟つて戦時戦後を通じて著しく低下を来した従業員の技能素質は、いまなお充分の回復をみるまでに至っていない。しかし企業経営の合理化能率化は一朝一夕に達成し得るものには非ず、むしろ従業員の教育訓練こそその基礎的条件であつて、経営者はこの面に対しいやや長期の計画を緊急に樹立すべき時期である。

従業員の教育訓練(以下教育と総称する)に対してわれわれの見解を述べれば次の如くである。

(一) 従業員教育の分野

従業員は勿論多くの場合労働組合の組合員であるから、組合が独自の立場で行う組合員教育は組合の自主的措置に任せられる。然し従業員は何より職業人でなければならず、この面における教育は労働組合の組織と運営に関する支配介入にならざる限りすべて労務管理の立場から採り上げうる分野でなければならぬ。

(二) 従業員教育の方向

従業員教育は職業人として必要な素養と能力とを付与することが目的であるから、一般的には技術教育と教養教育の二つの方向が考えられる。而して両者は勿論有機的に統括されて初めて教育の実をあげうるものであつて、これを機械的に分離し軽重をつけることは妥当でない。

技術教育については、自由競争の下に置かれた各企業にとつて従来の低下した技術水準の引上げということが現在最も緊急なる課題であり、特に荒廃に帰した技能者養成の制度を再建して急速に熟練工の確保を期さねばならない。この面においては労使関係を離れて経営者と労働者との積極的提携と協力を得ることは容易であらう。

しかし教養教育の面では、その重要性にも拘らずこれを実施する場合組合の行う教育活動と重複し競合することも考えられる。

勿論経営者の教育は独自の立場と公正な観点から実施する限り組合の教育活動と併立して何等不都合はないが、不必要な摩擦と無駄な時間や経費を除く意味において一応組合の行う教育との調整を図り、必要に応じ便宜の供与その他の援助をなすことを妨ぐるものではない。

なお教養教育を企業内で行うには種々の困難が伴うので、むしろ公共の教育機関が公民教育に関する夜間教育を特設する等適当な措置が講ぜられるならば企業の得る便宜は極めて大である。これがためには政府又は公共団体が一定の教育機関とその地域の各事業場とが共同して協力態制を確立する等適切な方針をとることが望ましい。

(三) 従業員教育の当面の課題

従業員教育の一般的方向は以上の如くであるが労務管理の観点から当面の緊急なる課題としては新人従業員の教育と職長及び幹部教育の問題を採りあげねばならない。

(1) 新人従業員の教育

新人従業員は、職員工員たるを問わず企業内の事情、仕事内容、技能等を一通り習熟するまでに相当の時間を必要とする。この期間は将来の職務意識に重大な影響をもつものであるから新人従業員に対しては事業についての一般的知識、企業内に占むる自己の地位役割等に関する十分な教育の機会を与えることが望ましい。特に職員に対しては経費のあらゆる部門についての実際に触れしめ、事業の総括的知識

の涵養を図らねばならない。
(2) 職長及び幹部教育

わが国企業における職長の地位は、まだ充分明確にされない嫌いがあるけれども、現場における先端の管理者として日常労働者に接触するという重要な役割をもっている。即ち職長は生産作業の一単位を統轄する立場において、生産技術の面のみならず人事管理の面においても普通工員よりも高い知識技能と管理能力をもつことが要求されるのである。

最近職長教育の問題が一般に注目されるようになってきているが、現段階においては企業の近代化合理化を達成することを前提としてまず職長の職務権限を明確にすることが先決問題であり、それに伴う職長の科学知識と管理能力の向上が職長教育の主要課題とならねばならない。

職長以外の幹部教育についても右と同様のことがいえるが、その重点は勿論管理部門における教育であり、広く内外の政治経済知識を接取し識見を高め、企業の中堅職員たる意識の統一を図ることが肝要である。 『日経』

昭和二十五年五月九日

(二一三八) 失業対策審議会

答申第二号(抄)

本審議会は昨年九月九日、諮問第一号に対し答申したのであるが、その後の経済情勢の推移により、失業状況に相当の変化があると認められるので、今回さらに別紙の通り答申する。

なお本審議会は、現下失業問題の重要性に鑑み、さらに一段と審議会の機能を強化拡充するよう適切な措置を講ぜられんことを要望する。

昭和二十五年五月九日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

わが国の経路は最近やもすればデフレーションへの転化の危険を包蔵しつつある。

商工部門における企業整備は昨年七、八月を頂点として漸次減少の傾向にあるが、未だ雇用量の増加をみるに至っていない。殊に中小企業においては昨年末頃より資金の行詰り、購買力の減退等に基ずき、最近特に経営困難を訴えるものが続出し、その状況は極めて深刻なものがある。他面農業部門においては世界的食糧事情の好転に伴い、農業物

価格は漸落の一途を辿り、農村の不況も亦覆い難い。さらに貿易部門においては世界的ドル不足、ポンド切下げ、中国その他東亜諸国の政情不安等により、輸出入共伸び悩みの状況にある。

右の如き経済情勢の下における雇用状況は、一方企業整備による退職者の再就職は勿論、新規学校卒業者の就職も極めて困難ならしめており、しかも他方農業部門の労働力の吸収も既に限界を超え、政府の諸般の対策の実施推進にもかかわらず、昨年本審議会が答申した当時と比岐し、事態は更に悪化し、今や失業問題は一層重大な段階に達したものと考えられる。

思うに失業問題の解決は産業の振興により雇用量の増大を図ることを以てその根幹とするが、わが国現在の経済情勢は同時にまた当面の応急施策をも緊要のものたらしめている。

政府は以上の諸情勢に鑑み、概ね左記に依り急速且つ強力に施策を実施し、極力失業者の保護及び救済につき万遺憾なきよう努めると共に、雇用量の増大のための産業経済施策に対しても亦特段の配慮を加えられたい。

記

第一 日雇労働者の就労確保とその保護(略)

第二 産業の振興による雇用量の増大(略)

第三 失業保険制度の改正(略)

第四 その他(略)

『年鑑』

昭和二十六年一月三十一日

(二一三九) 日本商工会議所

職業教育法の制定方要望

日本の再建は産業貿易の振興に俟つことが極めて大であります。従ってその基盤を培う職業教育の重要性については今更多言を要しないのであります。

然るに先般実施せられた新教育制度は国民に対して教育の機会均等を約すると共に一般教養を高めることに重点が置かれたことは我々の洵に多とする所でありますが、その反面において普通教育に重点が置かれて最も必要なるべき職業教育が却って弱体化せられたことは我々の洵に遺憾とするところであります。

即ち六・三制による新制中学校においては所謂普通教育が中心であって職業教育とし

ては何等見るべきものなく、又新制実業高等学校若くは新制総合制高校の職業コースは職業科担当教育並に教育設備の分散と教育内容の不十分なる為その教育は不徹底となり、むしろ退歩を来たして居るのであります。従来の各種実業専門学校より移行した新制大学を諸般の事情からして又同様の弊に陥入つて居るのであります。ために新制中学卒業生、新制高校卒業生の職業課程における著しい実力低下は今や蔽うべからざる事実であり又実業界の定評でもあります。

日進月歩の社会は職業教育においても益々充実した教育を必要とし、そして産業振興による経済再建を目指す我が国にとってに実際社会が要求する中堅産業人の養成こそは焦眉の急務なるにも拘らず、その基盤をなす職業教育の著しい不振は真に邦家の為等閑に附し得ない重要問題であります。

もし徒らに現状のまゝにして推移したならば良き職業人としての国民の育成も亦産業に關係する有能な人材の養成もほとんど不可能となるのでありませう。かくては我々國産業の振興惹いては我國經濟の自立も前途遼遠と言はなければならぬのであります。

この現状を打破して職業教育の振興を期するためには一に職業教育に対する国家並に地方公共団体の任務を明かにしてこの教育に対する指導と助成の万全を期するとともに、その重要性を確認して国民的協力を促進する目的をもって「職業教育法」を制定することこそ刻下の急務なりと確信致す次第であります。『日商』

昭和二十六年二月二日

〔二一四〇〕労働基準局長、技能者養成審議会委員宛（基発第七八号）

化成関係技能職種追加指定について

標記の件について一月二十三日の前回技能者養成審議会に於いて書面審議を御願いすることと相成りましたが、本日日本化学工業協会より別紙の通り答申がありましたので、御多忙中のことと存じますが、至急告示の必要もありますから御検討の上二月六日迄に御意見を賜るよう右御願申上げます。

尚これ等の技能は他のそれに比較して技能内容が複雑にて広範囲に亘つてみますので教習事項の基準、防護基準の制定も特別な取扱をなす必要があり、就中教習事項の基準については従来の方法と異り関連学科のみを示し、実技については個々の企業の実態に即して認可する方法を取りますから、御参考までに申し添えます。

以上

別表 「技能職種名・技能概要」（編注…略）

『デジ』

昭和二十六年六月一日

〔二一四一〕日経連労働法規委員会

地方別業種別経営者団体の労働関係法令改正意見

一、総括的意見

○（一）業種業態に応じ適用の例外を設け又は緩和措置を講ずる（関西、都市銀行、造船、石炭）。

○（二）許可、認可を条件とするものについて労使の自主的協約を優先させる（関西、中部）。

○（三）諸手続を簡素化する（通信、造船、石炭）。

○（四）賃金、休暇等の計算方式を簡素化し且つ労働者保護の本旨に沿わせしめる（中部）。

（五）日雇労働者、月給者について取扱規程を明確化する（セメント）。

（六）日週月年等の期間につき本法に必要な限度に於て定義規程を設ける（造船）。

○（七）本法は日本經濟の実態から遊離しているからこれを經濟の実態に即応せしめる（中部）。

（八）条文を整理簡素化し抽象的宣言的条文を建設的に改める（中部）。

○（九）適当な労働保護を適正化する（石炭、造船）。

○（十）労使の自主性を尊重し労働協約その他労使の協定を法規に優先せしめる（石炭、造船）。

（11）許可、認可手続を簡素化する（化繊）。

（12）同一企業内事業場内の取扱監督の混乱に鑑み企業經營の現況に即した取扱に改める（中部）。

（13）高圧的、専制的な基本行政を民主的に改める（中部）。

（14）同一管内の事業場については主たる事務所で一括手続し、臨時的、一時的事業所については本社で手続し得ることとする（通信）。

○（15）許認可事項を出来得る限り届出又は報告事項に改めること（造船、硫安）。

（16）不明確な法条を明確化し労使紛争の因を除去する（石炭）

（編注…中略）

十一、技能者養成

（一）技能養成工について養成契約に養成課程終了後一定の就業義務を課し得ること

とし、この点に関し法第十六条（賠償予定の禁止）の規定を排除する（中部）。

(二) 技能養成中の未成年者に対する年令有給休暇の日数は一般未成年者従つて亦一般労働者のそれと同一にすること（第七十二条）（造船）。

『三法』（編注…日付は編者推定）

昭和二六年七月九日

(二一四二) 政令諮問委員会答申

労働関係法令改廃要綱

(まえがき) 政令諮問委員会では、さきに中山伊知郎委員が取りまとめた労働諸法令改正に関する答申案に基き、七月九日の委員会で審議した結果、大体次の如き要綱を決定するとともにこれに関する中山委員の下記意見書を添え、同日岡崎官房長官を通じ吉田首相に提出した。

(一) 労働関係法令改廃要綱

一、一般的問題

1. 関係法規の重複を避けて整理すること。
2. 政令第三二号の善後措置を考へること。
3. 労働委員会の機能強化策を講ずること。

二、労組法関係

1. 団体交渉手続きの円滑化を講ずること。
2. 不当労働行為事件取扱の円滑化を図ること。

三、労調法関係

1. 第三七条の冷却期間に代位するものを考慮すること。
2. 生産設備保全の途を講ずること。

四、基準法関係

1. 適用範囲並びに例外規定は再検討を加えて基準法励行の条件を整備すること。
2. 女子年少者の労働条件について、実情に基き修正を加へること。
3. 手続を簡素化すること。

五、改廃手続

1. 手続は慎重にすること。
2. 審議はできるだけ公開的にすること。

(二) 労働関係法令の改廃に関する意見書

(二六・七・九 中山伊知郎委員)

労働関係法令は経済民主化の根幹をなすものであつてその改訂にはいやしくも国際的水準を下ることのないよう慎重に取扱ふことを必要とする。しかしながら他方これらの諸法令が過去五カ年の経験から見て、日本経済の実情に適しないと考へられる点は、右の原則に反しない限り卒直にこれを修正しなければならない。本委員会は以上の立場に立つて、労働法令特に労組法、労調法および労働基準法の諸法令について検討を加えた結果、左記のような結論を得たので、こゝにこれを報告する。

記

一、労使関係を規定する法令に関する一般的問題

① 関係法令の整理統一 〓 労使関係を規定する諸法令については、現在労組法、労調法、公企労法など数種のものに岐れ、かつその取扱機関も別々に設置せられてゐる現状にあるので、この際これら関係法令を整理統一する必要がある。

② 全国的規模の争議行為に対する措置 〓 ゼネストその他国民経済を破壊し又は破壊する恐れのある争議行為については、現在ポツダム政令第三二号によつて措置され得ることになつてゐるが、これに代るものとして、別に治安上の立場から、これを制限又は禁止し得る法律を新たに制定する必要がある。

③ 労働委員会の強化 〓 経済自立の進行に伴つて、正常な労使関係の推移ならびに紛争の予防および早期解決の問題は一層重要度を増加すると考へられるので、その担当機関としての労働委員会制度を強化する必要がある。このために

(イ) 労働委員会に関する規定（労組法第十九条）を整備して、行政機関としての性格、組織および職務権限を明確にすると共に、他の同種の取扱機関をこれに統合することとし、同時に

(ロ) その調査機能を拡充して紛争にたいする予防的役割をより充分に果し得るようすべきである。

二、労働組合法関係（編注…中略）

三、労働関係調整法関係（編注…中略）

四、労働基準法関係

① 法の運用範囲 〓 現行法（第八条）によれば、家事使用人を除き他人を使用する一切の規模の事業場、事務所に適用されているが、小規模（五人以下）のものに

ついでには家内労働その他とともに実情に即した別途の立法をする。

② 労働時間

(イ) 時間外および休日労働については、労使間が、その期間を一般協約の有効期間と合致せしめ、手続きを簡素化する必要がある(第三十六条)。

(ロ) 各種産業の特殊性に応ずるよう、現行の労働時間、休息に関する例外規定を再検討すべきである。とくに土建その他の屋外作業、新聞、通信および放送についても、実情に則した例外措置を採りうるよう改正すべきである。(第四十条)

③ 女子年少者の労働条件

(イ) 女子の時間外労働については、一日二時間、一週六時間、一年百五十時間の制限があるが、業態によっては不便があるので、一日および一週の制限を撤廃すべきである(第六十一条)。但し、工業的企業については、一日最長十二時間程度の制限は附することが適当と認められる。

(ロ) 女子の生理休暇の規定は、男女同一賃金の原則ならびに女子就職の機会確保の見地からもこれを撤廃すべきである(第六十七条)。

(ハ) 先山を養成するため技能者養成として一定の制限の下に男子年少者の坑内作業を認むべきである(第六十四条、第七十条)。年少者とは満十六歳〜十八歳をいう。

④ 割増賃金

深夜労働の割増賃金については、法律によりこれを一律に規定することは止め、他の一般危険有害業務と同様労使双方の取り決めによって処理せしむべきである(第三十七条)。

⑤ 解雇予告

特定の工事又は作業の完成を条件として雇い入れられた労働者については、その完了により解雇する場合は雇用期間が定められていなくても、雇予告を要しないこととすべきである(第二十一条)。

⑥ 有給休暇

有給休暇の請求権は一年毎に打ち切り、毎年未使用者において労働者の要求により買い上げるよう改めるべきである(第三十九条)。

⑦ 付属法令関係

(イ) 労働基準法施行規則、労働安全衛生規則、事業付属寄宿舎規程、技能者養成規程など付属命令は、各産業の実情に即するよう全面的に再検討を加え、所要

の改正を行う必要がある。

(ロ) 報告義務その他の手続は極力簡素化を図るよう再検討されるべきである。(参考) 手続簡素化の主なる例

◇労働基準法関係

一、使用者が労働者の貯蓄金などを管理する場合の認可を届出にすること(第十八条)。

二、一斎休憩の除外の許可を届出にすること(第三十四条)。

三、交替制の場合の深夜業の時間を三十分繰り下げる場合の許可を届出にすること(第六十二条第三項)。

四、労働者名簿の備付を小規模(十人未満)のものについては省略すること(第一百七条)。

◇労働基準法施行規則関係

一、坑内労働につき集団入出坑の場合の時間計算についての許可を届出にすること(大臣官房総務課条)。

二、賃金台帳の様式を極力簡素化すること(第五十四条)。

三、労災補償に関する使用者の報告義務を簡素化又は廃止すること(第五十七条五号、六号、第五十八条八号)。

昭和二六年八月二八日

〔二一四三〕閣議決定

行政の改革に関する件

一、講和条約の締結を機とし、戦時から戦後に引続き複雑尠大化した現行機構及び行政事務に根本的検討を加え、行政上の煩瑣な諸制約を除去すると共に、併せて国民負担の軽減に資するため、行政の組織及び内容を改革して、講和後の自立民主日本に適合しめ新行政体制を樹立することとする。

二、新行政機構は、わが国現在の国力に適合すると共に近代文化国家の運営に必要な最簡素なものとし、その具対案は、今般政令改正諮問のための委員会から提出された「行政制度の改革に関する答申」を参考とし、閣僚小委員会で検討の上立案し、閣議に提出することとする。

三、行政事務の整理及び官庁職員の縮減については、前記答申を参考とし、関係各省と協議の上立案し、閣僚小委員会で検討の上、閣議に提出することとする。

四、右立案のため、行政簡素化本部を設置するものとする。行政簡素化本部は、橋本

国務大臣を本部長とし、内閣官房、行政管理庁、大蔵省主計局、法務府法制意見局、

地方自治庁及び労働省の主任官を部長として構成される非公式の連絡機関とする。

五、行政機構の簡素化及び官庁職員の縮減については、講和条約調印後の臨時国会に
おいて所要の立法措置を取ることを旨とする。

六、退職手当については、左記の如く措置することとする。

(1) 定員法改正法案施行後六ヵ月間定員外の期間を設け、最初の三ヵ月間に退職する者に対しては現行退職手当（国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項に基くもの）の八割増の退職手当を、次の三ヵ月間に退職する者に対しては同じく四割増の退職手当を、それぞれ支給すること。

(2) 右退職手当に対する課税の軽減については別途措置することとする。

七、離職者に対する失業対策については万全を期するものとし、転職を容易ならしめるため、職業補導の拡充その他の臨時応急の措置を講ずることとする。

(備考)

(1) 行政事務の整理に伴い、平衡交付金及び補助金により置かれている地方公務員及び各種委員会委員等もこれを大中に縮減することとし、地方費のみによる地方職員についても、国の措置に倣ってこれを縮減するよう勧奨すること。

(2) 国会、裁判所、会計検査院、各種公共企業体その他政府関係機関の職員についても、国の行政機関に倣ってこれを縮減するよう考慮すること。

(3) 本件に関連し、病気のため長期欠勤中の者を定員外として適当な給与を支給しうるよう別途考慮すること。

『閣議』

昭和二六年九月一日

(二一四四) 労働大臣、中央労働基準新議会宛諮問（労働省発基第七四号）

労働基準法改正について

中央労働基準審議会

労働基準法及びこれに基く諸規則は独立国家として我が国が国際社会に復帰するに際し、再検討を加える必要があると認められる。如何なる点を改正すべきか。貴会の意見を問う。

右諮問する。

『行政二』

昭和二六年九月（日欠）

(二一四五) 東京商工会議所発表（調査資料第三一号）

労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査（抄）

まえがき

本調査は、経済界に於て、労働基準行政に対し簡素改善すべしとする強い要望があることに鑑み、その実情意見を具に調査することを目的とし、三百社宛別記項目に従い意見の照会を求め、得られた回答四〇通を問題別に整理してまとめたものである。得られた結果はほぼ業界各方面の意見を代表したものと云えるであろう。なお意見整理の方法としては次の点に着意した。

(1) 重複のきらいはあるが、多少でもそれが違った角度から出た意見と思われたものや、特に強調しているものは敢て掲げることとした。

(2) 提起した問題が労働基準行政に対するものであったが、回答意見の中には基準行政に対する批判を超えて基準法そのものに対する改正を要望するものも相当多かった。このことは行政面の簡素改善と云うも所謂法律の改正なくしては望まれないとする基準法に対するかなり根強い反省を求めているものと思われるのでこれらの意見もつとめてそのまゝ掲げることとした。

(3) 各社の意見の配列は、問題の次に意見骨子を掲げ、次にそれに該当すると思われる意見を掲げた。

(編注・中略)

二、具体的意見

(編注 中略)

(13) 七一条（技能者の養成）

(1) 使用しようとする場合、員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払いの方法を定めて行政官庁の許可を受けなければならない。

(2) 雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

(意見骨子)

イ (1)は現行にて可、(2)は届出を要せざるものとせよとするもの(二通)

ロ (1)を届出制に改めよとするもの(三通)

ハ 白紙又は意見なしとするもの(三五通)

イ (1)は現行にて可、(2)は届出を要せざるものとするもの

1. (1)は現行通り、(2)は(1)に員数、期間等を明記してあるので更に届出する必要はない(建設業A)

い (建設業A)

2. (2)は特に届け出て証明書の交付を受ける必要はないと考える(化学工業G)

ロ (1)を届出制に改めよとするもの

1. 届出により使用し得る様にし、養成過程は常時備付の台帳に記載し、本人に内容の真偽を認めさせれば宜い(機械工業A)

2. 土木建築業の養成は一般産業のそれと異り、習得後の移動が多く多い。大工石工等々職種による養成は徒弟より進歩した方途による養成の道を拓かれない(俗にいう親方が届出で養成出来る道)(建設業B)

3. (1)は届出のみにすべきであると思う。(セメント工業)

(編注…以下略)

『業界』

昭和二十六年一月一日

(二一四六) 職業補導課

経済復興策を中心とする職業補導事業の転換

第二次世界大戦中に軍需産業への労務転換政策として実施されたわが国の職業補導事業は、終戦によってその面目を一新し、戦後における失業対策としての役割が、これに課せられることとなった。しかるに最近の経済界の変動に伴い、職業補導の理念は、再びその変更を余儀なくされつゝある。

戦後における失業対策と経済復興施策の線に沿って

終戦に伴って、わが国の経済機能が戦争中の爆撃による建物、機械設備の甚大な損耗、軍需生産偏重による企業経営の廃止、さらに強制徴用による人事管理の不合理、等々によって産業も雇用も麻痺状態を露呈したとき、復員軍人、徴用解除者、戦災者、引揚者は甚に氾濫して未會有の失業者群が発生し、国民生活の根底をなす職業問題の前途には、

実に暗澹たるものが横たわっていた。こゝに職業補導事業は、戦後失業対策の重要な使命をもって採りあげられなければならないのであった。即ち終戦当時全国四ヶ所(東部、中部、近畿、九州)にあった国民勤労訓練所は職業補導所に切り換えられ、又戦中に設置された全国の職業補導所(一三二ヶ所)、機械工業養成所(四〇ヶ所)、幹部機械工業養成所九ヶ所、地方勤労訓練所(四七ヶ所)合計二二八ヶ所中戦災をまぬがれた施設は、これに改修が加えられて、戦後の職業補導所として再出発の態勢を整えた。そして一方においては、戦災回復の経済諸活動が漸次開始されるに至った。特に戦災地復興のための建設工事は活発化し、従って建築関係技能者の需要は少くなく、而も失業者は職を求めて仲々その所を得ない。このような状況の下において、戦後の職業補導所は、これら失業者を収容し、これに主として建築、木工等の技能訓練を施すことによって就業の機会を多くしようとしたのであった。

昭和二十一年には、職業補導事業は公共事業の一翼を担って、愈々その新規拡充が行われた。職業補導所の経営主体は原則的に都道府県であるが、財団法人職業補導協会、石炭鉱業会等公共団体の該事業も行われるところあって、その施設数は、年度末(昭和二十二年三月末)において、四三二ヶ所に及んだ。補導種目も建築工、木工に止まらず、社会的需要に応じて拡充され、同じく年度末において、建築を行うもの一四五、附属建築二三、木工二二、木船一四、機械五一、手工業七〇、事務一八、和洋裁四〇、食品加工六、石炭四四、計五二三を数えた。

これが昭和二十二年度末になると、施設数四三二ヶ所、種目数は種目によって多少の変動はあるが、全部で五三〇種目となっている。建築一四四、附属建築一三、木工一三七、木船一二、機械五一、手工業六一、事務一七、和洋裁四五、食品加工五、石炭四四、義肢一であって、総数においては前年度に比し若干の増となった。特に内職授産的色彩を有する手工芸が減となり、木工和洋裁が増を示し、新に身体障害者のための「義肢」種目が採用されたことその他、注目すべき事情の変化はまだなかった。

昭和二十二年十二月一日、職業安定法が施行された。こゝに職業補導事業は確固たる法的根拠に基づき、職業安定行政の重要な一環として行われることになった。職業補導所は公共職業補導所と呼称されることとなり、職業補導の全国的統一と水準向上のために、施設設備の規模、補導定員、補導期間、補導教程、指導員の資格等の基準が設定をされ、補導用教科書の編さんも行われた。補導種目も既に述べたような従来のずさんな分類方式を改め、専門的分化が見られ、又新規種目の設置がなされ、昭和二十三年度において、それは次の四八種目に及んだ。

製図、通訳、統計、和英タイプ、謄写筆耕、食品加工、織布、製糸、和洋裁、刺繍、

手芸、木工、竹細工、木竹工芸、藤細工、パナマ帽、製紙、印刷製本、陶磁器、機械、仕上、鍛造、熔接、板金、農機具、ミシン修理、時計修理、電機器、ラジオ修理、電工、自動車修理、木船、和傘、刻印、模造真珠、塗装、漆器、建築、左官、鉄筋、石工、玩具、内燃機修理、装身具、義肢、水晶加工、自転車修理、皮革加工

(註) 其の後補導種目の分化、新設乃至廃止が行われたが、現在との対比におけるその状況は次のとおりである。

分化したもの 和英タイプ 英タイプ、和文タイプ、和洋裁 洋服、洋裁、和裁
 新設したもの 測量、速記、経理事務、理髪、美容、染色、旋盤、銅器、鍍金、無線通信、ミシン裁縫、精密機械、化学
 廃止したもの 和傘、義肢、水晶加工、皮革加工

かくの如く職業安定法の施行によって、公共職業補導所は全国的規模の下に整備され職業補導協会その他の民間公共団体は昭和二十三年度においてその姿を没し、都道府県が国の統一的な指導監督並に援助のもとにその経営に当ることとなった。補導所人事の刷新、補導内容の充実と相俟つて、職業補導事業は愈々その真面目を發揮する段階に進んだのである。然し、こゝでもその發揮すべき真面目について注意しなければならぬことは、職業安定法の施行によって、従来からの職業補導の役割は何等変更されたものではないということであった。職業補導は、特別の知識技能を必要とする職業に就こうとするものに対して、それに必要な知識技能を授け、適職就業の機会を多からしめ、職業の安定を図ると共に産業の必要とする労働力を充足して、経済の興隆に寄与する。

―失業対策と経済興隆策。職業安定法はこの両施策を職業補導に課した。蓋し、職業補導事業が社会的に要求せられ、そしてそれが有効に実施されるためには、一方に求職者―それは多くの場合失業者である―が労働市場に現存し、他方産業界は技能労働者を求めているという条件が具わらなければならないが、公共職業補導所は先ず第一に失業者を或一定期間收容して自らを失業緩衝のプールとし、次にその期間にこれ等の者に技術訓練を施して就職せしめる。而も産業はそれら技能労働力を得ることになるわけで、そのことが又相対的に経済の興隆を導く。この観点からするならば職業安定法の指標する如上の理念は、正しく妥当であると言わざるを得ないのである。

職業安定行政施策面補導種目および補導状況

職業補導事業が現実の国の行政施策として行われる場合、それは失業対策としてか或いは又経済興隆策としてか、その何れかに、より多くの比重がかけられる。一つの施策が相対的に異質の効果の実現を期待する場合、その効果を期待する度合に大小が生ずる

ことは当然のことであり、この場合の観念として、失業対策的考慮と同時的に同量の経済興隆策的考慮が並行しなければならないという極めて難しい課題が残される。職業安定法の理念も現実の行政面においては、かくの如き理解において把握されなければならないこととなる。

では職業補導事業が失業対策として、或いは経済興隆策として、その何れに主眼が注がれて実施されるかが次の問題となるがそれは当時の客観情勢による他ない。終戦後数年を経て失業問題は尚益々深刻化しつつ、あつた時、職業安定行政の一環として捉えられた職業補導事業は、前述の職業安定法の理念に裏付けられ乍ら、失業対策として実施されたのである。職業安定法の施行に伴う昭和二十三年度における公共職業補導所の整備刷新も、この線に沿って実施されたのであつて、その後における施策の本質は変わるところはなかった。昭和二十三年度以降の職業補導事業を、施設数、種目数一回定員について見ると次表のとおりであつた。

最近の職業補導状況

年度	23	24	25	26
公共職業補導所数	362	306	293	270
補導種目数	447	472	518	524
一回定員数	18,780	16,775	17,790	18,440
備 考	昭和23、24、25年度は各年度末状況 昭和26年度は年度当初を基準とし年度末における予定計画状況			

身体障害者に対する特別の職業補導施設としては、戦後、大阪及び福岡の両障害者職業補導所及び啓成社があり、洋裁、附属建築、義肢、機械、木工について職業補導を行つていた。職業安定法の施行により、重度身体障害者に対する職業補導は国立、京、神奈川、大阪、福岡に設置された。現在補導種目としては、洋服、時計修理、義肢、刻印、手工芸、家具、靴、袋物、建築製図、勝写筆耕、ミシン修理、自転車修理、和洋裁、機械木工、竹細工、木工芸、経理事務、理髪

である。一回定員の総数は七五〇名に上り、更に来る十月からは結核回復者のための兵庫特別補導所の設置ともなり、第一回補導生七五名が近く入所することになっている。尚広義に職業補導事業という場合には、これに(1)共同作業施設における作業訓練及び(2)工場事業場等に対する技術援助を含むのであるが、これらは特殊の分野を形成しているので、本稿ではこれらの記述は別の機会に譲り、専ら一般公共職業補導所における狭義の職業補導に限定して、更に最近の事情に言及することにしよう。

近代産業の要求に従う少数精鋭主義の補導方針

朝鮮動乱は世界経済を大きく揺り動かしたが、わが国の経済もその影響の他ではあり得ず、ドッジ・プランの成功、その後の安定恐慌の危惧或いは行き詰りを乗り越え特需をもたらした。更に日米経済協力が唱導されるにつれて、所謂新特需となり、その間多少の起伏はあるが、占領諸制限の逐次的解除、対日講話締結の事情と相俟って日本経済はその前途に明るい希望が持たれるようになった。近時朝鮮動乱の休止の問題を中心とする世界経済の変化も、そのことが直ちに我が国の産業構造を変革するとは考えられない。日本の経済はその自立計画達成に向つて歩を進めてゆくであらう。

経済界の活況、そして国民生活の安定も漸く緒につき、さしもの失業問題も全部ではないが、昔日に比しては相当程度にその深刻性を失った部面もあるようである。

このような客観情勢の変化に伴って、職業補導事業も、従前の拠つて立つところのものに変更が加えられなければならない。職業補導事業は失業対策的意義を減少し、こゝにおいては逆により多く経済興隆策として再出発することが要請せられるに至つたのである。産業界の要求する技能労働者を訓練し、これを供給して、国家経済の発展に寄与することこそ職業補導事業に与えられる至上命令とされる。昭和二十六年度はかくの如くして職業補導の歴史に一時期を画し、再出発したのである。

そこで次に、右のような根本方針の転換に従つて、本年度の実施方法は如何なる方向に標点を持つてゆかれたかということについて概略の説明を附け加えて置く。

先ず第一に公共職業補導所における施設設備の整備並びに綜合化が図られた。(前掲図表参照)これによりて又予算の効果的運用が期されるのであるが、少数精鋭主義による新事態への準備体制が整えられたのである。

第二に補導種目を再検討し、その取捨撰択が行われた。即ち近代産業の需要度の高い機械関係の種目を増設し、逆にそれが低くなつた建築、

木工等はそれでも既述の如く終戦直後雨後の筍式に簇出して旧態依然たるものがあつたので、それがこの際削減された。(上表参照)そして前に掲げた表によりて考察すると、前各年度に比し補導所数が減じているのに補導種目総数及び補導定員総数が増を示しているのは、少数精鋭方式による職業補導の充実を如実に物語るものである。

第三に補導所、補導種目設定の大都市大産業中心主義があげられる。蓋し近代的重要産業乃至大産業を内包する大都市におけるその実施によつて、訓練した技術労働力の供給はより一層便であるからである。勿論この場合においても、後進資本主義国の特徴をもつわが国零細企業のための、従つて又地域的には中小工業都市に対する考慮が全然無視されたと極言するものではない。然し乍らそれも失業対策的考慮に基いてではなく、産業興隆策上の便宜に立脚して補導所の設置、補導種目の選定が行われるのを見るのである。

第四に補導期間の再検討である。職業補導が失業者の救済を事としたときは、短期に必要な最少限の技能を与えて就職せしめることを以つて事足りたが、産業が高度の技術労働を要請し、職業補導がこれに応えんとする今の場合においては、比較的長期の補導期間を必要とすることになり、この線に沿う実施が見られつゝあるのである。

第五に補導方法の改善があげられる。補導生に高度の技術を習得せしめるためには補導の仕方に工夫がこらされねばならぬ。この見地から補導教程の制定に再検討が行われ、又教科書の編さんが整えられつゝある。そして又、補導生の技術訓練に当る指導陣容の整備は目下の急務とされて、所長、指導員の人事は刷新されつゝあり、更に、労働省及び都道府県には、技術指導(担当)員の設置が考慮されている。

第六に注意すべきことは補導所入所者の実質的入所条件である。職業補導に失業救済的效果が期せられる限りにおいては、とにかく失業者を入所せしめることを以つて足りたにしても、これに前述の役割が課せられた現在、その入所条件として実質的に別種の事柄が要求せられるのは蓋し当然である。即ち先ず年齢的には、技能習得度の早い、そして将来の我が国技術労働力の担い手たるべき新制中学校卒業者が応募し入所の対象とされ、次にそれ等の中、補導適格性を有することが選考し入所の要素とされるに至る。新態勢に即応する職業補導の転換整備方向は大体右に要約されるであらう。

むすび

職業安定行政を全般的に見た場合においても、その目標は先ず第一に産業振興であり、これを通じての職業安定であるとされるに至つてゐる。職業安定諸施策中、既に国際的水準に達していると言われる職業紹介に比し、職業補導が若干の立ち遅れを見せる観のあるのは遺憾であり、その急速な拡充強化が企てられている。一方職業補導事業の重要

最近の補導種目増減状況

増減種目	年	
	度	度
機械	二二四	二二五
機械	二二〇	一九二五
接	二五	八
金	二	七
自動車修理	一九	二二
通	三	二
工	二二四	一九二五
工	二一七	一九二五
官	三	〇
左	〇	五

備考 昭和二三、二四、二五年度は各年度末状況、昭和二六年度は年度当初実施計画決定状況であり、年度末には更にこの傾向に拍車がかけられた形で種目の変更が行われる見込である。

性は益々高く評価され、そしてそれは昭和二十六年度以降の将来に互り、経済興隆策を標榜して劃期的な発展を遂げるであろう。

『広報』

昭和二十六年一月二〇日

〔二一四七〕労働大臣、技能者養成審議会宛諮問（労働省発基第九六号）

技能行政の運営について

独立国家としてわが国が国際経済に参加するにあたり、生産企業における技能訓練計画を積極的に発展せしめ、技能の向上と労働能率の増進を図り、以て労働生産性の水準を高めなければならないが、これに対処するため技能行政の運営について再検討を加える必要があると認められる。如何なる措置を講ずべきか。貴会の意見を問う。

昭和二十六年十一月二十日

労働大臣 保利 茂

『監督』

昭和二十六年一月一日

〔二一四八〕日本経営者団体連盟、労働次官・労働基準局長宛

技能者養成制度改革に関する意見

（一）技能行政のあり方について

（イ）技能行政は助長行政たることをその目標とすること。

徒弟制度の弊害排除という監督行政の必要性はこれを認むるに吝かではないが、その面はできる限り最少限度に止めると共に、もともと本行政は職場技能訓練に対する助長行政たることに鑑み、この面をその主たる目標に指向すべきである。

（ロ）技能行政担当機関の能率的運営を図ること。

従来認許可その他の事務が渋滞している例がしばしば見られるのでその能率的運営を図るよう考慮すべきである。

（ハ）事務手続の簡素化を図ること。

届出、報告関係書類の備付等事務手続の面はできる限り簡素化せられたい。

（二）養成制度の充実について

（イ）単能工養成に重点を指向すること。

現行技能養成制度は多能工養成をその目的としているが、生産企業の実情からみ

るならば、寧ろ単能工の養成を必要としているので単能工養成にもその重点を併せ置くべきである。なお単能工養成期間は多能工のそれと異なるから職種に応じこれを短縮すべきである。

（ロ）裏書制度を拡充すること。

技能習得者並に技能者養成修了者に權威をもたせるため現行技能者養成修了証明書に対する裏書制度を拡大し、夫々の養成課程に応じて労働大臣の裏書を求め得るように措置することが望ましい。

（ハ）技能習得者の実習可能業務の範囲を拡張すること。

例えば年少労働者の先山養成等危険有害業務の実習もこれを行わなければ技能養成の目的を達することができない。

（二）技能習得者の定着方法を講ずること。

現行養成制度には、技能習得者が技能を習得する事業場に定着させる措置がとられていないため、使用者は技能養成を躊躇している場合が少くない。民主々義に反しない限度で何等らかの定着方法を講ぜられることが望ましい。

（ホ）教習事項の基準は弾力性をもたせ、各事業場においてその実情に即してこれを取捨選択する余地をもたせること。

（ヘ）指導員検定方法を簡素化すること。

（ト）技能習得者の技能検定の方法を速かに決定すること。

（チ）技能養成指導員並びに養成修了者に対し、労働安全衛生規則の「特別安全基準関係免許状」の無試験下附の特典を附与するよう特別の法的措置をとること。

（三）経済的負担の軽減

（イ）作業衣等の無償支給規定は削除すること。

（ロ）関連学科の教習時間等は労働時間外として取扱い得るように配慮すること。

（ハ）助成金を交付すること。

（三）養成工に対する現物給与、通勤費、講師謝礼についてはこれを課税対象としないこと。

（四）学校教育との関連について

（イ）技能者養成制度が国家的技能教育制度であるのに鑑み、学校教育を受ける者と遜色のない特典と利便を与えること。

（ロ）本制度実施上、文部省所管事項と関連する面が若干あるから、これが調整につき実情に即した措置を講ずること。

（ハ）養成工の中には夜間定時制高校に通学している者があるが、その場合関連学

科と重複している学科についてはこれを受講しなくとも差支えたいように措置する
こと。』
『日経』

昭和二六年一月一日

〔二一四九〕技能者養成審議会決定

技能行政運営上の各問題点の審議事項

1. 助成金制度の設置
2. 義務的養成制度の確立
3. 労働基準法との関係
4. 課税に対する特例措置
5. 技能者養成指導員に対する公的証明制度の確立
6. 養成修了者に対する公的証明制度の確立
7. 労働者間並びに事業主間の協力体制の確立
8. 関係官庁との連絡調整
9. 技能者養成指導員の研修制度の確立
10. 教習事項と労働時間との関係
11. 企業内における階層的訓練制度
12. 登録制度
13. 養成委員会制度
14. 表彰制度の確立
15. 技能行政機構
16. 指導官制度の拡充強化
17. 技能研究機関の設置

『監督』

昭和二七年二月二日

〔二一五〇〕経営者団体、行政官庁へ意見具申

日経連の技能者養成制度に関する意見

経済自立の確立が要請される我が国経済界において技能者養成制度の緊要性は今更
多言を要しない所でありますが、過去三年の経験を徹するに、その制度に幾多の障害

が存するため、各企業においてこれが実施を今尚躊躇している向きの多きことは蔽う
べからざる事実であります。

これらの障害を排除し、わが国企業の実情に即した技能者養成制度の発展を期する
ための改正意見を次の通り決定致しましたから茲に右意見を具申します。なおこの機
会に技能者養成制度といふ監督者訓練といふ、或は産業教育法に基く実業教育といふ、
何れも産業教育の一として取上げらるべきものであるにも拘らず、その所管官庁が夫
々異なり相互の有機的連絡が欠如しているため各行政が重複平行する場合も生じ、且
つその事務も煩雑を極めている現状に鑑み、その所管官庁はできる限りこれを統合し、
行政の一元化を期せられることを併せ要望致します。

技能者養成制度改正に関する意見（編注…昭和二六年一月一日と同一につき略）

鉄道車両工業経営者連盟の改正意見

一般的改正意見

(一) 技術の向上が日本経済自立のための必須要件であるのは云う迄もないが、国際市
場の競争不可避な運命に在る鉄道車両工業にとつては、特に大きな意義をもつもの
であつて、この点から技能者養成には重大の関心を持たざるを得ない。もとく技能
者養成規程の意図するところには、全幅的な賛意を表すが、規定の内容とその運用
とに関しては、現実の企業経営の面から少なからぬ不満と疑問とを持つ。

(二) 現行規程は使用者に対し嚴重な監督と義務の負課を規程しながら、しかもこれに
関する負担をあげて使用者の一方的責任としてゐる。他面これら技能習得者を定着さ
せるため適切な措置については何等規定するところがない。かゝる実益の少い事情下
にあつては、使用者が「本規程に準拠した技能者養成」の実施に逡巡するのもけだし
故なしとしまし。

即ち経理上での国家補助と技能習得者の定着性実現とについて、何等かの措置がの
ぞましい。

(三) 技能習得者の実情についてみるに、彼等は規程による教習を以て満足しないで、
夜間高校に通学するものが少くないが、かくては過労を招くのみならず、養成趣旨の
大部分は失われ、且つ夜間高校通学による技能の向上にはさしたる効果も認められな
いのであつて、未成年者を保護しつつ技能の向上を図ろうとする法の精神に逆行する
ことになる。

即ち技能習得者に対する一種の「社会的格付」を考慮することが是非とも望ましい

が、出来得べくんば、夜間高校と技能者養成教習との間に有機的調整を図ることも有効な方法であろう。例えば、体育、社会科学等は之を高校に委ね、実技に関しては技能養成能養成に期待する等のような勤労者教育に関する再検討が望ましい。

四 この規程は労働基準法に基くものであるが、本来監督行政の範疇に加えられること自体に理論上疑問がある。

特に末端のとかくわづらわしい監督的行政の実際についても充分な再検討が行われるべきである。

五 所謂近代化された大企業と比較的前資本主義的性格を遺している小企業とを区別することなく一律に適用しようとするとこの規程の普遍化を阻む一つの素因がある。

尤もこの難点は労働基準法全般に通じて云われる。現実には多くの会社で行われているようにそれらの企業体の希望しその経営方針と実

体と伝統とに適合した自治的な技能教育制度を相当大巾に織込みうるていどの内容とすることもこの際考慮されるべきではなからうか。

特に最近政府各機関から指導推奨される諸々の産業教育（T・W・I M・T・P等）との総合的調整について、根本的な検討と省察とが加えられることも必要であろう。

具体的改正意見

(一) 第九条関係

第二号「……養成契約の定にしばく違反した場合」の「しばく」を削除する。

(理由) 使用者として折角技能習得者として雇用したものを、契約解除することは、よくくの場合に限られるのであるが、最も多い事例は第二十三条の規定に違反して技能習得者が契約解除の手続を経ることなくほしまに他に雇用される場合である。

前述の場合一般に使用者は損害賠償に訴えることなく、契約の解除で事を済ますかが通例である。この場合、法、命令、就業規則又は養成契約の定に違反したものととして扱ふこととなるが、この種事例は「しばく」であることを要しない。従って「しばく」を削除すべきである。

斯く言えばとて第十条に於いて労働基準監督署長の認可を必要とするものであるから、使用者の一方的恣意による契約解除ということは起り得ないと思う。

(二) 第二十二條関係

第二項に次の但書を加える。

「但し技能習得者が第九条第二号に該当して養成契約を解除された場合はこの限りでない。」

(理由) 前と同じ趣旨で、他の雇用されたものなどにまで証明書を交附する必要はないと思われる。

(三) 第二十三條関係

第二項として左の一項を加える。

「使用者は他の使用者と養成契約存続中の技能習得者を雇用してはならない」

(理由) 本条は使用者に於て最も関心を有する条文で本条違反が余りにも多く、且つ之に対する適切な防止対策がないために(損害賠償の提起の如きは現実には行われ得ない)使用者が技能者養成を逡巡すると言つても大して過言ではない。

故に右の如き第二項を附加することを提案したい。

(四) 第二十五條関係

本条第二項を削除するか又は次の通り改める。

「使用者は技能習得者に対し教習に必要な物品につき便宜を供与しなければならない」

(理由) 本条第二項は正面解釈の場合又第一項第二十六条との関連に於て眺めた場合「現物給与」であるとの感が深い。併し乍らかかる物品の提供は若し契約に於て明示せられても之を「労働の対償」として見ることは出来ず、それは宛も機械器具や文房具が業務上必要であつて、労働者の使用に委ねられても賃金乃至利益とは見れないのと同じである。

又仮りに一步を譲つて現物給与なりとしても、労働協約で別段の定めをしなければ評価額の適正な設定は不可能である。

故にかゝる誤解を生じ易い条項は削除するか又は存続するにしても、物品の具体的例示に代えるに「必要物品の便宜供与」程度に改むべきである。尚、作業衣の無償支給などは事実上不可能であり、本条の如き義務付けは財政面から見て技能者養成を経理上極めて裕福な特殊企業に限定することとなるおそれがある。この面から見ても改正の要があると思う。

日本鉄鋼連盟の現行制度に関する意見

自立経済体制の一環として技能者養成の重要性が認められ鉄鋼業に於ても基本職種である製鉄工、製鋼工、圧延工等の指定技能名の追加があつたので、本年四月より業界の教社に於てその養成制度の設置を見た次第であります。これが実際の運営に於ける経

驗上、將又目下実施を躊躇する向に於ける真意の存するところを綜合すれば主として左記の諸点に於て改善を要すると存じますので当局の慎重な審議を経て適切なる方策を樹立せられんことを切に期待するものであります。

一、行政官庁の基本方針

労働基準法に基く徒弟制度の弊害、年少労働者の就業制限等はその性質上監督行政の立場から行わねばならず、技能者養成制度がその本来の使命を達成するために寧ろ養成目的が主体となり実態に即しこれら監督的規制が最少限度に圧縮せらるべきであつて従つて行政官庁としては次の如き基本方針に於て運営せられることを念願するものであります。

- (1) 監督行政より転じて実務に即応した指導助成行政として再出発すべきこと。
- (2) 認可申請、報告事項が形式的で複雑にすぎるが、これを實際面に即して必要程度に簡素化し、能率的に処理すること。
- (3) 現行認可制を登録制に改正すること。

二、経済的負担の軽減

産業教育振興法によつて多額の国庫補助が認められているが、国民の経済力はその大多数が高校進学を望めない今日においては技能者養成がその一端を荷つている現状に鑑み各種の経済的負担軽減の措置を講ぜられるべきである。

- (1) 助成金の交付
- (2) 優秀な養成施設若くは優秀技能修得者に対し褒賞制度を置き、国庫の負担に於てこれを実施すること。
- (3) 規程第二十五条第二項は道具、作業衣教材等を会社が無償で提供するようになってゐるが負担が大きいのでこの項を削除すること。
- (4) 課税免除の特例を設けること。

三、学校との関連につき特別調整の方策を講ずること

技能者養成の目的達成は技能修得者をして希望をもち、専心その業に励むことが核心であるが、実情は学校教育偏重の觀念に捉われ、多く二重教育の弊に陥つてゐる。現在の段階では先づ次の調整措置が講ぜられることが急務である。

- (1) 養成工で夜間定時制高校に通学しているものに対しては関連学科と重複する学科についてはこれが受講を免除（クレヂット）出来る道を開くこと。

- (2) 教科書の廉価購入その他の特典に於て養成工をも同様の措置におくよう措置すること。
- (3) 雇用主が発行する技能習得終了証書の裏書きを労働大臣が行うことに改めること。

四、年少労働者の就業条件に關して技能者養成の課程に於て鉄鋼業のような継続作業の場合教習所が必要と認めた場合は深夜休日に於ても見学乃至実習として或る限度の就業を認めること。

昭和二十七年五月十七日

〔二一五一〕労働週報

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項を次のように改める。

（編注…中略）

第七十一条第一項中「行政官庁の認可を受けなければならない。」を「これを行政官庁に届け出なければならない。」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合においては、行政官庁の認可を受けなければならない。

第七十一条第二項中「前項の規定による認可に基いて」を「前項に規定する届出又は認可に係る技能者の養成を行うため」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 使用者が、第七十条の規定に従つて、技能者の養成のため労働者を使用する場合において、同条に基いて発する命令に違反したときは、行政官庁は、使用者に対し同条の規定による技能者の養成を三箇月以内の期間を限つて中止すべきことを命じ、又は第七十一条第一項但書の認可を取り消すことができる。

（編注…中略）

理由

労働基準法に定める手続を簡素化するとともに、同法の円滑な実施を図るため、同法に所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

『週報』

昭和二十七年五月二八日

(二一五二) 労働省、身体障害者雇用促進中央協議会宛提出

身体障害者職業更生援護対策要綱(案)

方針

現在の社会経済状況下において、傷痍軍人を含む身体障害者の援護対策の一環として、職業による更生を図ることは極めて肝要であるので、関係諸機関の緊密なる連繋の下に国民世論、特に使用者側の協力を得て、これが雇用を強力に推進するものとする。

措置

職業安定組織は身体障害者の職業確保のための業務に最重点を指向し、左の措置を講ずる。

(一) 職業あつ旋確保

身体障害者の職業確保のため、これ等の者につき任意登録を実施し、個々人の生活上、職業上の実情の把握に努めると共に全国に亘る公共職業安定所の全機能を結集して職業あつ旋網の整備確立し、職業適性検査、求人開拓、就職あつ旋活動を活発ならしめること。

① 登録

労働の意思と能力を有する身体障害者にして就職を希望する者は、公共職業安定所に任意登録すること。この登録については公共職業安定所は、市町村、福祉事務所及び身体障害者福祉司と緊密な連絡を図り右の機関を通じ又は直接公共職業安定所にこれをなさしめること。

② 求人開拓

公共職業安定所は、右の登録者について使用者の認識と理解を深めることに努め、求人開拓を強力に実施すること。世論の喚起、使用者の認識と理解の徹底、求人の開拓にあたっては、公共職業安定所は、関係ある総ての機関並びに団体との連繋協力の下に都道府県知事率先これに当り、強力広範を展開すること。

③ 紹介業務

身体障害者につき適性検査並びに残存労働能力の検査を実施し、これが適職選定に慎重なる配慮を講ずることとし、その紹介業務はケースワーク方式をより徹底し、優先的に就職結合を図るものとする。公共職業安定所は、右の身体障害者の残存労働能力の検査、職業適性発見のための諸資料を整備すること。

(二) 職業補導訓練の強化

① 身体障害者の残存労働力を助長し、その就職を容易ならしめるため公共職業補導所への入所を優先あつ旋すること。

② 前号の入所あつ旋に当っては、その障害の種類、軽重の度合に従い、これを一般公共職業補導所又は特別公共職業補導所に入所あつ旋すること。

③ 右のため一般公共職業補導所はこれを整備し、特別公共職業補導所はこれを急速に増設し、且つ、共同作業の施設の併置を考慮すること。

④ 職業補導訓練は、ケースワーク方式をより徹底し、特別な補導要領をもって実施すること。

⑤ 職業補導訓練課程修了者は、公共職業安定所において二の(一)の①によりその就職を確保すること。

(三) 雇用の勧奨

① 国民一般の認識と理解を深めることに努めると共に、特に使用者の協力を要請し、身体障害者の積極的な雇用を勧奨すること。

② 現業官庁、公共企業体、都道府県、市町村、その他諸団体に対し身体障害者の雇用を勧奨すること。

③ 特に身体障害者に適する職種又は仕事を有する工場事業場及び一定規模以上の工場事業場の使用主に対し、身体障害者の雇用を勧奨すること。

④ 適当な職業訓練施設を有する使用主に対し、身体障害者の雇用を勧奨すること。

(四) 雇用促進協議会の設置

① 身体障害者の雇用促進についての重要事項を協議するため、労働省に雇用促進協議会を設置すること。右協議会は、学識経験者、労使代表及び関係行政機関等の職員をもって構成すること。

② 前号の協議会の議を経て定められた事項を実際に運用する場合の諮問機関として、都道府県毎に協議会を設置することとし、その構成は中央の協議会に準ずること。

(五) 研究調査の促進

① 身体障害者の職業あつ旋に必要な残存能力判定基準及び判定方法、適職判定基準、判定方法、職場開拓技術等の完璧を期するため必要な研究調査を急速に実施すること。

② 身体障害者の適性検査、残存労働力の判定、適職の相談その他作業義肢、作業補助器(補助具を含む)、作業設備の改善身体障害者の職業更生に関するセンターとして財団法人に対し、これが事業を委託実施せしめること。

『行政三』

昭和二十七年五月三十一日

〔二一五三〕 技能者養成審議会答申

技能行政の運営について

技能者養成審議会会長

桐原 葆 見

労働 大臣 吉 武 恵 市 殿

昭和二十六年十一月二十日労働省発基第九八号による諮問について審議の結果、技能行政の運営につき別紙のとおり答申する。

技能行政の運営について

現在の技能行政について詳細に検討してみると、幾多の問題がそのあい路となつて円滑な運営がはばまれている。とりわけ、次の事項がその著しいものとして指摘される。

- (一) わが国産業はその経済的基礎が浅く、且つ中小企業を主体として構成されている
- (二) 技能者養成制度に対し関係各界の認識と協力が充分でない
- (三) 現行技能者養成制度は弾力性と魅力に乏しい
- (四) 労働基準行政における監督行政と技能行政とが未だよく分化されていない
- (五) 現行技能行政の運営機構が弱体であるために指導援助が行き届かない

これ等の諸問題に対処し、これが解決を図るためには特に

- (一) 企業が行う技能者養成を積極的に助成すること
- (二) 技能者養成制度に対する社会的関心並びに評価を高めること
- (三) 企業の行う技能者養成計画を促進奨励すること
- (四) 現行の各種訓練制度を合理的に体系化すること
- (五) 技能行政の指導助長行政としての性格を明確化すること
- (六) 技能行政の運営機構を拡充強化し、これに必要な経費予算を充分に確保すること等が極めて緊要であると認められる。

しかしこれらのことは、現行法令又はその単なる改正をもつてしては到底その万全を期し難い。

よつて、この際、政府は技能者養成に関し新たな法令を早急に制定する必要がある。右法令の制定に当つては少くとも左記にかゝる事項を実現するよう切に要望する。

記

一、助成金制度の設定について

わが国産業の持つ経済的基盤並びにその規模、構造に見られる特殊事情に照らし、各企業の行う技能者養成に対する国の助成は絶対に欠くことが出来ない。この助成は中小企業の負担の軽減を図るといふ消極的方途に止まらず、積極的にこれを援助育成する方針を確立すべきである。

特に今後わが国の技能水準を国際的に高めるために、技能者養成は国として最も考慮すべき重要事項である。

故に、政府は国家的投資という観点に立つて、この助成金制度を確立すること。課税に対する特別措置について

技能者養成は学校教育と等しく国家的に重要な教育活動であるにもかゝらず、課税については何等の特点をも与えられていない現状である。

少くとも教習用物品その他養成上の直接経費に対しては、国として学校教育におけると同様、免税の取扱を受け得るよう特別の道を開くこと。

表彰制度について
技能者養成制度を発展させるためには企業の行う技能者養成に対して、諸種の奨励方法を講ずる必要がある。

これがために例えば表彰制度その他必要な方策を樹立すること。

公的証明制度について

技能者の資質を高めるとともに、その社会的地位の向上を図ることは技能者養成制度の目的を達成する所以である。

それがために公的証明制度を設けてこれをより権威あらしめることが必要である。例えば、

- (一) 現行の技能者養成指導員の資格免許証は労働大臣より交付する。
- (二) 被養成者についてはその養成開始の際にこれを登録し、終了の際は新たに設置すべき地方技能者養成委員会、地方行政官庁あるいは労働大臣が技能者養成終了に関する裏書または証明を行うこと。

等これを制度化すること。

一、技能者養成指導員の研修制度について

卓越せる技能者は指導力を持つ練達な指導員によつてはじめてよく育成されるのであるから、このような指導員を選定確保するための認定講習、資質向上のための研修制度等を設けることが不可欠の要件である。

政府はこれを強力に実施する措置を講ずること。

一、技能者養成の強力な実施促進の措置について

技能者養成はその企業の発展並びに国家経済の興隆のために欠くことのできないものである。しかるに自ら技能者の養成を行うことなく、故意に他の企業において養成中の者、または養成を終了した技能者に依存せんとするものも見受けられるので、このような弊を防止する上からも、技能者養成を当然必要とする産業、特に基幹産業部門の技能を向上する上からも更にまた、わが国固有の工芸技術を保存する上から見ても臨機の施策が必要である。

このような観点から政府は特定の企業について養成の必要があると認められる場合には、技能者養成審議会の議を経て使用者に技能者養成の実施を促進し得るよう特別の措置を講ずること。

一、使用者間の協力体制について

使用者は出来る限り他の事業場の行う技能者養成並びに被養成者の定着対策等について相互に協力すべきであることは勿論であるが、特に経済的負担能力に乏しい中小企業にあつては、単独に養成を実施することが困難であるから委託養成、共同養成その他の事項について、使用者間の積極的協力に必要な措置を講ずること。

一、労働者の協力体制について

技能者養成は積極的な労働保護政策上必要であるのみならず労働者の経済的、社会的地位の向上に役立つものであるから、労働者もまた、技能者養成計画の樹立並びに実施について緊密に協力をするよう必要な措置を講ずること。

一、関係官庁間の協力体制確立について

現在各関係官庁において区々に取扱われている積々の養成並びに訓練に関しては、これを一元化するよう措置すること。

しかし種々の事情によつてそれが困難な事項については、関係官庁間に緊密な連携を保つて円滑な運営ができるよう措置すること。

一、企業内における技能者養成制度の拡充について

現行のような一階層に限られた技能者の養成では、産業の要求に応ずる各層の技能者を確保することが困難であり、ましてわが国の技能水準の向上、労働生産性の高揚を十分に期待することは出来ない。

したがつて企業内における現行の各種の訓練を合理的に体系化し、更に広はんな技能者養成制度を確立すること。

一、技能養成指導官制度について

技能行政が指導助長行政である建前から、これが円滑な運営を図るためには労働基準法による監督行政と分離することが必要且つ有効である。またその指導助長の衝に

当るべき技能養成指導官には、産業について広はんな知識経験を有し、且つ教育活動に十分な素養のある優秀な人材を確保することが肝要である。

したがつて、技能養成指導官の選定にあつては、その資質能力等について慎重に選衝し、また広く民間から技能養成指導官として適材を登用する道を開くこと。

これら技能養成指導官の身分については特別の措置を講ずること。

一、技能行政機構について

技能者養成が全国的に浸透発展しつゝある現在において、現行のような行政機構と陣容とをもつてしては、到底十分な成果を望み難い。今後ますます拡張発展を予想される技能行政を担当してその任務を果すためには、少なくとも中央に技能行政を担当する一局を設け、地方にあつては、ブロック別に地方局を、各都道府県にはそれぞれ技能養成指導官事務所を設置する外、更に中央に技能者養成に関する重要事項を調査審議する技能者養成審議会を、各都道府県にはそれぞれ技能行政の一機関として技能者養成委員会を設けること。

右の諸機関には事業場数及び労働者数等を充分考慮の上、相当数の定員を確保する等万全の措置を講ずること。

一、研究機関設置について

指導助長を主眼とする技能行政の運営には、複雑にして専門的な知識を必要とする。故にこれを効果的に且つ能率的に運行するためには技能に関する各般の科学的研究が必要である。

よつて、これがために国家的規模の総合研究機関を設置すること。

右の研究機関には技能に関する諸般の事項例えば、各階層の技能の要因分析、その構造並びに水準、保有すべき員数、養成方針、指導法、技能評定法等について調査研究を行い、技能行政の運営に資するものとする。 『監督』

昭和二十七年六月五日

〔二一五四〕次官会議申合せ

官庁公共企業体地方公共団体等における身体障害者雇用促進に関する件

一、国の機関においても能う限り身体障害者を採用すること。

二、前項については、公共職業安定所に登録した身体障害者中より選考採用するよう努力すること。

三、国の機関が採用候補者名簿に記載された者の中から採用するときは、身体障害者の故をもって不利な取扱をしないこと。

四、公共企業体及び地方公共団体については、右三項に準じて取扱うよう勧奨すること。

五、国の機関、公共企業体及び地方公共団体は身体障害者の採用状況、採用者の勤務能率等を労働省へ通報すること。右のため労働省は必要な措置を講ずること。

六、国の機関、公共企業体及び地方公共団体において採用すべき身体障害者の次の基準については各省庁と打合わせの上別途考慮すること。『行政三』

昭和二八年三月二八日

(二一五五) 外務省、次官会議提出

国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明

一、本講習会は一昨年十二月の国際労働機関（ILO）アジア人力技術会議の決定に基づき、同機関が国連の拡大技術援助計画の一環として本年二月より先ずオーストラリアで五週間にわたり開催し、引続きフィリピンで二週間わが国で五週間続行するものである。

二、この講習会はアジア諸国の公務員約二十名（うち二名は本邦人）に対し講義と討論によつて国内職業訓練計画の組織と運営につき研究させるとともに実地観察の機会を与えることをその内容とするものであつて、ILOの講師二名が主としてその指導に当る。

三、この講習会をわが国において引続き開催することは、ILOに対するわが国の協力その他諸般の観点から見て極めて有意義と考えられる。なお、わが国における講習は主として東京で行い、名古屋及び関西方面で実地見学を行うことが予定されている。『デジ』

昭和二八年九月二一日

(二一五六) 東京商工会議所建議

労働基準法改正意見

第一、基本方針

(一) 現行労働基準法が業種業態又は規模の如何を問わず機械的一律的に適用されていることは適当でないから、当該業種の実態に即した取扱をするとともに、常時使用する労働者が一〇人以下の小企業に対しては現行法とは別個の簡素にして弾力性のある法律を制定すること。

(二) わが国労働者の就労実態及び生活慣行等に鑑み、現行労働基準法における適当な保護規定を適正化する一方、同一の事業又は事務所の範囲内においても各作業単位の業務がそれぞれ他の業種に類似した特殊性を有するときは、当該業務の態様に応じてその取扱いを異にする場合を認める。

(三) 労働関係に関する不当な干渉乃至取締規定を改廃してできるだけ、労使間の自由裁量に委ねる建前をとるとともに、これに伴い認許可事項届出事項、報告事項等を整理するほか、手続の簡素化を大巾に実行すること。

第二、改正点

(編注…中略)

(七) 技能者養成関係

技能者養成の観点から年少者を就かせてはならない危険有害業務の制限を緩和すること。(法第七〇条、女子年少者労働基準規則第一三条)

(編注…以下略)

『東商』

昭和二八年一〇月二五日

(二一五七) 労働省職業安定局

職業訓練の現況と問題点(抄)

第一編 雇用と職業訓練

第一章 労働力人口の推移

第二章 雇用と失業の趨勢

第三章 職業訓練の必要性

第四章 職業訓練の体系

第一節 職業訓練の種類

わが国の職業訓練は労働力の需給の面において、人力を効果的に活用するため、その労働力を技能化し、経済の興隆と職業の安定に寄与せしめることである、そのために現在実施されているわが国の職業訓練は相当広範囲に亘り、その種類も相当数にのぼつて

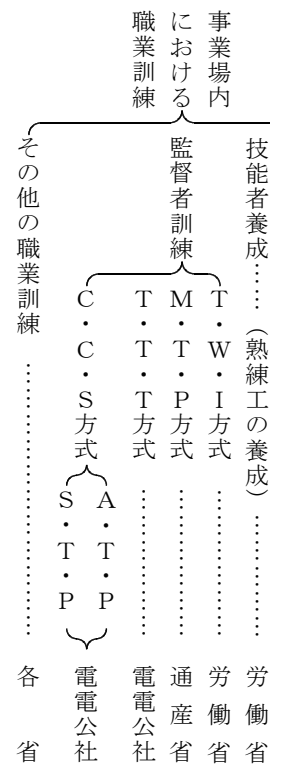
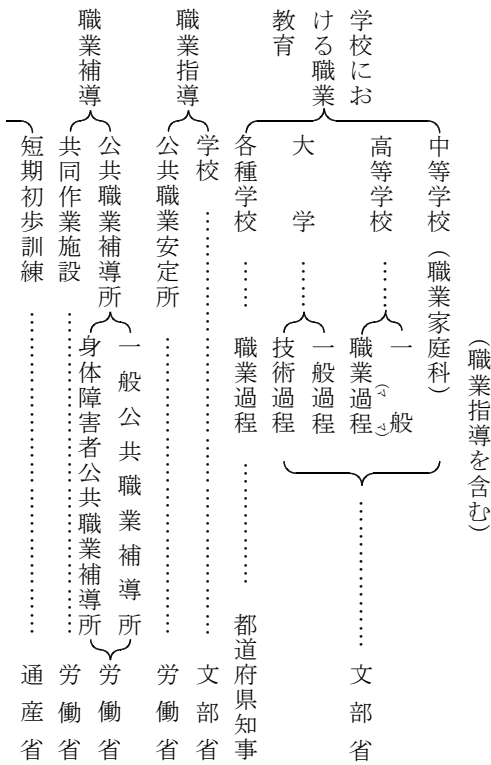
いる。その種類の主なものについてみると、大体つぎのようなものである。

- 一、学校における職業教育
 - ① 中学校における職業教育
 - ② 高等学校における職業教育
 - ③ 大学における職業教育
 - ④ その他各種学校における職業教育
- 二、職業補導
 - ① 一般職業補導
 - ② 身体障害者職業補導
 - ③ 船員職業補導

三、企業内における職業訓練

- ① 技能者養成
 - ② TWI方式による監督者訓練
 - ③ MTP方式による監督者訓練
 - ④ TTT方式による監督者訓練
 - ⑤ その他企業内における職業訓練
- 四、その他の職業訓練

(図表Ⅰ) 職業訓練行政の体系



第二節 職業訓練の内容

わが国の職業訓練には幾多のコースがあつて、それぞれの特徴をもち、的確な訓練内容や方法にあつて実施され、計画されつつある。ここでは前節で述べた職業訓練について概説し、なお詳しくは本論によることとしたい。

一、学校における職業教育

〔イ〕 中学校における職業教育

中学校においては学校教育法第三六条に「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養ふこと」と明示されており、中学校の教育の重点はここにおかれている。即ち個性の発展、公民たる資質を養い、将来職業人としての基礎的教育を行うことである。中学校における職業教育は主として職業についてのガイダンスやインフォメーションであり、職業、家庭科と云う教科を中心として実施される。この教科を通じて職業家庭における基礎的な知識技能及び態度を身につけさせるとともに自己適性の発見につとめさせ、職業指導の活動と合せて職業選択の能力を培っている。その教育内容は、農業、工業、商業、水産、家庭等であり週一〇五時間より一四〇時間位を限度として必修させ教育期間は三年間である。

〔ロ〕 高等学校における職業教育

高等学校には普通課程と職業課程の二大コースがあつて、いずれも教育期間は三年である。高等学校の職業教育の中心はこの職業課程の高等学校である。職業課程には農業、工業、水産、商業、家庭技術等の各コースがあり、地域的社會や生徒の要求を満しているのである。今このコースの内容や教育方法は概略つぎのとおりである。

(1) 農業課程

農業課程はわが国農業の中堅技術者、自営農業者になるものを養成するのである。農業課程には、その地域的社會の要求や生徒の希望等によつて、耕種、林業、農業土木等

が専修できるようになっている。その教育法はホーム・プロジェクト、総合農業、農業工作等によって行われている。

(2) 工業課程

工業課程はわが国工業界の中堅技術者を養成するのである。このコースは機械、電気、通信、化学工業、採鉱冶金、紡織等二〇の職種に分れている。この教育法は、特に実際学習指導にあたって、専門知識及び専門技術がともによく身につくよう指導されている。指導単位ごとに指導票をつくって教育の効果を上げるよう努力されている。

(3) 商業課程

商業課程においては、商業事務者や経営者を養成するのが目的で、その内容は貿易実務、商業経済、簿記会計法規等一五科目に分れている。その教育方法はすべて実務を中心として「実際に行つて学ぶ」と云う形がとられている。又生徒各自の創意工夫が活かされ、自発的活動が行われるよう特に指導されている。

(4) 水産課程

水産課程の高等学校では将来水産業における技術者及び水産自営者になるものを養成するのである。

ここでは生徒の希望によつて漁撈、水産製造、増殖等が専攻出来るようになっている。その教育も実習、実験に中心がおかれており、直接技能が身につくように教育がなされている。

(5) 家庭科

家庭科は主として女性の教養として、或は将来の職業人並びに家庭として役立つようなされている。その教育内容は家庭、家族、保育、家庭経理、食物、被服等についてなされる。又職業人となる人にはそれぞれ専攻できるようになっており、技術を身につけられるよう実地指導がなされている。

これ等は全日制の職業課程であるが、その他に勤労青少年のための定時制の職業教育が行われている。なほそれでも職業教育を受けられない人には、もっと短期間の別科制度がある。

(ハ) 大学における職業教育

大学においては学校教育法第五二条に明示されているよう深く学業を教授し、知的道徳的及び応能力を涵養し将末のわが国社会の指導者を養成するのである。

大学の職業教育は、職業についての専門的知識技術と指導者となるための一般教養についてなされる。そのコースにはつぎのようなものがある。文学部系（哲学、心理学、

国文学等）教育学部系（教育、体育、音楽等）外国語外国文学系（欧米文学、諸外国語、独逸文学等）法経、商学部系（法律、政治、系済、商業貿易等）芸術学部系（芸術、音楽、声楽、絵画、演劇等）宗教学部系（宗教関係）理学部系（数学、物理、化学、動植物等）医薬学部系（医学、歯学、薬学等）工業部系（機械、電気、建築、応用化学等）農学部系（農業、園芸、林学、農業経済、畜産等）水産学部系（魚業、水産増殖等）家政学部系（家政、食物、被服、児童、生活、芸術等）この教育方法は高度な専門知識技術の習得に必要な専門家講義、実験、その他適確な研究によりなされている。

(ニ) 各種学校における職業教育

各種学校における職業教育は、学校教育法による幼稚園から大学までの正規の課程によらない職業教育である。各種学校の法律的な基準は、建物三十坪以上、教育期間三ヵ月以上、授業時間一週十時間以上、その他教師が生徒五十人以上につき一人以上であればよい。この基準に従つて各都道府県知事より承認を受けるのである。それ以外の制限はない。

現在各学校による職業教育の施設数は相当な数に上りその職種も広範囲に互つている、その実数や実施状況を把握することは非常に困難である。その数は大体全国で約四、八〇〇程あると推定される。実施されている職種に概ね次の九種目の関係職種に分類されるようである。

- 一、服装（洋裁、和裁、デザイナー等）
- 二、文化（語学等）
- 三、保健衛生（栄養士、看護婦、料理等）
- 四、植字（タイプ、印刷等）
- 五、工業（機械、電気等）
- 六、商業経済（経理、珠算等）
- 七、保育
- 八、芸能（歌手、ピアニスト男女優等）
- 九、社会（家政、記者、福祉司等）

二、職業補導

職業補導は労働省所管の職業安定法にもとづいて実施され、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識、技能を授けるための職業訓練である。職業補導は他に実施されている職業訓練とは別に、

公共職業補導所で行われる職業訓練である。

(イ) 一般職業補導

一般的な職業補導についてみると、一般職業補導は労働市場の状況に適応させ、産業の要求する技能労働者を短期間に訓練し、その職業の安定を図り生活の向上に寄与せしめるのである。職業補導の内容及び訓練方法の特色について略述すれば

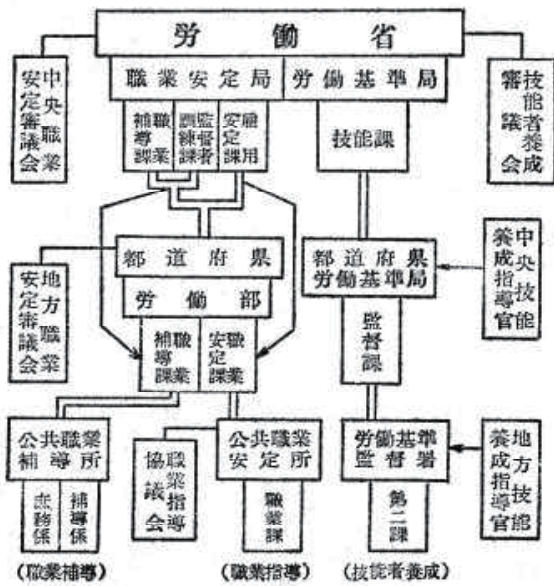
(1) 補導生の入所あつ旋、選考、修了後の就職あつ旋等については公共職業安定所と公共職業補導所とが緊密な連絡をとり、そのもとに公共職業安定所が行うことを原則としている。即ち職業安定行政の一環として公共職業補導所が運営されている。

(2) 公共職業補導所の設置場所、補導種目、定員、訓練期間及び施設々備の規模等については労働省より統一的に制定されており、それにもとずいて各都道府県が実施している。

(3) その訓練方法も非常に合理化されており、技能標準(訓練目標)補導教程(訓練内容)補導生用教科書、指導員用指導要領等が各補導種目別に労働省より科学的に研究され制定されている。

この訓練は実際に即させるため、又技能を身につけるため、実習に中心をおき、個別指導するよう努力されている。

(ロ) 身体障害者職業補導



身体障害者に職業訓練を施すにあたっては、とくに、その残存能力を有効に活用し、職業生活の更生を図ることが重要である。軽度の障害者については一般の補導所で行われている。しかし通常の職業補導を受ける者と共に補導を受けることが困難な重度の身体障害者については補導種目、訓練方法がその能力に適合するように研究せられ、これを選定し、特別の公共職業補導所を設置して職業補導が行われている。この特別身体障害者公共職業補導所では身体障害者

の職業訓練の特殊性に鑑みて、心理学的、医学的に訓練方法が研究され実施されている。

(ハ) 船員職業補導

船員職業補導は運輸省所管の船員職業安定法第二章第四節船員職業補導にもとずいて実施されており、海上労働力の需給の状況に応じ、船員として必要な職業補導種目について行っているのである。

即ち運輸省で行っている船員職業補導は海上労働力の専門的職業活動に直接関係のあるものだけに限られている。この点において他の職業訓練活動と異なっている。現在実施されている船員職業補導種目には甲板科、機関科、司ちゆう科の三種目があり、門司、高浜の海員学校に併設されている。一九五二年には船員職業補導を受けたもの約一、六二〇人であり、本年度は四八〇人の訓練計画がなされている。この訓練内容や方法については運輸省で制定されている教課過程（イ）によって行われ、期間は三ヶ月以内である。

三、企業内における職業訓練

(イ) 技能者養成

一九四七年に制定された労働基準法によって技能者養成は定められている。この法律によれば技能者養成は労働の過程において、それに必要な技能者を養成することである。即ち工場、事業場における一種の訓練である。従来の見習、徒弟、養成工等の美名の下に労働者を酷使したり又家事雑役等に使用して技能習得に何等関係のない仕事に従事させることを禁じ、過去の封建的な徒弟制度の弊害を除去(法第六九条)しようとしたものである。

別に法律で長期の教習を必要とする特別の技能者を労働の過程において養成することができるよう規定されている(法第七〇条)のが技能者養成規定（イ）である。

技能者養成を実施する場合は、これを行う使用者と被技能習得者との間に労働契約のような養成契約が結ばれる。

その訓練の内容をみると、技能者養成規定に定められているように、その種目は一二一職種に互っている。教習法、指導員資格、労働時間、賃金等についても詳細に定められているのである。その訓練方法をみるに全種目を通じて一年間に一、四七〇時間以上の関係学科や実技についてなされる。その養成期間は各職種毎に三年又は四年と定めている。労働基準法に定める一年の原則に対し、例外がみとめられている。又技能者養成を行う使用者は教習の進展にに応じて、労働大臣の定める方法により年一回の技能検定を実施するのである。

技能養成にたずさわる指導員については労働大臣の行う指導員資格検定に合格しなければ指導員になることはできない。

以上のような規定によって養成の効果を揚げさせるよう努力されている。本論において詳述されているから、参照せられたい。

(ロ) TWI方式による監督者訓練

TWI方式は職場における監督的立場にある者の監督能力を一層發揮させ、職場相互の信頼感を増し、労働強化や経費の多大な消費を伴うことなく生産力を高め、産業振興に寄与させるために実施されている。この訓練方式は一九四九年GHQの勧告により労働省が職業安定法に則つとつて、その技術援助に努めているのである。その訓練内容は「仕事の教え方」「改善の仕方」「人の扱い方」の三項目についてなされている。

これについては演習と討議を主体とする講習会方式により実施する。一回の訓練は八名乃至一二名位で、一項目につき一回二時間づつ五日間、合計一〇時間である。

トレーナーは標準化された手引により訓練を行っている。

(ハ) MTP方式による監督者訓練

この方式は米國極東空軍に働らいている日本人監督者を対象として実施されていたのが、産業界からの要望に応じて普及されたのである。その内容も相当広範囲に亘っているが、特に経営問題を取り扱い、その原理を与えることが目的である。その訓練方法はConference方式で一回に二三名程度行われ、映画、幻燈、シート等を使用して行う。その内容も管理、作業教育、作業方法改善、従業員関係の四部門について実施される。現在迄に養成されたインストラクターの数は、一九五〇年―一九五二年の間に五回実施され二五五人である。

(ニ) TTT方式による監督者訓練

TTT方式は一九四八年にわが國通信工業界関係に紹介されたものである。

この訓練方式は専門的な知識技能を正確且つ能率的に教えるための教育技術を訓練することを目的としているものである。その訓練方法は教授法を科学的にするため五段階に分け、即ち(1)準備(2)提示(3)応用(4)試験(5)討議の基本原理を活用するのである。作業分析された中から基本技能を再排列して、レスンプランを作成したり、説明討議、実演、テスト等の複合的利用を図るのである。

(ホ) その他の企業内職業訓練

一般企業内における職業訓練は、非常に数も多く、その内容や方法も多種多様である。そのうち主だったものを上げてみると、新規採用者について雇用主の受入訓練職場内における技術や業務訓練、安全関係訓練(鉱務監研修所、保安技術講習所)態度訓練等である。その内容や訓練方法については本論で述べることとする。

四、その他の職業訓練施設

以上でわが國の職業訓練の状況を主なものについて概説したが、その主要な施設について上げてみると、総理府の統計職員養成所、外務省の研修所、大蔵省の税務講習所、文部省の国立国会図書館職員養成所、厚生省の栄養士養成所、理容美容師養成所、保健婦、保母、助産婦看護婦養成所、農林省の食料管理講習所、水産講習所、運輸省の海技専門学院、航海訓練所、国会の速記者養成所、建設省の技術員養成所、国鉄公社の鉄道教習所、電信電話公社の職員訓練所等がある。

第二編 現況と今後の問題(編注…中略)

第三編 ILOアジア地域職業訓練講習会(編注…中略)

第四編 豪州の職業教育と職業訓練(編注…中略)

第五編 フィリピンの職業教育と訓練(編注…中略)

『広報』

昭和二十九年二月二七日

〔二一五八〕労働大臣、技能者養成審議会へ諮問

技能者養成規程改正案要綱

第一 この命令で技能を習得する者とは、別表第一に定める技能を習得する者で、労働基準法(法)第七十一条第一項の規定による認可に基いて使用される者をいうこととする。

第二 技能を習得する者の労働契約は、法第十四条の規定にかかわらず、別表第一に掲げる当該技能について定める期間の範囲内において締結することができることとする。

3 この命令の規定による技能者の養成(技能者養成)の課程の一部を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、前項の労働契約は、既に教習を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。

3 使用者は、第二項の期間内に所定の教習を修了することが困難と認めるに至つた場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受け、一年を超えない期間において、前二項の労働契約を延長することができることとする。

第三、技能者養成を行う使用者は、左の各号の一に該当するものでなければならぬこととする。

- 一 技能者養成指導員の免許（指導員免許）を受けた者
 - 二 指導員免許を受けた者をして技能者養成に当らせる者
- 第四 指導員免許は、左の各号の一に該当する者に都道府県労働基準局長が与えることとする。
- 一 別表第二に定める技能者養成指導員の資格を有する者
 - 二 技能者養成指導員検定（指導員検定）により前号に該当する者と同等以上の資格を有すると認められる者
- 2 前項の指導員免許は、様式第一号の技能者養成指導員免許証（免許証）を交付してこれを行うこととする。
- 第五 左の各号の一に該当する者には、指導員免許を与えないこととする。
- 一 禁治産者及び準禁治産者
 - 二 指導員免許が取り消された日から一年を経過しない者
 - 三 犯罪その他の非行があつて指導員たるに不適当であると都道府県労働基準局長が認める者
- 第六 指導員検定は、毎年一回以上、学科及び実技について都道府県労働基準局長がこれを行うこととする。但し、都道府県労働基準局長が必要がないと認める者については、指導員検定の一部を免除することができることとする。
- 第七 指導員検定の実施に関し、検定の期日、場所その他必要な事項は、そのつど都道府県労働基準局長がこれを定めることとする。
- 第八 第五の第一号又は第二号に該当する者、又は指導員検定の受検の申請もしくは受検について不正があることが発覚した日から六カ月を経過しない者は、指導員検定を受けることができないこととする。
- 第九 指導員検定を受けようとする者は、様式第二号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。
- 第十 別表第二に定める技能者養成指導員資格を有する者が指導員免許を受けようとする場合には、様式第三号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。
- 第十一 指導員免許を受けた者が禁治産者もしくは準禁治産者の宣告を受け、又は禁こ以上の刑に処せられた場合には、指導員免許を取り消すこととする。
- 2 指導員免許を受けた者が、左の各号の一に該当する場合には、指導員免許を取り消すことができることとする。
- 一 不正の方法によって指導員免許を受けた場合

- 二 免許証を他人に貸与した場合
 - 三 犯罪その他指導員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 3 指導員免許が取り消された場合には、遅滞なく免許証を返還しなければならないこととする。
- 第十二 免許証の交付を受けた者が免許証を滅失し、又は汚損した場合には、その事由を具し、再交付を申請することができることとする。
- 2 免許証の交付を受けた者が氏名を変更した場合には、免許証を添え、書換を申請することとすることができる。
- 3 前二項の申請書は様式第四号によることとする。
- 第十三 使用者は、労働大臣が別に定める教習事項の基準に従つて関連学科、実技、教習時間その他の教習事項を定めなければならないこととする。
- 2 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能を習得する者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について教習事項の一部を前項の教習事項の基準によらないで定めることができることとする。
- 第十四 使用者は、技能者養成の課程の一部を修めた者を雇い入れて技能を修得する者とした場合には、その者が既に習得した課程に応じて教習を行わなければならないこととする。
- 第十五 使用者は、職業安定法による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設において、別表第一に定める技能について教習課程を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、その者が習得した教習事項及び教習を受けた期間に応じて、第十三の第一項に規定する教習事項の基準によらないで教習事項を定め、期間を短縮することができることとする。
- 2 前項の場合における第二の第一項の規定による労働契約は、前項の規定により認可を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。
- 第十六 使用者は、各教習年度ごとに一回以上、技能を習得する者の技能を試験しなければならないこととする。
- 2 前項の試験は、教習事項中関連学科及び実技について行わなければならないこととする。
- 第十七 使用者は、技能を習得する者の労働契約が解除された場合において、技能を習得する者が、既に習得した課程及び期間について証明書を請求した場合には、これを交付しなければならないこととする。
- 第十八 使用者は、技能者養成の課程を修了した者が請求した場合には、技能者養成修

了証明書を交付するものとする。

2 使用者又は技能者養成の課程を修了した者は、前項の技能者養成修了証明書に都道府県労働基準局長から技能者養成の課程を修了したことの証明を受けることができることとする。

第十九 使用者は、別表第三に定める防護の方法の基準による場合には、法第四十九条第六十三条又は第六十四条の規定にかゝらず、技能を習得する者のうち法第四十九条による経験もしくは技能のない者、満十八才に満たない者又は女子を法及びこれに基く命令に定める危険有害業務及び坑内労働中別表第三に定める業務につかせて技能を習得させることができることとする。

第二十 事業場内におけると否とを問わず、技能を習得する者が教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とすること。

第二十一 使用者は、法第二十八条の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第三十一条の規定にかゝらず、労働大臣が技能者養成審議会に諮問して定めた金額を下らない範囲内において、技能を習得する者の賃金を支払うことができることとする。

第二十二 使用者は、技能を習得する者に、教習時間内の労働につき出来高払制その他の請負制による賃金を支払つてはならないこととする。

第二十三 第七十一条第一項の規定による認可は、様式第五号によつて所轄労働基準監督署長より受けなければならないこととする。

第二十四 使用者は、法第七十一条第二項に技能を習得する者を雇い入れた場合には様式第六号によつて所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

第二十五 この命令に定める認可の申請又は届出の様式は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、横書、縦書その他異なる様式を用いるなどを妨げるものではないこととする。

別表第一 消略

別表第二 技能者養成指導員資格の表

一 当該技能について、徒弟として従来の慣習による三年以上の徒弟契約を完了し、又は見習工、養成工等として技能者の養成に関する三年以上の課程を修了した後十一年以上の実地経験を有する者

二 当該技能について、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百三十一号）による養成の課程を終了した後五年以上の実地経験を有する者

三 旧機械技術者検定令（昭和十六年勅令第六百四十四号）による検定において、作

業試験につき当該技能に関する専門作業を選択し、これに合格した者

四 当該技能について、旧技能者養成規定（昭和二十二年労働省令第六号）及びこの命令による教習の課程を修了した後、その修了時に勤務する事業場において、三年以上の実地経験を有する者

五 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）第十一条の指定をうけたものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後、当該技能について五年以上の実地経験を有する者

六 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、前号以外のものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後、当該技能について七年以上の実地経験を有する者

七 専門教育を主とする学科をおく高等学校において、当該技能に関する科目を修め卒業した後当該技能について四年以上の実地経験を有する者

八 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、当該技能に関する学科を修め学士と称することのできる者又は旧専門学校令（明治二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、当該技能に関する学科を修め卒業した者で、当該技能について二年以上の実地経験を有する者

九 大学において、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能について三年以上の実地経験を有する者

十 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一号）による公共職業補導所の指導員として当該技能について一年以上の実地経験を有する者

別表第三 省略

『時報』

昭和二十九年四月一六日

（二一五九）技能者養成審議会答申

技能者養成規程改正に関する答申

技能者養成審議会々長

桐原 葆 見

労働大臣 小坂 善太郎 殿

昭和二十九年二月二十七日労働省発基第一〇号によつて諮問のあつた技能者養成規程改正案要綱について審議の結果本会は別紙の通り答申する

(別紙)

一、改正案要綱第一五について

原案中「教習を受けた期間に依じて」を「教習を受けた期間の範囲内において」に改め、これが実施に当たっては技能者養成の円滑な運営を図る上に次の措置をとるよう要望することに全員の意見が一致した。

(1) 公共職業補導所の補導内容を職業補導の本旨を逸脱しない限度において「教習事項の基準」に関連付け得るよう調整すること。

(2) 労働基準監督署長の認可の基準は技能者養成の質的低下を来さないよう明確ならしめること。

二、改正案要綱第一八について

技能者養成修了証明書を養成修了者の請求があつた場合にのみ交付することとする原案は、技能者養成実施事業場においては養成修了に際して証明を交付している実情であり、これに合致するように規定することが実情に即すると認められるので修了証明書の交付については現行の通りとすることに全員の意見が一致した。

三、改正案要綱第二二について

次のように意見がわかれ一致するに至らなかった。

(労働者代表委員意見)

現行の規定では満一八歳に満たない者についてのみ請負制を禁止しているのを改め、技能者養成の課程にある者については、養成期間中全面的にこれを禁止すべきである。

(使用者代表委員意見)

原案に賛成である。

(公益代表委員意見)

教習第一年度及第二年度に属する者については請負制を禁止すべきである。

四、その他については、原案通り全員の意見が一致した。

なお改正案要綱第一の「技能を習得する者」の略称に関しては適当な各称を決定するに至らなかった。

(附帯的要望事項)

右の審議の過程において次の如き問題が提起されてこれが実現につき強く要望され、附帯的要望事項としてここに付記することに意見が一致した。

(1) 本改正案要綱は、技能水準の向上をはかり、もって企業の発展と労働者の福祉増進を期する積極的行政の面からみれば十分とはいいい難い。しかるに、国際的経済競争に

対処し、わが国の経済自立達成をはかるには、これが行政を強力に進展せしめることが現下の諸情勢に照らし喫緊の要務である。よってこの際政府は、わが国における技能労働力を維持培養し技能水準の向上を期するため各種の技能訓練を系統づけた包括的な法令を新たに制定する必要がある、これが具体化について措置を講ぜられたいこと。

(2) 昭和二十八年年度において、技能者共同養成費補助金制度が設定されたことは、中小企業における養成経費の負担を軽減し、共同養成を積極的に援助育成し、以つてややもすれば旧来の徒弟制度の弊に陥ろうとする傾向を阻止し、併せて中小企業の技能水準の向上を図るに極めて時宜を得た措置と言ふべきである。しかるに、昭和二十九年年度においては、共同養成費補助金は予算に計上せられず、ために中小企業における共同養成はその円滑なる運営に支障を来たすであろうことが予想される。政府はかかる事情を十分考慮に入れ技能者共同養成費補助の復活を図るよう万全の措置を講ずること。

(3) 職業教育が総合的に系統立てられていないために、技能養成制度と学校教育制度との間に連関がなく、ために青少年の二重負担の弊が顕著になりつつある現状に鑑み、この弊を除去し、養成修了者に対してその社会的評価を確定向上するため、関係当局と接衝の上、技能養成制度と学校教育制度との連絡調整を積極的に促進する措置を講ずること。

技能者養成規定改正案要綱

第一 この命令で技能を習得する者とは、別表第一に定める技能を修得する者で、労働基準法(法)第七十一条第一項の規定による認可に基いて使用される者をいうこととする。

第二 技能を習得する者の労働契約は、法第十四条の規定にかかわらず、別表第一に掲げる当該技能について定める期間の範囲内において締結することができることとする。

2 この命令の規定による技能者の養成(技能者養成)の課程の一部を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、前項の労働契約は、既に教習を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。

3 使用者は、前二項の期間内に所定の教習を修了することが困難と認めるに至った場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受け、一年を超えない期間において、前二項の労働契約を延長することができることとする。

第三 技能者養成を行う使用者は、左の各号の一に該当する者でなければならないこ

とすること。

一 技能者養成指導員の免許（指導員免許）を受けた者

二 指導員免許を受けた者をして技能者養成に当たらせる者

第四 指導員免許は左の各号の一に該当する者に都道府県労働基準局長が与えることとする。

一 別表第二に定める技能者養成指導員の資格を有する者

二 技能者養成指導員検定（指導員検定）により前号に該当する者と同等以上の資格を有すると認められる者

2 前項の指導員免許は、様式第一号の技能者養成指導員免許証（免許証）を交付してこれを行うこととする。

第五 左の各号の一に該当する者には、指導員免許を与えないこととする。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 指導員免許が取り消された日から一年を経過しない者

三 犯罪その他の非行があつて指導員たるに不適當であると都道府県労働基準局長が認める者

第六 指導員検定は、毎年一回以上、学科及び実技について都道府県労働基準局長がこれを行うこととする。但し、都道府県労働基準局長がその必要がないと認める者については、指導員検定の一部を免除することができることとする。

第七 指導員検定の実施に関し、検定の期日、場所その他必要な事項は、そのつど都道府県労働基準局長がこれを定めることとする。

第八 第五の第一号又は第二号に該当する者、又は指導員検定の受験の申請もしくは受験について不正があることが発覚した日から六ヶ月を経過しない者は、指導員検定を受けることができないこととする。

第九 指導員検定を受けようとする者は、様式第二号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。

第十 別表第二に定める事業者養成指導資格を有する者が指導員免許を受けようとする場合には、様式第三号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。

第十一 指導員免許を受けた者が禁治産者若しくは準禁治産者の宣告を受け、又は禁

2 指導員免許を受けた者が、左の各号の一に該当する場合には、指導員免許を取り消すことができることとする。

一 不正の方法によつて指導員免許を受けた場合

二 免許証を他人に貸与した場合

三 犯罪その他指導員たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 指導員免許が取り消された場合には、遅滞なく免許証を返還しなければならないこととする。

第十二 免許証の交付を受けた者が免許証を滅失し、又は汚損した場合には、その事由を具し、再交付を申請することができることとする。

2 免許証の交付を受けた者が氏名を変更した場合には、免許証を添え、書換を申請することができることとする。

3 前二項の申請書は様式第四号によることとする。

第十三 使用者は、労働大臣が別に定める教習事項の基準に従つて関連学科、実技、教習時間その他の教習事項を定めなければならないこととする。

2 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能を習得する者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について教習事項の一部を前項の教習事項の基準によらないで定めることができることとする。

第十四 使用者は、技能者養成の過程の一部を修めた者の雇い入れて技能を習得する者とした場合には、その者が既に習得した課程に応じて教習を行わなければならないこととする。

第十五 使用者は、職業安定法による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設において、別表第一に定める技能について教習課程を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、その者が習得した教習事項及び教習を受けた期間に応じて、第十三の第一項に規定する教習事項の基準によらないで教習事項を定め、期間を短縮することができることとする。

2 前項の場合における第二の第一項の規定による労働契約は、前項の規定により認可を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。

第十六 使用者は、各教習年度ごとに一回以上、技能を習得する者の技能を試験しなければならないこととする。

2 前項の試験は、教習事項中関連学科及び実技について行わなければならないこととする。

第十七 使用者は、技能を習得する者の労働契約が解除された場合において、技能を習得する者が、既に習得した課程及び期間について証明書を請求した場合において、これを交付しなければならないこととする。

第十八 使用者は、技能者養成の課程を修了した者が請求した場合には、技能者養成修了証明書を交付するものとする。

2 使用者は技能者養成の課程を修了した者は前項の技能者養成修了証明書に都道府県労働基準局長から技能者養成の課程を修了したことを証明を受けることができることとする。

第十九 使用者は、別表第三に定める防護の方法の基準による場合には、法第四十九条第六十三条又は第六十四条の規定にかゝらず、技能を習得する者のうち法第四十九条による経験もしくは技能のない者、満十八才に満たない者又は女子を法及びこれに基づく命令に定める危険有害業務及び坑内労働中別表第三に定める業務につかせて技能を習得させることができることとする。

第二十 事業場内におけると否とを問わず、技能を取得する者が教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とすること。

第二十一 使用者は、法第二十八条の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第三十一条の規定にかゝらず、労働大臣が技能者養成審議会に諮問して定められた金額を下らない範囲内において、技能を習得する者の賃金を支払うことができることとする。

第二十二 使用者は、技能を習得する者に教習時間内の労働につき出来高払制その他の請負制による賃金を支払つてはならないこととする。

第二十三 法第七十一条第一項の規定による認可は、様式第五号によつて所轄労働基準監督署長より受けなければならないこととする。

第二十四 使用者は、法第七十一条第二項により技能を習得する者を雇い入れた場合には様式第六号によつて所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

第二十五 この命令に定める認可の申請又は届出の様式は、必要な事項の最小限度を記載すべきことを定めるものであつて横書、縦書その他異なる様式を用いることを妨げるものではないこととする。

別表及び様式省略

『判例』

昭和二十九年八月三日

〔二一六〇〕内閣総理大臣及び労働大臣閣議請議（労甲第八号）

公共事業等による失業者吸収措置の強化について

右閣議に供する。

指令案

公共事業等による失業者吸収措置の強化について、請議のとおり。

この件関係主任官

労働事務官 村上 茂利

労働省令発職第九三号

現下の失業状況に鑑み、公共事業等にできるだけ多数の失業者を吸収し、失業問題緩和に資するため、別紙「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」を提出する。

右閣議を求める。

昭和二十九年七月三十一日

内閣総理大臣 吉 田 茂

労働大臣 小 坂 善 太 郎

内閣総理大臣 吉 田 茂

公共事業等による失業者吸収措置の強化について（二九、八、三）

政府は、現下の失業状況に鑑み、公共事業を始め国又は地方公共団体等の公費の負担にかかる各種の建設及び復旧の事業に対し、できる限り多数の失業者を吸収させるため、次の措置を講ずるものとする。

一 公共事業について

1 労務の調達にあつては、特に失業者の吸収に努めることとし、緊急失業対策法に基く失業者吸収率設定事業の範囲及び吸収率について、実情に応じ必要な改正を行い、これが励行を期すこと。

2 同事業の施行地域を、事業効果を害しない限度において、できる限り、失業者が多数発生する地域に即応せしめるよう配慮すること。

3 失業者の吸収を促進するため、労務者の輸送、賃金の支払等に適切な措置を考慮すること。

4 失業者の吸収の実効を確保するため、公共事業に対する指導及び監査を励行するとともに、職業紹介の活動を活発ならしめること。

5 失業者の就労にあつては、労務規律の確保及び労働能率の向上につき十分配慮し、労務者に対し、事前に適切な指導及び訓練を行いうるよう努めること。

二 公共事業以外にあつても、国又は地方公共団体の行う事業並びに財政投融资の対

象となる事業等公費の負担にかかる各種の建設及び復旧の事業であつて失業者の吸収に適するものについては、公共事業の例に準じ、失業者の吸収の促進を図ること。

三 失業対策事業については、失業状況の推移に応じ、且つ、公共事業等による失業者の吸収状況を勘案した上、機動的な且つ、重点的な運営を図るとともに、その能力の向上を図ること。

四 本措置の円滑なる実施を期し、且つ、失業対策等に関する連絡調整を図るため、経済審議庁に「労働対策連絡協議会」を設置するとともに、各都道府県に都道府県及び関係各省出先機関をもつて構成する連絡協議機関を設置すること。『デジ』

昭和二十九年九月二十八日

(二一六一) 失業対策審議会会長有沢広巳、内閣総理大臣臨時代理国務大臣緒方竹虎宛

当面の雇用、失業対策に関する意見書

経済緊縮に伴う失業情勢は、漸く深刻化し、すでに失業した者の増加はいうまでもなく、就業している者であっても、帰休あるいは長期にわたる賃金の遅欠配によつて失業に近い状態におちいつている者が、相当に増加している。

特に基幹産業である石炭鉱業、鉄鋼業及び造船業においては、その関連産業及び下請企業を含めて、すでに中小の鉱業所、事業所の休廃止あるいは大量の人員整理がなされたにもかかわらず各産業とも依然雇用は不安定の状況にあつて、合理化投資の効果は十分にあがらず、今後国際市場の拡大伸長策がとられるのであれば、新規労働力の吸収はおろか現雇用量の維持すらなし得ない状況にたもたつていっている。

一方失業対策事業就業者、失業保険受給者及び生活保障を受けている者等生活困窮者層は、一般的な産業雇用の停滞を反映して、逐月増大し、社会不安をひきおこすおそれもあり、その対策がいそがれている。

本審議会は、かかる情勢に対処して、政府がすみやかに当面緊急の雇用、失業対策として、左記の事項を実施せられるようここに意見を具申する。

記

一 産業政策による雇用安定について

石炭鉱業、鉄鋼業及び造船業等すでに相当数の失業者を出し、今後なお雇用に関し強い不安をもつ産業については、その雇用の安定をはかるため、輸出と合理化の促進という立場から、すみやかに次の方策をとるべきである。

なお政府の産業政策の不徹底からくる産業雇用の見越し難は、失業対策が十分でないこととあいまって、一般的に労働情勢を不安ならしめており、また産業合理化をさまざまの要因ともなつていっている。

左に掲げる産業以外の産業についてもそれぞれの産業のあり方を明らかにし、産業発展の基盤を強化する必要があると考える。

(一) 石炭鉱業にあつては、国内炭需要量の目的をつけ、合理化投資の効果を十分にあげしめるよう措置すること。なおその際には、外炭及び重油の輸入量について充分の考慮を払ふこと。

(二) 鉄鋼業にあつては、原材料費の引下げ合理化投資効果の發揮等により、製品コストの切下げをなし、国際競争力を強めるとともに、輸出価格の優遇、商社の強化、輸出価格の安定策等を講じ、輸出振興をはかること。

(三) 造船業にあつては、同産業を輸出産業として伸張する建前を確立し、最近いちじるしく不振である輸出船の受注量拡大のため、輸出所得に対する減税、輸出金融の優遇、その他の適切な措置を講ずるとともに、下請企業に対しては、技術経営指導を一層強力に行ふこと。

(四) 織布、繊維製品等中小企業の経営にかかる輸出産業にあつては、商社、問屋等の倒産金詰りによるシワ寄せをうけて、生産が阻害されることのないよう留意しあわせて、原材料及び製品価格の安定、海外市場における濫売の防止、組織化による企業の育成等の措置を講ずること。以上のほか、わが国雇用問題の解決は、一にかかつて、貿易の伸張にあることにかんがみ、その趣旨を行政面に徹底せしめるとともに、現在貿易関係の十分でないアジア諸地域に中共との貿易については、この際その打開策を急ぎ講ずる必要がある。

二 帰休制度について

失業保険の運営により実施されている帰休制度は、一定期間の帰休の後帰休した労働者を再雇用するとの使用者と労働者の労働協約が成立した場合に、帰休する労働者を実質的な失業者として取扱ふことを条件に適用することとなつていっている。

同制度は、帰休期間、帰休人員等の制約から現在までのところ十分活用されるに至っていないが、失業情勢の緩和に役立たせるためには、産業の動向及び企業の実態に応じたこの制度の運営が行われる必要がある。

なお本制度については、同制度が失業保険運用の一時の特例であることにかんがみ失業情勢の変化、実施の状況及び保険経済の動向等を勘案して、失業保険法の定める受給資格、給付期間及び給付額等とともに総合的検討をしなければならない。

三 失業者の就労方策について

産業に対し、前記の如き雇用の安定方策を行った場合でも、当分の間は、失業者の増加は不可避である。

失業者の就労化により、失業者の生活安定に資するためには、従来から失業対策事業と公共事業とが行われてきたが、最近の失業情勢に適応した失業者の就労方策としては、特別失業対策事業の設定及び鉱害復旧事業の拡大を行うと同時に、これらの事業の運営に対し、次の事項が考慮されなければならない。

(一) 特別失業対策事業

現在行われている失業対策事業は、すでに数年にわたり実施せられ、就労者の固定化、適応事業量の縮少^{ちぢ}など増加する失業者を緊急に吸収するに適さない点が多い。また地方財政の窮迫により、現行国庫補助率による事業量を現在以上に拡張することの困難な地域もみられる。この際失業対策事業運営の改善にあわせて特に次の要件を満たす事業を特別失業対策事業として機動的且つ重点的に実施し得るよう措置する必要がある。

- 1 失業者が多数存在して、失業情勢がいちじるしく悪化しており、且つ、地方財政が窮迫している地域で行われること。
- 2 吸収する失業者は、その労働能力が比較的高いものであること。
- 3 高率又は全額を国庫が補助する建設的事業で、事業効果をあげ得るものであり、且つ、比較的短期のうちに終了する事業であること。

(二) 失業対策事業

失業対策事業の運営の改善については昭和二十六年六月本審議会から各般の事項にわたり答申を行った。

最近の事業運営の実情からみて、特に次の事項の実施が必要である。

- 1 就労している者の大部分は、ここ三年来固定しているものである。すくなくとも今後増加する失業者については、その能力、失業の原因等に応じ、その就労につき、事業種目、作業種類の選定を行い、できる限り応急対策として処理し得るようにすること。
- 2 地域によっては、事業費の大部分が労力費となるような事業の選定が困難となっている。事業種目の拡大を行うとともに労力費を大部分とする事業量との調整を考慮して、就労者が一人当たり資材費の引上げを行うこと。
- 3 地方財政の窮迫は、失業者の増加に伴う事業量の拡張を極めて困難なものとしている。地方公共団体の事業費の支弁につき、起債枠の拡大、補助率の引上げ等

実情に依じて、措置すること。

- 4 その他事業の運営については、就労者の職業補導、訓練による転換促進、賃金及び手当の適正化、就労日数の確保、作業規律の確立等につき一層の努力を行うこと。

(三) 公共事業

公共事業は失業者発生の多い都市周辺から離れて施行され、失業者吸収に不都合となっており、また二、三年来事業効果の昂揚に重点がおかれてきたため、各種事業とも無技能労働力を吸収する割合は、事業費に比し低下してきている。

従って、今後事業費の増額を行わず単に失業者吸収率の引上げのみによつて失業者の吸収量の増加をはかることは、現に吸収している労働者の排除、事業効果の低下、事務の複雑化等の問題があり十全の実効を期し難い。

公共事業の失業者吸収については、現行失業者吸収率を完全に確保するほか、次の事項を重点的に行うことが適切である。

- 1 事業規模が比較的大きく、且つ、無技能者吸収に適している事業を個別的に選定し、失業者吸収率をこえる失業者の吸収をはかること。
- 2 吸収する労働者の技術指導、輸送及び賃金の支払等につき、事業主体及び職業安定機関は連絡を密にし、失業者の就労を便ならしめること。
- 3 新たに計画する事業については、当分の間失業情勢を十分考慮して、施行地域、事業種目等を決定すること。

(四) 鉱害復旧事業

石炭鉱業において大量の人員整理が行われた現在においては、失業者発生地域に近接して施行される、鉱害復旧事業を失業策の一環として行うことは、極めて当を得ている。鉱業権者と鉱害の被害者との関係、事業主体の労務管理等支障のないよう措置した上、すみやかに事業量の増加をなし、炭鉱地区の失業者の生活安定に資すべきである。

なお炭鉱地区の失業者は、生活環境からして、居住地をかえて再就^た転し得る機会に乏しいから、臨時的事業に吸収している間に実情に即した職業補導を行い、その転換を推進する必要がある。

四 その他

(一) 最近いちじるしく増加しつつある賃金の遅欠配は、企業によつては、回復し得ない程のものとなっている。ために就業中の労働者で、生活困窮をきたしているものがあり、また、遅欠配の末に企業が破産する場合には、未払賃金、退職手当の支払を受け

得ず生活手段を喪失することとなる。賃金の遅欠配をおこしている企業に対しては、単に労働法上の監督にとどめず、経営についての指導をなし、未払賃金の確保につき特段の考慮を払う必要がある。

(二) 生活保護法による生活扶助を受けている者は、昨年秋季以来増加の傾向にあり、今後なおその傾向を続けるものと思われる。しかも労働力を有する者であつて生活扶助を受けている者がすくなくない。一方失業対策事業の就労者のうちには同事業以外への就労が労働能力、生活環境からして下可能なものが含まれている。

かような両制度の実施状況からみると労働力を有する者のうち比較的その能力の低い者に対する救済が、適切に行われているとはいひ難い。これらの者が生活手段を失ふことのないよう両制度の適切なる運用に留意し、あわせて授産、生業助成等の現行諸施策の拡充、強化をはかるとともに、現在欠除しているこれらの者の救済制度をすみやかに確立する必要がある。

なお同制度については、本審議会においても今後検討を行う予定である。

(三) 失業対策は、経済政策の一環として常に考えらるべきであることはいふまでもないが、最近のように緊縮政策をおし進めていく際には、その結果としてあらわれる失業については、その救済策をも含め、経済全般の動向との関連のもとに有効なる施策が果断に行われなければならない。

この際すでに設置されている労働対策連絡協議会を強化し、総合的な失業対策の実施を一層強く推進できるよう措置する必要がある。

『週報』

昭和二十九年一月五日

〔二一六二〕 閣議決定

炭鉱失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について

政府は、炭鉱失業者が特に鉱害地帯において増加し、窮迫せる情勢にある事態にかんがみ、これが緊急対策としてこれら集团的失業者を極力鉱害復旧事業に吸収活用するため、次の措置を講ずるものとする。

1、失業者の吸収度および経済効果よりみて、鉱害農地の復旧を中心として、次年度以降の鉱害復旧工事から別表の事業量を本年度に繰り上げ追加施行すること。

2、本繰り上げ事業の実施に当っては、別表により炭鉱失業者の吸収度を特に高めるとともに、その吸収確保を期すため、工事施行機関および関係官公庁の緊密な協力を図ること。

なお、本年度既定事業についても本繰り上げ事業と同程度の吸収成果を挙げるよう極力努めること。

総計	一般 鉱 害			特 別 公 害			分 区
	小計	学校	農地・農業用施設 土木 水道	小計	家屋等	農地・農業用施設 土木 水道 鉄道・港湾	工場種別
七〇二、七六九	三二六、〇七〇	八、六〇〇	二〇二、〇六〇 五四、六一〇 六〇、八〇〇	三七六、六九九	三〇、〇〇〇	三三〇、七九三 四、三八〇 四、七三二 六、七九二	復旧費(千円)
七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	無技能者中に占める炭鉱失業者の割合

『行政三』

昭和二十九年一月二二日

〔二一六三〕 労働省決定

孤児母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱

一、方 針

雇用情勢の悪化は社会的に不利な条件にある者に対して強く反映する傾向があるが、孤児又は片親を欠く児童が職業に就こうとするに当って、単にその家族構成の欠陥を以って直ちに本人の性格又は身許保証等について欠けるところがあるものとして、差別的取扱を受けるおそれがあるので、これが就職援護について、万全を期するため、次の対策を講ずるものとする。

二、対 象

この要綱の対象となる者は、両親又はその一方がないために、職業に就こうとするに当って不利益な取扱をうけるおそれのある者で二十年に満たない者とする。

三、措置

職業安定機関は、関係諸機関と緊密な連繋の下に、関係諸団体特に使用者の協力を得て次の措置を講ずる。

(一) 障害の除去

(1) 職業安定機関は、孤児母子家庭児童等が身許保証人のないために職業に就こうとするに当って不利益な取扱を受けることを防止するため、児動委員、婦人少年室協助力等適当な身許保証人（以下委託保証人と云う。）を予め選定しておき、必要がある場合にこれに身許保証を依頼するものとする。

(2) 委託保証人を附して就職した孤児母子家庭児童等が就職後一年以内において事故を発生し、委託保証人がこの損失を償う必要がある場合は、共同募金その他の寄付金をもって補填する方途を講ずるよう関係機関に要請すること。

(二) 就職の促進

(1) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等に対する長期職業指導計画を樹立し、養護施設、母子福祉施設及び学校の長の協力を得て、孤児母子家庭児童等が職業に就くまでにおける長期に亘る職業指導を行うこと。

(2) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等の就職につき、求人者の指導啓発その他必要な措置を講じ、積極的な職業あつ旋を行うこと。

(3) 職業補導施設を整備拡充して、次の措置を講ずるものとする。

① 孤児母子家庭児童等を優先して入所せしめること。

② 寄宿舎等の収容施設に孤児母子家庭児童等を優先して収容すること。

③ 孤児母子家庭児童等のうち生活保護法の適用をうけつつある家庭の孤児母子家庭児童等に対しては、その補導期間中における作業衣、交通費等必要な経費を支給すること。

(4) 国、公共団体及びこれに準ずる機関は、孤児母子家庭児童等を優先して雇用するように努めるものとする。

(三) 就職後の補導

孤児母子家庭児童等の就職後の補導を行うに当っては、特に慎重を期するものとする。

(四) 啓蒙宣伝

労働省、厚生省及び文部省等関係機関は、国民一般特に事業主に対し孤児母子家庭児童等がその由来する所は、大多数が戦争犠牲者であることの認識と理解とを深め、事業主が労働者を雇用するに当って単に孤児母子家庭児童等であることを理由として

差別的取扱をしないよう、関係団体等の協力を得てその啓発、広報活動を積極的に行うものとする。

『行政三』

昭和二十九年二月八日

〔二一六四〕東京商工会議所

技能者共同養成機関の助成方に関する要望

政府は昭和二十八年年度予算において計上せられていた技能者共同養成機関に対する助成費（約八〇〇万円）を昭和二十九年年度予算において全く削除したが、現下の情勢に鑑み本会議所としては下記の如き流により昭和三十年年度予算においては是非これを復活するとともに相当程度増額せられるよう深く要望するものである。

(理 由)

一、現下のわが国にとって産業コストの合理的引き下げと製品の品質向上により国際競争力を増強することが、至上の要請となっているが、この目的達成の成否はわが国の産業技術水準の向上にかかるところが洵に大きい。

現在、各企業において行われつつある技能者養成制度は、この制度発足以来、全国に亘り養成実事業所数、ならびに技能習得者が逐年増加し、労働者の技能水準向上と作業能率の増進上、極めて顕著な効果を収めつつある。従ってかかる民間企業における技能者教育については国としても、今後一段とこれを指導、援助し、公的教育機関と両々相俟って、産業教育の振興を図らねばならない。

二、然るに政府は昭和二十八年年度予算中、技能者共同養成費補助金として計上せられていた右助成費（約八〇〇万円）を昭和二十九年年度予算においては全く削除しており、現下の産業技術教育振興会への民間の努力と背馳するが如き方策を採りつつあるやに思われることは頗る遺憾に堪えない。

かような企業内の技術教育は人的及び物的設備ならびにその管理費その他相当の経費を必要とし、企業経営にとつて、かなりの負担となっているが、現下の企業合理化の要請に伴い、今後と雖もかかる経費の節減は容易に望み難いのである。今日わが国経済の中枢を占める中小企業においては、輸出産業としても且つ又大企業の関連下請ないし外工場としても最も、その合理化が必要となっているに拘わらず、実際上はこれらの部分における合理化がかなり遅れているため、わが国産業組織全体としての能率向上を阻害しているのが実情である。

三、しかも、中小企業においてはその経営の特質として、一般に物的設備に対する労働

力の地位がかなり大きく、個々の労働者の知能及び技術熟練度作業能率等の如何が、所謂生産性の向上に重大な影響を持つものであって、一般に中小企業の生産性が低いということも、一つはこのような中小企業に内在する弱点に起因していると考えられるのである。

四、従つてかかる中小企業においては労働力の質的向上を図ることが緊急の要請となつてゐるのであるが、業界の現状は、遺憾ながら、個々の企業内において、自力のみを以て単独にいわゆる技能者養成制度を確立しこれを実行するだけの物的、人的或いは資金的な余裕に乏しいというのがわが中小企業の偽らぬ現実である。

五、このため中小企業者は当該事業における組織化、協同化の方向と相並んで技能教育の面においても、これを協同化し、個々の企業負担が出来ただけ軽減しつつ協同体の共同事業としてこれを実施することにより、共通の利益を増進することが必要である。従つてかかる方向に副つて技能者教育が行われる場合国としても積極的にこれを促進し、助長するための施策が講ぜられて然るべきである。

現に、中小企業協同組合の共同施設に対して国が補助していることも中小企業協同化の趣旨に基くものであつて、かような国の援助はただに組合の物的設備のみに止まらず労働力の技術向上を目的とする共同養成機関に対しても向けられるべきであると考えらる。

『東商』

昭和三〇年二月一八日

〔二一六五〕東京商工会議所意見

技能者養成教育の振興に関する意見

第一 産業教育の振興と技能者養成制度

(一) 現行の教育制度は占領政策の要請に基づく学制改革の結果として戦前の教育制度に比し産業教育の面において、かなりの後退が認められ、実業界の実際要求に副わない点が多いことは一般に認められてゐるところである。

このため政府は先に産業教育振興法を制定し、もつぱらこの学制の不備欠陥を是正しようと努めては来たが、予算上その他の理由によつて、その成果は未だ必ずしも充分とは称し難い現状である。

従つてわれわれは現行教育制度については、さらに産業教育振興の立場より根本的に検討する必要を痛感するものである。

(二) 一方かかる学校教育とは別に、現在、労働基準法のもとにおいて、各企業又は

企業共同体によつて行われつつある技能者養成制度についても単に企業内教育の地位に止まらず上述の如き産業教育振興の立場より国の教育体系の一環としてこれに包摂されることが必要であつて、学校教育と技能者教育とが両々相俟つて初めて総合的な教育完成への道が開かれると考へる。現在、技能者養成制度は施行以来逐次普及発達をみ、現に相当の実績を収めてゐることは充分認められるけれども、さらにこの技能者教育が一步前進するためには、現行制度を上述の如く学校教育と関連づけてこれを全教育体系の中に包摂するとともに、占領政策の要請に基く沿革的事情より労働基準法の監督、取締行政の下に置かれてゐる技能者養成制度を産業政策の立場より生産的向上のための技能教育の振興を志向する積極的指導行政の下に転換することが緊要である。

第二 技能者養成教育振興の方策

技能者養成教育振興のためには、国家及び地方公共団体が更に一層技能者養成実施事業場に対し指導援助を強化すべきであるが、この場合技能者養成教育を学校教育と関連せしめて当該養成を終へた者に対し公的社会的の適正な評価を与えること及び個別企業において技能者教育を実施することの困難な中小企業会において企業の共同体による共同養成機関の設置を援助指導することが必要である。特に従来閉却されてきた商業面においても商店従業員のためにする技能者教育施設の設置奨励及び助長が望ましい。

(一) 技能者養成教育と学校教育との関連

企業内の技能者教育において現在相当高度の水準に到達しているものがあるに拘らずかかる場合でも公的、社会的には当該教育を修了したものが何等の資格を認められないため養成工の内相当数のもの（本会議所の資料によれば調査対象十六社の平均の夜間通学者の養成工総数に対する割合は四八・五％となつてゐる）が更に夜間通学をせざるを得ない。

かかる二重修学により養成工の蒙る肉体的、経済的負担は重大なものがあつて、青少年問題として看過しえない。従つて下記の如き措置が必要であると思料する。

① 一定の基準に合致する技能者養成実施事業場において技能者養成の課程を終了してもあには大学入学に關し高等学校卒業者と同等の資格を認めることが適當である。（学校教育法第五十六条第一項及び同施行規則第六十九条）なおこれに關しては主務大臣の指定により戦前の専檢指定学校の如きものとすることも考慮されてしかるべきである。

② 一定の基準に合致しない技能者養成実施事業場においても技能者養成の課程

において取得した関連学科について一定の条件を満たしている場合には高等学校の教科課程の相当単位を履修したものととしてこれを認定することが必要である。

従つてその学科目については 大学入学資格検定規程第五条による資格検定の免除を認めるべきである。

(二) 共同養成体による技能者養成教育の助成

わが国産業構造上中小企業の占める地位は極めて重要で、その生産性の向上は国の経済力の発展のための緊要不可欠のものである。しかるに中小企業においては合理化途上特に多くの困難があることは周知のとおりである。しかも一般に中小企業においてはその経営の特質として物的設備に対する労働力の地位が重くいわゆる「組織よりも人」と称せられる如く、個々の労働者の智能、技術、熟練度、作業能率等の労働力の資質如何が生産性の向上に重大な影響をもっている。

従つて中小企業においては当該労働者の質的向上が何よりも必要とされながらも業界の実情としては遺憾ながら個々の企業において自力のみを以てしては、単独に組織的な技能者養成制度を確立してこれを実行するだけの余裕に乏しい。ここにおいて中小企業者は当該事業の面における組織化、協同化の方向と相並んで技能教育の面でもこれを協同化し個々の企業負担を軽減しつつ協同体の共同の事業として教育を行うことが望ましい。

この意味において二十八年年度の国家予算で若干の共同養成体に対する助成のための経費が支弁されたのであるが、その後二十九年年度においてこれが全額削減されたことは甚だ遺憾であつてこれを是非とも復活するとともに相当程度増額すべきである。なお以上の如き共同養成体において屢々その実施上の障害となつていゝる適当なる教室その他の設備の欠如、指導者の不足、教科書、器材の調達難等の諸問題においても国及び地方公共団体が学校その他の施設を貸与し、又は学校教師の派遣、資材の提供、教科課程の編成に関する便宜供与などあらゆる指導奨励を惜しむべきでないと考える。

『東商』

昭和三〇年三月一九日

〔二一六六〕 日本経営者団体連盟、労働大臣に提出

技能者養成機関の助成に関する要望

技能者養成機関助成金は昭和廿九年度予算において削除せられましたが、技能者養成

施設は生産性向上のため最も重要視せられる技能労働者を培養にすべき基本的施設であつて、これに要する物的設備と人件費その他の経費は各養成実施企業にとつて、かなりの負担となつております。就中小企業においては共同養成施設の維持運営にも困難を感ずる状況でありまして、これを現状のまゝ放任する時はいわゆる徒弟時代に逆転する恐れなしと致しません。現下技能者養成の緊要性に鑑み、昭和三十年年度予算においては是非この助成金を復活し、かつ昭和廿八年度の倍額程度を計上してこの機関の推進を図られますよう要望いたします。

『日経』

昭和三〇年四月五日

〔二一六七〕 失業対策審議会答申

答申第四号

わが国の失業は、従来から不完全な就業形態のもとに多くの潜在的失業者をようしていたのであるが、最近においては、完全な失業状態にあるといわれる失業者がよいよ増加し、その慢性化、大量化が一段とおしすすめられており、しかも今後新たに就業を必要とする人口の増加は、年々七五万人以上が見込まれる状況にある。

従つて、わが国の雇用・失業問題はその対策が、一時的、摩擦的な、あるいは景気の変動に伴う異常の現象としての失業に対する「失業対策」の範囲をこえて、生産の拡張、所得の増加を基調とする直接・間接の雇用増大をめざす「雇用政策」に発展しなければその解決をはかることは不可能である。

第一産業政策

産業における就業者数は、最近の各年においてかなり大きな増加をみた。

これを産業別にみるときは、商業、サービス業を中心とするいわゆる第三次産業部門の増大が甚しく、増加した就業者の形態別の構成では一般雇用の増加は小さく、家族従業者、日雇雇用者など不完全な就業の多いとみられる形態での就業者の増加が大きく、このことは、過剰人口の圧力のあらわれであり、農林業、水産業など第一次産業の発展がおくれ、鉱工業等の第二次産業部門の活動の相対的に低いところでのかかる傾向は、第三次産業部門における所得の低下と潜在的失業の増大を多分に意味するものであつて、就業者の堅実な増加とはいひ難い。また第一次産業部門の就業者数は停滞の状態にあるが、これは、現在においてすらすでに著しく人口が過剰であり、農業生産の拡張によつても容易にこの過剰人口を解消しえず、農村の人口包容力は主として所得増加政策に依存せざるを得ない状況にあると判断されることからみれば、第一次産業における

就業者数の限界をしめしているものといえる。

それ故、今後の雇用政策が雇用量の積極的な増加を目指してその基礎を産業活動の拡大に求める限り、その拡大の主軸をなすものは当然に第二次産業部門でなければならぬ。第二次産業部門における生産と所得の増大によって、第三次産業部門において、またたくば第一産業部門においても、就業機会が増大するということ。これが雇用政策の上からみた産業政策の基本的な方向であろう。以下第二次産業部門を中心とする産業活動拡大方策について摘要する。

一 輸出増進のための対策

産業活動の拡大は、わが国産業構造の性格上輸出の伸長に依存するところ極めて大である。従来輸出対策は、ともすれば輸出製品製造業しかもその大規模経営にかかると業に対する直接的施策に重きがおかれがちであったが、今後における輸出推進の基礎は、結局において生産性のいかんにかかっていることに留意し、次のごとき施策を進めることが必要である。

(一) 基礎産業部門の合理化を輸出対策の根幹としてこれを徹底するため、合理化（コストおよび価格の引下げ）の可能な目標を明らかにし、効果的資本の投下を行うこと。

(二) 輸出製品製造業については、その直接的助成あるいは金融優遇等の措置がすでに限界に達しつつある現況にかんがみ、基礎産業部門とならんでこの部門においてもまた合理化を中心とする政策を重視すること。

(三) 輸出製品の生産を中心とする中小工業については、資本の充実、技術の高度化、経営の協同化等につき特に考慮を払うこと。また輸出農林水産物の生産についてもその拡大のため同様の考慮を払うこと。

(四) 近い将来輸出産業として期待される産業については、優先的にその育成策を講ずること。

なお、輸出の増進については、交易関係の正常化、商社の強化、技術者の派遣などの施策により、海外市場の維持・拡大につとめることも並行して行われなければならない。

二 その他の産業対策

産業活動の拡大のためには、輸出の増大による効果にも自らその限界のあることを留意し、所得分配の適正化による国内市場の維持に努めるとともに、雇用吸収力の比較的大きい国内産業の発展についても、次のような諸点の検討、準備及びその実施をはかることが必要である。

(一) 既存する資源を活用する産業（合成繊維製造、低品位炭活用等の産業）の発展策

(二) 手工業的にして技術の熟練を要し、わが国の就業形態に応じた産業（漆器、陶器、織物、染色等の産業）の育成策

以上に摘記した産業対策の効果を、雇用対策からみて最も有効に發揮していくためには、常にその効果の把握が行われ、産業対策の検討がなされなければならない。なお、農業部門については、現に著しく人口が過剰であることにかんがみ、産業対策の効果を着実に波及せしめることを第一義としつつも、農業生産力の増強・開拓入植等のための諸政策の推進には、今後とも十分の考慮を払う必要がある。

第二 直接的雇用・失業対策

産業政策による第二次産業活動の拡大が、産業全体の雇用量を増大し、失業の規模を小さくするまでには相当の期間を要し、場合によってはその間一時的には失業の増加さえも見込まれるから、失業吸収、雇用拡大に対する直接的施策が、一方において大規模に進められなければならない。

一 就 労 対 策

現在は、公共事業、緊急就労対策事業、失業対策事業（特別、一般）等の名称のもとに直接的雇用・失業対策の事業が行われている。事業はそれぞれの目的をもっているが、その運営の実態は事業の目的を十分に達しているとは考えられず、雇用・失業対策の立場から事業運営の実績を勘案しつつ、すみやかにこれらの事業を、吸収すべき労働力の性格に応じて段階的に、次のように再編成することが必要である。

(一) 公 共 事 業

公共事業は、事業範囲が明確でなく、事業種目の変動も多く、失業者吸収という役割も負わされて、事業効率との調整に常に問題を包蔵してきた。

今後は、事業が凡ゆる産業をこえて雇用を支える力が大きいことにかんがみ、失業者の吸収というよりもむしろ直接的雇用維持増大のための事業とし、次の諸点に基いて拡充すべきである。

1 事業は、生産力の増強、国土開発・保全のための事業とし、事業効果を阻害しないかぎりにおいて、雇用者吸収の増大をはかること

2 事業は、事業効率をあげることを必要とするものであるから、労働条件もその目的に応じ得るよう措置すること

3 事業の雇用に及ぼす直接・間接効果が大きく、しかも事業量は財政資金によって左右されるものであるから、雇用対策の立場から、事業の施行量を検討し得るよう施行地域、事業種目別等の事業実施状況を常に統一的に把握しておくこと

(二) 失業対策事業

失業対策事業は、緊急失業対策法に規定せられ、事業自体が、短期にして、何時にても開廃止できるものに限定せられている。しかし今後においては現在公共事業として運営せられている緊急就労対策事業、鉱害復旧事業等の大部分をも含めて、失業者吸収を第一の目的とする次のような事業とすべきである。

1 失業者の吸収を行う事業とし、あわせて経済的効果も期待される事業とするこ
と

2 吸収する失業者の一般労働市場への復帰を可能ならしめるため、事業種目、作業内容等が労働力の保全、培養に役立つよう選定すること

(三) 簡易就労対策

失業対策事業に定着する就労者、内職従事者及び生活保護制度に基く授産施設の就業者のうちには、労働力の適応性向上のための対策を行っても、なお労働能力が相対的に低く、一般労働市場での就業が困難な者が多い。これらの者に対しては、社会保障制度の確立により労働市場への進出を必要ならしめることを本旨とすべきであるが、現状にかんがみて今後当分の間は、次のような事業を実施する必要がある。

1 実施事業は、国又は地方公共団体が行う公共福祉に役立つものとするこ
と

2 就労者が完全就労したときには、その所得で一定の生活保障が可能となるものであること

なお、現在の授産施設は、事業の採算を考慮せざるを得ない状況にあつて、その大半が経営難に陥り、かつそれを利用する者にとつては、たんに収入を得るための施設となつている場合が多い。前記事業の実施に呼応して、この際根本的再検討を加え、生活困難者の自立の助長・援助という施設本来の目的に沿うよう改善する必要があると考えられる。

二 失業保険制度

失業が、経営規模の如何を問わず、あらゆる産業の就業者に生じつつある現状においては、雇用、失業吸収対策の運営と関連して、失業保険制度の次の諸点を主とする改善を検討し、その実施をはかるべきである。

(一) 一般失業保険

1 適用範囲の拡大を行うこと

2 給付内容の改善をはかるため、受給資格としての被保険者期間を延長すること

(二) 日雇失業保険

失業者でありながら、日雇労働者として取扱われている被保険者（失業対策事業就労適格者）は、就労対策の拡充によって、失業保険の被保険者である必要のないように措置すること。

第三 労働市場対策

労働力の需給結合の際に常に存する摩擦的失業の問題は、従来から比較的大きな問題であったが、労働市場対策の有効な実施により、産業構造の変化や労働力の新陳代謝の際における失業を出来るだけ防止することは、今日のような失業情勢下においては特にこれを重視しなければならない。

職業安定所の求職者、新規学卒者の就業化に際しての実態からするならば、次のような諸対策を講ずる必要がある。

一 労働力の適応性の向上

職業選択範囲を広くし、適職就業を促進するため、(1)職業安定所の機構を、労働市場の動向を全面的に把握し得るように強化すること (2)学校における職業の指導、紹介活動の整備をはかること (3)学校における職業教育機会の増加、労働力の需要変化及び労働力の性質に應ずる職業補導を充実すること。

二 労働力の可動性の増進

労働力の移動性を喚起するため、労働市場情報の提供を広範にするとともに、移動に際しての支障（住宅・移転料等）の軽減をはかること。

三 労働市場の近代化の促進

労働市場対策を効果あらしめ、潜在的失業の増大を防ぎ労働市場を近代化するため、最低賃金制、家内労働法等のすみやかな確立を期すべきである。

第四 関連諸政策

以上の諸政策のほか、労働力人口の割合が著しく高いわが国にあつては、労働力人口の増減に強い影響をもつ次の如き諸施策を並行して行う必要がある。

一 社会保障対策

1 統一的な年金制度を確立し、老齢労働力人口の引退を容易にすること

2 生活保護制度の拡充強化により、母子の無理な労働力化を防止すること

3 傷病者のやむをえざる就業化を防ぐため、傷病手当制度を拡充し現就業者の労働負担を軽減すること

二 人口対策

家族計画の普及により、就業人口の扶養負担の軽減をはかること

三 移民対策

国際的協調の上にたち、移民を大量に送出し得るようにすること。この場合移民の養成、送出、受入機関の設置、資金の貸付等に特に注意を払う必要がある。

結 び

以上本答申で述べた諸政策の実施に際しては、相当の資金・資本の支出を必要とし、それがインフレ要因を強く含むことを常に念頭におかねばならない。貨幣価値を堅持し、資本の蓄積をはかるため、不生産的需要の拡大防止策として奢侈的消費財の生産並に輸入の抑制、税制の改正等の施策を執行することが極めて重要である。

また、雇用・失業の問題は、労使関係の如何に、深い関係をもつものであることを認識し、同問題解決の方策について広く国民の納得を求め、その協力を得なければならぬ。

『年鑑』

昭和三〇年五月二四日

〔二一六八〕閣議決定

石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に伴い、五年間に多数の離職者の発生が予想されるので、その実情に応じこれに対処するため、政府において次の措置を講ずるものとする。

(一)、炭鉱地帯において各種の建設的事業（河川改修事業、道路事業、水道事業、鉄道建設、改良事業）等を実施し、これに離職者の積極的な配置転換を図ること。

(二)、住宅建設、電源開発等の事業に計画的に配置転換を行なうこととし、必要な職業指導事業を実施すること。

(三)、製塩事業その他炭鉱離職者の吸収に適切な事業を育成助長すること。

二、右の施策を実施するため、所要の資金的措置を講ずるものとする。

三、右の措置の外、炭鉱地帯における失業の現状にかんがみ、従来の鉱害復旧事業、失業対策事業等を炭鉱地帯において重点的かつ計画的に実施し、失業者の吸収に万全を期するものとする。

『行政三』

昭和三〇年八月五日

〔二一六九〕閣議了解

特需等対策連絡会議の設置について

一、特需等の問題について、関係各行政機関がその対策を連絡協議するため、臨時に内閣に特需等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

二、連絡会議は法令に基く機関でなく、閣議了解に基く事実上の機関とする。

三、連絡会議は次に掲げる事項について連絡協議する。

1 特需の調達方式に関する事項

2 特需の減少に伴う問題に関する事項

3 駐留軍及び国連軍の引揚に伴う問題に関する事項

4 その他前各号に類する問題で必要と認められる事項

四、連絡会議の議長は、内閣官房副長官のうちから内閣総理大臣が指名する。

五、連絡会議の構成員は、関係各行政機関（調達庁、防衛庁、経済企画庁、外務省、大蔵省、通商産業省、労働省等）の職員のうちから議長が委嘱する。

六、連絡会議の庶務は、内閣総理大臣官房審議室において処理する。

七、前各項に定めるものの外、連絡会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

八、連絡会議の存続期間は差当り六カ月とする。

『行政三』

昭和三〇年一月二三日

〔二一七〇〕閣議決定

経済自立五ヶ年計画（抄）

まえがき

経済の自立を達成し、且つ増大する労働力人口に充分な雇用の機会を与えるということは、今日わが国経済に課せられている大きな課題である。経済の安定を維持しつつこの問題を解決するためには、総合的、且つ、長期にわたる計画を樹立し、個人及び企業の創意を基調とした経済体側のもとで、必要な限度において規制を行うこととし、国民全般の協力を得て計画の目標に対し一歩一歩着実に前進してゆかねばならない。

このため、昭和三五年度を目標年次として、昭和三一年度以降五ヶ年間にわたる経済自立五ヶ年計画を策定した。

しかしながら日本経済における諸問題のうちこの計画期間中には完全な解決を期待できない問題もあるので、これらについてはより長期的な観点に立つて方策を講ずるものとする。また、計画の目標数字は必ずしも固定的なものとは考えず、その時時における経済情勢に即応しつつ弾力的な運用に努めるものとする。

目 標

安定経済を基調として自立と完全雇用の達成を図る。

計画期間

この計画の期間は、昭和三二年度を初年度とし昭和三五年度に至る五カ年間とする。

前提

この計画策定の前提として、次の諸条件を想定する。

- 1 国際政局には基本的な変化はない。
- 2 世界の生産および貿易は漸次上昇をみるものとする。
- 3 貿易制限は次第に緩和するが、通貨の自由交換性の回復は完全な形では期待されない。また、世界の輸出競争は激化するものとする。
- 4 ガット加入の影響でわが国に対する関税の引下げも相当進捗するものとするが、各国の自国産業保護の政策は依然として相当強いものとする。
- 5 賠償交渉は計画期間の前期において向れも解決し、且つ、東南アジアに対する先進諸国の援助をも想定し同地域との貿易は活発化するものとする。
- 6 中共及びソ連との貿易に関しては漸次政治的制限は緩和され、経済面におけるわが国との関係も改善されるものとする。
- 7 特需収入は計画の最終年次において期待しないものとする。
- 8 現行の為替レートの変更はないものとする。
- 9 物価については極力引下げの方針がとられるものとする。

第一部 計画の内容(略)

第二部 計画達成のために必要な施策

この計画は、経済の自立と完全雇用の達成を目標として策定されたものであるが、この計画の遂行にあたっては、各部門において必要とされる諸施策を単に個別的に実施してゆくのではなく、相互に有機的な関連をもたせ、総合的に実施してゆくことが肝要である。また、そのための施策は、わが国の経済力なり、財政力なりに応ずるとともに、内外経済情勢の推移に適応するよう弾力的に実施してゆくよう努めなければならない。

この計画を達成するための施策を実施してゆくにあたっては、考え方としては、おおむね計画の前期においては、わが国経済の基盤の強化を図るため、経済の正常化の促進と産業基盤の育成に施策の重点を置き、計画の後期においては、その上に立った経済規模の拡大とそれによる雇用機会の増大を図るための施策に重点を置いてゆくこととする。

すなわち、財政金融の面においては、計画期間中を通じ、財政の均衡を堅持し、通貨価値の安定を維持することを絶対の要件とするが、特に前期においては、財政の運用にあたって国、地方を通じ、その効率的使用と特に消費的支出の抑制に努めるとともに、

財政投融资の重点化を図るものとし、現在の金融の正常化傾向を一層促進するとともに、企業の資本構成の是正の促進を図り、経済規模の拡大のための素地を完成し、その上に立って主として計画の後期において経済規模の拡大を図ることが必要である。また、経済規模の拡大は、輸出の増大を軸として行わなければならない。

さらにこの計画は、計画規模の拡大によって雇用の増大を期待しているが、増加する労働力人口に充分な就業の機会を与えることは困難であり、特に計画の前期において著しい。従って上述の諸政策と併行して、計画期間中を通じて、増勢に応じ雇用の吸収を考慮した公共事業の実施、社会保障の強化等の施策を講じ、この面より雇用の改善を図る必要があるが、特に雇用の吸収度の高い中小企業については、強力な施策を講じてその助長と育成を図ることによって一面産業基盤の確立に資するとともに、他面雇用問題の改善を図ってゆくものとする。

- (1) 産業基盤の強化

貿易の振興によって経済自立を達成するためには、わが国の産業基盤の強化を図り、産業の国際競争力を高める必要がある。これがためには設備の合理化、技術の向上を図ってコストの低下に努めるとともに、経営の健全化、労働能率の向上および経営の科学的管理方式の普及によって生産性を高めることが肝要であるが、それと同時に個々の企業の合理化に止まらず、産業の合理的な再編成の推進を図るとともに、産業立地条件の整備を行う必要がある。

このような産業基盤の強化のためには、所要の資金が適時、適切に投入されることが肝要であるので、設備資金を確保するための、投資を合理的に調整するための態勢を考慮する必要がある。

また、資金の調達にあたっては、まず民間資金の動員に期待することとし、金融の正常化の促進と併行して企業の資本構成の是正と内部留保の促進のための諸方策を強力に推進することに努めるべきであるが、他面資金の運用が長期にわたり、且つ、国民経済的に重要であるが当面市中金融ベースに乗らない産業および金利負担を軽減することが特に必要な産業については、財政投融资によってその資金を確保する必要がある。

- (2) 貿易の振興(編注…中略)
- (3) 国内自給度の向上と外貨負担の軽減(編注…中略)
- (4) 国土の保全と開発の促進(編注…中略)
- (5) 科学技術の振興(編注…中略)

(6) 中小企業の育成

中小企業がわが国経済なканずく輸出および雇用に占める重要な地位に鑑み、新しい認識に立って、中小企業等協同組合法、中小企業安定法の有効、適切な運用によりその組織化、安定化を強力に推進するとともに、税負担の調整、財政投融資を含む金融の改善、円滑化に努め、中小企業の育成強化を図るとともに、不当なしわよせが生じないよう考慮する必要がある。大企業と中小企業との関係については、その総合的調和の維持と生産品種の専門化を顧慮しつつ、業種別中小企業対策の確立に努めるものとする。なお、独占禁止法の取扱運用については、中小企業に対し悪影響を生じないよう充分配慮することが肝要である。

以上の対策を総合的に推進するため、国、地方の中小企業指導機関の拡充強化に努め、且つ、中小企業の実態を適確に把握するための措置を講ずる必要がある。

(7) 雇用の増大及び社会保障の充実

この計画は、増加する労働力人口にできる限り多くの就業の機会を与えることを目標としているが、これのためには、経済規模特に鉱工業部門の生産規模を極力拡大してゆかなければならない。新産業、新技術についても、この見地からの重要性を認識する必要がある。

経済規模の拡大によってなお吸収できない労働力人口については、公共事業の計画的施行と失業対策事業の強化によって雇用の吸収を図るほか社会保障政策もあわせて講ずる必要がある。

- (8) 健全財政の堅持と金融の正常化(編注…中略)
- (9) 物価の安定(編注…中略)
- (10) 国民生活の安定と消費の節(編注…中略)

以上この計画を達成するための基本的施策を述べたが、以下部門別の施策を述べれば、次の通りである。

- 1 鉱工業(編注…中略)
- 2 農林水産業(編注…中略)
- 3 貿易(編注…中略)
- 4 交通通信(編注…中略)
- 5 公共事業

(1) 公共事業の実施にあたっては、総合的な計画を樹立し、経済効果、雇用効果を充分考慮して、各事業間の調整を図る必要がある。特に重要な鉱工業地帯総合開発地域等については、充分総合調整を行う必要がある。

(2) 事業の合理的な経済効果測定方式を確立してこれが実施を図り、また、あらかじめ完全な実地調査を行い事業実施の適正を図るものとする。

(3) 事業を計画的、且つ効率的に実施するため、継続費制度を活用するとともに、前期においては努めて新規着工を避け、継続事業の早期完成を図るものとする。

(4) 各事業毎に合理的な標準事業規模を定め、国費による補助事業の効率化を図るものとする。

(5) 建設工事の能率を向上するため、建設工事の機械化並びに入札制度の改善等、建設の合理化を積極的に推進するものとする。

6 住宅建設

住宅建設にあたっては、住宅投資の拡大を促進するため有効な措置を講ずる必用がある。また、住宅建設に伴う用地問題は年々深刻となる傾向にあるが、これが対策として都市計画的観点のもとに新しい住宅団地の開発を行うとともに、市街地の住宅の高度利用を推進するための適切な措置を講ずる必要がある。さらに低廉な耐火住宅を大量に供給するため、建築技術の向上、低廉な建築資材の確保等についての対策が必要である。

7 民生雇用

(1) 雇用対策の強化

この計画は、経済基盤を拡大して雇用の改善に資することを目的としているが、経済規模の拡大によっても吸収し得ない労働力人口に対しては、計画期間中過渡的に公共事業、失業対策事業を強化して雇用の吸収を図ることが肝要である。なお、これらの事業の実施にあたっては、機動的、組織的にこれを行うとともに、失業対策事業については、極力経済効果の向上を図るものとする。

(2) 中小企業の強化による雇用の吸収

中小企業の雇用に占める地位の重要性に鑑み、中小企業の強化、育成に努め、この部門における健全な雇用の増大を可能ならしめる必要がある。また、中小企業労働者に対する労働および福祉対策についても積極的な措置を講ずるものとする。

(3) 労働市場の合理化と雇用の質的向上

労働力の需要と供給の合理的結合の促進には不断に充分の努力を払い、求人充足率の向上による就業機会の増大に資するため、職業紹介、職業補導、職業教育の整備拡充等を行い、もって労働市場の合理化と求職者の職業適性の向上、技能化の促進を図るべきである。特に新規学校卒業者の就業対策については万全を期するとともに、根本的には現行教育制度に再検討を加える必要がある。なお、停年制の合理化、特別

の低賃金産業における最低賃金制並びに家内労働者の保護措置を検討するものとする。

(4) 社会保障の強化

今後なお相当数の低所得ないし要生活保護階層の残存が予想される点に鑑み、適用範囲の拡大等社会保険の充実強化、生活保護、児童福祉等公的扶助の強化、住宅政策の強力な展開、国民医療の充実その他保険衛生対策の強化等社会保障政策の一層の進展を図る必要がある。

(5) 家族計画の普及徹底

家族計画の普及徹底を図り、長期的には将来において増大する人口の圧迫を緩和するとともに、短期的には増加すべき家計負担の軽減による非労働力人口の労働力化を阻止する効果に期待するものとする。

(6) 移民

移民については、従来からの農業移民のみならずわが国の技術、資本等の海外移出に併行するいわゆる企業移民をも推進することにより輸出の振興および国内の雇用問題の解決にも積極的に貢献することを期待すべきである。

8 財政金融融(編注 以下略)

『年鑑』

昭和三十一年一月二日

(二一七二) 中央青少年問題協議会要望

定時制高等学校に学ぶ働く青少年の教育保護福祉対策要綱(抄)

年々中学校を卒業して何らかの職業に従事する青少年の数は、百数十万人の卒業者の半数に近い。これら多くの青少年の中には、働きながら学びたい意欲を強くもっている者が少なくない。これらに応えるための教育の機会は、現在、高等学校の定時制の課程、高等学校の通信教育、社会教育の一環としての青年学級、技能者養成施設、事業場附属の教育施設等において与えられている。しかし実質的には、なお幾多の問題がある。

これらの問題の解決のためには、抜本的恒久的な施策が必要と考えられるが、比較的多数を収容している定時制高等学校に学ぶ働く青少年の教育、保護福祉対策として当面左記事項についての早期実現が要望される。

記

一、運営について(略)

二、施設設備について(略)

三、保護福祉について(略)
四、広報活動について(略)
五、その他

1 財政措置(略)

2 総合計画の樹立(略)

3 運営についての改善(略)

4 他の教育施設、機関との連携

他の教育施設、機関にある者(高等学校通信教育に在籍している者、大学入学資格検定の受験者、青年学級の学級生、自衛隊員、技能者養成施設の養成工、看護婦養成所の生徒、職業安定所の入所者等)で、定時制高等学校に在籍する者の数が増加する傾向にかんがみ、機関との協力を緊密にすること。(文部省、防衛庁、労働省、厚生省)

(注)

(1) 中学校卒業者の進学等

昭和三十年三月の中学校卒業生総数は、約一、六九六、〇〇〇人(一〇〇%)であり、このうち、全日制高等学校への入学者は約七二五、〇〇〇人(四二・七%)、定時制高等学校への入学は一六五、〇〇〇人(九・八%)である。高等学校の通信教育への入学者は、約二〇、〇〇〇人(一・二%)と見込まれる。

中学校卒業者のうち約七八六、〇〇〇人(四六・三%)は青年学級、技能者養成施設、各種学校等に進む者を除くほか多数の者が教育を受けられない現状である。

(2) 高等学校及び他の教育施設の学校数、学校施設数、生徒数等

昭和三十年度の学校基本調査によれば、高等学校については、次の通りである。

(学校数)

(生徒数)

(備考)

全日制高等学校 三、九六校 二、〇五〇、二六八人 修業年限三年
定時制高等学校 三八校 五二、五九八人 修業年限四年以上

夜間 三七、七〇人

昼間 一五、八六八人

昼夜間 一、〇三五八人

高等学校通信教育 七校 五、一〇三人 修業年限四年以上

なお、他の施設等については、

青年学級 一六、三五学級 一、〇六〇、〇〇〇人

(成人を含む。二〇歳以下は約七〇%)
技能者養成施設 約六、〇〇〇所 約三三、〇〇〇人

事業所附属の各種学校 (成人を含む。修業年限三―四年)
二〇〇校 約三三、〇〇〇人

事業所附属の私立定時制高等学校 一八校 約三、〇〇〇人
(定時制高等学校の内数)

(3) 労働基準法の適用事業場における年少労働者の数は、昭和二十九年十二月末現在で約七四六、〇〇〇人にのぼり、このうち、従業員一〇〇人未満の事業所で働く青少年は約四九〇、〇〇〇人で総数の六六%に当る。
『連繫』

昭和三十一年二月三日

〔二―七二〕 閣議了解

特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について

駐留班及び国連軍に使用されている労務者は、昭和三〇年一二月末現在一五万六千人であり、軍関係の直備労務者及び特需関係産業の労務者を加えると約二二万人に上ると推計される。

しかるに駐留軍の引揚げ並びに特需の漸減に伴って、毎年大量の人員整理が、地域的、時期的に集中して行われることを余儀なくされ、この傾向は、今後も益々強くなるものと予測せられる。

政府は、かかる事情を特に考慮し、一般失業対策にあわせて、左記の諸対策を講ずるものとする。

記

第一事 前 措 置

一、人員整理又は発注量の削減に当っては、その量及び期間を按配して、計画的且つ漸減的となるよう要望するとともに、整理又は削減予定の事前通報が相当期間前に受けられるよう更に強力に要望すること。

二、駐留軍及び国連軍の使用する施設、機器等のうち、軍の引揚又は発注減に伴い遊休化するもの又は使用度が著しく低くなるものに関しては、次のような対策を行うこと。

(1) 提供施設で日本側需要についても利用し得るものについては、共同使用も認めるよう要望すると共に、軍隊の引揚又は特需の発注減に伴い遊休化する提供施設及び区域の返還の促進をはかること。

(2) 提供施設及び区域に所在する駐留軍所有の設備、機械器具等の中、日本側にとつて必要なものは譲渡するよう要望すること。

(3) 駐留軍によって占有されている民有の旧賠償指定機器の早期返還につき要請するとともに、これが使用料の支払につき解決の促進に努めること。

三、特需関係産業にあつては、企業の責任性を一層明確にし、特需の減少に備え予め自主的に経理の万全を期するよう努めさせるとともに、離職予定者に対しては、極力同一企業内又は系列企業への配置転換を行うよう指導し、失業者をなるべく少くするよう努めること。

また特需関係産業における補充増員にあつては、特需関係産業離職者の優先的採用及び配置転換による充足をはかるよう指導すること。

四、駐留軍労務者の補充増員にあつては、既に整理されたものの優先的採用及び配置転換による充足を要請すること。

五、自衛隊要員の補充にさいしては、駐留軍特需関係等労務者を採用するよう努めることとし、その計画については、事前に関係庁に連絡すること。

六、駐留軍特需関係労務者の転職を可能ならしめるため、職業指導、職業補導等の実施に努めること。

七、特需の減少、駐留軍、国連軍の引揚等のための大量の離職者を生ずる府県及び地元市町村は、これら労務者の就職斡旋、配置転換、自営援助その他総合的離職者対策の推進をはかるため特別の措置を講ずること。

第二、事 後 措 置

一、第一の二より譲渡をうけた設備、機械器具及び返還を受けた国有財産については、特に離職者の吸収措置を考慮し、最も効果的な活用をはかり得るよう措置すること。

二、防衛庁の車輛等の修理発注にあつては、特需の調達のために使用されている機械、器具等(米国所有のものを含む)を有効に活用するように配慮すること。

三、特需の減少等に対処して、企業が自主的発意と計画とによって行う事業のうち、適当なものに対しては、融資斡旋等の方法により援助すること。

四、離職者の自立更生を促進するため離職者による企業組合の育成について援助指導を行うとともに、事業資金及び生業資金の融資については、これを潤弁ならしめるよう配慮すること。

五、特需の減少、駐留軍、国連軍の引揚等のため著しく失業者の増加した地方に対しては、地方公共団体の財政状況に応じ、昭和三十一年度においては、失業対策事業の補助率を引上げる等所要の措置を講ずること。

六、失業者の就労対策としての各種事業を、失業状況に応じて適切に実施し、再就業までの間の労働力保全に努めること。

七、特に重要と認める具体的案件については、特需等対策連絡会議において協議し、これが解決の促進をはかるものとする。 『行政三』

昭和三十一年四月二四日

〔二一七三〕 閣議了解

呉地区国連軍引揚に伴う対策について

特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策については、昭和三十一年二月三日閣議了解をもつて、その一般方針を決定したところであるが、呉地区国連軍の全面的引揚の事態は、本年中に集中的な大量の離職者の発生とともに膨大な接収国有財産の返還をもたらすものである。これらの事態に対処するため、左記により早急にその対策を具体化し、且つ、その実施に際し必要なる財政上その他の措置については、特段の考慮を払い、もつて呉地区国連軍の引揚によつて生ずる諸問題の解決を図るものとする。

なお呉地区以外の地域において生ずる事態に対しても、その実情に応じ本大綱に準じて措置するものとする。

記

一、方針

呉地区に生ずる大量の失業者に対しては、国、関係地方公共団体等の協力のもとに、応急の救済措置に万全を期するとともに、同地区の産業の発展等によるその再就業の促進をはかり得るように努めるものとする。

二、措置

(一) 同地区に存在する国有財産は、呉地区の産業の育成に資するため、努めて有効に活用することとし、その際防衛庁、その他関係諸機関が計画上必要とする範囲を考慮しつつ所要の調整を行うものとする。

(二) 一般企業への転用が適当と認められる国有財産の処分については、呉地区の産業の育成に資するよう処分の方法及び条件について、必要な措置を講ずるものとする。

(三) 呉地区国有財産の産業への活用については、関係各方面の参加を得て、適切な計画のもとに進めるとともに、その活用上当面必要とする立地条件整備のための道路、港湾施設等の各種建設事業は、離職者の吸収見込、事業費の調達方法等を考慮して計画し、企業の進出計画等を勘案しつつ施行するものとする。

(四) 国連軍の引揚に伴って生ずる離職者に対しては、職業補導、職業紹介の措置強化によつて一般産業への就業、他地域への移動をはかるとともに、失業対策事業、その他各種建設事業の施行によつてその就労をはかるほか、離職者が組織する企業組合の育成策を講ずる等当面必要とする措置を講ずるものとする。 『行政三』

昭和三十一年一〇月一九日

〔二一七四〕 閣議了解

石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三〇年八月一〇日法律第一五六号）の実施に伴う失業対策については、昭和三〇年五月二四日の閣議においてその要綱が決定されたのであるが、昭和三十一年度石炭鉱業合理化実施計画の実行に伴い当該地域において発生する失業者の就職を促進するため、政府においてさしあたり次の措置を講ずるものとする。

一、関係機関および雇用主の積極的な協力により、炭鉱間、特に同系炭鉱間の配置転換を極力推進するに努める。

二、(一)、前項の配置転換が困難であった離職者に対しては、既存の職業安定機関を充実にして職業相談を積極的に行い、当該道県のみならず広域の労働市場にわたつて就職の促進をはかる。併せて他産業への就労転換を容易ならしめるため、職業補導の強化について特別な考慮をする。

(二)、離職金または賃金の未払いが離職者の再就職に障害となつているので、石炭鉱業整備事業団による離職金の早期支払または未払賃金の代位弁済を促進するよう特に考慮する。

(三)、自営業への転換を希望する者に対して必要がある場合には、国民金融公庫の資金の融通を円滑ならしめるものとする。

三、前三項の措置によるも就業することができない離職者に対しては、当該地域において公共事業および鉱害復旧事業をできる限り集中して実施し、その雇用吸収に努める。その際、近年における関係地方公共団体の財政の実情にかんがみ、当該団体の財政の具体的な検討に基づき特別な考慮を払うとともに関係地方公共団体の積極的な協力を求める。

四、当該地域における地方経済を振興するために、鉄道建設その他産業立地条件の整備に努め、これによつて雇用吸収を図るものとする。その一環として北九州におけ

る油須原線建設事業については、その早期着工を図り、失業者の吸収に努めるものとする。

五、以上の措置によるものなお就業できない離職者に対しては、一般失業対策事業の施行に万全を期し、またその経費補助については財政状況に応じた高率補助の適用を図る。

これら諸施策によってもなお完全に吸収し得ない離職者で、もし生活に困窮する者があれば、生活保護法その他の公的扶助制度の時宜に即した運用により、とくにその最低生活保障に考慮を払うものとする。

六、炭鉱離職者の就職促進のため関係道県において関係各省の地方支分部局、当該道県の関係部局、石炭鉱業整備事業団、使用者団体および労働組合等を構成員とする炭鉱離職者対策協議会を設置する。炭鉱離職者対策協議会においては、本措置の趣旨に従い当該地域の実情に即した離職者対策を強力に推進する。

備考 (一) 当該地域における離職者の発生状況によっては、将来さらに協議のうえに必要な措置を講ずるものとする。

(二) 三、四および五については、おおむね別表のとおり実施するものとする。

(別表)、北九州における事業および失業者吸収計画(昭和三二年度)

一 石炭鉱業合理化に伴う離職者中の要対策者見込数

八月以降一〇月迄 一、四八〇人(一日当たり平均人員、人数について以下同じ。)

十一月以降三月迄 三、三四八人

二 対策事業および吸収人員

(一)、一般失業対策事業

(八月一六日以降一〇月迄)

事業追加額 二七、〇〇〇千円

うち国費 二〇、〇〇〇千円

吸収人員 一、四八〇人

(十一月以降三月迄)

事業追加額 三三、〇〇〇千円

うち国費 二五、〇〇〇千円

吸収人員 七七四人

(二)、鉱害復旧事業

(十一月以降三月迄)

実行見込総事業費 七二二、〇〇〇千円

うち国費 三六四、〇〇〇千円

吸収実績の向上による吸収増加人員 七〇〇人

(三)、特別失業対策事業

(十一月以降三月迄)

事業追加額 五五、〇〇〇千円

うち国費 三〇、〇〇〇千円

吸収人員 二七三人

(四)、油須原線建設事業

(十一月以降三月迄)

実行見込総事業費 二〇八、〇〇〇千円

吸収人員 五〇人

(注、実際の吸収人員は二月および三月においてそれぞれ一二五人とする。)

(五) 公共事業

(十一月以降三月迄)

事業追加額 約三〇〇、〇〇〇千円

吸収人員 一、五一〇人

(注、事業追加額の内訳については一、五一〇人を吸収するに足るよう決定するものとする。)

(六)、北九州有料道路建設事業

(十一月以降三月迄)

実行見込総事業費 二八四、〇〇〇千円

吸収人員 四〇人

(注、実際の吸収人員は二月および三月においてそれぞれ一〇〇人とする。)

(七)、以上の十一月以降三月迄における増加吸収人員 計 三、三四七人

『行政三』

昭和三二年一〇月二七日

〔二一七五〕 身体障害者雇用促進中央協議会意見

身体障害者の職業更生に関する意見

身体障害者の更生援護は現下の重要な社会的課題の一つであり、特に職業による更生を図ることは極めて肝要なことである。政府においては、昭和二十七年以降諸般の措置を講じて、身体障害者の雇用促進を図り、困難な雇用情勢下において相当の成果を収められてきたところであるが、なお、未だ充分とは言いがたい状況にある。

本協議会は斯かる事態に鑑み、小委員会を設けて、今後執るべき方策について検討を重ねてきた結果、従来の雇用奨励の措置を更に強力に推進するとともに、新たに左の措置を講ずることが必要であるとの結論に達したので、政府はこれらの措置を早急に実施し、身体障害者の職業更生施策の推進に万全を期せられるよう要請する。

なお、右の施策のほか身体障害者の割当雇用を中心とする身体障害者雇用法制定の可否についての問題があるが、本問題については、雇用及び産業情勢、社会保障及び教育制度等の観点により慎重に考究しなければならない点が多いので、今後なお引続き検討を加えられたい。

昭和三十一年一月二七日

身体障害者雇用促進中央協議会

会長 赤木朝治

労働大臣

倉石忠雄殿

記

一 職種の留保について

身体障害者の職業として適当と思われる職種についても、必ずしも身体障害者が特別に雇用されてはいない現状に鑑み、一定の職種を選定し、身体障害者の就業機会の拡大を図るようこれらの職種の職場確保運動を国民運動として展開することが必要である。

二 官公庁に対する雇用の促進について

官庁、公共企業体、地方公共団体等は膨大な、雇用量を有するとともに、そのうちに身体障害者の雇用は民間にまして推進せられるべきに拘らず、その実績は未だ充分とは言いがたい状況にあるので、この際更に率先して身体障害者の積極的雇用に努めるよう一段の努力を払う必要がある。

又財政投融资事業等においても、その性格に鑑み、同様身体障害者をでき得る限り雇用するよう積極的に指導勧奨を行う必要がある。

三 身体障害者公共職業補導所の充実強化について

現在の身体障害者公共職業補導所は、これを利用する上においてなお改善を要する点があるので、差し当り同施設における補導手当の増額及び宿泊設備の充実をはかり、補導定員の増加を行うことが必要である。

四 作業訓練委託制度の実施について

身体障害者のうちには経済的、地理的、時間的理由、障害の程度、態様等の関係から技能習得を希望しながら身体障害者公共職業補導所を利用しない者が多いので、これらについては本人の職業的能力を最も効果的に活用し得る職業につき適当な民間事業所を選定し、国庫補助を行ってこれに作業訓練を委託し、もって就職及び自営に必要な技能を習得せしめることが必要である。

五 作業設備の改善及び作業補助具の支給に対する国庫補助の実施について

中小企業等においては企業自体の負担において作業設備、作業補助具の改善を行うことは困難であり、このため身体障害者の雇用が阻まれる場合も少くないので、かかる場合には作業設備の改善及び作業補助具の支給に要する経費をもって補助し、身体障害者の雇用機会の拡大を図ることが必要である。

六 モデル事業所の設置について

身体障害者の雇用について理解がある適当な事業所を選定して身体障害者雇用のモデル事業所とし、ここにおいて作業能率の向上、適職の発見、職業訓練の方法、人間関係、作業設備、作業補助具等につき改善研究を行い、身体障害者の職場適応性の発見と作業能率の向上を図るとともに、当該事業所及び当該地域における身体障害者雇用の誘引増大を図る必要がある。

七 身体障害者の離職防止について

業務上の災害により身体に障害を受けた者等については、企業内の適正な配置換え等適当な措置を講じて離職の防止につとめるとともに、企業整備等に当たっては、いやくも身体に障害を有するの故をもって整理対象とするが如きのないよう、労使双方を指導することが必要である。

『行政三』

昭和三十一年一月九日

〔二一七六〕 日本経営者団体連盟意見

新時代の要請に対応する技術教育に関する意見

最近先進国における科学技術の進歩はまことに目覚ましいものがあり、各国ともに第二

次産業革命ともいべき原子力産業・電子工業の勃興およびオートメーションの普及等産業技術の躍進的な向上発展に備え、技術者・技能者の計画的な養成教育に懸命の努力を傾けつつある。例えば、ソ連においては年々六万の専門技術者、七万の中級技術者を養成しているが、第六次五カ年計画でこれを五割方引上げ五年間に新たに九十万の科学者・技術者の供給を目標としているイギリスでは現在技術系大学生の数は戦前の二倍を超えているが、明年から五カ年間に新規の上級技術者を五割増し、下級技術者・熟練工を倍増する方針を今春決定し、これに必要な施設費一億ポンド（一、〇〇〇億円）支出の措置に乗出した。アメリカでもアイゼンハワー大統領は科学者・技術者養成委員会を設置して、ソ連に対抗する科学者・技術者の積極的な養成計画の樹立に当らしめている。然るにわが国においては、戦後学校制度の変革をみたが、技術教育の重要性は殆んど顧みられることなく、大学については理工系に対し法文系偏重の風は依然改められず、義務教育についても理科教育および職業教育の重視の実は一向に挙っていない。いまにして経済の画期的な成長発展に対応する技術者・技能者の養成計画を樹て産業技術向上の確保を図らないならば、わが国科学技術は日進月歩の世界水準に遅れをとり、列国との競争に落伍することはけだし必至の勢であり、悔を次の世代に遺すものといわなければならぬ。

われわれは技術教育の振興こそ一日も遅延を許さない刻下の急務であると信ずるが故に、新時代の要請に対応する産業技術教育の革新と科学者・技術者および技能者の計画的な養成のため、左記の諸点について政府の一大英断を要望してやまないものである。

一 今後の経済発展に対応する技術者・技能者の計画的養成教育

今後五年ないし十年間における国内経済の拡大、東南アジア開発および科学技術の高度化の要請に対応する技術者・技能者の要員数を想定し、これを充足するに必要な専門大学の設置、法文系学生の圧縮と理工系学生の増員、工業高校の充実、勤労青少年の技能教育の刷新、小・中学校の理科職業教育の推進等について、年次目標を設定するとともに所要の経費を計上して速かに計画の実現を図ることが極めて緊要である。

二 義務教育における理科教育・職業教育の推進

現在中学校卒業者の約半数は直ちに社会に出て職業に就き、これら就職者の半数近くは産業界に入つてその多くは一般技能工員となるが、一国科学技術振興の基盤は幼少年期における理科教育・職業教育の徹底にあるので、小学校および中学校におけるこれら教育は積極的に推進しこれが拡充を図るべきであり、これがため教員養成機関における理科・職業教育もまた刷新するとともに、一般国民の理科教育に対する認識を改め関心

を高める措置を講ずべきである。

三 勤労青少年の技能教育の刷新

- (1) わが国産業の一般技術水準を高度化し、生産性向上を図るには、各業種の要請に対応する多能工・単能工の養成をさらに推進する必要があるが、現行の労働基準法による技能者養成制度は監督行政の見地に立つて制定され、画一的な拘束が存するため、現在基幹的な重化学工業においてこの制度により養成している技能者の数は二万にも足らない状況である。今後産業の要請に合致した量と質の基幹工員を養成するには、この制度を積極的に助長する建前の単行法の制定されることが急務である。大企業においてはこの新立法に基いて単独に多能工・単能工の養成施設を設けることができるが、単独で企業内に養成施設をもち得ない中小企業については、共同養成方式を奨励してこれに国が助成の道を講ずるとともに、国または地方自治体が有力な技能者養成施設を設けてこれらの企業における養成を援助すべきであり、指導員の養成についても国の指導センターの設置が望ましく、養成工の格付を行うための技能検定もかような政府機関において行うことが適当であろう。なお養成工の向上心に応えるため、必要により定時制高校・通信教育とも結びつけ、高等学校修了の資格を付与する道を開いておくことが望ましい。

- (2) 企業の青少年従業員が昼間職場で労働しながら毎日夜間に普通課程の高校へ通学する定時制高校の現状は、地域的業種的に特殊な場合を除いては、一般的について職場の能率の見地からみても、また本人の健康の見地からみても、決して望ましいものではない。従つて昼間の職業をもつ青少年に対する定時制教育は、労働と教育とが内容的に一致するように、普通課程よりも職業課程に重点をおくこととし、また現在通信教育は普通課程のみ実施されているが、これに職業課程を加へこの職業課程の通信教育を多分に採り入れて、定時制・通信教育いずれでも随意に履修し得ることとし、定時制通学の負担を軽減すべきである。

四 初級技術者および監督者養成のための工業高校の充実

- (1) 産業界は主として中級技術者の補助者たる初級技術者および、現場作業の指導に当る第一線監督者としては、技能者出身の適任者を訓練する外、工業高校の卒業生を採用しこれを職場において養成しているが、高校においても大学と同じく普通課程と職業課程との間に均衡を失し、工業高校卒業者の数は定時制を含めても現在年約五万にすぎず、今後産業の需要を充足し得ない状況にあるので、普通課程の高校はできる限り圧縮して工業高校の拡充を図るべきである。

- (2) 工業高校の教育内容については、学校所在地域の産業の特色を充分に考慮し、必要な知識と技能を授けるばかりでなく、産業者としての人格教育・躰教育にも力点をおくべきである。戦後の工業高校生は技能においても基礎知識においても甚しく不十分であるが、これは主として年限が三年であることおよび教職員の資質の低下に因るものである。従って、効率的な初等技術教育を行うため、中学校と結びつけて六年制とし、一貫した教育を行い得るような道を拓く必要があり、また教職員の資質の向上を図るため、その再教育・人材交流等を行うとともに、学科と実習とが相互密接に関連して一貫的な教育を授けるように配慮することが特に必要である。
- (3) 工業高校の実習施設については、職場の設備に比して甚しく遜色があるので、産業教育振興法を再検討して質量ともに内容の充実を図ることが肝要である。生徒の学外実習は現状では一般に困難であるが、教職員の国内現場留学と産業界からの講師派遣については、産業界として協力を吝かなものではない。

五 技術者養成のための理工系大学教育の改善

- (1) 産業界においては、戦前旧制工業専門学校供給していた中級技術者は今日の産業界においてもその必要を痛感しているが、現在二年制の短期大学では到底この要求を満足し得ない。よって二年制の短期大学を高校と結びつけ五年制の専門大学を設けその積極的拡充を図って、高校と大学との間の教育の重複非効率を是正するとともに実習、専門学科の充実を行いもって産業界の要請に即応すべきである。
- (2) 四年制大学は法文系に比し理工系が甚しく均衡を失し、学生数においても現在七五対二五の比率であって、戦前の六五対三五の比率にも達せず、将来科学技術者たるべき理工学部学生数は短期大学を含めても約八万(即ち一年約二万)にすぎない。またこれに対する国費支出の面からみても、余りに少額に失する実情である。政府は国家一〇〇年の大計に基き、計画的に法文系を圧縮して理工系(専門大学を含む)への転換を図るとともに、積極的に理工系大学に対する国庫支弁および補助の増額措置を講ずべきである。
- (3) 工科系大学の教育内容については、新制大学四年間の専門科目の授業時数が旧制大学三年間のそれに比して約三〇割方減少している現状に鑑み現行四年の枠内において専門科目の充実を図るとともに、学生の学外実習は原則として正科とし組織的に実施する必要がある。専門科目と併せて基礎科目の充実も大いに必要であるが、双方について完全を期待することは実際上望み難いので、むしろ各大学が所在地域の特徴、教授の陣容等によりいづれかに重点をおきそれぞれ特色の發揮に努むべき

である。

- なおいうまでもなく、学校教育の目標は知識を授けるばかりでなく、人格を造ることにあるから、工科系大学において技術者倫理の徹底を図ることは極めて重要であり、また機械的技術の革新に伴い管理技術の進歩は益々著しいものがあるので、管理技術に関する科目は今後の技術者教育として忽せにできないところである。
- (4) 将来の科学技術の進歩と産業技術の高度化に即応し、理工系大学院を強化して、専門科学技術者・上級技術者の育成に努める外、産業界の委託学生の制度を修士課程において認めるべきである。
- (5) 理工系大学教職員の海外および内地留学・相互啓発等により質的向上を図るとともに産業技術の高度化に伴う産業技術者の再教育について大学側の態勢を整備することが望ましい。
- (6) 理工系大学と産業界とは絶えず緊密な連携を図り、大学側は産業界の要請を的確に把握して、これに対応する方途を考究すべきである。産業界も講師の派遣、教授の現場見学出張その他工業教育全般ならびに研究の推進についてできる限りの協力を致さんとするものである。

『日経』

昭和三十一年一月二二日

〔二七七〕 失業対策審議会、内閣総理大臣宛

答申第六号

昭和三十一年九月二二日諮問第四号に対しては、同年一月二二日答申第五号をもって答申したところであるが、その後の雇用失業情勢の推移にかんがみてここに重ねて別紙の通り答申する。

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿
失業対策審議会会長 有沢広巳

最近の失業情勢は、大量の失業者を排出しつつあった昭和二十九年から三〇年にかけての時間に比較すると幾分緩和されてきているようにみられる。

しかし生産活動の著しい伸びに較べて正常な雇用量の増加ははるかに小さく、累増する労働力人口の労働市場への圧力は緩和されていない。

特に日雇労働市場においては、今日の如き好況下にもかかわらず失業対策事業就労の失業者の大部分はなお停滞化の傾向を続けており、同事業が吸収し得ない失業者の多く

は産業雇用への途を見出し得ないままに浮動的な状態におかれている上に、龐大な不完全就業者層の存在を背景として出てくる失業者層の圧力を依然として強く受けている。また地域によってはすでに大量の失業者が発生しているのに加えて今後更に新たな離職者の排出が予想されて、その状況がいよいよ深刻となっているところもあらわれている。

このような雇用・失業情勢にかんがみ、その対策については、左記の諸施策を実施する必要がある。

記

第一 失業対策について

失業者の就労対策としての失業対策事業の改善及び地域的に集中している失業に対する総合的対策として、次の施策を行うこと。

一 失業対策諸事業の改善

公共事業、失業対策事業等の失業対策諸事業の根本的改善の必要性については、答申第五号においてすでに述べたところであるが、現行の諸事業（公共事業、臨時就労対策事業、一般失業対策事業）の運営及びこれら事業の就労者の実態について次のような問題がある。

1 公共事業は、施行地が失業者発生 の地域から遠隔の場所であることが多く、事業の事業主体・施行主体も区々であること等のため失業者の就労をはかることは困難な事態となっており、事業全体の労務吸収に関する状態も十分に把握されていないこと。

2 臨時就労対策事業は、事業費の財源に揮発油税があてられ、道路整備五カ年計画の事業を行うこととされているため、事業の施行地が失業対策上の要請に必ずしも適応して行われ難いこと。

3 失業対策事業に紹介される資格をもつ失業者約三五万人の半数は、体力、能力からして現状のままでは特別失業対策事業等の高度な事業に就労し難い者である。また大部分の者は、失業対策事業の就労者となつてからの期間が長く、その年令構成をみても高年令層に偏在しており、失業対策事業の運営が、事業本来の形態を失わざるを得なくなっていること。

従つて対策諸事業については、以下の各項にかかげる改善措置を講ずる必要がある。

(一) 特別及び一般失業対策事業

- 1 特別失業対策事業は失業者の労働者の維持保全と事業効果の確保とにとつて望ましき形態と思われ、この種事業を漸次失業対策事業の中心的事業としていくため、その事業費を増額するとともに、事業種目についても新たに住宅建設・工業用水事業等を加えること。

なお、今後発生する失業者は可能な限り特別失業対策事業に吸収するように努めること。

2 一般失業対策事業はなるべく増加を避けるものとし、現在の一般失業対策事業就労者中直ちに高度な事業に就労し難いが今後労働能力を高めることの可能な者に対しては、特別失業対策事業への移行、一般労働市場への復帰を促進するため、これらの者を吸収する事業の運営について、作業要領として小間割制の採用、管理機構の充実、資材費補助単価の引上げ等の措置を行い、また就労者に対する技能教育、職業補導等の機会の増加、充実をはかること。

3 現在一般失業対策事業に就労している者のうち労働能力が低く、一般労働市場への復帰が相当困難と認められる者は、資材費の少ない簡易な事業に吸収すること。

4 一般失業対策事業に就労している知職層失業者の就労対策については、対策諸事業の高度化に伴い必要となる管理、事務、技術関係での吸収をできるだけ多くするように措置するほか、これらの者が特に大量に存在している地域においては事業の実施期間を限定して知識層向けの特別の事業を適宜実施し、労働能力の保全に努めること。

(二) 公共事業

1 失業者が多数発生している特定の地域内に行われる公共事業は、失業者吸収の著しく困難な種目を除き、現行の臨時就労対策事業の種目に限らず総てこれを特別公共事業とし、失業者の吸収につき臨時就労対策事業と同様の措置を行うこと。

2 特別公共事業とされるもの以外の公共事業については、事業種目、施行地域等からみて失業者の計画的吸収に適する事業に対してだけ現行の失業者の吸収措置を確実に実施するようにし、失業者の吸収効果を期待し難い事業にはその措置を適用しないものとする。

(三) 臨時就労対策事業

現行の臨時就労対策事業は、前二項の趣旨に従い特別失業対策事業又は公共事業に移すこと。

(四) 事業の運営について

失業対策事業の改善については、事業毎に前各項の措置をとるほか、諸事業を共通する対策として次のような措置をとることも必要である。

- 1 対策諸事業が失業の状況に適應して施行されるようにするため、都道府県毎に各事業の施行計画（時期、場所、吸収する労働者等）を総合的に樹立すること。

2 失業対策事業就労者の生活実態にかんがみ、かねて本審議会の答申にいう如く平均就労日数は最低二二日程度を確保するように努めること。

3 対策諸事業が失業者を吸収するに際し、労働力の輸送を必要とする場合があるので、輸送施設、経費等に対して適当な措置を行うこと。

4 失業対策諸事業を効果的に運営するとともに失業者の一般産業への復帰を促進するためには、直接その衝にあたる職業安定機関の充実していることが必要である。しかるにその施設・経費・人員等の不足、不備は甚だしく、その結果職員の過労と機動力の減退が生じ機能を十分に發揮できない状態である。速かにこれら
の点につき改善を行うこと。

5 地方財政の窮迫に伴い失業対策諸事業の施行は相当に制約されている。従って一般失業対策事業については、昭和三二年度から実施されている事業費の一部に対する高率補助の適用範囲を拡げること。また特別失業対策事業については、事業費に対する国庫補助率を高めるとともに同事業を地方財政再建特別措置法の指定事業から除き、所要の事業量が円滑に施行されるようにすること。

二 地域的に集中する失業に対する対策の総合的実施

国連軍の引揚等に伴い人口の一割を超える失業者をかかえている呉市、あるいは石炭鉱業の不況、これに続く石炭鉱業合理化臨時措置法の実施等により、大量の失業者が集中している北九州の炭鉱都市の如く失業情勢が著しく深刻化している地域がある。これらの地域においては、従来行われてきた失業対策諸事業だけでは膨大な失業者を一般労働市場における就業に復帰させることは困難であり、すでに失業者の滞留、地方財政の窮迫、対策諸事業に適応する事業の選定難等の事態を生じている。

従って、このような失業多発地域については、失業対策特定地域としての指定を行
い次のような措置を講ずる必要がある。

1 産業立地その他経済諸条件が許す範囲においてその地域に産業を育成して失業者の再就業を促進するものとし、その産業基盤を造成するため道路・港湾・工業用水等の諸事業を実施すること。

2 失業対策事業については、高率または全額の補助等特別の措置を行うこと。

3 失業者の他地域への移動を促進するため失業者に対し他地域での就職を積極的に
幹施し、またその移転費、住宅確保のための経費につき給付、貸付等適切な援助を
行うこと。

第二 雇用対策について

失業対策事業をすでに述べた如く改善して施行するには、現在の適格者数に見合う

程度の事業量を行うだけでも数百億円の国家予算を要するものであり、更に適格者に
なることを抑えられている者及び毎月二万人以上に達する新たな対策諸事業就労希望
の失業者を総て含めてその就労のために事業を施行していくことは財政上極めて困難
なことである。地域的に集中する失業者の対策も現状の如き失業対策諸事業を中心と
する進め方では、期待する効果は望み得ない。

一方最近の就業状態をみるに

1 大企業においては、労働生産性の向上、機械化の促進等のために、労働力の需要
は生産の増加にもかかわらずそれ程延びておらず、しかもその需要の充足が労働時
間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働
者の雇用は少なくなっていること。

2 零細企業では、その雇用量が増加しているが、雇用者の賃金は、大企業のそれ
くらべて著しく低く、就業状態の不安定性も改善されていない。また農業部門にお
いては、経営が中間層に集中する反面零細農家の窮乏化傾向がみられ、これらは総
て膨大な潜在失業人口を形成することによって就業構造の不健全さをますます促進
していること。

3 労働市場においては、低年令層あるいは特殊技能者に対する需要は相当活発であ
るのに、ひとたび離職した中年以上の失業者に対する需要は殆んどなく、需給関係
に著しい懸隔が生じていること。

等の状態がしめされており、経済規模の拡大に伴う効果がおのずから雇用問題の解決
に向って波及しつつあるとは必ずしもいい難い。

将来における生産年令人口の一層の増加及び高い労働力比率をも考慮し、今日の如き
好況からの退潮時における雇用問題の予想される深刻な事態を避けるためには、本審
議会のかねての答申に述べた如く生産及び貿易の伸張をはかるとともに、次の措置を行
うことが是非とも必要である。

一 対策の実施

1 過大な労働時間
の延長、あるいは変則的な臨時的労働者の増加等によって正常な
雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。

2 中小零細企業等における雇用の安定性を増進するようにこれらの育成、指導を強
化するほか、最低賃金制の実施、社会保険の拡充をはかること。

3 労働力需給の地域的不均衡を緩和し、あわせて関連事業の雇用を増進し、労働力
の移動を円滑にするために労働者住宅の大量建設を行うこと。

4 技術・技能等の関係から需要の少ない労働力については、その需要度を高めるよ

うな技術・技能の訓練を行うこと。

5 各種社会保障制度は、労働力化の傾向を緩和する効果をもつものであるから、これを拡充して労働力化率の上昇の防止をはかること。

二 機構の整備

雇用失業対策を総合的に樹立し、その実施につき責任をもつ体制を確立する措置を講ずることとし、その一環として、次の事項につき調査審議すべき機構を設けること。

1 調査事項

- (1) 雇用、失業情勢の総合的な把握
- (2) 産業政策、社会保障政策等各種政策の雇用、失業に及ぼす影響

2 審議事項

- (1) 失業労働力に対する直接的対策の大綱
- (2) 失業者多発地域に対する諸対策の大綱

第三 その他の措置

(一) 大学卒業者の就職について

大学卒業者の就職率は、全体的にはそう悪いものでなく、専門学科別においてもそう著しい問題の存することをしめていない。しかし、その就職の内容については専門学科あるいは大学の所在地域等の別によって相当のひらきがあるものと考えられ、大学卒業者を需要する側においては理工系学科の卒業者の不足等の種々の問題が提出されている。大学卒業者の就業問題につき総合的な調査を速かに実施し、これらの問題に処すべきである。

(二) 雇用、失業情勢の把握について

雇用、失業に関する統計及び調査は逐年整備されているが未だ十分であるとはいえない。特に地域的な情勢の分析、労働市場状況の把握、就業形態の調査等に欠ける面がみられる。総合的な雇用政策確立のために速かにこれらの調査が整備される必要がある。

『行政三』

昭和三十一年一月二二〇日

〔二一七八〕東京商工会議所建議

技能者養成振興に関する意見

本件に関する本会議所の見解については既に昨年二月当局に対し建議したところであるが、本問題の重大性とその後の推移にかんがみ改めて関係当局の深甚なる考慮を要請

したい。

記

(1) 現下のわが国経済にとってコストの合理的引き下げと製造の品質の向上を指向するいわゆる生産性の向上が、至上の命題となっているが、この目的達成の成否は我が国産業技術水準の向上にかかるところが洵に大きい。

(2) 現在各企業において行われつつある技能者養成制度はこの制度発足以来、養成実施事業所数、技能習得者数において全国的にかなり普及発達をみ、その労働者の技能水準の向上と作業能率の増進に極めて顕著な効果を収めつつあることは一般に認められるところである。

従ってかかる民間企業における技能者養成については国として今後一段と指導助成を図り、産業教育振興の実を挙げねばならない。

(3) さらに近時、中小企業における生産性向上問題については漸くにして認識が深まり、各業種間において真剣に考究されているが、一般に中小企業においてはその経営の特質として物的設備より労働力の地位が重く、個々の労働者の智能・技術・熟練度・作業能率等の労働力の資質如何が生産性の向上に重大な影響を持つものである。

大企業の系列下にある下請中小企業においては、技術・技能の向上について大企業からの援助を受け易い面もあるが、こうした条件のないところでは独力で技能の向上を図ることに多くの困難を感じているのが今日の中小企業の現状である。

すなわち、これらの中小企業においては、当該労働者の質的向上が現下の要請である生産性向上に何よりも必要と認めながらも業界の実情としては遺憾ながら個々の企業において自力のみをもって、単独に組織的な技能者養成制度を確立し、これを実行するだけの余裕に乏しい。

ここにおいて中小企業者は当該事業の面における組織化、協同化の方向と相ならんで技能訓練の面でもこれを協同化し、個々の企業負担を軽減しつつ協同体の事業として技能者教育を行うことが望ましい。

(4) この意味において技能者養成体（主として共同養成体）に対する助成のための経費を昭和32年度においても引き続き計上されることは勿論なお相当程度これを増額すべきである。なお、共同養成の場合においてはしばしばその実施上の障害となっている設備の欠如、指導者の不足、教科書、器材の調達難等の諸問題においても国及び地方公共団体が学校その他の施設を貸与し、又は学校教師の派遣、資材の提供、教材課程の編成に関する便宜供与等あらゆる指導援助を行うことにより共同養成の実を挙げることができである。

(5) なお、現在労働省当局において生産技術の水準を引上げるための現行技能者養成制度の改革が意図され、検討が進められつつあることは、技術教育振興のため業界としても賛意を表するものであるが、本問題に関する具体的な見解については、改正等の諸点が明らかにせられた後に後日改めて具申する所存である。 『東商』

昭和三二年四月五日

〔二一七九〕閣議報告

石炭鉱業、塩素、国連軍関係失業者多発地域対策について

石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく石炭鉱業の合理化および製塩施設法に基づく製塩施設の合理化の進捗並びに駐留軍の引揚げに伴い、昭和三二年度において特に多数の失業者が発生すると見込まれる地域においては、雇用の吸収に万全を期するため、職業のあつ旋、補導の強化等諸般の措置を講ずるほか、公共事業、臨時就労対策事業、特別失業対策事業及び一般失業対策事業等政府の施策による建設事業を集中的に実施するものとする。 『行政三』

昭和三二年四月二二日

〔二一八〇〕閣議報告（労働省）

失業者多発地域対策について

失業者多発地域については従来からこれが対策を講じて来たのであるが、昭和三三年度においても、駐留軍の撤退および特需の減少並びに石炭鉱業の合理化および製塩施設の合理化の進捗に加えて、昨年来実施して来た国際収支改善のための経済調整の進行にともない、失業者が集中して発生することが予想されるので、これら失業者多発地域の実情に応じてその対策に万全を期するため次の措置を講ずるものとする。

一、職業訓練の拡充実施、就職あつ旋とくに広域職業紹介の強化等諸般の措置により失業者の再就職を促進すること。

二、公共事業等の建設的事業を重点的に実施し、失業者の積極的な吸収に努めるとともに、産業立地条件の整備をはかり、当該地方経済の振興による雇用機会の増大を期すること。

三、以上の措置によっても、なお就職できない失業者に対しては、一般失業対策事

業等を機動的に実施することによりその吸収を期すること。 『行政三』

昭和三二年五月二一日

〔二一八一〕中央青少年問題協議会、内閣総理大臣宛

勤労青年教育対策要綱

本総会は、勤労青年教育の国家的社会的な重要性に鑑み、勤労青年教育対策について慎重審議の結果、別表のとおり、「勤労青年教育対策要綱」を策定したので、ここに青少年問題協議会設置法第一条第二項の規定により意見具申する。

なお、本協議会としては、本意見の可及的速かな実現を期待するものであるが、早急に解決することが困難と考えられるので、その円滑な実現を期するため、さしあたり、高等学校の定時制の職業課程、高等学校通信教育、技能者養成施設等の現行勤労青少年教育の拡充強化ならびにそれらの協力提携について格段の考慮を払うよう要請する。

別表 勤労青年教育対策要綱

一、趣旨 新たに国際社会の一員となった我が国の将来を考慮するとき、国は、すみやかに技術立国の構想を定めて、強力にその施策の推進をはかるべきでありこの施策推進の基底条件として、現代技術の発展に即応しうよう、教育全体系の再編成を行う必要がある。

とりわけ、産業技術振興の某盤ともなるべき現に産業に従事し、又は従事しようとする青年（以下「勤労青年」という。）が有能な生産第一線の担当者となり、社会の有為な形成者となりうるよう、新たな教育制度を確立することは、極めて重要である。

二、方針 此の趣旨から、国は、勤労青年に対して、基礎学力の修得ならびに職業的適応の増大と職業的能力の発展を目的とする必要な教育を行う機関として、産業高等学校（仮称）を設けて、満十七歳に達した日の属する学年の終わりまでの教育を義務制とし、以て教育の機会均等の実を挙げる措置を講ずるものとする。

三、要領

(一) 就学の義務 勤労青年の使用者または保護者は、勤労青年が義務教育を終了した日から満十七歳に達した日の属する学年の終りまで、一週間に八時間以上年間四十四週以上（又は年間一期毎週四十四時間連続八時間以上若しくは年間二期毎週四十四時間毎期連続四週間以上）昼間学習のため、労働時間内において産業高等学校に就学させる義務を負うものとする。

(二) 教育の方法

- 1 この産業高等学校は、地域の実情
青年の実態等により各種の教育課程を設けるものとするが、おおむね、一般教養
学科、基礎学科、関連学科、実験的実習及び職場等における実務実習とするもの
とする。
- 2 実務実習については、努めて工場事業場等と連携いして行うものとする。
- 3 この産業高等学校は、学科、実習ともに単位履修制とし、この単位は現行高等学
校の単位と共通するものとする。
- 4 この産業高等学校の教育課程は、おおむね、四年をもって完結するように定める
ものとする。
- (三) 設置者 Ⅱこの産業高等学校の設置者は国、地方公共団体又は企業体若しくはその
連合体等の私法人とするものとする。
- (四) 技術検定 Ⅱ国は、必要と認める技術検定試験の制を定め、これを実施するもの
とする。但し、この場合、これを産業団体若しくは経済団体に委託して実施すること
ができるものとする。
- (五) 国及び地方公共団体の措置

 - 1 財政措置 Ⅱ国及び地方公共団体は、この教育計画を推進するため、特別の財政措
置を講ずるものとする。
 - 2 教職員給与 Ⅱ国は、学校設置者に対して、教職員給与について、補助を行うもの
とする。
 - 3 保健衛生等 Ⅱ国及び地方公共団体は、勤労青年に対する保健衛生及び生活援護、健
康保険、奨学資金等の福祉について、特別な措置を講ずるものとする。
 - 4 奨励助長 Ⅱ国及び地方公共団体は、使用者に対し、勤労青年の就学についてその
意義を完全に遂行させるため、有効適切な奨励助長の措置を講ずるものとする。
 - (六) 現行教育制度との関係 Ⅱ高等学校の定時制の職業課程、高等学校通信教育、技能
者養成施設等の勤労青年教育に検討を加え、適合可能なものから漸次産業高等学校
に統合するものとする。

『二〇年』

港湾労働対策に関する意見

わが国における港湾労働の現状にかんがみ、統一ある港湾労働対策を確立し、港湾労働者の就業安定と労働条件の向上を図り、あわせて港湾の発展と貿易の振興に寄与することが極めて重要な課題である。

本協議会は、昨年末以来、重要港湾の実情視察を行うとともに、各方面の意向をも聴取し、これが対策について種々検討を重ねた結果、左記の措置をとることが最も必要であるとの結論に達した。

よって政府及び関係者はこれらの措置を早急に実施し、港湾労働対策に万全を期するように要請する。

昭和三二年七月一九日

労働大臣 倉 石 忠 雄 殿

港湾労働対策協議会

会長 石 井 照 久

記

港湾労働対策は、港湾荷役の特殊性に即応した総合的施策をとることが必要であるが、一挙に理想的体制に進むことは事実上困難と思われるので、実情を考慮しつつ漸進的対策をとることが適当であると考える。

すなわち、労務調整の面においては、公共職業安定所の機能の充実を図りつつ明朗かつ合理的な体制を確立し、労働条件の向上については、業界の遵法体制の確立と監督行政の徹底を図り、また、港湾運送事業の安定についても併行してこれが解決を図ることが不可欠の要件である。

しかしながら、行政官庁による措置については、おのずから限界があるので、使用者はその基盤を強固にして自律体制の確立を図り、労働組合は労働者の知識の向上、技能訓練、安全教育等に関する労働者の関心を高めるよう努力するとともに自ら強固となるように努め、相協力して我が国港湾労働対策に万全を期することが必要である。

第一 労務調整

港湾労働における労務の需給調整を円滑ならしめるために、公共職業安定所の機能の強化を図るとともに、労使の協力体制を確立することが必要である。

一 職業紹介業務の拡充

港湾労務の円滑な調整を行うためには、港湾における労務の特異性に対応するよう公共職業安定所の施設及び機能を拡充強化するとともに、失業対策事業との有機的関連において職業紹介業務体制の確立を図ること。

昭和三二年七月一九日

(二一八二) 港湾労働対策協議会意見

(1) 公共職業安定所の施設及び職員の充実、港湾労務の職業紹介に相応する施設の整備拡充を図るとともに、職員の充実強化を図ること。

(2) 紹介機能の改善

① 作業がグループ単位で行われる港湾労務の特異性にかんがみ、その編成を的確にするため、作業内容を十分に理解して所要労務の適格な紹介ができるように、職員に対し必要な訓練を実施すること。

② 港湾作業は、船舶の出入港及び貨物の集荷状況によって昼夜の別なく行われるため、これが労務・調整を担当する公共職業安定所の勤務体制もこれに応ずるよう整備充実を図ること。

③ 日雇港湾労働者の技能格付を実施するとともに登録の方式を整備すること。なお、技能格付の実施については、労使及び関係官庁の意見を徴して行う方式を採用すること。

④ 違法な労務供給に対する監督を強化すること。

(3) 不就業時における措置

不就業時においては、他の民間企業への就労あつ旋と公共事業、失業対策事業及び日雇失業保険制度の総合的な運営を図ること。

二 労使協力体制の確立

公共職業安定所の機能の拡充と相俟つて適正な港湾労務調整を実現するため、次の事項につき、労使の協力体制を確立すること。

(1) 日雇港湾労働者の常用化促進

港湾運送事業においては、波動性から来る危険負担の防止方法として、日雇港湾労働者に依存しやすいが、港湾における適正な雇用の恒常化によって、港湾企業の安定と労働関係の近代化を実現するため、積極的に日雇港湾労働者の常用化を促進すること。

(2) 門前募集による弊害排除

港湾における門前募集については、それに伴う弊害にかんがみ、労使協力して安定所扱いによる明朗かつ合理的な労務体制の確立を図ること。

(3) 技能訓練の推進

港湾労働者の資質向上と荷役能率の向上を図るため、主要な港湾における港湾運送業者団体は、関係官庁の協力のもとに、技能訓練機関を設けて積極的に技能者の養成訓練を行うこと。

第二 労働基準

港湾労働者に関し、労働基準法の遵守を確保するため、適正な監督行政の運営を図るとともに、労使の協力体制を確立すること。

一 監督行政の徹底

(1) 港湾労働者の労働条件の確保向上のため、特に労働条件の明確化、賃金直接払の励行、割増賃金制度の合理化、休憩の確保及び労働時間の適正化につき指導監督の徹底を期すること。

(2) 実効ある監督を期するため、主要な港湾を管轄する労働基準監督機関を拡充するとともに、専用船舶の配置等監督施設を整備すること。

二 港湾労働者手帳制度の創設

港湾運送事業における常用労働者の雇用形態及び労働条件を明確にし、港湾労働者の保護と、港湾労働秩序の確立を図るため、港湾労働者手帳制度を創設すること。

三 災害の防止

港湾荷役作業の安全を確保するため、国際労働条約の趣旨にのっとり、災害防止に関する基準を設定し、あわせて安全教育の徹底、危険有害物に対する標識の明示等一層の災害防止措置を講ずること。

四 労務管理の合理化

(1) 近代的労務管理体制を整備充実すること。

(2) 労働条件の向上を図るため、賃金協定の実施を促進すること。

第三 港湾運送事業

港湾労働問題の適正な解決のためには、港湾運送事業の安定と発達を図るとともに、業者間の自律的体制を推進することが必要である。

一 登録基準の引上

港湾運送事業者の乱立による過当競争を防止し、健全かつ強固な業者の育成を図るため、労働者及び施設についての登録の基準を引上げること。

なお登録基準引上の際、現に登録業者であった者は、二年以内においては引続き旧登録基準によって事業を行うことができるものとする。

二 公示料金の適正化

(1) 登録基準の引上、福利厚生施設の拡充等に即応し、現行公示料金の額及びその構成につき再検討を加え、これを適正にすること。

(2) 港湾作業を担当する業者に適正な事業収入を確保せしめるとともに、港湾荷役

サービスの向上を図り、港湾労働者の地位を守るため、再下請を禁止すること。
なお、港湾荷役サービスの向上と、港湾労働者の地位のよう護は、なるべく業界の自主的体制によって解決を図ることとし、要すれば再下請禁止につき法的措置を講ずること。

(3) 公示料金遵守のため、業界の自律的体制を更に積極的に推進し、港湾運送事業の健全な発達と適正な賃金の確保に努めること。

三 監督の強化

港湾運送事業については、単に育成指導にとどまらず適正な監督の徹底を期すること。

(1) 監督を適確に遂行するため、運輸省の行政機構を整備強化すること。

(2) 実効ある監督を期するため、登録基準、公示料金等について監査の徹底を図ること。

(3) 登録の取消その他の処分をなすに当っては、適確かつ迅速を期すること。

第四 福利厚生施設

一 港湾における福利厚生施設特に公共宿泊所（独身及び家族）、休憩所、食堂、シヤワー等の施設を早急に増設整備すること。

二 福利厚生施設の増設整備については、業界が一体となってこれが解決に当たることとし、国及び地方公共団体はこれに適当な援助をなすこと。

第五 港湾労働協議会

一 港湾労働行政の適切かつ民主的な運営を期するため、中央及び主要な港湾所在地に港湾労働協議会を設置すること。

二 港湾労働協議会は、関係行政庁の職員、公益及び労使代表をもつて構成し、港湾労働問題に関する重要事項につき協議するものとする。

第六 要望事項

港湾労働問題の適切な解決を図るためには、以上のごとき措置のほか、なお、左記事項について根本的対策を講ずる必要があると認められるので、関係行政機関において速かに検討を遂げ、具体的改善策を講ぜられるよう要望する。

一 月末集中出荷の改善

主要港湾における月末集中出荷の傾向がはなはだしいため、港湾労働問題の適正な解決が妨げられているので、税関輸出申告制の合理化、金融、為替管理制度及び外貨割当制における月末締切、配船の合理化等について検討し、港湾労働における

月末集中出荷による過度の波動性を是正する措置を講ぜられたいこと。

二 乙仲業者の指導監督の強化

税関手続、船積に関する業務等を行っている税関貨物取扱人、海上運送取扱業者のいわゆる乙仲業者については、企業の乱立傾向がみうけられ、月末集中時における混乱に拍車をかけるとともに、港湾の秩序を乱すおそれがあるので、これらについては、指導監督を強化するとともに、根本的対策を講ぜられたいこと。

『行政三』

昭和 32 年 8 月（日欠）

[2—83] 日本生産性本部報告書

技能教育国内使節団報告

一 序

このたび、日本生産性本部が日本技能者養成協会の協力を得て技能教育国内視察団を派遣されたことは、我が国産業の生産性向上のため誠に適切な措置であった。従来は経営管理の技術的諸問題の検討や人間関係、労使問題の研究調査など主としてマネジメントの領域を指向して努力されて来たのであるが、何と云っても生産性を向上させるためには生産現場における基幹技能の向上と充実を図ることが肝要であり、殊に急速なる科学技術の革新と、これに伴う設備の更新に対処するため、技能教育のありかたを再検討する必要に当面しつゝある折から、本視察団の編成は誠に機宜に適したものであつて、団員並びに視察先各会社の経験交流による裨益はもとより、この報告書が一般にもたらす貢献は頗る大きいものがあるであらう。

本視察団は技能教育における優れた識見と実績をもつパナイオニーや各社より、なるべく各業種を網羅するよう考慮して参加を求め、同じような条件をもつ代表的各社を歴訪して、説明、見学、討議などあらゆる手段方法を構じて経験の交流を行ったのであるが、幸いに団員にその人を得た上、各社とも首脳部が列席して説明や討議に加わり、かつ十分な資料を提示して頂いたので、高いレベルにおいて研究をすゝめることができたは何よりのことであつた。

本視察団は技能教育の分野にメスを入れた最初のものであるから、調査項目を一応広範に設定し、かつ産業訓練視察団との関連を考慮して管理についての部分を簡略に取

扱うこととしたが、とにかく技能教育が現在抱いておる問題点は一通り抽出することができたと思う。第二回以後の視察団が、更に重点的に調査をすゝめ、逐次具体的に斯の教育の改善向上を示唆するように配慮せられることを望む次第である。筆末ながら、視察先各社の行きとゞいた御配意に厚く感謝の意を表するとともに、団員諸氏が炎暑の砌、連日熱心に、作業をつゞけられた御苦労を多とするものである。

昭和32年7月28日

技能教育国内視察団

団 長 山 口 襄

II 技能教育国内視察団派遣要領 (編注：中略)

III 事業所概況 (編注：中略)

IV 視 察 報 告

A 各 論 (編注：以下報告文略)

1. 技能教育の組織と方法

2. 養成工の採用方針と選考方法

3. 技能教育の教育方針と教育計画

4. 技能教育施設

5. 技能教育の実施状況

6. 技能基準と格付

7. 技能教育の補修指筈

8. 養成工就業後の処遇

9. 高校卒業者の教育訓練

10. 技術者の再教育

11. 指導員の問題

B 綜 括 意 見

○ 視察対象各社とも会社全体としての教育に関する基本方針は従業員教育要綱とか、教育基本計画とかの名称にて公式に発表されていて一応整備していると考えられる。その教育基本方針にしたがい各事業場毎に教育に関する方針をたて、その事業場長名でこれを示達し教育の徹底化をはかると同時にその統合をはかっている。

この教育の方針の中には当然めこととして、技能者教育と管理監督者訓練とその他の教育とが含まれている。技能者教育と管理監督者訓練との間には区別さるべき性格があるにかかわらず、混然と考へられている事業場が多い。勿論両者の間には相互の発達により相互の発展が期せられるものであるが、この両者は一応区別して考へるべきものと思われる。

○ 技能者教育は技能者養成規程による教育のみを考へられ勝ちであるがもつと広く考へ、大学卒業者も高等学校卒業者も含めて技術者、技能者すべての技能の発達を科学的手段で考へ、その事業にそれぞれ可及的短期間に有効な技術、技能を身につけて、その事業自体に100パーセントの効果あらしめるのが理想である筈である。技能工に計画的な教育訓練を及ぼした場合、3年間の后には従来の徒弟制度の7〜8年の技能に達すると一般的に考へられ、また測定せられているが、これと同様のことが高等学校卒業者にも、大学卒業者にもその内容はことなるが期せられる筈である。養成工については各社ともそれぞれ苦心され、その養成に努力せられているが高等学校卒業者と別に生産性本部でも充分にとりあげられなければならない重要問題であると信ぜられる。

○ 技能工を養成する目的は各社ともそれぞれ示されているが、この中に将来の幹部工員として養成するのと、教養ある工員として養成するのと二通りある。これは事業の種類、その程度や職種やその事業の経営方針等により当然ことなるものと思はれるも、今後の我が国の工業の発達を考えれば特に簡単な作業を除き普通の工員はこの程度の常識は必要となるものと考えられ、一般の工員として養成するのを目的とすべきて、その中の優秀者が将来幹部工員となると考へるのが一般的ではないかと思考される。

○ 技能工養成のために、各種学校としてのその会社独自の学校をもち、また技能者養成規程によらない、その事業場独自の養成法をもっている所がある。その内容を詳細に見るとき、技能者養成令によるものと殆んど変る所ないにもかかわらず、猶且つそれによらない事実については充分にその原因を探求しなければならない。その事業場自体において技能工の必要性を認識しその養成を行っているのだから、何も技能者養成規程によるとよらざるとに關係なく必要な技能工は得るのである。技能者

養成規程の目的を達成するには労働基準監督署、その他の届出書類の煩雑さを除去し、もっと積極的に技能者養成規程にしたがうと質的、物的利点がある様にしたければならないものと信ぜられる。

- 工業高等学校卒業者と技能養成工とは常に比較せられる。

技能工を養成する場合は少くとも三年後の事業の見透しが明確でなければならぬのに対し、工業高校卒は比較的短期間の見透しで充足し得る利点を有する。技能養成工の場合には実技をその事業場に適した必要にして充分な養成が可能であるのに、高校卒は実技においては短期に期待することは困難である。現状では学科（座学）については高校卒の方がすぐれていると考えられるも、技能養成工の方がその事業場の人事管理等に対する不平等がすぐれない。これ等により給与は高校卒と養成修了者とは殆んど大差がなく、多少事業場に於いて何れかを上廻らせているが、技能工養成の学科、殊にその教え方に重点を置けば講師、時間等については高校と大差なく出来るべき筈である。教育方法が完全^ニ近づけば当然高校卒と同等あるいは実技の習得を加味して、それ以上に取扱うべきものである。

したがって単純な作業を除き一般に工具は原則として養成技能工または工業高校卒で将来は充実さるべきである。しかし養成技能工について各事業場とも相当の費用を投じなければならぬので、特別の理由なき限り、ある年限（養成終了后何年間）はその事業場で勤務できる様に何らかの処置を考えれば、なお一層の養成が出来るのではないかと考えられる。

また養成技能工、工業高等学校卒に対して将来、工具、職員の職種の変更による身分の転換の機会を残して置くべきである。これは工具は工具としての任務があり、職員は職員としての任務がある。その双方があつて事業が円満になるのであり、社会自体のこの考え方の啓蒙に力をそそぐべきである。

- 技能養成のための基礎実習設備としては各事業場とも一応は整備されている。勿論最新式設備を揃えている所はなく、比較的良好な機械を整えている所と最も古い機械で行っている所とあるも、現状では機械台数を揃えるだけで已むを得ないものと考えられる。出来ればその事業場に於ける中位の機械類を整備することが望ましい。学科の教室は一応整備されているが出来ればもっと明朗な教室であることが望ましい。このためには照明や色彩調節等を考慮すべきである。勿論質素であることは望ましいが

社時の半分をここで暮すのであるから特に注意し明朗な教室で明朗活発な技能工を養成すべきである。

- 技能工養成期間中、労働組合の組合員である場合と然らざる場合とあるも養成期間中は会社の特別な処置により実労働以外の仕事に多くの時間をかけ、実労働に類した仕事を行っている場合といえども、これは実技の実習に主体を置いている技能工養成の立場より見れば当然非組合員であることが望ましい。

- 今回の視察は始めての試みであつたので、今后同種の視察を行うべき場合考慮すべきことは次の如く考えられる。

準備期間を3ヶ月乃至4ヶ月取り、一調査項目につき視察団員は自分の属する工場について詳細に調査を行い、問題点となるべき項目を充分に把握しておく様にすべきである。勿論視察団員はその途の研究まで実際その方面に活躍しておられる方々と思われるも、猶念のため詳細調査をすることは有効であると考えられる。対象事業場もその期間に十分に研究され、双方残りなく懇談が出来るのではないかとと思われる。

また今回は対象工場として大事業場のみを採つたが、出来れば中事業場や小事業場等もとり、技能養成を希望しない事業場の実情も充分にきくべきであると考えられる。

今回は団員一同がいろいろの困難があつたにもかかわらず、よく一致してなごやかに協調し、その効果をあげ得たことを報告して、この報告の結末とする。

出典：日本生産性本部・日本技能者養成協会
『技能教育国内使節団報告書』、昭和23年8月

昭和三十二年八月二十二日

〔二一八四〕労働省発給第三二二二号

職業訓練制度の現状と問題

職業訓練制度の現状と問題
昭和三十二年八月二十二日

中略

昭和三年九月二四日

(二一八五) 閣議決定

駐留軍撤退に伴う離職者の対策について

駐留軍の引揚及び特需の減少に伴う離職者については、累次にわたる閣議了解に基き、その対策を講じてきたところであるが、現在行われつつある米地上軍撤退等に伴う離職者の発生は、広汎な地域にわたり、且つ、従来に比し特に大規模となる見込であるので、この事態に対処して対策を強化するため、左記の措置を講ずるものとする。

記

一 職業補導の拡充

- 1 離職者の優先入所をはかるとともに、既設補導所を活用して短期補導、夜間補導等を実施し、補導種目の新設、定員の増加をはかるほか、なお必要がある場合には、臨時補導所を設置する等により職業補導の大幅拡充を行う。
- 2 在職中の労務者についても軍側の了解を得て、基地内における職業補導を実施する。

二 就職斡旋の強化

- 1 官公庁においては、離職者の採用に努めるものとし、特に自衛隊が返還施設を引継使用する場合には、職員の採用条件を緩和する等により、離職者をできる限り採用する。
- 2 職業安定機関においては、労務管理機関と協力して、離職前の就職相談の実施、民間事業への雇用勧奨等により職業紹介の強化に努める。
- 3 離職者の求職を広く他地域にわたって連絡し、広域職業紹介を行うとともに、その実効を挙げるため、返還施設等国有財産のうち適当なものを臨時の居住施設として活用を図る。

三 離職者の行う事業の育成

- 1 離職者が自立のために組織する企業組合その他の事業団体に対しては、その事業の許可について優先的に取扱う。
- 2 前項の企業組合等が行う事業に対しては、国有の財産の払下げ等について、実

情に即した措置を講ずるものとし、許可を受けた事業団体に対する米軍財産の処分についても、軍側と協議して同様の配慮をなしうるよう努力する。

- 3 国民金融公庫等の政府関係金融機関が、関係府県知事の推薦を参酌して駐留軍離職者による自立営業及び企業組合に対して、実情に即し、条件を緩和して能う限り資金の需要に応ずるにつき、好意的配慮を加えるよう行政措置をとる。なおそれらの事業に対し、中小企業振興資金助成法による資金の活用をも図る。
- 4 自衛隊その他の官公庁において、売店等の委託経営、需要の部外発注等を行う場合はできる限り離職者の行う事業を優先的に取扱う。

四 海外移住の斡旋

離職者のうち海外移住を希望する者については、移住者の選考に際し優先的に考慮する。

五 公共事業、失業対策事業等の重点的実施

離職者の大量に発生する地域においては、その吸収のため公共事業、失業対策事業等を重点的に行うものとし、その場合当該地域の産業基盤の造成に資するよう配慮する。

六 企業の誘致

大量の離職者に対しその恒久的就業を確保するためには、当該地域に新たな企業を誘致し、産業の育成を図ることが最も有効であることにかんがみ、返還施設の転用については、自衛隊その他の政府関係諸機関等の使用との調整を図り、自衛隊等において必要とするもの以外は、できる限り企業誘致のためである。

この場合国有財産の評価にあたって、次の事情を認められるものは利用効率による低減を充分考慮し、従来の一般的措置にとらわれないこととなく、実情に沿うよう留意する。

- 1 物件の位置、環境等の立地条件が不利である場合
- 2 敷地の規模及び敷地内にある建物及び工作物の配置状況からみて、当該建物及び工作物を利用する上に相当不便である場合
- 3 建物及び工作物の規模、構造等が軍用施設としての特殊性が強くこれがため特に不経済、非能率となる場合
- 4 機械の能力、容量が国内全般の企業規模からみて過大である場合

七 対策の推進

- 1 前各項の対策その他所要の対策を有効適切に推進するためには、当該地域の実情に応じて、対策を計画し実施することが最も適当であるので、関係都道府県に

そのための「駐留軍離職者対策本部」の設置を勧奨する。

2 政府は、各都道府県の駐留軍離職者対策本部における対策の立案実施に対し、特需対策連絡会議において、参与の意見を参考として、その指導、援助及び推進にあたる。そのため同連絡会議に「離職者対策推進本部」を設ける。

3 本対策のための地方公共団体等の負担については、その実情に応じ対策を円滑に実施し得るよう配慮する。

4 本対策推進のため予備費の支出その他必要な予算措置を講ずるものとし、なお必要がある場合には法令の改正をも考慮する。

なお、特需の減少に伴う事態についても、右に準じて処置するほか所要の措置を講ずる。

『年鑑』

昭和三十一年一月一日

〔二一八六〕職業訓練審議室

職業訓練の現状と問題

最近、好景気による理工科系大学卒業生の就職問題等を契機として、職業訓練の問題が重視されつつある。

この問題を長期的に眺めるならば、技術革新に伴う技術者養成対策としてとらえることができる。即ち、最近諸外国においては、原子力産業・電子工業等の新産業が勃興しつつあり、また各種の産業においてオートメーション化が進められている。わが国の産業界が、国際競争に耐えて更に発展を遂げようとするならば、これら新産業の導入、必要な新技術の導入、振興を怠ることは許されない。

そして、これら新技術の導入と経済の拡大とに対応して、必要な技術者の数が飛躍的に増大するであろうことは明らかであり、これら技術者群の長期的養成方策を国家的見地から樹立することは現下喫緊の重要問題といわねばならないからである。

また、この問題をやや短期的に眺めるならば、好景気に伴う技能労働力不足に対する対策の問題としてとらえられよう。造船の好況等による溶接工、或は機械工、車輛工等は最近著しく不足し、一部では熟練工の引抜きさえ行われていると伝えられている。この傾向は、経済の動向とも関連するが、なお当分は持続するものと考えられ、失業者乃至就業希望者の多い現状においては、これら労働力の技能化を図ることは極めて重要な意義を有するものといわねばならない。

更に、現在中小企業の振興が重視されているが、中小企業の技術は、経済的社会的諸要因から低下しつつあり、更に大企業の技術が進歩しつつあるため、技術面における較差が拡大しつつあると伝えられ、一部の識者は中小企業振興対策の一環として技術援助等の必要性を説いており、職業訓練はこの面においても重要な意義を有している。

ここに、職業訓練に関する労働省の施策を概観し、一、二の問題点にふれてみたい。

一 技能者養成

技能者養成制度の目的は、徒弟制度にまつわる弊害を排除し、技能労働力を適正な労働条件以下における労働の過程を通じて育成させることにありとされている。労働基準法は、その第七章において技能者養成について規定し、技能者養成の実施を原則として認可制とするともに、その教習方法、使用者の資格等については命令をもって規制することとしている。一方、実技の教習に際しては、基準法により、女子・年少者及び未熟練者に禁ぜられている危険有害業務に、一定の制限の下に従事させ得る旨が規定されている。労働基準法のこれらの規定のほか、必要な細目事項は、技能者養成規程をもつて詳細に規定されている。

これらの法規の下に、技能者養成は、機械、金属、電気、化学等の基幹産業部門を中心に、繊維、建設その他工芸部門までを含む一二四職種について行われているのであるが、中小規模の事業場においては、設備、資金、指導能力等の点からして単独で養成を実施することが困難なものが多いので、これら中小企業においては、いわゆる共同養成方式がとられている。この方式は、二以上の事業主が共同して関連学科の教習を同業組合その他適当な機関によって行うものであつて、かなり広く行われている。国としても、この方式による技能者養成の振興を図るため昭和二八年以来、その運営費の一部につき国庫補助金（年間約九百万円）を交付している。

次に、昭和三十一年末における技能者養成の実施状況の概略を示せば、技能者養成を実施している事業場は二三、四七四であり、これを規模別にみれば次表のとおりであるが、そのうち二二、七二二（全体の約九七％）が共同養成の実施事業場である。

従業員数	一〇人未満	二〇、七三一（八八％）
	一人〜九九人	二、二六九（一〇％）
	一〇〇人以上	四五四（二二％）
計	二三、四七四	（一〇〇％）

これらの事業場を産業別にみれば、製造業のみで二六、九五七であつて、全体の六七％を占めるが、そのうちの主なものは、衣服及び身廻品製造業約六千五百、家具及び装

備品製造業約二千六百、食料品製造業約千五百となっている。製造業以外では、大工、左官等の職別工事業が七、九一〇に及んでいる。

また、技能者養成工の総数は、五五、一三一名となっており、うち共同養成に係る養成工数は三九、四六九名に達している。これを産業別にみれば、製造業が三九、八二六名で全体の七二%を占めるが、そのうちの主なものとしては、衣服及び家具及び身廻品製造業約五千、機械製造業約三千六百、輸送用機械器具製造業約五千六百、食料品製造業約三千三百等があげられる。製造業以外では、大工、左官等の職別工事業が一、二、六四七名に及んでいる。

なお、これら養成工の指導にあたる技能者養成指導員は、昭和三一年末で三〇、三八五名となっているが、うち共同養成に係る指導員は二四、八〇五名を数えている。

二 職業補導及び監督者訓練

職業補導は、特別の知識技能を必要とする職業に就こうとする者に対し、必要な知識技能を授けるものであって、職業安定法に基づく公共職業補導所及び身体障害者公共職業補導所、失業保険法に基づく総合職業補導所等の施設において実施されている。

公共職業補導所は、労働大臣が都道府県知事をして設置経営させることとなっており、昭和三二年度においては全国二四六カ所に設置され、年間延二万六千人に対して職業補導を実施している。その職種は、機械、自動車整備、溶接、板金等の重工業関係、経理事務、洋裁、和裁、タイプ等の女子に適した種目のほか、木工、建築、織布、陶磁器等地方産業に結びついたもの等合計六九種目に及んでいる。

以上のほか、公共職業補導所においては駐留軍関係労務者の被整理者等を対象として夜間職業補導が行われており、昭和三二年度においては、五五カ所において年間延三千人に対して実施されている。

身体障害者公共職業補導所は、労働大臣が設置し、経営は都道府県知事に行わせるものであって、障害程度が重く、一般の公共職業補導所において補導を行うことが困難である者を対象としている。現在、全国の主要都府県に八カ所設置され、身体障害者に適した義肢製作、洋裁、男子服、時計修理等一八種類の種目につき、年間一、一五〇人に対して訓練を行っている。

総合職業補導所は、失業保険法に基づく失業保険施設として全国二三カ所に設置されている。その種目は、高度の技能者を養成し、経済興隆に資する見地から、主として工業部門の生産力に直結する種目に重点がおかれ、昭和三二年度においては、溶接、機械、板金等二七種目について年間約四千人に対して訓練を行っている。

これらの職業補導所を終了した者は、そのうち約九〇%が就職しているが、他人に雇われた者の約七割は従業員五十人未満の中小企業に就職している。

次に、労働省は、昭和二四年以来監督者訓練に関し、技術援助を行ってきた。これは米国より導入されたT W I方式によるものであって、その優れた効果の故に昭和二九年末までに約三、八〇〇の事業場において採用されるところとなっている。労働省は、本省及び都道府健にこの訓練の専門家を配置し、普及に努めた結果、昭和三一年六月末までに訓練を受けた監督者の延数は四一万三千、養成された監督者訓練員（監督者に対する訓練を行い得る者）は約六千にも及んでいる。

三 問題点

これらの職業訓練については、従来各方面から批判が加えられている。

例えば、職業補導については、施設と指導員の貧弱さ、及びこれに伴う補導生の技能度の低さ等が指摘されているが、この点は従来職業補導が失業対策として考えられていた関係上やむを得ないことであつたと考えられる。今や、総合職業補導所の優秀な施設が逐次完成しつつあり、昭和三一年度予算以来の人員費予算の増額により、指導員の問題も漸次改善されつつあるとはいえ、新時代の技能労働力充足のために充分な状態であるとはいえない。

一方、技能者養成に関しては、いろいろの批判があるが、特に大きな問題としては、技能者養成の単行法の問題があげられよう。この問題は、かなり以前からとりあげられており、労働基準法に基づく技能者養成審議会においても、昭和二九年二月二十七日、技能者養成規程が全面改正された際の諮問に対する答申の附帯意見として技能者養成を単行法化するべきであるとの意見を提出している。最近においては、昨年一二月日経連が国会及び政府関係機関に対して提出した「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」の中にも同趣旨の意見がみられる。即ち、現行の技能者養成制度は、監督的立場から構成されているため、養成工の数も少く、満足し得る状態にないので、技能者養成を積極的に助長する建前の単行法を制定すべきであるとしている。この意見においては、このほか中小企業のために国又は地方自治体が有力な技能者養成施設を設けること、指導員の養成所を設けること等を提案している。

ともあれ、技能者養成も、職業補導もそれぞれ監督行政、職業安定行政の立場から構成され、それぞれの行政分野において重要な役割を遂行してきたことはいうまでもないが、新しい時代の要請に応ずるためには、この際むしろこれらの諸制度を打って一丸とする総合的な職業訓練制度の必要が痛感されるのである。政府としても、このような考

えから去る八月二十七日閣議決定をもって労働省に臨時職業訓練制度審議会を設け、新しい職業訓練制度のあり方について検討を願っているところであるが、技術革新の時代に対応する技能労働力養成方策こそ経済自立諸施策の重要な一環として現在最も重要な問題となりつつある。

『時報』

昭和三十二年一月二二日

〔二一八七〕 科学技術庁意見

職業訓練要綱案に対する意見

- 一、学校教育との関連において職業訓練が振興されることが望ましい。
- 二、職業訓練の実施に当っては関係省庁間の密接な協調が望ましい。
- 三、共同職業訓練に呈する特別な助成措置が望ましい。
- 四、職業訓練法において技能検定を規定することは、適当でない。

『デジ』

昭和三十二年一月二五日

〔二一八八〕 雇用審議会答申

諮問第一号に対する答申

昭和三十二年九月二五日諮問労働第一号に対し、別紙のとおり答申する。
なお引き続き審議を行い、雇用失業情勢の推移にかんがみて必要に応じ意見を提出する。

昭和三十二年一月二五日

労働大臣 石 田 博 英 殿

雇用審議会会長 有 澤 廣 巳

今春以来実施されている国際収支改善のための総合対策は、前年度にみられた生産活動や雇用量の大幅な上昇傾向を停止させた。

最近においては、離職者数は既に前年を上廻っているほか、登録日雇労働者の増加、労働市場の需給の悪化、臨時日雇を中心とする雇用の収縮等雇用情勢悪化の傾向があらわれはじめています。

一方、過ぐる好況期にあらわれた臨時工の増加、機械工業等景気変動の影響の大きい産業分野における雇用の増加、登録日雇労働者数の停滞等の問題は、失業情勢を直ちに

悪化させる要因としてあげることができる。このほか、駐留軍の撤退に伴い関係労働者の解雇が大量に行われつつある等当面する雇用失業情勢は楽観し難い事態となっている。本年八月末閣議決定をみた「昭和三三年度経済運営の基本的態度」によれば、来年度においても本年度と同様の経済政策が続けられるものと認められ、労働力人口の増加を考えるとき、雇用失業問題は今日より一層困難なものとなると予測される。

政府は、右の経済政策の遂行にあたっては、道路、住宅建設等の公共事業による雇用の機会の造出にできる限り努力を払うとともに、当面次の諸施策を強力に進めることが必要である。

第一 失業発生の防止について

一、超過労働時間の短縮

労働時間の短縮を行うことは、生産コスト、労働者収人等に影響するので慎重な検討を要するが、雇用失業の問題が緊急の課題となっている現状においては、さし当り次の措置を行い、失業の発生をなるべく少くするように努めるべきである。

1 労働基準法に定める基準をこえる労働時間の延長については、労使が延長時間を協定して行うように適正な監督をするとともに協定に基づくものであっても、所定外労働時間が著しく長くなっているものについては、これを短縮するように指導すること。

2 常用労働者の長い所定外労働時間をそのままにして、臨時労働者等身分の不安定な労働者を解雇することのないよう労使に勧奨すること。

なお前号及び本号の措置を有効に確保するための方策については、これらの措置をとりつつ、労使の協力を得て検討すること。

3 短期間の後に再雇用する条件を付した解雇を実施している場合があるが、労働時間の短縮、休日の増加を行うことによつて、このような事態をできるだけ回避するように勧奨すること。

なお、技術革新と生産性向上の著しい企業においては、特に賃金の関係を考慮しながら所定内外労働時間短縮の問題について労使が検討するように勧奨すること。

二、中小企業における雇用の安定

中小企業は、一般的に存立の基盤が不安定のため、金融引締政策の影響を受け易く且つ、親事業者、問屋等から不当なしわ寄せを受ける場合もあつて、今後従業者の解雇あるいは企業の倒産というような事態の発生をみるおそれが多い。

中小企業の組織の有効な運営について指導するほか、次の対策を行い、中小企業における雇用の安定をはかる必要がある。

1 親事業者の中小下請業者に対する支払条件の改善等をはかるため、下請代金支払遅延等防止法の運用を強化するとともに同法の改正についても検討を行うこと。

2 中小企業の所要資金を確保するため、中小企業専門金融機関の内容充実をはかるほか、信用保証、信用保険事業の拡充をはかること。

なお、企業診断の結果を生かすための融資については、特別の配慮を加えること。

3 手形の不渡が中小企業経営の障害とならないように、手形制度の秩序維持に努めること。

なお、中小企業のうちには、貿易に依存するものが多いので、輸出振興のため一層の努力を払い、特に中共その他アジア諸地域との貿易拡大の施策を講ずる必要がある。

第二 失業対策について

一、失業保険制度の改善

失業者の生活保障は、本来失業保険給付によってはかるべきものであるから、失業保険制度の適用範囲を拡大することが肝要である。当面制度の運用について次の改善を行うほか、右の方針のもとに、そのための準備を進める必要がある。

1 失業保険の適用を当然にうけるべき事業所でありながら適用もれとなっている事業所が未だ残っていると推測されるので、その根絶を期すること。

なお、事業所が適用されていても、いわゆる臨時工、社外工等で適用もれとなつていいる者があるので同様の措置を講ずること。

2 雇用人四人以下の事業所等失業保険の適用が任意とされている事業所については、積極的に適用を勧奨すること。

3 日雇失業保険金の給付については、一定日数の待期を要することとなつていいるが、日雇労働者の生活実態にかんがみてその短縮をはかること。

二、失業対策諸事業の改善

失業対策諸事業の運営の現状をみるに、新たな離職者の失業対策としては実効が乏しく、現下の労働市場状況では一般雇用に復帰することの困難な失業者層の対策に偏つていいると認められ、失業対策審議会が昨年一月二二日に行つた答申の趣旨

に従つて改善すべき必要性が一層高まつていいる。失業者の増加に備えて対策諸事業の事業量を増し、失業者吸収量を増大させることは勿論であるが、事業の運営については、次の事項に重点をおきつつ改善に努める必要がある。

1 特別失業対策事業の施行を失業情勢に応じ、一般失業対策事業の施行とあわせて計画的に行うものとし、事業費財源、事業費単価、施行主体等でこの運営を阻害する事項があればこれを改めること。

2 失業者の労働意欲、労働能力を維持保全するためには、事業効果の高い事業が望ましい。この見地から特別失業対策事業の失業者吸収量を一層増加させるべきであるが、その不足を補うため暫定的には、一般失業対策事業のうちにも比較的資材費の多い事業を計画し、同事業が失業者の能力に応じた適切な事業の施行ができるようにすることも必要である。なお右に伴い、事業の管理組織を確立し、知識層失業者の吸収をはかること。

3 失業者の能力に応じた就業を確保するには、右のほか職業安定所の簡易職業紹介として取扱われている臨時又は日雇の技術、技能労働の需要に対しても、失業対策諸事業の就労者が就業できるようにすることが望ましい。簡易職業紹介の実態を十分に把握し、この制度を検討した上右の運営を考慮すること。

三、駐留軍離職者等の対策

米軍撤退に伴い、駐留軍労務者からすでに大量の離職者が発生していいる。離職者対策の実施にあつては、離職者が国の雇用人であつたことにかんがみ政府部内における再雇用について特段の考慮を払うとともに、失業対策としては、失業者の労働力の質、発生の地域及び失業の量に応じてたてるべきものであるという方針のもとに所要の予算を確保し、実施の時期を失することなく、次の事項に特に留意して行うことが必要である。

1 駐留軍労務者の年令構成が特に高年令層にかたよつていいるわけではないから、技術、技能の再教育によつて、再就職を促進するように、労働者を積極的に指導するとともに、職業補導、職業紹介機能を拡充強化してこれに応ずること。

2 離職者の発生地域周辺において、労働需要の乏しい場合が多いので広域職業紹介を積極的にいいる、且つ、その効果をあげるため労働力需要地における労務者住宅の確保を一般公営住宅の建設あるいは産業労働者住宅資金融通法の活用によつてはかるほか、離職者の就職地での臨時の居住施設の設置等の措置を行うこと。

3 離職者の発生地域において、産業育成の基盤があるときは、離職者の再就業を促

進するため、立地条件の整備のための事業の施行を行うほか地方公共団体の行う企業誘致その他の措置について積極的な指導援助を行うこと。

なお、特需産業の離職者、石炭鉱業、塩業の合理化に伴う失業等失業多発地域における対策も右の趣旨に準じて行うことが適切である。

また、失業者の多発地域において行われる失業対策諸事業、職業補導事業等の経費については、地方公共団体の財政事情にかんがみて、高率の国庫補助を行う必要がある。

第三 職業安定機関の強化について

一、機能の向上

離職者の増加に伴い職業安定所の円滑な活動が要請されるが、上記の諸施策を進めるためにも、職業安定所の果すべき役割は大きい。しかるに今日すでに施設が甚だ不備な状況にあるため、業務活動に支障を生じている場合があり、全般的な職員不足は、職員を過労に陥れている。同所が今後負荷される任務を遂行するためには、次の措置を行う等格段の強化刷新を必要とする。

1 求人者、求職者との面接、失業保険の認定給付等の対人業務を円滑に行い得るよう老朽、狭隘な庁舎を改善し、また需給結合の促進、求人開拓の実施、失業対策事業の適切な運営等のため機動力を附与し、通信等の運営費を増額すること。

5 求人者、求職者に対する雇用安定に必要とする専門的な指導、援助がないがしるになるが如きことのないよう職員の適正な負担に配慮しつつ職員の充実をはかること。この際には、量的な増加のみならず、職員講習施政を常置して教育を行う等資質の向上をはかること。

なお、特別の経歴、事情のもとにある婦人に対しては、その実情に応じ、職業相談、職業指導を行うように特に配慮すること。また、職業補導所については、適格な指導員の不足、補導用機械設備の老朽等が認められるので、改善する必要がある。

二、機構の再検討

職業安定機構の現状は、労働力の供給過剰を常態とする関係もあって、労働力の需給調整、労働市場の組織化等職業安定機関に要請される任務に応え得るようになっていないといえる。

この際のごとき配慮が必要であると考える。

1 六大都市においては、求人求職の申込が二以上の職業安定所に重複して行われることが多く、職業安定所の管轄区域をこえた労働力需給の結合が常態となつて

いる。労働市場を一体とした求人求職の連絡斡旋が迅速円滑に行えるよう業務処理機能を整備するほか職業安定所の取扱職種等についての専門的機能の充実を図ること。

2 労働市場の状況を考慮して職業安定所の管轄区域の再検討するとともに、労働市場の組織化の観点から、市町村に職業安定所駐在員を置く等の措置を検討して職業安定機関の拡充を図ること。

第四

その他の措置

職業訓練、最低賃金の問題等、現に検討が進められており、施策として近く実施される機運にあるが、これらの施策の実施は、労働力需給状態、就業状態等に影響するところが少なくない。次に掲げる事項について特に留意することが必要である。

一、職業訓練制度

職業補導、技能者養成等現に行われている施策について、これらを一層有効適切ならしめるため、再検討することは必要であると考えるが、その際には、将来の技術、技能者の需要、現在及び将来の労働力供給事情並びに学校の職業教育等の制度との関連をも十分考慮して行うべきであること。

二、最低賃金制度等

1 最低賃金制度を実施する場合には、就業状態の現状からして、この制度の目的が損われないように家内労働についても規制するように配慮すべきであること。

2 労働力人口の老令化、高年令層の増加等の趨勢にてらし、国民年金制度の確立を行うことは急を要するが、その対象、給付の程度等の検討に際しては、雇用問題との関連を十分に配慮すること。

なお、常用雇用者と同様の労働に従事していながら、臨時あるいは、日雇の雇用形態で雇用されている者の問題は、(1)常用雇用者と同様の労働条件を享受し得るようになること。(2)失業保険その他社会保険の適用を厳格にすること。等の措置をとりつつ積極的にこれを解決するように努めること。

三、海外移住

海外移住の規模は逐年拡大しているが、海外移住振興の見地から見た場合これに関する施策の現状は必ずしも適切とはいえない。海外移住政策の基本的方針を確立するほか、諸施策の改善に一層の努力を払うこと。

『行政三』

昭和三十三年十二月六日

〔二一八九〕臨時職業訓練制度審議会

職業訓練制度の確立に関する答申

臨時職業訓練制度審議会議長 内田 俊一

労働大臣 石田 博 英 殿

昭和三十三年九月十二日労働省発総第三十二号による諮問について審議の結果、
職業訓練制度の確立に關し別紙のとおり答申する。

最近、産業界においては、高度の技能を必要とする生産分野の拡大に伴い、近代的技能労働者の確保が強く要請されているが、労働市場の現状は、膨大な完全失業者と不完全就業者をかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用及び生産の隘路ともなっている。

また、労働者の技能水準の向上が産業の振興と労働条件の向上の基盤をなすものであるにもかかわらず、現状は、これがための政府の施策においてもまた企業の努力においても欠けるところが多く、このことは、特にわが国産業構造上重要な地位を占める中小企業において著しい。

欧米諸国においては、職能組合の発達と相まって、早くから職業訓練制度が確立されており、技能労働者の養成確保のために、多額の経費を投じ多大の努力を払いつつあるのに比べて、わが国は著しく立ち遅れているといわざるを得ない。最近、科学技術教育の振興が叫ばれているが、産業の進歩発展のためには、これと併行して、職業訓練によつて生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保等を図ることが緊急の要務である。

本審議会は、このような実情にかんがみ、従来の技能者養成、職業補導、監督者訓練等の諸制度を根本的に再検討するとともに、技能水準の向上のための具体的方策について慎重な審議を重ねた結果、左記により総合的な職業訓練制度を確立すべきであるとの結論に達した。政府は、速かに法制的、予算的措置を講じてこれが実現を図られるよう要望する。

記

一 職業訓練の目的

職業訓練の目的は、労働者に対し、その職業に必要な技能とこれに関連する知識を

系統的に教習し、産業に必要な近代的技能労働者の養成確保を図ることにある。

二 職業訓練の原則

(一) 職業訓練計画の策定

職業訓練は、産業界の要請と雇用労働情勢の推移とに即応して行われなければならないものであるから、政府は、全体的な経済及び雇用計画の上になつて、政府及び企業の行う職業訓練について長期及び年次の総合的な計画を樹立し、これに基いて諸般の施策を行うことが必要である。

(二) 職業訓練における総合性の確保

政府の行う職業訓練と企業の行う職業訓練とは、いずれもその態様において同様であり、また、その目的において近代的技能労働者の養成という点において統一されるべきものであるから、これが実施については、次の要領により、一元化された方針と計画の下に系統的に一貫した職業訓練が行われるよう措置して、職業訓練の総合性を確保すべきである。

イ 職業訓練の基準の設定と教習資料の作製

政府は、職業訓練を最も効果的のものにするため、その準拠すべき基準（職業訓練の課目、時間、方法等）を設定し、これに関連する教科書、教材等の教習資料を作製することが肝要である。この場合、これらの基準及び教習資料は、政府及び企業の行う職業訓練の両者について、できるだけ共通なものとするとともに、企業の行う職業訓練の自主性を害わないよう考慮することが必要である。

ロ 職業訓練指導員の資格とその養成

職業訓練の実効をおさめるためには、優秀な指導員の確保を図ることが最も肝要であるが、現状においては、その質、量ともに十分とはいい難いので、その待遇改善と相まって、積極的にこれが養成を図るとともに、指導員に対する研修制度を設け、権威ある免許制を確立する必要がある。

なお、職業訓練指導員の資格は、政府及び企業の行う職業訓練の両者について共通なものとするべきである。

三 政府の行う職業訓練の推進

失業者及び未就業者に対し、政府が自ら必要な職業訓練を行い、その就職を促進するとともに、産業界の要請する技能労働者の養成を図ることは極めて重要である。このため、政府は、都道府県に一般の職業訓練所及び総合職業訓練所を、中央に中央職

業訓練指導所を設け、政府の行う職業訓練を強力に推進するとともに、できる限りこれらの職業訓練の施設を企業の行う職業訓練のために提供し、また、企業の委託を受けて職業訓練を行う等により、企業の行う職業訓練の援助と振興を図ることとすべきである。

(一) 一般の職業訓練所

一般の職業訓練所においては、主として失業者及び未就業者に対し、その就職を容易にするための短期かつ基礎的な職業訓練を行うものとする。

右の訓練においては、その訓練を受けた者が就職した後企業の行う職業訓練の課程において、引き続き訓練を受けることができるよう、その内容についてできる限り企業の行う職業訓練との調整を図るべきである。

なお、一般の職業訓練所の訓練については、企業との連携を一そう緊密にし、訓練を受ける者を工場事業場において実習させる等の方法を講じて、直ちに企業に役立つ技能労働者を養成するよう努めることが必要である。

一般の職業訓練所には現在の公共職業補導所をあてることとし、右の方針に従って、訓練種目、訓練内容等について再検討するとともに、施設の拡充、指導員の充実に、訓練定員の増加等の措置を講ずる必要がある。

(二) 総合職業訓練所

総合職業訓練所においては、

イ 失業者及び未就業者に対する職業訓練のうち主として一般の職業訓練所において実施することの困難な特殊な技能職種について一般の職業訓練所の例によって職業訓練を行い、

ロ 事業主から委託を受け、その雇用する労働者に対する職業訓練を行うほか、都道府県における職業訓練センターとしての機能を行わせるものとする。

総合職業訓練所には現在の総合職業補導所をあてることとし、その都道府県におけるセンターとしての性格からして、少くとも一都道府県に一所を設けるよう早急に整備すべきである。

(三) 中央職業訓練指導所

中央職業訓練指導所においては、

イ 職業訓練の基準、教科書、教材等の作製、技能検定のための技能の測定及び評価等についての調査研究を行うとともに、

四

ロ 職業訓練指導員の養成及び再訓練を行うものとし、

ハ これらの業務を行うために必要なモデル職業訓練所を附設するものとする。

企業への職業訓練の振興

企業の行う職業訓練は、本来企業の創意と責任の下に行われるべきものであって、国は、これに対し積極的な援助指導を行う責務を有するものである。よって、この際労働基準法に基く従来の技能者養成制度を脱皮し、新たに次の措置を講じて、企業の行う職業訓練の振興を図るべきである。

(一) 共同職業訓練の助長

中小企業においては、職業訓練を行う場合、単独では適切な施設と指導員を確保することが困難なため、団体を組織し、共同して職業訓練を行わざるを得ない場合が多い。従って、中小企業における職業訓練の振興を図るためには、このような共同職業訓練に対して積極的な指導と援助を行い、これを育成する必要がある。

右の共同職業訓練を行う団体については、職業訓練を当該団体の責任において統一的に行わせることによつて、これを企業の行う職業訓練について事業主とみなし、これに対して政府の援助を与えることとすべきである。この場合、右の団体に対しては、なるべく公益法人の資格を取得させるように指導することが適当である。また、商工組合、事業協同組合等についても、共同職業訓練を行う団体として、これを活用し援助すべきである。

(二) 補助金制度の確立

中小企業における職業訓練については、その経済的負担力の乏しい点にかんがみ、政府は、これに対し、その経費について補助金を交付する制度を確立し、積極的にこれが援助育成を図るべきである。

また、地方公共団体においても、職業訓練を援助することによつて、当該地域における産業の振興と労働条件の向上とをもちたることができるとにかんがみ、積極的にこれが育成助長を図るべきである。

(三) 課税に対する特別措置

職業訓練は、学校教育と並んで国の重要施策であるにもかかわらず、税制の面においては何らの特例も認められていない現状であるが、少くとも企業において専ら職業訓練の用に供する固定資産については、教育施設におけると同様に、固定資産税及び不動産取得税を免除することとし、また、法人税又は所得税の課税に当って

は、職業訓練に関する寄附金を損金として取扱うほか前記の固定資産の償却について特例を認める措置を講ずべきである。

(四) 政府の職業訓練施設の開放利用

企業の行う職業訓練の隘路の一つは、職業訓練施設の不足であり、このことは、特に中小企業における共同職業訓練の場合に著しい。従って、政府は、その職業訓練施設を企業の行う職業訓練のために開放し、利用させるとともに、共同職業訓練を行う団体等の委託を受けて、関連学科、基本実技等の訓練を行うことが必要である。

(五) 企業の職業訓練施設の利用

中小企業における職業訓練施設の不足を補い、また、政府の行う職業訓練を企業と結びつけることによって、職業訓練の最も効果的な推進を図るため、企業の有する職業訓練施設を活用することとし、企業をして自ら必要とする職業訓練のほか、政府又は中小企業の委託を受けて、職業訓練を行わせる方途を講ずることが必要である。

(六) 教習資料の提供と指導員等の派遣

個々の企業が、職業訓練の各課目について教科書、教材等の教習資料を整備することは極めて困難なことであるから、政府は、実地に役立つ模範的な教科書、教材等の教習資料を製作して、これを提供するとともに、訓練方法等について実地に指導を行うため、政府の行う職業訓練施設の指導員その他の職員による巡回指導の制度を設けるべきである。

(七) 職業訓練に関する当事者の責務の明確化

職業訓練を行うに当っては、事業主と訓練を受ける者とは、労働契約において、職業訓練に関する各々の責務を明確にしておくことが必要であるが、現在はこれが殆んど行われていないため、職業訓練がとかく形式的に流れる嫌いがある。今後において、労働契約中に職業訓練についての当事者の責務を明確に規定し、これを履行させるよう指導することが必要である。

(八) 企業の行う職業訓練に対する認定制度の採用

企業の行う職業訓練は、本来企業が自主的に行うべきものであるが、政府は、これを最も効果的かつ系統的に行わせるよう指導することが必要である。

政府は、このため合理的な職業訓練の基準（二の（ロ）のイ）を定め、できる限り企

業の行う職業訓練をしてこれに準拠させるよう積極的に勧奨し指導するとともに、右の基準に準拠した職業訓練を行うものについては、認定制度を設けて公けにこれを証明することとし、認定を受けたものについては、これを補助金の交付、課税に対する特別措置、政府の職業訓練施設の利用、教習資料の提供等の積極的な援助の対象とし、企業の行う職業訓練の育成助長を図るべきである。

また、右の認定を受けたものについては、労働基準法に定める労働条件の特例の適用を認め、職業訓練が円滑に行われるよう措置することが必要である。

(九) 手続の簡素化

職業訓練に関する認定その他の手続は、できる限り簡素にすることとし、特に共同職業訓練を行うものについては、当該団体の名において一括して所要の手続をとることができるよう措置することが望ましい。

なお、職業訓練を振興するための法律と労働基準法の両者に関連する諸手続についても、これを調整して簡略にするよう措置する必要がある。

五 職長等に対する職業訓練の推進

職長、指導員等工場事業場において従業員の指導監督に当る者に対する職業訓練については、最近特にその重要性が認識されるに至り、大企業においては既に広く実施され、相当の成果を収めているが、中小企業においては未だ殆んど実施されていない状況であるので、民間団体の活動と相まつて、政府は、特に中小企業に対して積極的にこの種の訓練についての援助を行うとともに、企業の要請に応じ、自らこれを実施してその普及を図るべきである。

六 技能検定制度の確立

職業訓練の成果である技能の検定を行うことによつて、労働者の技能習得意欲を増進させ、その技能をたかめ、もつてわが国産業における技能水準の向上を図ることが特に必要である。欧米諸国においてもその殆どが職業訓練制度との関連において技能検定制度を設けている現状からみても、総合的職業訓練制度の一環として技能の国家検定制度を創設することが必要である。

(一) 国家検定の実施

技能検定によつて労働者の技能及び知識を判定するに当つては、その判定の基準が全国的に統一されたものであり、かつ検定が公正に実施されることが肝要である。さらに、わが国の実情よりして、技能検定を権威あるものとするためにもこれを国

家検定として実施することが適切である。

なお、右の検定については、現に他の法律によって実施されている各種の資格検定又は試験制度との調整について十分な考慮を払うことが必要である。

(二) 検定の程度

技能の水準は、職種によつて異り、その測定は科学的実証的研究にまたなければならぬが、技能検定は、諸外国においても、通常一人前と認められる熟練工の有する中等度の技能について行われ、さらに上級の技能について検定を行うことが通例であるが、技能の程度の区分が明確でないが国の実情よりすれば、職種に応じて初級、中級、上級等の段階に分けてこれを実施することが適切である。

(三) 検定の対象

技能検定は、職業訓練制度の一環として行われるものであるから、原則として職業訓練を修了した者を対象として行うべきであるが、わが国産業の技能水準の向上という見地から職業訓練を修了した者以外の者についても、一定の経験と資格を有する場合は、受験の機会を与えることとすべきである。

(四) 技能検定合格者に対する措置

技能検定に合格した者に対しては、技能証明書を交付するとともに、技能士の名称を与えて、その社会的地位の確立を図ることが適当である。

なお、職業訓練指導員の資格については、技能検定合格者について十分な考慮を払うことが必要である。

(五) 技能検定審議会等の設置

技能検定制度を円滑適正に運営するためには、検定を行うべき職種の決定、技能検定の基準の設定、検定の方法等技能検定に関する基本的事項を公正かつ合理的に決定するため、中央に学識経験者及び関係行政機関の職員を以て構成する技能検定審議会を設置し、また、技能検定の実施については、専門の技能及び知識を有する者の中から技能検定委員を委嘱してこれに当らせることとすべきである。

(六) 民間団体の協力

技能検定の実施については、適当な産業団体、科学技術団体等を積極的に活用し、その協力を得て検定の円滑な実施を図るよう考慮する必要がある。

七 職業訓練審議会の設置

職業訓練を振興し、その目的を達成するためには、中央及び地方に、労、使及び学識経験者を以て構成する職業訓練審議会を設け、その審議によつて、職業訓練制度の実情に即した円滑な運営を図ることが必要である。

八 職業訓練実施の勧告

特定の産業又は職種における技能労働者が著しく不足すると認められる場合、又は当該産業又は職種に係る職業訓練が著しく低位にあると認められる場合は、政府は、職業訓練審議会の議を経る等慎重な手続の下に、関係産業団体等に対し、訓練の実施又は拡充を勧告する措置を考慮する必要がある。

九 学校教育と職業訓練との連携

職業訓練は、主として応用的実地の訓練を目的として行われるものであるが、その教育内容には学校における教育と関連するところが多いので、特に定時制高等学校及び通信教育については、労働者の二重負担をさけるなどの見地から、両者間において一層緊密な連携いと調整を図るため適切な方途を講ずることが必要である。

十 行政機構の整備拡充

職業訓練は、以上のような総合的施策の下にその充実と伸展を図るべきものであるから、これが運営に当る行政機構については、この際、構想を新たにし、総合的職業訓練行政を強力に推進し得るようこれを拡充強化するとともに、行政の一元的運営を図ることが極めて肝要である。

十一 予算の充実

職業訓練が真にその成果をあげ得るか否かは、政府が財政措置を十分に行うか否かにかかっている。この際、政府は、職業訓練の振興が雇用の促進、中小企業の振興、ひいては経済の興隆の基盤をなすものであることにかんがみ、所要予算の画期的充実に図ることが極めて肝要である。

十二 職業訓練法の制定

以上のように、政府及び企業の行う職業訓練、技能検定等に関する諸施策を総合的かつ強力に推進するため、この際、職業安定法及び労働基準法中の関係条項を含め職業訓練を振興するための法律（職業訓練法）を速かに制定することが必要である。

昭和三十三年二月二八日

〔二一九〇〕労働大臣、衆議院社会労働委員会にて説明

職業訓練法案提案理由

ただ今議題になりました「職業訓練法案」につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近、産業界におきましては、高度の技術を必要とする生産分野の拡大に伴って、技能労働者の確保が強く要請されて参つて居るのでありますが、労働市場の現状をみまするに、約五十万に及ぶ完全失業者と多くの不完全就業者をかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用と生産の両面における隘路ともなつて居る実情であります。

また、労働者の技能水準の向上は職業の安定、労働者の地位の向上とともに産業の振興の基盤をなすものでありますが、このために必要な職業訓練の諸制度についてみますと、一部のものを除いては、必ずしも十分とはいひ難く、なかなずくわが国の産業構造上重要な地位を占める中小企業において著しく低調に終始している現状にあるのであります。この点欧米諸国におきましては、職能組合等の発達と相まってつとに職業訓練及び技能検定の制度が確立されており、政府及び民間においても、技能労働者の養成確保のために多大の努力が払われているのであります。これに比較いたしますとき、わが国の現状は著しく立ち遅れているといわざるを得ないのであります。最近、科学技術教育の振興が叫ばれておりますが、産業の進歩発展のためには、科学技術教育と並んで、労働者の技能を向上させるための職業訓練を系統的に行ふことによつて、生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保を図ることが緊急の要務と考へるのであります。

労働省におきましては、従来職業安定法に基き、求職者に対する職業補導を行う一力、労働基準法によつて、事業主が行う技能者養成の指導援助を行つて参つたのであります。以上の実情にかんがみ、この際これらの諸制度について再検討を加えて職業訓練を一層充実させるとともに、さらに技能検定制度を設けて労働者の技能水準の向上を図る等により総合的な職業訓練制度を確立する必要を痛感するに至つたのであります。このため、さきに閣議決定に基いて設置されました臨時職業訓練制度審議会の答申を十分尊重し、その意見に基いて、所要の規定を整備することとし、この法律案を提出することと致しましたのであります。次にその内外の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、職業訓練法の目的として以上申しあげました趣旨を規定致しますとともに、公共の機関が行う職業訓練と事業主の行う職業訓練とが系統的に実施されること及び職業訓練と学校教育等との密接な連携を図ることを明らかにすることと致したのであ

ります。

第二に、公共の機関が行う職業訓練につきましては、現下の雇用及び失業の情勢に對処し、無技能労働者に対して訓練を行うことによつてその就職の促進を図るとともに、事業主の行う職業訓練に対する援助を積極的に行う趣旨のもとに、都道府県が設置する一般職業訓練所及び労働福祉事業団が設置する総合職業訓練所等において行う職業訓練に関する事項について必要な規定を設けることと致したのであります。

次に、事業主がその雇用する労働者に対して行う職業訓練につきましては、国及び都道府県が積極的に必要な援助を行うよう努める旨を規定するとともに、職業訓練に関する合理的かつ効果的な基準を設けて職業訓練の効果を最大限に確保せしめることと致したのであります。

特に中小企業に対しましては、その職業訓練が円滑に行われるように共同職業訓練の方式を認め、かつ積極的にこれを助成することと致しました。

第四に、職業訓練指導員につきましては、その資質の如何は職業訓練の成果を左右する重要な要素であることにかんがみまして、これに関する免許及び試験制度を定め職業訓練指導員の資質の向上を図ることと致したのであります。

第五に、諸外国における職業訓練制度の例にならつて、職業訓練を修了した者を中心として労働者の技能の検定を行うことによつてその技能の向上に資することと致したのであります。技能検定は、二つの級に分けて、実技試験及び学科試験によつて行うこととし、技能検定に合格した者は技能士と称することができることなど技能検定について必要な規定を設けることと致したのであります。

以上のほか、労働省及び都道府県に設置する職業訓練審議会に関する事項について規定を設けるとともに、職業訓練及び技能検定に関する行政を一元的に行わせるため、労働省に職業訓練部を設置することとし、これに伴う労働省設置法の改正その他この法律の制定に伴う経過措置並びに他の法律との調整等について所要の規定を設けることと致したのであります。

以上この法律の制定理由並びに法律案の概要を御説明申しあげたのであります。何とぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

『解説』

昭和三十三年三月三十一日

〔二一九一〕衆議院社会労働委員会修正事項

職業訓練法案に対する修正事項

- 一 公共職業訓練を受ける求職者に対する手当（第十一条第二項）は、身体障害者職業訓練所において職業訓練を受ける求職者のみならず、一般訓練所において職業訓練を受ける求職者にも支給することができるものとする。
- 二 市町村等の行う職業訓練について第十一条の次に一条を設け、「市町村、民法第三十四条の規定による公益法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人が職業訓練を行う場合に、労働大臣の認可を受けたときは、その職業訓練は公共職業訓練とみなし、この場合求職者に対して行われる職業訓練は無料とする」旨規定すること。
- 三 中央職業訓練審議会（第二十九条）は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者を以て構成することとし、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、同数とすること。

中央職業訓練審議会には、関係行政機関の職員のうちから労働大臣が任命する特別委員をおくことができるものとし、特別委員は議決に加わることができないものとする。

『解説』

昭和三十三年四月二一日

〔二一九二〕次官会議申し合せ

失業者多発地域対策について

失業者多発地域については従来からこれが対策を講じて来たのであるが、昭和三十三年度においても、駐留軍の撤退および特需の減少並びに石炭鉱業の合理化および製塩施設の合理化の進捗に加えて、昨年来実施して来た国際収支改善のための経済調整の進行にともない、失業者が集中して発生することが予想されるので、これら失業者多発地域の实情に応じてその対策に万全を期するため次の措置を講ずるものとする。

- 一、職業訓練の拡充実施、就職あっ旋とくに広域職業紹介の強化等諸般の措置により失業者の再就職を促進すること。
- 二、公共事業等の建設的事業を重点的に実施し、失業者の積極的な吸収に努めるとともに、産業立地条件の整備をはかり、当該地方経済の振興による雇用機会の増大を期すること。
- 三、以上の措置によっても、なお就職できない失業者に対しては、一般失業対策事業

等を機動的に実施することによりその吸収を期すること。

『行政三』

昭和三十三年四月二二日

〔二一九三〕参議院職業訓練法附帯決議

職業訓練法附帯決議

職業訓練の振興を図るためには、学校教育との重複を避けるとともに、密接な関連のもとに行うことが肝要である。特に職業訓練をうける青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減することが必要である。

よって政府は速かに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

『解説』

昭和三十三年四月二二日

〔二一九四〕労働大臣閣議報告

失業者多発地域対策について

失業者多発地域については従来からこれが対策を講じて来たのであるが、昭和三十三年度においても、駐留軍の撤退および特需の減少並びに石炭鉱業の合理化および製塩施設の合理化の進捗に加えて、昨年来実施して来た国際収支改善のための経済調整の進行にともない、失業者が集中して発生することが予想されるので、これら失業者多発地域の实情に応じてその対策に万全を期するため次の措置を講ずるものとする。

- 一、職業訓練の拡充実施、就職あっ旋とくに広域職業紹介の強化等諸般の措置により失業者の再就職を促進すること。
- 二、公共事業等の建設的事業を重点的に実施し、失業者の積極的な吸収に努めるとともに、産業立地条件の整備をはかり、当該地方経済の振興による雇用機会の増大を期すること。
- 三、以上の措置によっても、なお就職できない失業者に対しては、一般失業対策事業等を機動的に実施することによりその吸収を期すること。

『行政三』

昭和三十三年四月二八日

(二一九五) 中央教育審議会から文部大臣へ答申

勤労青少年教育の振興方策について(抄)

本審議会は、勤労青少年教育の振興方策について、特別委員会を設けて審議を行なつて得た結果に基づき、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

勤労青少年教育の目標とするところは、すべての勤労青少年に対し、有効適切な教育の機会を与え国家社会の有為な形成者として必要な知識や一般的教養を育成するとともに、有能な職業人として産業界の要請にこたえるにたる産業技術の能力を付与することにある。

しかし、勤労青少年の生活実態、志望、能力、特性あるいは地域社会の要請等は各種各様の勤労青少年教育機関が相互に関連をもちつつ多数に必要であることはいうまでもない。しかるにわが国においては、現在義務教育終了後高等学校の通常の課程に進学しない青少年は毎年約百万人を数え、また、高等学校卒業後昼間の大学に進学しない者は毎年数十万人に及んでいるが、これら勤労青少年に対する教育機関はその数および配置等が必ずしも満足な状態でないため、なおなら教育の機会を得られない勤労青少年が多数残されている。また、これら教育機関はその種類、課程、教育内容、施設設備、教員または指導者組織、相互の関連等においても、はなはだ不備があり、勤労青少年に対しその実情に即する真に有効な教育を行つていないとい難い。

もとより勤労青少年教育の画期的な振興のためには、近時欧米諸国において実施されつつある勤労青少年教育の義務制も必要と考えられるのであるが、その実施に多くの問題が認められるので、本答申においては、現行制度の漸進的改善の立場に立ち、特に産業技術教育を充実させることを主として、その振興方策を次のように定めた。

政府は勤労青少年教育の成否がわが国の産業・文化等にきわめて重大な影響を及ぼすものであることに思いをいたし、勤労青少年教育尊重の風を振起するとともに、本答申に従がいすみやかに周到な計画を樹立し、じゅうぶんな財政処置を講じ必要な行政機構等を整備してその実施に着手されんことを望む。

一、各種勤労青少年教育機関の改善

現在文部省所管の勤労青少年教育機関としては、高等学校における定時制課程及び通信教育・大学・短期大学における夜間部および通信教育・各種学校・青年学級・社

会通信教育・青少年団体等があり、これらの性格・役割を明らかにし、それぞれの質および量が勤労青少年のさまざまな必要をいつそう満しうよう改善を加えることが肝要である。この場合勤労青少年教育における一般教育の重要性は論をまたないところであるからいつそうその充実を図るべきことはもちろんであるが、それとともに、今日要望の強い産業技術教育については、従来特にふじゅうぶんな点が多いと認められるので、これを充実させることに改善の重点をおくことが必要であり、その際これら各教育機関の施設設備を整備充実させること、教職員や指導者について、計画的な養成や現職教育等を通してその資質を高め、数の充足を図り、またその待遇を向上させることおよび勤労青少年の志望や生活実態等にいつそう即応するよう教育内容や教育方法を改善することなどは共通の緊要事と考えられる。しかし教育内容や教育方法の改善にあたっては、青少年の職場における一定の作業を教育機関における学習の一部と見なすような方向を促進する必要がある。またこのような教育を容易にさせるとともに、勤労青少年教育機関の増加を図るため、教育機関の種類によつては、その設置者のわくを広げることも必要である。

(1) 高等学校

高等学校定時制課程は高等学校通信教育とともに勤労青少年のための高等学校教育機関としていつそう効果を高めるよう改善を図り特に職業課程の拡充、分校の充実および短期の技能教育等の促進につとめなければならない。このため次の対策を講ずる必要がある。

a 高等学校定時制課程

現在の定時制課程には、夜間の課程と昼間特別の時期および時間において授業を行う課程とがあるが、そのおのおのについて生徒の進路や生活実態に即応させるため、次のような改善を図るとともに職業課程の新設あるいは普通課程の職業課程への転換など職業教育の拡充を行なう必要がある。

① 夜間の課程における普通課程にあつて進学を目的とする者に対しては通常の課程と同程度に基礎学力を高めようよう教育課程の改善を図り、必要によつては修業年限の延長を考慮すること。

② 夜間の課程にあつて職業に関する課程に学ぶ者に対しては、一定の技術水準を確保するため必要によつては通常の課程よりもいつそう集約的な学習をさせるなど、その教育課程に弾力性をもたせるとともに生徒が現に従事している職業との関連を密接にし、かつ他の教育機関との併修あるいは学習の継続を容易にすること。

③ 夜間の課程の運営については、生徒の健康にじゅうぶんの配慮をし、照明、

暖房、給食等生徒の保健ならびに福利厚生のための施設の整備を図ること。

④ 昼間の課程においては、勤労青少年教育機関としての役割をさらに有効に果たさせるため、地域社会や生徒の必要にじゅうぶん応じうるようその教育課程および設置基準等に弾力性をもたせること。

この場合特に職業に関する課程にあつては、教育課程の編成にあたり通常の課程よりもいっそう集約的な学習をさせることができるようにするとともに生徒が現に従事している職業との関連を密接にし、家庭実習・現場実習等を促進すること。また農山漁村においては、二三男対策としての職業教育について配慮すること。

なお、夜間の課程と同様、他の教育機関との併修あるいは学習の継続を容易にすること。

⑤ 昼間の課程でその性格や実態が通常の課程に近いものについては、その全部または一部を通常の課程に移行させること。

⑥ 昼間の課程の修業年限の短縮を考慮すること。

⑦ 後述二の(2)のように技能教育のための施設との連係の処置をとる場合においては、修業年限を三年とすることができるようにすること。

⑧ 教員の待遇について、勤務の特殊性に応じた特別な処置を講ずるとともに、国立私立を通じて生徒の学費負担の軽減の処置を講ずること。

⑨ 分校の設置基準を設け施設設備および教員組織の充実を図ること。また分校の統廃合が地域の特殊性や適正規模等の教育的な配慮に基づくことなく、単に財政上の理由で行われることがないよう適切な処置を講ずること。

b 短期の技能教育に関する課程の新設

⑩ 短期の技能教育の整備拡充を図るため別科を改め新たに高等学校の正規の課程として短期間に集約的に技能教育を実施する課程（産業科を含む）を設けること。

⑪ この課程の授業形態はいわゆる全日制または定時制とし、教育時間数は現行の高等学校における全教育時間数の二分の一ないし三分の一の程度、修業年限は一年以上とすること。

⑫ この課程における学習に対しては、現行の高等学校の他の課程と同様の単位を与えるものとする。

⑬ この課程は必要ある場合は分校として設けることができるものとする。

c 高等学校通信教育

職業に関する科目および課程の充実を図るとともに学習書の編集発行を促進すること。

(2) 大学・短期大学（略）

(3) 各種学校

各種学校はその教科内容、修業年限等が自由で、社会の要請や勤労青少年の要望に直接的に適応しうるので勤労青少年に対し必要な職業的技術技能特に正規の学校ではじゅうぶん習得し得ない技術技能を習得させることができる点に長所を持っていると考えられる。したがって各種学校が勤労青少年教育機関としての機能を発揮するよう基礎が強固でかつ教育的な設置主体による設置を促進するとともに施設設備の充実等その育成指導を図ること。

(4) 青年学級（略）

(5) 青少年団体（略）

(6) 社会通信教育（略）

二、各種勤労青少年教育機関相互の関連

勤労青少年に対してできるだけ広く教育の機会を提供するとともに、その学習の効率化を図るためには、各種教育機関相互の間に量の面においても質の面においても緊密な連係が保たなければならない。

このため次の対策を講ずる必要がある。

(1) 勤労青少年教育機関の配置計画

すべての勤労青少年に教育の機会を与えるためには、勤労青少年教育機関の地域的配置が適正を得る必要がある。国・地方公共団体等は協力して各勤労青少年教育機関のそれぞれの性格・役割と、地域の実情、青少年の実態をじゅうぶん考慮した地域的配置計画を立てこれに基いて各教育機関の増設等の量的整備を図ること。

この場合他省所管の教育機関・訓練機関との関連をも考慮するとともに、職業教育と一般教育との関連、男子対象の教育と女子対象の教育との関連、さらに勤労青年教育機関以外の教育機関との関連について留意すること。

(2) 修学の効率化を図るための勤労青少年教育機関相互の関連各種勤労青少年教育機関の併習・学習の継続等が容易にかつ効果的に行いうるようにするため高等学校定時制課程に在学する生徒が技能者養成施設その他の技能教育のための施設において一定の基準に適合する職業技術教育を受ける場合には、これを当該高等学校

の教科の一部を履習するものと見なすようにすること。なお、技能教育のための施設から高等学校定時制課程へ学習を継続する者に対しても同様の取扱をすることについて検討すること。

三、勤労青少年教育に対する社会の協力理解

勤労青少年の修学を奨励促進するためには社会の理解と協力を深め、修学意欲をさかんにし、あるいは修学を容易にする処置が必要である。このために次の対策を講ずる必要がある。

(1) 習得技能の証明

各種学校、青年学級等の勤労青少年教育機関における習得技能について、現行の技能検定制度を拡大して広く国家的検定を実施するなど、これを公的に証明する処置を講じ、その実力が社会的に正しく評価され通用するようにすること。

(2) 関係各方面の協力理解

勤労青少年の修学を容易にし、かつその教育効果を高めるために、次の事項に関し、国としての施策を促進するほか、地方公共団体・会社・工場・勤労青少年教育を目的としない学校、地域社会その他広く関係各方面の理解と協力を得る処置を講ずること。

- a 勤労青少年教育機関修了者が、その資格や実力にふさわしい職や待遇を得ること。
- b 雇用主が修学する従業員のために、労働条件、健康管理を適正にして時間的肉体的負担を軽減させ、また通信教育のスクーリングの出席について便宜を与えること。
- c 会社・工場と勤労青少年教育機関との関係を深め、教育計画や教育方法を勤労青少年の生活実態に即したむだのないものにする。
- d 地方公共団体・会社・工場その他適当な団体等が勤労青少年教育機関の地域的配置計画に協力して適切な教育機関を設置すること。
- e 地方公共団体・会社・工場・学校等が勤労青少年教育のための施設設備、教員または指導等を提供すること。
- f 育英奨学制度の拡充、生活保護法による保護の拡大その他の処置によって勤労青少年の学資、交通費等の修学に関する経済的負担の軽減を図ること。
- g PTA活動その他の方法によって、勤労青少年教育機関、事業場および家庭の連係を図り、勤労青少年の修学や生活指導に関する諸問題の解決を図ること。

四、その他

文部省所管の勤労青少年教育機関と他省所管の勤労青少年のための教育機関・訓練機関との調整および関係各行政機関の職務権限の調整ならびに組織化を図ること。

(付記)

- 一、この答申は、本審議会の「科学技術教育の振興方策について」の答申（付記三）の趣旨にもとたえるものである。
- 二、教育制度に関連する事項としては、本文に答申するもののほか勤労青少年のための新たな教育制度を設けることの必要が問題として提起されたが、これらは教育制度全般を検討する機会において総合的な見地から改めて審議することとする。『連携』

昭和三十三年六月二七日

〔二一九六〕 閣議了解

「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」の取扱い等について

昨年来行なわれつつある米地上軍の撤退に伴う大量の離職者の発生に対しては、「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」（昭和32.9.24 閣議決定）をもって措置してきたところであるが、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）の施行に伴い同法に基づき措置されることとなった事項以外の事項については、なお右閣議決定により措置するものとする。

なお駐留軍関係離職者等の対策の実施の推進及び都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会との連絡には、総理府におかれる駐留軍関係離職者等対策推進本部（総理府総務副長官を本部長とし、関係行政機関の職員を部員とする。）がこれにあたるものとする。

おつて、「特需等対策連絡会議の設置について」（昭和30.8.5 閣議了解）は廃止するものとする。『閣議』

